

## 令和 8 年 旭 市 議 会 第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号 (6月5日)

|                                                                                 |   |
|---------------------------------------------------------------------------------|---|
| 議事日程                                                                            | 1 |
| 本日の会議に付した事件                                                                     | 1 |
| 出席議員                                                                            | 1 |
| 欠席議員                                                                            | 2 |
| 説明のため出席した者                                                                      | 2 |
| 事務局職員出席者                                                                        | 2 |
| 開 会                                                                             | 3 |
| 議長報告事項                                                                          | 3 |
| 会議録署名議員の指名                                                                      | 3 |
| 会期の決定                                                                           | 3 |
| 議案上程                                                                            | 4 |
| 議案第 1 号 令和 8 年度旭市一般会計補正予算の議決について                                                |   |
| 議案第 2 号 令和 8 年度旭市水道事業会計補正予算の議決について                                              |   |
| 議案第 3 号 旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について                                               |   |
| 議案第 4 号 東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について               |   |
| 議案第 5 号 旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について                          |   |
| 議案第 6 号 旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について                         |   |
| 議案第 7 号 旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |   |
| 議案第 8 号 旭市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について                                             |   |
| 議案第 9 号 旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について                       |   |
| 議案第 10 号 旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                      |   |

- 議案第 1 1 号 東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議  
について
- 議案第 1 2 号 財産の取得について（旭市立ひかた椿小学校統合備品 一式）
- 議案第 1 3 号 財産の取得について（指揮車 1 台）
- 議案第 1 4 号 旭市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 1 5 号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 1 6 号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 1 7 号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 1 8 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 1 9 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 2 0 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 2 1 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 2 2 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 2 3 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 2 4 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 2 5 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 2 6 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 2 7 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 2 8 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 2 9 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 3 0 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 3 1 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 3 2 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 3 3 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 3 4 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 3 5 号 専決処分の承認について（旭市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第 3 6 号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 議案第 3 7 号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 1 号 令和 7 年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 2 号 令和 7 年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について

|                |                                |     |
|----------------|--------------------------------|-----|
| 報告第 3 号        | 令和 7 年度旭市水道事業会計継続費繰越計算書について    |     |
| 報告第 4 号        | 令和 7 年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について     |     |
| 報告第 5 号        | 令和 7 年度旭市公共下水道事業会計継続費繰越計算書について |     |
| 報告第 6 号        | 令和 7 年度旭市公共下水道事業会計予算繰越計算書について  |     |
| 報告第 7 号        | 令和 7 年度旭市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について |     |
| 報告第 8 号        | 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）         |     |
| 提案理由の説明並びに政務報告 |                                | 6   |
| 議案の補足説明及び報告の説明 |                                | 1 3 |
| 散 会            |                                | 3 7 |

## 第 2 号 （6 月 1 1 日）

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 議事日程                        | 3 9 |
| 本日の会議に付した事件                 | 3 9 |
| 出席議員                        | 3 9 |
| 欠席議員                        | 3 9 |
| 説明のため出席した者                  | 3 9 |
| 事務局職員出席者                    | 4 0 |
| 開 議                         | 4 1 |
| 議案質疑                        | 4 1 |
| 議案第 1 4 号～議案第 3 4 号直接審議（先議） | 8 9 |
| 常任委員会議案付託                   | 9 4 |
| 常任委員会請願付託                   | 9 4 |
| 散 会                         | 9 4 |

## 第 3 号 （6 月 1 5 日）

|             |     |
|-------------|-----|
| 議事日程        | 9 5 |
| 本日の会議に付した事件 | 9 5 |
| 出席議員        | 9 5 |
| 欠席議員        | 9 5 |
| 説明のため出席した者  | 9 5 |

|               |       |
|---------------|-------|
| 事務局職員出席者      | 9 6   |
| 開 議           | 9 7   |
| 一般質問          | 9 7   |
| 6 番 伊 場 哲 也   | 9 7   |
| 4 番 常世田 正 樹   | 1 1 7 |
| 1 2 番 片 桐 文 夫 | 1 3 7 |
| 8 番 崎 山 華 英   | 1 3 7 |
| 1 6 番 宮 澤 芳 雄 | 1 5 8 |
| 散 会           | 1 6 7 |

#### 第 4 号 (6月16日)

|               |       |
|---------------|-------|
| 議事日程          | 1 6 9 |
| 本日の会議に付した事件   | 1 6 9 |
| 出席議員          | 1 6 9 |
| 欠席議員          | 1 6 9 |
| 説明のため出席した者    | 1 6 9 |
| 事務局職員出席者      | 1 7 0 |
| 開 議           | 1 7 1 |
| 一般質問          | 1 7 1 |
| 9 番 永 井 孝 佳   | 1 7 1 |
| 1 番 金 澤 雅 哉   | 1 8 9 |
| 1 5 番 飯 嶋 正 利 | 1 9 8 |
| 3 番 戸 村 ひとみ   | 2 1 2 |
| 5 番 伊 藤 春 美   | 2 3 1 |
| 散 会           | 2 4 1 |

#### 第 5 号 (6月17日)

|             |       |
|-------------|-------|
| 議事日程        | 2 4 3 |
| 本日の会議に付した事件 | 2 4 3 |
| 出席議員        | 2 4 3 |

|               |       |
|---------------|-------|
| 欠席議員          | 2 4 3 |
| 説明のため出席した者    | 2 4 3 |
| 事務局職員出席者      | 2 4 4 |
| 開 議           | 2 4 5 |
| 一般質問          | 2 4 5 |
| 1 9 番 松 木 源太郎 | 2 4 5 |
| 1 7 番 伊 藤 房 代 | 2 6 0 |
| 2 番 高 橋 美千子   | 2 7 1 |
| 散 会           | 2 8 0 |

## 第 6 号 (6月25日)

|                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| 議事日程                                  | 2 8 1 |
| 本日の会議に付した事件                           | 2 8 1 |
| 出席議員                                  | 2 8 1 |
| 欠席議員                                  | 2 8 2 |
| 説明のため出席した者                            | 2 8 2 |
| 事務局職員出席者                              | 2 8 2 |
| 開 議                                   | 2 8 3 |
| 常任委員長報告                               | 2 8 3 |
| 質疑、討論、採決                              | 2 8 7 |
| 常任委員長請願報告                             | 2 9 1 |
| 質疑、討論、採決                              | 2 9 2 |
| 発議案上程                                 | 2 9 6 |
| 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について    |       |
| 発議第2号 国における2027年度教育予算拡充に関する意見書の提出について |       |
| 提案理由の説明                               | 2 9 6 |
| 質疑、討論、採決                              | 2 9 8 |
| 事務報告                                  | 2 9 9 |
| 閉 会                                   | 2 9 9 |

## 令和8年旭市議会第2回定例会会議録

### 議 事 日 程 （第1号）

令和8年6月5日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
  - 第 2 議長報告事項
  - 第 3 会議録署名議員の指名
  - 第 4 会期の決定
  - 第 5 議案上程
  - 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
  - 第 7 議案の補足説明及び報告の説明
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
  - 日程第 2 議長報告事項
  - 日程第 3 会議録署名議員の指名
  - 日程第 4 会期の決定
  - 日程第 5 議案上程
  - 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
  - 日程第 7 議案の補足説明及び報告の説明
- 

### 出席議員（19名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 金 澤 雅 哉 | 2 番  | 高 橋 美千子 |
| 3 番  | 戸 村 ひとみ | 4 番  | 常世田 正 樹 |
| 5 番  | 伊 藤 春 美 | 6 番  | 伊 場 哲 也 |
| 7 番  | 平 山 清 海 | 8 番  | 崎 山 華 英 |
| 9 番  | 永 井 孝 佳 | 10 番 | 井 田 孝   |
| 11 番 | 島 田 恒   | 12 番 | 片 桐 文 夫 |
| 13 番 | 遠 藤 保 明 | 14 番 | 宮 内 保   |

15番 飯嶋正利

17番 伊藤房代

19番 松木源太郎

16番 宮澤芳雄

18番 木内欽市

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長 米本 弥一郎

教育長 向後 依明

行政改革推進課長 大八木 利武

企画政策課長 榎澤 茂

税務課長 多田 仁

環境課長 崎山 博之

健康づくり課長 黒柳 雅弘

子育て支援課長 八馬 祥子

高齢者福祉課長 杉山 かおる

農水産課長 金杉 高春

都市整備課長 飯島 和則

消防長 常世田 昌也

教育総務課長 飯島 正寛

スポーツ振興課長 林 甲明

農業委員会事務局長 金谷 健二

副市長 柴 栄男

秘書広報課長 寺嶋 和志

総務課長 向後 稔

財政課長 池田 勝紀

市民生活課長 齋藤 邦博

保険年金課長 大網 久子

社会福祉課長 椎名 実

こども家庭課長 石橋 康司

商工観光課長 加瀬 弓子

建設課長 林 一美

会計管理者 宮内 和美

上下水道課長 向後 哲浩

生涯学習課長 佐野 唯生

監査委員局長 森田 貴久

---

事務局職員出席者

事務局長 穴澤 昭和

事務局次長 飯笹 浩一

---

開会 午前10時 0分

◎日程第1 開 会

○議長（宮内 保） おはようございます。

ここで、会議を開会する前にあらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本会議場の写真撮影を行います。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立しました。

これより令和8年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎日程第2 議長報告事項

○議長（宮内 保） 日程第2、議長報告事項は、報告一覧によりご了解願います。

---

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（宮内 保） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

5番、伊藤春美議員、6番、伊場哲也議員、以上の2名を指名いたします。

---

◎日程第4 会期の決定

○議長（宮内 保） 日程第4、これより会期についておはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から6月25日までの21日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮内 保） ご異議なしと認めます。



よって、本定例会の会期は本日から6月25日までの21日間と決しました。

なお、日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

---

○議長（宮内 保） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第37号までの37議案と、報告第1号から報告第8号までの報告8件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮内 保） 配付漏れないものと認めます。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

---

#### ◎日程第5 議案上程

○議長（宮内 保） 日程第5、議案第1号から議案第37号までの37議案と、報告第1号から報告第8号までの報告8件を一括上程いたします。

議案第 1号 令和8年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 2号 令和8年度旭市水道事業会計補正予算の議決について

議案第 3号 旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 旭市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 9 号 旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議  
について
- 議案第 12 号 財産の取得について（旭市立ひかた椿小学校統合備品 一式）
- 議案第 13 号 財産の取得について（指揮車 1 台）
- 議案第 14 号 旭市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 15 号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 16 号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 17 号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 18 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 19 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 20 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 21 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 22 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 23 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 24 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 25 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 26 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 27 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 28 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 29 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 30 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 31 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 32 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 33 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 34 号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 35 号 専決処分の承認について（旭市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第 36 号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第 37 号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告第 1 号 令和 7 年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 2 号 令和 7 年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について

報告第 3 号 令和 7 年度旭市水道事業会計継続費繰越計算書について

報告第 4 号 令和 7 年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 5 号 令和 7 年度旭市公共下水道事業会計継続費繰越計算書について

報告第 6 号 令和 7 年度旭市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 7 号 令和 7 年度旭市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について

報告第 8 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

---

#### ◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（宮内 保） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 本日、ここに令和 8 年旭市議会第 2 回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

提案理由及び市政の近況を申し上げます前に、6 月 3 日に最接近した台風 6 号について申し上げます。天候が崩れる前の 6 月 2 日午後 3 時に災害対策本部を設置し、同日午後 5 時 30 分から自主避難所 4 か所を開設し、最大で 27 名の方が避難しました。市内での大きな被害はございませんでしたが、全国各地で発生している自然災害に対する日々の備えが重要であることを改めて認識したところです。

また、5 月 29 日から気象庁の新たな防災気象情報の運用が開始され、危険度が分かりやすく伝わり、一目で状況を判断して適切な行動ができるよう整理されました。災害時における防災情報や避難指示等についても、引き続き迅速かつ適切に伝達してまいります。

初めに、本議会に提案しました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第 1 号は、令和 8 年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ 2 億 4,100 万円を追加し、予算の総額を 330 億 6,100 万円とするものであります。

議案第 2 号は、令和 8 年度旭市水道事業会計補正予算の議決についてでありまして、物価

高騰対策水道基本料金減免事業に伴い、営業収益を9,673万3,000円の減額、営業外収益を同額の増額とするものです。

議案第3号は、旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、行政手続法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第4号は、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第5号は、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号は、旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号は、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも国の定める基準府令の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第8号は、旭市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、鶴巻小学校、滝郷小学校、嚶鳴小学校を統合し、新たに「うなかみ小学校」を設置するため、所要の改正を行うものであります。

議案第9号は、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国の定める基準府令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第10号は、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、公共下水道事業計画の変更に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第11号は、東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、同組合が設置している東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏基金を廃止することに伴う規約改正を行うに当たり、あらかじめ関係地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

議案第12号及び議案第13号は、いずれも財産の取得についてでありまして、議案第12号は旭市立ひかた椿小学校統合備品を購入することについて、議案第13号は指揮車を購入することについて、それぞれ仮契約を締結いたしましたので、これらの契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第14号は、旭市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてでありまし

て、現教育長の任期が本年8月18日をもって満了となるため、後任の教育長を任命するに当たり議会の同意を求めるものであります。

私は、向後依明氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第15号から議案第17号までの3議案は、いずれも旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでありまして、現委員の任期が本年8月18日をもって満了となるため、後任の委員を選任するに当たり議会の同意を求めるものであります。

私は、嶋田一豊氏、石毛春夫氏、名須川由香利氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第18号から議案第34号までは、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、現委員の任期が本年7月19日をもって任期満了となることから、後任の委員を任命するに当たり議会の同意を求めるものであります。

私は、石毛秀治氏、伊藤優悦氏、齊藤要氏、渡邊公平氏、林恒男氏、斉藤譲氏、木村悦子氏、加瀬政夫氏、崎山忠志氏、加藤善英氏、渡邊茂氏、高木文英氏、並木孝仁氏、平野修市氏、飯嶋伊千良氏、鈴木京子氏、竹内和江氏が適任と考え、提案するものであります。

議案第35号から議案第37号までの3議案は、専決処分の承認についてでありまして、議案第35号は旭市税条例の一部を改正する条例の制定、議案第36号は旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定、議案第37号は旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

報告第1号は、令和7年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号は、令和7年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第3号は、令和7年度旭市水道事業会計継続費繰越計算書について、報告第4号は、令和7年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について、報告第5号は、令和7年度旭市公共下水道事業会計継続費繰越計算書について、報告第6号は、令和7年度旭市公共下水道事業会計予算繰越計算書について、報告第7号は、令和7年度旭市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について、報告第8号は、議会からの委任による専決処分の報告について、それぞれ報告するものであります。

次に、令和7年度の一般会計並びに各特別会計の執行について概要を申し上げます。

令和7年度の一般会計並びに各特別会計は、現在、事務当局において決算作業を進めているところであります。

日本経済は、緩やかに景気が回復している一方で、中東情勢の緊迫化や米国の通商政策の

影響、物価上昇の継続などにより景気を下押しする可能性があることから、市民生活への影響が懸念されます。

財政運営に当たっては、そのような状況下においても税収等の自主財源をより確実に確保しつつ、交付金や有利な起債等を活用するとともに、歳出の抑制を図り、経費の節減合理化に努めてまいりました。

その結果、令和7年度の一般会計は、概算で歳入総額354億1,200万円、歳出総額336億4,000万円、翌年度に繰越しとなる財源を差し引いた実質収支額は、13億9,000万円の黒字を見込んでおります。

また、各特別会計についても、おおむね順調な決算となる見込みであります。

次に、国の地方創生臨時交付金を活用した本市独自の支援策について申し上げます。

物価高騰対策臨時特別給付金については、本年3月1日時点で本市に住民登録のある方を対象に、1人当たり1万1,500円の現金給付を行うもので、世帯主名義の金融機関口座に世帯の人数分の金額が振り込まれます。5月28日に振込を開始したところで、8月までの給付完了を目指します。

また、プレミアム率20%付旭市共通商品券は購入予約の申込受付が終了したところです。当せんはがきが届いた方は7月1日から10日までに指定の郵便局での購入となり、商品券の使用期間は7月1日から12月31日までの6か月間です。なお、まだ数量に余裕があるため、より多くの市民の皆様にご利用いただけるよう追加募集を実施する予定です。

さらに、上水道を利用している方々や事業所等を対象に、7月から9月の水道料金について基本料金2か月分の4,620円を減免いたします。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、国勢調査について申し上げます。

昨年10月1日を基準日として実施いたしました国勢調査の速報値が先月公表されました。本市の人口は5万9,657人であり、前回調査の2020年と比較しますとマイナス4,088人で、6.41%の減少となりました。

日本全体でも人口減少が進んでいる中、本市においても厳しい数字となりましたが、この結果を重く受け止め、引き続き、本市で暮らすことの魅力を多くの人が享受できるよう、ウェルビーイングの向上が図れるまちづくりを進めてまいります。

次に、農水産業の振興について申し上げます。

農業分野での地域おこし協力隊2名が、本市での独立就農を目指して本年4月から活動を

開始いたしました。市内農業者の下で研修を受けながら、移住者の視点で本市の魅力を発信するなど、地域振興に貢献していただきます。

また、北総台地を中心に、生息域が急速に拡大しているイノシシに対応するため、4月1日に、飯岡地域の上永井・南町の住民と猟友会で構成する旭市鳥獣被害対策実施隊を設置いたしました。今後も地域とさらなる連携を図りながら、農作物への被害対策の強化・推進に努めてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

恒例の袋公園桜まつりを4月1日から12日まで開催し、西ため池では夜桜も楽しめるよう、期間中は午後10時までライトアップを行うとともに、水上におけるこいのぼりの掲揚は5月6日まで行いました。

4月4日のイベントは、天候には恵まれませんでしたでしたが、わくわく市場やキッチンカーの出店、本市の観光大使であります椎名佐千子さんの歌謡ショーや、桂竹千代さんの寄席など様々な催しが行われ、咲き誇る桜の下で大勢の方が春を楽しんでいました。

続いて、夏期観光について申し上げます。

市営海浜プールは7月18日から8月31日まで、矢指ヶ浦海水浴場については7月18日から8月23日までの開設を予定しており、開設日初日には、恒例のサマーフェスタ in 矢指ヶ浦の開催を予定しています。

また、旭市七夕市民まつりは8月6日、7日に開催を予定しています。

次に、雇用の確保について申し上げます。

雇用対策協議会が主催する、地元企業と来春卒業予定の高校生等とのマッチングを目的とした合同企業説明会は、4月24日に市内企業25社の出展により開催され、高校生を含め285名の参加がありました。地元にも魅力的な企業があることを知っていただく貴重な機会となりました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

2026年アジアユース・世界ユース卓球選手権大会日本代表選手選考会 in 旭市が、4月17日から21日までの5日間、総合体育館を会場に行われ、日本トップレベルの選手により熱戦が繰り広げられました。U-15とU-18の代表権を獲得した、それぞれ男女各1名の選手が旭から世界へ羽ばたき、日本代表として活躍されることを期待しております。

千葉県東部五市スポーツ大会は、5月17日に成田市の会場を中心に開催され、5市の交流が深まるとともに、市民の心身の健康につながる大会となりました。

次に、子育て支援の充実について申し上げます。

本年5月から開始した5歳児健康診査は、子どもの発達の特徴を早期に発見し、適切な支援につなげることで保護者の不安解消に努めております。

保育所統合整備事業については、令和7年度末に閉所した旧まんざい保育所の園舎等を解体することとして、本定例会に補正予算を提案し、審議をお願いしております。

保育所DX推進事業については、保護者の利便性の向上や保育現場の業務の効率化を図るため、ICTシステムの導入に向け、公募型プロポーザルの準備を進めているところであります。

次に、学校教育の充実について申し上げます。

学校再編の進捗状況ですが、令和9年4月開校予定のひかた椿小学校は、校舎などの大規模改造工事が順調に進んでいるところで、予定どおり本年11月の完成を見込んでいます。

(仮称)海上地域小学校の再編については、統合小学校として旭市立うなかみ小学校を設置するため、関連議案を本定例会に提出し、審議をお願いしております。なお、(仮称)海上地域小学校は、令和11年4月の開校に向けて本年5月に準備委員会を設置し、校歌・校章、通学方法及び学校運営などの具体的な協議を開始したところであります。

(仮称)北統合中学校の再編については、代表者会議において承認を得るに至らなかったため、現在、別の方向性について慎重に調査審議を重ねているところであります。

(仮称)旭地域南小学校の再編については、本年7月に富浦小学校と矢指小学校の両校に地域検討会議を設置し、地域に根差した再編となるように広く意見を集約してまいります。

今後も、保護者や地域の皆様の声に真摯に耳を傾け、子どもたちにとって最善の教育環境が提供できるよう取り組んでまいります。

次に、生涯活躍のまち推進について申し上げます。

旭市多世代交流施設おひさまテラスは多くの方にご利用いただき、令和7年度の来場者数は約17万人に達し、前年度を上回りました。今後も様々なイベントの開催などを通じて、さらなる利用促進を図り、子どもから高齢者まで幅広い世代が集い、地域活性化に寄与できるよう取り組んでまいります。

次に、移住・定住の促進について申し上げます。

転入者を対象とした定住促進奨励金については、令和7年度は43世帯に2,920万円を支給し、実転入者は99人でありました。

また、若者世帯の定住を目的とする若者世帯住宅取得奨励金は、18世帯に740万円を支給



いたしました。

今後も、移住サポートセンターと連携し、様々な媒体を通じて情報発信を行い、本市への移住・定住の取組を推進してまいります。

次に、交流の促進について申し上げます。

令和7年度のふるさと応援寄附受入額は3億8,368万8,560円となり、前年度から大幅に増加しました。今後もさらなる寄附の増加を目指して、本市の強みである農畜水産物を軸とした返礼品開発の強化に取り組んでまいります。

シティプロモーション推進事業は、あさひロケーションサービス協議会と民間ボランティア団体「旭おっぺし隊」などの協力を得て、ロケ誘致や撮影支援を積極的に行っており、令和7年度は32件の映画やドラマ等の撮影が実現しました。今後も、本市の魅力や認知度向上、さらにはシビックプライドの醸成に努めてまいります。

幽学の里で米づくり交流事業は、5月2日と6日の2日間、豊かな自然に囲まれた大原幽学遺跡史跡公園で開催いたしました。当日は、県内外から家族連れなど295名が参加し、稲作や大原幽学先生の教えについて学んだほか、実際に田植を体験することで、都市住民と地域との交流を図ることができました。

日本一身近な海づくり推進事業「ぼるぼろ」は、本年度も年3回の開催を予定しており、1回目を6月14日に開催いたします。旭の海を身近に感じることができるレクリエーションやビーチクリーンを中心に様々なイベントに参加いただき、海の大切さと地域の魅力を再発見していただくことを期待しているところです。

次に、安全で快適な道路の整備について申し上げます。

南堀之内バイパスは、3月17日に、開通を記念した中和小と干潟中の児童・生徒による通り初めが行われ、全線が供用開始となったところです。

また、銚子連絡道路の整備については、匝瑳市から本市までの約13キロメートルの全区間において用地交渉が進められているところです。

次に、協働・共創の促進について申し上げます。

複雑化する地域課題に対応するため、企業や大学など、民間の持つ専門的な知見やアイデアをまちづくりに生かす、公民連携による取組を推進しております。この取組を加速させるため、民間からの提案や相談を一元的に受け付ける窓口として、公民連携デスクを本年4月に企画政策課内に設置いたしました。今後は、本デスクを核として民間との協働を積極的に推進し、持続可能なまちづくりと市民サービスのさらなる向上に取り組んでまいります。

次に、保健・医療の充実について申し上げます。

CCDプロジェクトは、ノボノルディスクファーマ株式会社、千葉大学医学部附属病院と、本市が連携して取り組んでまいりましたが、令和7年12月としていた協定期間を延長し、これまでの成果を継承・発展させ、引き続き「住んでいるだけで自然に健幸になれるまちづくり」を推進してまいります。

次に、消防・防災力の強化について申し上げます。

消防施設の整備については、地下型耐震性貯水槽を三川ふれあい公園敷地内へ設置するとともに、干潟地域の消防団に配備されている小型動力ポンプ付積載車2台を更新したところ  
です。

次に、廃棄物の減量化と資源の有効活用について申し上げます。

近年、不要となった物品のリユースをアプリで行うサービスが盛んに利用されている中で、3R推進における市民の利便性の向上を図るため、株式会社マーケットエンタープライズと協定を締結し、リユースプラットフォーム「おいくら」を活用した連携を、本年3月から開始したところです。今後も、市民の皆様に積極的に活用していただけるようPRに努めてまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

環境省が推進している国民運動で、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしをつくる「デコ活」は、昨年12月に宣言したところであり、自治体や企業、個人等が連携し、日常生活、地域施策、事業活動での温室効果ガス排出削減や、活動の可視化・拡大に向けて、身近でできる取組の発信などの普及啓発を行ってまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（宮内 保） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

---

#### ◎日程第7 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（宮内 保） 日程第7、議案の補足説明及び報告の説明を求めます。

議案第1号、議案第12号、議案第13号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 池田勝紀 登壇)

○財政課長（池田勝紀） 議案第1号、令和8年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ2億4,100万円を追加し、予算の総額を330億6,100万円とするものです。

第2条は、地方債の変更を行うものです。

4ページをお願いします。

第2表、地方債補正です。

今回の補正は、地方債の変更で1事業ございます。児童福祉施設改修事業は、今回の補正で増額を予定しております。保育所統合整備事業に係る起債を追加するもので、限度額を表の左側、補正前の限度額の欄、当初予算額8,070万円に6,340万円を追加し、表の左右中ほど補正後の限度額の欄、1億4,410万円とするものです。

9ページをお願いします。

歳入について説明いたします。

事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

表の左から3列目、補正額の欄になります。

14款1項1目民生費国庫負担金3,572万円の増は、説明欄1、生活保護費負担金によるものです。こちらは今回補正を予定しております生活保護総務事務費及び生活保護扶助費に対する国の負担金となります。

15款2項4目農林水産業費県補助金201万4,000円の増は、説明欄1、さわやか畜産総合展開事業費補助金によるものです。こちらは今回補正を予定しております、さわやか畜産総合展開事業に対する県の補助金となります。

18款2項1目財政調整基金繰入金1,276万6,000円の増は、今回の補正財源として財政調整基金からの繰入金を計上するものです。

3目公共施設等整備基金繰入金710万円の増は、今回補正を予定しております保育所統合整備事業の財源として、公共施設等整備基金からの繰入金を計上するものです。

10ページをお願いします。

20款5項5目雑入1億2,000万円の増は、説明欄1、漁業振興基金出捐金によるものです。

今回補正を予定しております漁業振興基金積立金の財源として計上するものです。

21款1項2目民生債6,340万円の増については、先ほど第2表地方債補正で説明したとおりでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

11ページをお願いします。

続いて、歳出について説明いたします。

歳入と同じく、表の左から3列目、補正額の欄になります。

3款3項6目保育所費7,051万5,000円の増は、説明欄1、保育所統合整備事業によるもので、令和7年度末に閉所した旧まんざい保育所の園舎等の解体撤去及び遊具の移設や、昨年度解体した旧ゆたか保育所の園庭部分で見つかった地下埋設管を撤去するための費用を補正するものです。

4項1目生活保護総務費48万8,000円の増は、説明欄1、生活保護総務事務費によるもので、平成25年度の生活扶助費基準改定におけるデフレ調整の改定率が令和7年6月の最高裁判決で違法と判断されたことを受け、生活扶助費を追加給付することが決定したことから、給付に当たっての郵送料や振込手数料、システム改修の費用を計上するものです。

その下、2目扶助費4,697万6,000円の増は、生活扶助費の追加給付分の補正となります。

12ページをお願いします。

6款1項4目畜産振興費302万1,000円の増は、説明欄1、さわやか畜産総合展開事業によるもので、県の補助事業の追加募集に対し、畜産農家から堆肥散布車の導入要望があり、県との協議が調ったことから補助金を計上するものです。

3項1目水産業総務費1億2,000万円の増は、説明欄1、漁業振興基金積立金によるもので、銚子沖洋上風力発電事業に伴う出捐金を漁業振興基金に積み立てるものです。

歳出の説明は以上となります。

13ページをお願いします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

表の一番下、計の欄になります。右から2列目、8年度末現在高見込額の補正額の列をご覧ください。補正額は6,340万円の増で、内容につきましては先ほど第2表の地方債補正で説明したとおりでございます。

表の一番右下、今回の補正額を含めた令和8年度末の現在高見込額は264億3,589万1,000円となります。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第12号に入りたいと思います。

議案第12号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

2ページからの説明になります。

取得する財産は旭市立ひかた椿小学校統合備品一式です。本備品は、学校再編に伴い令和9年4月に開校となる、ひかた椿小学校開校準備のため必要となる備品を購入するものです。取得金額は3,025万円。取得の相手方は、千葉市中央区都町二丁目19番3号、株式会社千葉測器代表取締役、中村卓見。納入期限は令和8年12月25日です。

参考までに入札の経過について申し上げます。次ページに参考資料があります。

事後審査方式制限付一般競争入札により、令和8年4月6日に公告し、4月15日まで入札参加の受付を行ったところ、参考資料に掲載してあります1者から申込みがありました。4月20日の入札書提出期限までに当該事業者から入札書が提出され、4月21日に開札した結果、株式会社千葉測器が予定価格に達し、審査したところ入札参加資格要件を満たしておりましたので、4月29日に仮契約を締結いたしました。

なお、予定価格は3,999万6,000円、落札率は75.63%でした。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

また続きまして、議案第13号の説明に入ります。

議案第13号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

2ページをお願いします。

取得する財産は指揮車1台です。本車両は旭消防署で使用している同種車両の老朽化に伴い更新するものです。取得金額は2,611万8,233円。取得の相手方は、愛知県名古屋市中区金山二丁目1番5号、平和機械株式会社代表取締役、小野寛利。納入期限は令和9年3月31日です。

参考までに入札の経過を申し上げます。3ページに参考資料があります。

事後審査方式制限付一般競争入札により、令和8年4月6日に公告し、4月15日まで入札参加の受付を行ったところ、参考資料に掲載してあります1者から申込みがありました。4月20日の入札書提出期限までに当該業者から入札書が提出され、4月21日に開札した結果、平和機械株式会社が予定価格に達し、審査したところ入札参加資格要件を満たしておりましたので、4月29日に仮契約を締結いたしました。

なお、予定価格は2,612万5,000円、落札率は99.97%でした。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第10号について、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長 向後哲浩 登壇）

○上下水道課長（向後哲浩） 議案第2号、令和8年度旭市水道事業会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

水道基本料金2か月分の減免に伴い、表中段1目の給水収益が9,673万3,000円の減額となります。

減額分の財源として、表の下から2段目、1目の他会計補助金、一般会計補助金が1,014万8,000円の増額、表の最下段、2目の補助金、千葉県補助金が8,658万5,000円の増額となるものです。減免による給水収益の減額分はそれらの補助金で全額補填されますので、収益的収入は当初予算と同額の17億1,096万2,000円に変更はありません。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第10号、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表18ページをご覧ください。

この条例は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項を定めるもので、旭市公共下水道全体計画に基づき、令和8年2月に下水道法第4条第6項に定める旭市公共下水道事業計画の知事協議及び令和8年3月に都市計画法第63条第1項に定める旭都市計画下水道事業計画変更認可が完了したことに伴い、第3条第3項第1号に規定している計画処理区域面積を「1,010ヘクタール」から「230ヘクタール」に改め、第2号に規定している計画処理人口を「22,200人」から「4,900人」に改め、第3号に規定している計画1日最大処理量を「16,500立方メートル」から「3,650立方メートル」に改めるものです。

なお、本条例の施行については、公布の日からとなります。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 上下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第3号、議案第14号から議案第34号までについて、総務課長、登壇してください。

（総務課長 向後 稔 登壇）

○総務課長（向後 稔） 議案第3号及び議案第14号から議案第34号までの22議案につきます。

て補足説明を申し上げます。

初めに、議案第3号、旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、国が公布しました「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」におきまして、書面による掲示規制の見直しとして、行政手続法の不利益処分に係る通知について改正があったことから、改正後の行政手続法の規定を踏まえ、旭市行政手続条例についても所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

第15条第3項は、不利益処分をしようとする場合の手続である聴聞の通知の方式のうち、不利益処分の名宛て人となるべき者の所在が判明しない場合における方式を定めるもので、これまで書面を事務所の掲示場に掲示することで行うことができるとしていたものから、公示の方法によって行うことができると改めるものです。

第4項は、第3項に規定する公示の方法を新たに定めるもので、公示の方法を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を掲示場に掲示し、または公示事項を事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を取ることによって行うものと定めるものです。

これは、インターネット等により通知内容を閲覧できるようにするとともに、これまでどおり書面を事務所の掲示場に掲示するか、または事務所に設置したパソコン等によって閲覧をすることができる状態に置く措置を取ることによって公示を行うこととするものです。

第16条第1項、第22条第3項、第29条の改正につきましては、第15条第4項の追加等に伴う文言整理となります。

なお、本条例は公布の日から施行するもので、この条例の施行の日以降にする通知について適用し、同日前にした通知については改正前の条例を適用するものになります。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第14号、旭市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、補足説明を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同

意を求めるものであります。

教育長に任命したい方は、旭市飯岡にお住まいの向後依明氏。昭和35年生まれの方です。向後氏は長きにわたり教育に広く携わっていた方であり、高潔な人柄で、教育に関し深い見識を備えた方であります。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び地方自治法に規定する欠格事項、兼職の禁止及び兼業の禁止について、いずれも該当しないことを申し添えます。

続きまして、議案第15号から議案第17号までの3議案について補足説明を申し上げます。

この3議案は、いずれも旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでありまして、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第15号で選任したい方は、旭市三川にお住まいの嶋田一豊氏、昭和28年生まれの方。

議案第16号で選任したい方は、旭市清滝にお住まいの石毛春夫氏、昭和35年生まれの方。

議案第17号で選任したい方は、旭市ニにお住まいの名須川由香利氏、昭和59年生まれの方です。

3名の方は、それぞれ宅地建物取引士、行政経験者、税理士で、固定資産の評価に関し識見を有し、適任の方です。

なお、3氏とも地方税法及び地方自治法に規定する欠格事項、兼職の禁止及び兼業の禁止について、いずれも該当しないことを申し添えます。

続きまして、議案第18号から議案第34号までの17議案について補足説明を申し上げます。

この17議案は、いずれも旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第18号で任命したい方は、旭市米込にお住まいの石毛秀治氏、昭和41年生まれの方。

議案第19号で任命したい方は、旭市萬力にお住まいの伊藤優悦氏、昭和34年生まれの方。

議案第20号で任命したい方は、旭市イにお住まいの齊藤要氏、昭和43年生まれの方。

議案第21号で任命したい方は、旭市蛇園にお住まいの渡邊公平氏、昭和39年生まれの方。

議案第22号で任命したい方は、旭市仁玉にお住まいの林恒男氏、昭和39年生まれの方。

議案第23号で任命したい方は、旭市飯岡にお住まいの斉藤譲氏、昭和31年生まれの方。

議案第24号で任命したい方は、旭市清和乙にお住まいの木村悦子氏、昭和32年生まれの方。

議案第25号で任命したい方は、旭市琴田にお住まいの加瀬政夫氏、昭和33年生まれの方。



議案第26号で任命したい方は、旭市後草にお住まいの崎山忠志氏、昭和34年生まれの方。  
議案第27号で任命したい方は、旭市三川にお住まいの加藤善英氏、昭和48年生まれの方。  
議案第28号で任命したい方は、旭市溝原にお住まいの渡邊茂氏、昭和32年生まれの方。  
議案第29号で任命したい方は、旭市長部にお住まいの高木文英氏、昭和40年生まれの方。  
議案第30号で任命したい方は、旭市泉川にお住まいの並木孝仁氏、昭和33年生まれの方。  
議案第31号で任命したい方は、旭市神宮寺にお住まいの平野修市氏、昭和23年生まれの方。  
議案第32号で任命したい方は、旭市琴田にお住まいの飯嶋伊千良氏、昭和33年生まれの方。  
議案第33号で任命したい方は、旭市足川にお住まいの鈴木京子氏、昭和31年生まれの方。  
議案第34号で任命したい方は、旭市足川にお住まいの竹内和江氏、昭和30年生まれの方です。

なお、いずれの方も、農業委員会等に関する法律及び地方自治法に規定する欠格事項及び兼業の禁止について、いずれにも該当しないことを申し添えます。

以上で、議案第14号から議案第34号までの補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、午前11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第4号、議案第35号から議案第37号までについて、税務課長、登壇してください。

（税務課長 多田 仁 登壇）

○税務課長（多田 仁） 議案第4号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

東日本大震災により、住宅等が半壊以上の被害を受け、新たな住宅を取得した場合、地方税法では、特例措置として、固定資産税及び都市計画税を6年間減額すると規定されております。本条例は、地方税法による減額後に残る税額を減免するものであります。

今般、地方税法の改正により、対象となる住宅の取得期限が令和9年3月31日までと1年延長されたことから、同様に令和9年3月31日まで延長するものです。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第3条は、減免の対象となる建て替え住宅等の要件を定めるもので、取得期限を定める第1号中、「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改めるものです。

以上で議案第4号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第35号、専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、旭市税条例を改正する必要性が生じたことから、3月31日付で専決処分により制定した、旭市税条例の一部を改正する条例について議会の承認を求めるものでございます。

新旧対照表の20ページをお願いいたします。

第18条の3は、「納税証明事項」について、第19条は、「納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金」についてそれぞれ定めるもので、いずれも軽自動車税環境性能割の廃止に伴い条項を整理するものです。

第33条は、「所得割の課税標準」について定めるもので、特定大口株主等が支払いを受ける上場株式等の配当等を特定配当等へ追加し、特別徴収の対象とするとともに、引き続き総合課税の対象とするため規定を追加するものです。

第34条の7は、「寄附金税額控除」について定めるもので、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正となります。

第36条の2は、「市民税の申告」について、次の21ページにまいりまして、第36条の3の2は、「個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書」について定めるもので、いずれも法改正に伴い生じた項ずれを整理するものです。

第36条の3の3は、「個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書」について定めるもので、公的年金等受給者で所得税における扶養親族等申告書の提出が不要な場合でも、個人住民税において必要な扶養親族等の情報を把握できるよう、提出義務の範囲を拡大するものです。

22ページをお願いします。

中ほど、第63条は、「固定資産税の免税点」について定めるもので、家屋について、現行

の20万円を30万円に、償却資産について、現行の150万円を180万円にそれぞれ免税点を引き上げるものです。

第80条から、少し飛びまして25ページになります。第91条までは、軽自動車税について定めるもので、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い条項を整理するものです。

続きまして、これ以降は附則の改正となります。

附則第6条は、「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」について定めるもので、特例の適用期限を撤廃するものです。

附則第7条の3は、「個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除」について定めるもので、現行の附則第7条の3を削除し、第7条の3の2を新たに第7条の3として条項を整理するとともに、適用年度を5年間延長し、令和25年度までとするものです。

附則第7条の4は、「寄附金税額控除における特例控除額の特例」について定めるもので、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う改正となります。

26ページをお願いします。

附則第8条は、「肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例」について定めるもので、附則第7条の3の改正に伴い条項を整理するとともに、適用年度を3年間延長し、令和12年度までとするものです。

附則第9条の2は、「個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等」について定めるもので、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正となります。

附則第10条の2は、いわゆる、わがまち特例として固定資産税等の課税標準の特例割合を定めるもので、第3項は、都市再生緊急整備地域において取得する公共施設等に対する特例割合を国の基準に合わせるとともに、当該地域の中から指定された地域において、一定の耐火建築物を整備する事業に係る公共施設等に対する特例を新設するものです。

第10項から次のページ、27ページの第17項までは、再生可能エネルギー発電設備に係る特例割合をそれぞれ拡充するものです。

第26項は、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等の特別特定建築物に対する特例割合を定める条項を新たに整備するもので、割合を3分の1とするものです。

第2項及び第21項は、国の基準に合わせた割合の改正で、同条中のそれ以外の項につきましては、法改正により生じた項ずれを整理するものです。

附則第10条の3は、「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」について定めるもので、法改正に伴い生じた項ずれを整理するものです。  
28ページをお願いします。

同条第16項は、改修特別特定建築物に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めるもので、法改正により、これまで特別特定建築物のうち劇場・音楽堂等に限定されていた範囲を、国の補助を受けて改修工事を行った一定のものへ適用要件が拡大されたことに伴い改正するものです。

附則第15条の2から次のページ、29ページの第16条の2までは、軽自動車税について定めるもので、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う条項の整理のほか、29ページ中ほど、第16条第2項については、電気自動車等のグリーン化特例の適用年度を2年間延長し、令和9年度までとするものです。

30ページをお願いします。

附則第16条の3は、「上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例」について、附則第16条の4は、「土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例」について、附則第17条は、「長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例」についてそれぞれ定めるもので、いずれも附則第7条の3の改正に伴い条項を整理するものです。

附則第17条の2は、次の31ページまでまがりますけれども、「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例」について定めるもので、適用要件を見直すとともに、特例の適用年度を3年間延長し、令和11年度までとするものです。

31ページの中ほど、附則第18条は、「短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例」について、附則第19条は、「一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例」についてそれぞれ定めるもので、いずれも附則第7条の3の改正に伴い条項を整理するものです。

32ページをお願いします。

附則第19条の3は、「特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例」について定めるもので、ビットコインなどの暗号資産の法的位置づけが決済手段から金融商品へと変更されたことに伴い、国内の取扱業者を通じて上場している暗号資産を譲渡した場合、上場株式等の譲渡所得と同様、申告分離課税の対象とするため、規定を整備するものです。

附則第20条は、「先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例」について、附則第20条の2は、「特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例」について。次の33ページになります。附則第20条の3は、「条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例」についてそれぞれ定めるもので、いずれも附則第7条の3の改正に伴い条項を整理するものです。

34ページをお願いします。

旭市税条例等の一部を改正する条例ですが、こちらは、条例本文の附則とは別に、過去に改正附則により定めたものについて改正が必要となったもので、第6条は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い条項を整理するものです。

議案第35号については以上でございます。

続きまして、議案第36号、専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

旭市都市計画税条例の一部を改正する条例についてですが、こちら専決処分により制定いたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

新旧対照表の35ページをお願いします。

附則第4項から第9項までは、いわゆる、わがまち特例として都市計画税の課税標準の特例を定めるもので、先ほど市税条例の附則第10条の2でご説明したものと同様の改正となります。

第4項は、都市再生緊急整備地域において取得する公共施設等に対する特例割合を国の基準に合わせて改めるとともに、当該地域の中から指定された地域において、一定の耐火建築物を整備する事業に係る公共施設等に対する特例を新設するものです。

附則第5項から第8項までは、法改正に伴い生じた項ずれを整理するもの、第7項は、国の基準に合わせた割合の改正で、附則第9項は、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等の特別特定建築物に対する特例割合を定める条項を新たに整備するものです。

附則第10項は、「改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」について定めるもので、市税条例の附則第10条の3第16項でご説明したものと同様の改正となります。

附則第11項から次の36ページの第21項までは、本附則に第9項が追加されたことに伴う項ずれと法改正に伴い生じた項ずれを整理するものです。

議案第36号については以上でございます。

続きまして、議案第37号、専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、こちらも専決処分により制定いたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

新旧対照表の37ページをお願いいたします。

第2条は、「課税額」について定めるもので、第5項に、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金について、課税限度額を3万円と定める規定を追加するものです。

第23条は、「国民健康保険税の減額」について定めるもので、第1項は、子ども・子育て支援金分の課税限度額の設定に伴い規定を追加するものです。

第2号及び第3号は、低所得者世帯の法定軽減の適用対象を拡充するため、軽減判定における所得基準額に加算する1人当たりの額を引き上げるもので、第2号は、5割軽減世帯の加算額を「30万5,000円」から「31万円」に、第3号は、2割軽減世帯の加算額を「56万円」から「57万円」にそれぞれ改めるものです。

第3項第1号は、法改正に伴い条項を整理するものです。

以上で議案第4号及び議案第35号から議案第37号までの補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第5号から議案第7号までについて、子育て支援課長、ご登壇してください。

（子育て支援課長 八馬祥子 登壇）

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、議案第5号から議案第7号の補足説明を申し上げます。

初めに、議案第5号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

「児童福祉法」の一部改正並びに「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」の施行に伴い、国の定める基準府令が改正となったことから、所要の改正を行うものです。

本条例の改正の対象となる事業は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、市の認可を受けた事業者は現在旭市にはありません。

それでは、主な改正内容について、新旧対照表により説明させていただきます。

新旧対照表4ページをお願いいたします。

第6条、保育所等との連携に関する規定では、これまで原則3歳未満を対象としていた小規模保育事業について、新たに3歳以上限定の小規模保育事業が創設されたことに伴い、連携施設の確保に関する要件等について改めるものです。

第13条、児童対象性暴力等の防止に関する規定では、児童の安全確保の観点から、家庭的保育事業実施者等に対し児童対象性暴力等の防止措置を講ずることが義務化されたため、業務従事者に係る犯罪事実確認やその他必要な措置について新たに規定するものです。

第23条、職員に関する規定では、これまで国家戦略特別区域に限り運用されていた地域限定保育士制度が一般制度化されたことに伴い、第2項において、保育者の資格要件に地域限定保育士を加えるものです。

地域限定保育士とは、筆記試験に合格後、実技試験の代わりに講習を受講することで地域限定保育士として登録されるもので、登録後3年間は受験した自治体でのみ保育士として働くことができるものです。3年経過し、一定の勤務経験があれば通常の保育士として全国で働くことができます。千葉県では、令和8年度から試験が実施されます。

5ページをお願いします。

第29条及び第31条、小規模保育事業の職員に関する規定では、同じく資格要件に地域限定保育士を加え、第4項において、保育士数の算定に当たり、看護師等に加え、理学療法士等の専門職1名を保育士とみなす特例の追加と、その場合の保育士による支援体制の確保について規定するものです。

6ページ、第44条及び第47条、事業所内保育事業においても、職員に関する規定について同様の改正を行うものです。

本条例は、公布の日から施行となります。ただし、13条の改正規定は、令和8年12月25日から施行となります。

以上で議案第5号の説明を終わります。

続きまして、議案第6号、旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

児童福祉法の一部改正並びに学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴い、国の定める基準府令が改正となったことから、所要の改正を行うものです。

それでは、主な改正内容について、新旧対照表により説明させていただきます。

新旧対照表の8ページをお願いいたします。

第14条の2、児童対象性暴力等の防止に関する規定を新設し、業務従事者に係る犯罪事実確認やその他必要な措置について規定するものです。

第23条、職員に関する規定では、一般型乳児等通園支援事業に従事する職員の資格要件に

地域限定保育士を追加するものです。

第23条の2、設備及び職員の基準の特例に関する規定を新設し、離島などで子ども・子育て支援法に基づく特例保育を行う事業所が併せて一般型乳児等通園支援事業を行う場合の特例措置について規定するものです。

本条例は、公布の日から施行となります。

ただし、14条の次に1条を加える改正規定は、令和8年12月25日から施行となります。

以上で議案第6号の説明を終わります。

続きまして、議案第7号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

児童福祉法等の一部改正により、国の定める基準府令が改正となったことから、所要の改正を行うものです。

本条例改正の対象となる事業は、旭市では保育所と認定こども園となります。

改正内容は、これまで原則3歳未満の保育認定子どもを対象としていた小規模保育事業に、新たに満3歳以上の受入れを可能とする「満3歳以上限定小規模保育事業」を位置づけるとともに、区分認定を「教育認定子ども」、「満3歳以上保育認定子ども」、「保育認定子ども」に細分化し、利用定員の設定や運営基準等を明確化するものです。認定区分は施設型給付費の算定や利用者負担額の免除要件を判定する際の根拠であり、条文上で適用対象となる範囲を明確に定義するものです。

主な改正内容について、新旧対照表により説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。

第2条、定義に関する規定では、第7号及び第7号の2において、「満3歳未満等小規模保育事業」及び「満3歳以上限定小規模保育事業」を定義し、同条第12号の2から第12号の4では、「教育認定子ども」、「満3歳以上保育認定子ども」、「保育認定子ども」の定義を新たに追加するものです。

第13条、利用者負担額等の受領に関する規定では、次の10ページ、第4項第3号において、副食費の提供に要する費用の免除要件について、それぞれの認定区分により規定するものです。

11ページ、第37条、利用定員に関する規定では、満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、特定地域型保育事業における利用定員の設定について規定するものです。



13ページ、第51条及び14ページ、第51条の2、特別利用地域型保育の基準に関する規定では、特定地域型保育事業者が教育認定子どもに対して保育を提供する場合の基準について規定するものです。

本条例は、公布の日から施行となります。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案第8号、議案第9号について、教育総務課長、登壇してください。

（教育総務課長 飯島正寛 登壇）

○教育総務課長（飯島正寛） 議案第8号、旭市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

2ページをお願いします。

本議案につきましては、海上地域小学校の3校統合に伴いまして、本条例第2条の表中、「旭市立鶴巻小学校」、「旭市立滝郷小学校」、「旭市立嚶鳴小学校」の3校を統合して、新しい学校の名称を「旭市立うななかみ小学校」とするものです。

位置につきましては、現在の嚶鳴小学校の旭市高生3610番地となります。

なお、附則の施行期日につきましては、統合小学校の開校予定となる令和11年4月1日とするものであります。

以上で議案第8号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第9号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、児童福祉法等の一部改正に伴い、所要の整備を行うものです。

これまで、地域限定保育士については、国家戦略特別区域における特例制度として運用されていましたが、全国における一般制度として位置づけられたところです。これを受けまして、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員に係る認定資格研修の受講対象者について、地域限定保育士を保育士と同様に取り扱うことができるよう、関係規定を改正するものです。

新旧対照表の17ページをお願いします。

第10条に係る規定について、第3項第1号「保育士」の次に、「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える

ものです。

なお、本条例は、公布の日からの施行となります。

以上で議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 教育総務課長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 榎澤 茂 登壇）

○企画政策課長（榎澤 茂） 議案第11号、東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、補足説明を申し上げます。

本議案は、東総地区広域市町村圏事務組合が設置している東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏基金を廃止することに伴い、組合規約の一部改正の必要が生じたことから、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

基金廃止に伴う規約の変更内容については、新旧対照表により説明いたします。

新旧対照表19ページをお願いいたします。

左側、現行の規約で規定しております、第5章、基金の設置、第16条から第18条までを削除するものでございます。

以上で議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第2号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 池田勝紀 登壇）

○財政課長（池田勝紀） それでは、報告第1号及び報告第2号についてご説明申し上げます。

初めに、報告第1号、令和7年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書についてです。

2ページ、繰越計算書をご覧ください。

この計算書は、昨年度に可決・承認いただきました令和7年度一般会計補正予算におきまして繰越明許費を設定した事業を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

繰り越した事業は全部で33事業です。

2款1項総務管理費の総務事務費は、PCB廃棄物の処分に当たり、運搬業者の確保に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから繰り越したものです。

表の左右中ほど、翌年度繰越額の欄になります。繰越額は143万2,000円、事業の完了は令和8年12月を予定しております。

次の事業、普通財産管理費は、東町都市下水路浄化施設撤去設計業務につきまして、入札不調により年度内の契約が困難となったため、264万3,000円を繰り越したものです。事業の完了は令和8年9月を予定しております。

次の事業、電算システム運用事業は、住民情報系システムの標準化に伴うシステム改修が令和8年度に延期されたことと、戸籍の附票に旧氏と旧氏の振り仮名を記載するための住民記録システムの改修費用につきまして、国の補助金が令和7年度で措置されたことから、令和7年度に予算措置を行い、繰り越したものです。繰越額は1億5,521万3,000円、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、物価高騰対策臨時特別給付金給付事業は、地方創生臨時交付金を活用して市民1人につき1万1,500円を給付するもので、給付の時期が令和8年5月以降となったことから繰り越したものです。繰越額は7億4,226万9,000円、事業の完了は令和8年8月を予定しております。

次の事業、2項徴税費の税務総務事務費は、先ほどの電算システム運用事業と同じく、住民情報系システムの標準化に伴うシステム改修が令和8年度に延期されたため、110万円を繰り越したもので、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、調査賦課事務費も、住民情報系システムの標準化に伴うシステム改修が令和8年度に延期されたため、475万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、3項戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳事務費は、住民情報系システムの標準化が令和8年度に延期されたことと、戸籍の附票に旧氏と旧氏の振り仮名を記載するための戸籍附票システムとコンビニ証明発行システムの改修費用につきまして、国の補助金が令和7年度で措置されたことから、令和7年度に予算措置を行い、繰り越したものです。繰越額は2,018万5,000円、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、3款2項老人福祉費の地域包括支援センター運営事業は、住民情報系システムの標準化に伴うシステム改修が令和8年度に延期されたため、105万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、地域密着型サービス拠点等整備事業は、補助採択事業者の建築確認の許可手続に不測の日数を要したため、年度内の完了が困難となったことから1,100万円を繰り越した

もので、事業の完了は令和8年8月を予定しております。

次の事業、3項児童福祉費の児童家庭相談事業は、住民情報系システムの標準化に伴うシステム改修が令和8年度に延期されたため、257万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、物価高対応子育て応援手当給付事業は、子育て世帯に対して児童1人につき2万円を給付するもので、令和8年3月末までに生まれた子を対象としていることから、手当の支給が4月以降も発生するため、その費用を繰り越したものです。繰越額は201万1,000円、事業の完了は令和8年6月を予定しております。

次の事業、公立保育所運営費は、いいおか保育所の給排気ファン交換工事につきまして、製品の年度内の調達が困難となったため、354万円を繰り越したもので、事業の完了は令和8年6月を予定しております。

次の事業、4款1項保健衛生費の環境衛生対策推進事業は、塵芥車——いわゆるパッカー車と言われるものですが——の更新につきまして、年度内の納車が困難となったため、900万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、6款1項農業費の農業振興事務費は、地域農業構造転換支援事業補助金と担い手確保・経営強化支援事業補助金につきまして、国の補助金が令和7年度補正予算で措置されたことから、令和7年度に予算措置を行い、繰り越したものです。繰越額は2,490万7,000円、事業の完了は令和8年12月を予定しております。

次の事業、園芸生産強化支援事業は、補助採択された出荷場の建築に当たり、千葉県による建築確認の許可に不測の日数を要したため、年度内の完了が困難となったことから、1,857万1,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和8年12月を予定しております。

次の事業、農業基盤整備事業は、飯岡西部の経営体育成基盤整備事業の負担金につきまして、事業主体の千葉県が繰り越したことから、252万1,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、7款1項商工費の商業活性化推進事業は、地方創生臨時交付金を活用して旭市商業振興連合会が実施するプレミアム付商品券の発行事業を補助するため、5,690万円を繰り越したもので、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

3ページになります。

次の事業、8款2項道路橋梁費の急傾斜地崩壊対策事業は、見広地区の緊急急傾斜地崩壊対策工事の負担金につきまして、事業主体の千葉県が繰り越したことから、507万8,000円を

繰り越したもので、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、道路新設改良事業は、三川地区の道路改良工事及び二地区の道路排水工事において、電柱の移設等に不測の日数を要したことや、岩井地区の道路改良工事において、隣接する風車の撤去工事との調整に不測の日数を要したことなどにより、年度内の完了が見込めないことから繰り越したものです。繰越額は9,374万4,000円、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、冠水対策排水整備事業は、ハ地区及び後草地区の排水路整備工事において、地権者との交渉や上下水道工事との工程調整に不測の日数を要したことなどにより、年度内の完了が見込めないことから繰り越したものです。繰越額は3億6,574万円、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、蛇園南地区排水路整備事業は、排水路整備工事の区域内に不明管が確認され、調査対応に不測の日数を要したことや、設計違算により、年度内に適正な工期を確保することが困難となったため、3,758万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、用排水路整備工事の区域内に不明管が確認され、調査対応に不測の日数を要したことや、J Rとの協議などに不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから繰り越したものです。繰越額は9,650万6,000円、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、震災復興・津波避難道路整備事業は、道路用地購入や補償につきまして、地権者との交渉に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、251万7,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、橋梁長寿命化修繕事業は、令和8年度に実施予定であった橋梁点検業務を令和7年度の国の補助金の対象としたことから、令和7年度に予算措置を行い、繰り越したものです。繰越額は3,938万8,000円、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、9款1項消防費の常備消防事務費は、消防本部の空調設備の改修工事につきまして、有利な起債である合併特例債を活用するため、令和7年度に予算措置しましたが、年度内の完了が見込めないことから、繰り越したものです。繰越額は1億213万5,000円、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、消防車両整備事業は、救助工作車の更新につきまして、年度内の納車が困難となったため、1億9,376万3,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和9年3月を予定し

ております。

次の事業、防災体制強化事業は、住民情報系システムの標準化に伴い、災害時要援護者台帳に係るシステム改修が令和8年度に延期されたため、89万1,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、10款1項教育総務費の教育の情報化推進事業は、中央小学校と古城小学校の校内ネットワーク設備改修工事につきまして、国の補助金が令和7年度で前倒し採択されたため、令和7年度に予算措置しましたが、年度内に適正な工期を確保することが困難であることから、繰り越したものです。繰越額は2,651万8,000円、事業の完了は令和9年1月を予定しております。

次の事業、2項小学校費の小学校施設改修事業は、豊畑小学校の特別教室棟の屋上防水改修工事につきまして、合併特例債を活用するため、令和7年度に予算措置しましたが、年度内に適正な工期を確保することが困難であることから、繰り越したものです。繰越額は935万円、事業の完了は令和8年9月を予定しております。

次の事業、3項中学校費の中学校施設改修事業は、五つの中学校の屋内運動場への空調設置工事につきまして、国の補助金が令和7年度で前倒し採択されたため、令和7年度に予算措置しましたが、年度内に適正な工期を確保することが困難であることから、繰り越したものです。繰越額は4億8,795万7,000円、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、4項社会教育費の海上公民館管理費は、海上公民館の変圧器の更新に当たり、新規格に適合した製品の年度内の調達が困難となったため、390万5,000円を繰り越したものです。事業の完了は令和8年12月を予定しております。

次の事業、大原幽学遺跡史跡公園整備事業は、駐車場整備に係る土地購入につきまして、地権者との交渉に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、213万9,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和9年3月を予定しております。

次の事業、13款2項公営企業費の水道事業会計繰出金は、一つは、水道事業会計において、一般会計からの出資対象となる水道管路耐震化事業を有利な財源を活用するために繰り越したことと、もう一つは、地方創生臨時交付金を活用して実施する水道料金の減免の実施時期が令和8年7月以降となったことから、繰り越したものです。繰越額は1,844万8,000円、事業の完了は令和9年2月を予定しております。

続きまして、報告第2号に入りたいと思います。

令和7年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明申し上げます。

2 ページからになります。

この計算書は、令和 7 年度一般会計予算に係る事業のうち、翌年度へ事故繰越ししたものの  
について、地方自治法施行令第150条第 3 項の規定により報告するものです。

繰り越した事業は 1 事業です。

8 款 2 項道路橋梁費の谷丁場遊正線整備事業は、土地の境界確認に当たり、相続未登録者の  
追跡調査や遠方に居住する隣接地所有者との調整に不測の日数を要したため、道路詳細設  
計業務の年度内の完了が困難となったことから、繰り越したものです。表の左右中ほど、翌  
年度繰越額の欄になります。繰越額は1,485万円、事業の完了は令和 8 年 9 月を予定してお  
ります。

以上で報告第 1 号及び報告第 2 号の説明を終わります。

○議長（宮内 保） 財政課長の説明は終わりました。

報告第 3 号から報告第 7 号までについて、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長 向後哲浩 登壇）

○上下水道課長（向後哲浩） それでは、報告第 3 号から報告第 7 号について説明させていた  
だきます。

初めに、報告第 3 号、令和 7 年度旭市水道事業会計継続費繰越計算書についてです。

2 ページをお願いいたします。

この計算書は、令和 7 年度旭市水道事業会計予算において、旭・飯岡地域基幹管路耐震化  
事業に係る継続費として、令和 6 年度から令和13年度までの 8 か年で総額 8 億870万円と定  
めた中で、令和 7 年度の年額割 1 億5,103万円のうち、支払い義務の生じなかった207万  
6,000円を翌年度へ逡次繰越いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の 2 第 1 項  
後段の規定により報告するものです。

続きまして、報告第 4 号、令和 7 年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について説明いた  
します。

2 ページをお願いいたします。

この計算書は、令和 7 年度において支払い義務の生じなかった建設改良費及び営業費用を  
翌年度へ繰越いたしましたので、地方公営企業法第26条第 3 項の規定により報告するもの  
です。

繰越した事業は 9 事業でございます。

2 ページをお願いいたします。

建設改良費になります。

一つ目が旭配水場ポンプ施設更新工事（その５）で、先行工事の遅延により、年度内完成が困難となったため、9,110万円を繰り越したもので、事業の完了は令和８年10月を予定しております。

二つ目が高生地区配水管切廻し工事で、関連工事との調整により、発注時期を翌年度としたため、2,255万円を繰り越したもので、事業の完了は令和８年12月を予定しております。

三つ目がハ地区配水管切廻し工事で、関連工事との調整により、発注時期を翌年度としたため、4,070万円を繰り越したもので、事業の完了は令和８年12月を予定しております。

四つ目がニ地区配水管布設替工事で、国庫補助の補正対象工事として発注時期を翌年度としたため、5,856万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和９年３月を予定しております。

五つ目がイ地区配水管布設替工事で、国庫補助の補正対象工事として発注時期を翌年度としたため、4,864万8,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和９年３月を予定しております。

六つ目が見広地区配水管布設替工事で、関連機関との調整に不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となったため、1,303万5,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和８年７月を予定しております。

七つ目が蛇園地区配水管布設替工事で、関連工事との調整に不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となったため、957万円を繰り越したもので、事業の完了は令和８年７月を予定しております。

八つ目が旭配水場監視用ＰＣルーター交換業務委託で、社会情勢の影響から材料調達に遅延が生じ、年度内完了が困難となったため、407万円を繰り越したもので、事業完了は令和８年８月を予定しております。

３ページをお願いします。

営業費用になります。

九つ目が旭配水場４号吐出弁コントロールセンター修繕業務委託で、社会情勢の影響から材料調達に遅延が生じ、年度内完了が困難となったため、394万9,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和８年８月を予定しております。

続きまして、報告第５号、令和７年度公共下水道事業会計継続費繰越計算書についてでございます。

２ページをお願いいたします。

この計算書は、令和７年度旭市公共下水道事業会計予算において、水処理施設送風機設備



更新事業に係る継続費として、令和7年度から令和8年度までの2か年で総額5,687万円と定めた中、令和7年度の年割額3,412万2,000円について、支払い義務が生じなかったため、翌年度へ逡次繰越いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の後段の規定により報告するものでございます。

続いて、報告第6号、令和7年度旭市公共下水道事業会計予算繰越計算書についてです。

2ページをお願いいたします。

この計算書は、令和7年度において支払い義務の生じなかった建設改良費を翌年度へ繰越ししましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

繰り越した事業は1事業です。

旭市浄化センターNo.2汚水ポンプ更新工事で、社会情勢の影響から材料調達に遅延が生じ、年度内完了が困難となったため、1,243万円を繰り越したもので、事業の完了は令和8年11月を予定しております。

続いて、報告第7号、令和7年度旭市農業集落排水事業会計予算繰越計算書についてです。

2ページをお願いいたします。

この計算書は、令和7年度において支払い義務の生じなかった建設改良費を翌年度へ繰越いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

繰り越した事業は1事業です。

(R07馬渡)マンホールポンプ場制御盤更新工事で、社会情勢の影響から材料調達に遅延が生じ、年度内完了が困難となったため、870万円を繰り越したもので、事業の完了は令和8年7月を予定しております。

以上で報告第3号から報告第7号の説明を終わります。

○議長（宮内 保） 上下水道課長の説明は終わりました。

報告第8号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 向後 稔 登壇）

○総務課長（向後 稔） 報告第8号、専決処分の報告について説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から委任による専決処分の指定を受けております市の義務に属する損害賠償の額の決定で100万円以下のものについて専決処分をしましたので、議会へ報告するものです。

それでは、案件ごとに説明いたします。

案件1は、令和6年4月25日、千葉県庁立体駐車場において発生した市有自動車の接触に

よる自動車物損事故でありまして、同年7月2日に専決しております。損害賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでありまして、以下同様でございます。

案件2は、令和6年度の労働保険料について、納期限を徒過したことにより延滞金が発生したものでありまして、令和7年6月19日に専決しております。

案件3は、令和7年6月1日、旭市三川地先の道路上において、走行中に路面破損箇所ですり減ったタイヤが破損した自動車物損事故でありまして、同年7月9日に専決しております。

案件4は、令和7年9月21日、旭市神宮寺地先の道路上において、走行中に路面破損箇所ですり減ったタイヤとホイールが破損した自動車物損事故でありまして、同年10月15日に専決しております。

案件5は、令和7年6月2日、旭市三川地先の道路上において、走行中に路面破損箇所ですり減ったタイヤが破損した自動車物損事故でありまして、同年11月12日に専決しております。

案件6は、令和7年11月1日、旧旭市役所跡地駐車場に設置する給水設備の蓋が自動車通過時に跳ね上がり、車体下部に衝突し、破損させたものでありまして、令和8年3月16日に専決しております。

案件7は、令和8年3月4日、旭市米込地先の道路上において、走行中に路面破損箇所ですり減ったタイヤとホイールが破損した自動車物損事故でありまして、同年3月18日に専決しております。

以上で報告第8号の説明を終わります。

○議長（宮内 保） 総務課長の説明は終わりました。

以上で議案の補足説明及び報告の説明を終わります。

---

○議長（宮内 保） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は11日定刻より会議を開きます。

これにて本日の会議を散会します。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 零時12分

## 令和8年旭市議会第2回定例会会議録

### 議 事 日 程 （第2号）

令和8年6月11日（木曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会請願付託

---

### 本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第14号～議案第34号直接審議（先議）

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会請願付託

---

### 出席議員（18名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 金 澤 雅 哉 | 2 番  | 高 橋 美千子 |
| 3 番  | 戸 村 ひとみ | 4 番  | 常世田 正 樹 |
| 5 番  | 伊 藤 春 美 | 6 番  | 伊 場 哲 也 |
| 7 番  | 平 山 清 海 | 8 番  | 崎 山 華 英 |
| 9 番  | 永 井 孝 佳 | 10 番 | 井 田 孝   |
| 11 番 | 島 田 恒   | 13 番 | 遠 藤 保 明 |
| 14 番 | 宮 内 保   | 15 番 | 飯 嶋 正 利 |
| 16 番 | 宮 澤 芳 雄 | 17 番 | 伊 藤 房 代 |
| 18 番 | 木 内 欽 市 | 19 番 | 松 木 源太郎 |

---

### 欠席議員（1名）

12 番 片 桐 文 夫

---

### 説明のため出席した者

|          |         |           |         |
|----------|---------|-----------|---------|
| 市 長      | 米 本 弥一郎 | 副 市 長     | 柴 栄 男   |
| 教 育 長    | 向 後 依 明 | 秘書広報課長    | 寺 嶋 和 志 |
| 行政改革推進課長 | 大八木 利 武 | 総 務 課 長   | 向 後 稔   |
| 企画政策課長   | 榎 澤 茂   | 財 政 課 長   | 池 田 勝 紀 |
| 税 務 課 長  | 多 田 仁   | 市民生活課長    | 齋 藤 邦 博 |
| 環 境 課 長  | 崎 山 博 之 | 保険年金課長    | 大 網 久 子 |
| 健康づくり課長  | 黒 柳 雅 弘 | 社会福祉課長    | 椎 名 実   |
| 子育て支援課長  | 八 馬 祥 子 | こども家庭長    | 石 橋 康 司 |
| 高齢者福祉課長  | 杉 山 かおる | 商工観光課長    | 加 瀬 弓 子 |
| 農水産課長    | 金 杉 高 春 | 建 設 課 長   | 林 一 美   |
| 都市整備課長   | 飯 島 和 則 | 会 計 管 理 者 | 宮 内 和 美 |
| 消 防 長    | 常世田 昌 也 | 上下水道課長    | 向 後 哲 浩 |
| 教育総務課長   | 飯 島 正 寛 | 生涯学習課長    | 佐 野 唯 生 |
| スポーツ振興課長 | 林 甲 明   | 監 査 委 員 長 | 森 田 貴 久 |
| 農業委員会事務局 | 金 谷 健 二 |           |         |

---

**事務局職員出席者**

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 穴 澤 昭 和 | 事 務 局 次 長 | 飯 笹 浩 一 |
|---------|---------|-----------|---------|

---

開議 午前10時 0分

○議長（宮内 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第1 議案質疑

○議長（宮内 保） 日程第1、議案質疑、議案第1号から議案第37号までの37議案を一括議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

通告順により、松本源太郎議員、質問席に移動を願います。

それでは、議案第1号について、準備が整い次第始めてください。

松本源太郎議員。

○19番（松本源太郎） 議案第1号、令和8年度旭市一般会計補正予算について、4点について質疑申し上げます。

まず1点目は、ページ11の歳出。歳入も関わりますけれども、主に歳出の中から歳入などは関連させていきます。

民生費、3児童福祉費、1保育所統合整備事業7,051万5,000円についてであります。当初予算の8,070万2,000円と同じ保育所なんのでしょうか。この点を確かめてから、ご答弁があった上で次の質疑をさせていただきます。

2番目が11ページの歳出、民生費、生活保護費、生活保護総務事務費、扶助費についてであります。2025年6月に最高裁の判決が出た。いわゆる、「いのちのとりで裁判」で、2013年（平成25年）から2018年（平成30年）まで実施された、第2次安倍政権の生活保護費給付水準原則1割カットの公約で最大10%カット、平均6.5%の史上最大の生活保護基準費の引下げがなされました。これが違法とされ、裁判の原告と全ての生活保護利用世帯の減額分を支給するものとなりました。

必要な予算は令和7年度の補正予算に入れられ、1,475億円が計上されたもののうち、旭

市分として今回4,697万6,000円が計上されました。国庫支出金3,523万2,000円と一般財源1,174万4,000円がこの内容であります。これについて、旭市においては該当者はどのぐらいいらっしゃるのか。また、この1,174万4,000円は、普通の生活保護費の場合の自治体の持分でありますけれども、それを今回の最高裁の判決に基づくところの支給金の中に同じように比率でもって法的に入れなければならないものなのか、この点について市はどう考えているか、お聞かせいただきたいと思います。

3点目が、12ページの歳出、農林水産業費、さわか畜産総合展開事業についてであります。補正分の事業の内容について伺うものであります。

4点目は、12ページの歳出、農林水産業費の1、漁業振興基金積立金1億2,000万円であります。この財源は諸収入となっていますが、どのような内容の収入なのでしょう。現在の漁業振興基金は幾らあり、その使用する目的はどのような内容でしょうか。

この大きな4点についてお聞きいたします。

○議長（宮内 保） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、私からは1点目の保育所統合整備事業について回答いたします。

今回の工事請負費として計上した保育所は、工事2件、補正で計上しておりまして、まず1件目が旧まんざい保育所の園舎の解体・撤去工事でございます。そしてもう1件目は、旧ゆたか保育所の園庭部分で見つかった地下の……

（発言する人あり）

○子育て支援課長（八馬祥子） 旧ゆたか保育所です。

旧ゆたか保育所の園庭部分で見つかった地下埋設管を撤去するための工事費用を、今回計上しております。

一方、当初予算では、旧とみうら保育所の解体工事について予算計上しておりましたので、違う保育所となります。

以上です。

○議長（宮内 保） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 実） （2）の生活保護費についてご回答いたします。

まず該当者というお話です。4,697万6,000円、これの内訳としましては、まず今保護受給中の世帯、これが477世帯、現時点で廃止となった世帯については257世帯、これに国が示

した級地に応じた1世帯当たりの平均的な単価6万4,000円、これに乗じまして4,697万6,000円となりました。

次に、市の負担分の1,174万4,000円。これは支出しなければならないのかということでしょうか。

(発言する人あり)

○社会福祉課長(椎名 実) 生活保護費につきましては4分の3が国庫、4分の1を市が負担することとなっております。生活保護の給付決定については、これは法定受託事務となっておりますので、国が全国一律、市町村が行いますが、国の権限において行うものでありますので、これは旭市に限らず全て同じような対応をするということになっております。

以上です。

○議長(宮内 保) 農水産課長。

○農水産課長(金杉高春) 農水産課からは、12ページのさわやか畜産総合展開事業、302万1,000円の内容ということでお答えいたします。

本事業は、畜産農家等の認定農業者が家畜排せつ物の有効利用を促進するため、堆肥化施設や浄化处理施設の機能向上及び堆肥利用促進のための機械整備に対し支援を行うものです。今回の補正内容は、事業主体に対し、当初予算で予定されていた堆肥置場2棟の整備に加えまして、堆肥散布車1台の導入への補助を追加するものでございます。

続いて、同じ12ページの漁業振興基金積立金について、内容と目的、それから基金は現在幾らというご質疑でした。

本基金は、今回は1億2,000万円です。漁業の振興に資する事業の財源として充当することになります。具体的には、海匠漁業協同組合から提案される事業について、有識者を含めた漁業振興基金活用委員会の意見を伺い、使途が決定されるものでございます。

それから、基金の現在高というご質疑です。漁業振興基金の現在高は、今回の1億2,000万円を加えますと2億4,000万円の基金となるものです。ただし、既に令和7年度も漁船を陸揚げするための設備等の工事の修繕を行っておりますので、残高といたしましては2億2,032万円となります。

以上です。

○議長(宮内 保) 松木源太郎議員。

○19番(松木源太郎) それでは、最初のほうから再度質疑させていただきます。

まんざい保育所の問題についてちょっと聞いておきたいんですけども、当初の120ペー

ジの保育所費の中の8、保育所統合整備事業8,070万2,000円というのがありますね。この中の工事請負費の解体・撤去工事の7,862万8,000円というのは、ゆたかの問題は分かりましたけれども、まんざいについてはここでもって解体しているんですか、それともここは修理したんですか。これはまんざいは全く関係ないんですか。そのことが一つであります。

そして、今回どうして、片方のほうのゆたかのほうは分かりましたけれども、もう片方のほうについてはちょっと理解ができないんですけれども、まんざい保育所が年度途中で屋根が落っこちたりして、そして使えなくなったので急遽閉鎖するということを決めた内容について、ちょっと私は不審に思っているんですよ。

というのは、干潟地域は保育所がそんなにいっぱいあるわけでないから、結局まんざいがなくなったら中和にある民間に行くか、それとも一番西の保育所に行くかということになるんですけれども、そういう面についてはどういう調査をして、その壊れたときに、事故があったときに、使わないほうがいいわけですが、すぐ撤去してしまう、あれはもう1年ぐらい使うことになったと思うんですけれども、そのこのところはどういう判断でもってこういうことになったのか、その過程についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮内 保） 松木議員、（3）（4）。

○19番（松木源太郎） はい、やります。では次にですね……

○議長（宮内 保） 松木議員、（2）も。

○19番（松木源太郎） （2）も、はい。生活保護費の問題ですけれども、該当者が477世帯、これは今、生活保護を受けている方。それから、今回の対象になるのは、この間に約6年の間でもって生活保護を受けていたけれども、それから生活保護を離れた方、この部分が200世帯ぐらいいらっしゃるわけです。その方たちについて大体6万4,000円ですか、6万7,000円という話もありますけれども、1,470億円からのお金を出さなければならない。

それで結局、その比率は、自治体も結局、通常的生活保護費を出すという割合でもって負担せいというのが国の考え方なんです。今回国が間違っていたから、最高裁の判決でもって、その間違った分は国が全部持つという方向ではないんですか。そのこのところをまず聞いておきたいと思うんですね。それだったら大変、地方自治体に負担を強いることになると思うんですね。つまり国が裁判でもって負けたと。

○議長（宮内 保） 松木議員、簡潔に。

○19番（松木源太郎） はい。そういうようなことについて、十分な理解がないと思ってますけれども。



○議長（宮内 保） 松木議員、簡潔にお願いします。

○19番（松木源太郎） 意見言っているんじゃないんです、事実を聞いているんです。私は意見を言っているわけではないですよ。

そういうことでもって1,475億円、もっとそれ以上のものが出されると思うんですけども、そのところは自治体として全体でもって意見を上げているということはないんですか。

それから、今、実際に原告になられた方々はそれにプラスアルファでまた出ると言われて、出さなければということになっているんですね。それはお聞きになると思うんですよ。旭市では原告者はいないでしょうけれども、それでもって決まったことが、また次のところ出てくると思うんですけども、それについては国は何と言っているんでしょうか。その点についてお聞かせいただきたいと思います。

3番目のさわやか畜産の問題ですけども、そうすると一つ新しい事業を今回入れるということなんですか。そのことについて、大体それが今出てきた金額ぐらいかかると。それは具体的にどういう内容なんでしょうか。補正前の通常の予算については大体今分かっているわけですけども、前にも聞いておりますから。その点についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、農水産業費のこの振興基金ですけども、これはどういう状態だとこの基金が使える。その条件というのはどうなっているんですか。海匠漁業協同組合がやるのではなくて、市がやる場合もあるわけでしょう。その使い方の条件というのは、基金の使い方でもってどういうふうにされているか、簡単です、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、保育所の関係について回答いたします。

まず、当初予算に計上してあるのは、旭地域にありました旧とみうら保育所についての解体・撤去工事でありまして、今回は干潟地域の旧まんざい保育所ということなので、違う保育所ということです。

まんざい保育所の閉所となった経緯なんですけれども、まず市内の保育所は今、再編・整備・統合を進めているところでございます。それから、まんざい保育所は昭和55年に建築されたもので、建物の老朽化が進んでおりましたところ、今回の屋根の崩落ということがございました。

先ほど議員、干潟地域には保育所が少ないということをおっしゃってございましたけれども、

昨年の11月1日の今数字しかないんですけども、そのときの数字で申し上げますと、まんざい保育所は園児25人、古城保育所は35人、あと民間の保育所は34人ということで、この児童数であれば、干潟地域保育所2か所でも十分受け入れられる、また干潟地域は公立の保育所が2か所ございましたので、それを1か所にするという判断で、閉所という判断に至りました。

以上です。

○議長（宮内 保） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 実） まず、国が訴訟において敗訴したので、市もその分を持つのかというような話です。

これは、その廃止したケースについても4分の1、市は負担となります。それで、廃止の世帯については申出による。申出があったものについて支給となります。これは少し考え方としては、廃止の保護者に対する追加給付は行政措置としての給付、贈与契約というような考えの下に、申出受付期間に申出を行ったものにのみ交付するという話になっています。ですから、国が全部支払うという話にはなっておりません。

あと、そういったことに対して市のほうでいろいろ意見が出ているかということなんですが、これは今現在、そういったお話は特には聞いておりません。あとは、原告につきましては、これは国が予算措置をして、直接国が原告に対して支払うというお話になっております。ですから、一般の保護者世帯とは別という、ほかの保護者世帯については各自治体が行うということになっています。

その幾ら出るかということについては、ちょっと私どものほうで今の時点では把握はしておりません。

○議長（宮内 保） 農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） まず、（3）のさわやか畜産総合展開事業についてです。

新しい事業なのか、それから金額等具体的にということでした。改めまして、この事業は、事業者が当初予算で予定されていた堆肥置場2棟を予算で組んでいたものなんですけれども、今回新たに堆肥散布車です。この1台、金額にすると1,007万4,000円の堆肥散布車を導入するという補助になります。

当初予算ではなくということで、県のほうで、他の市で予定していた事業が見送りになったこともあって、予算に枠ができたので追加の募集があったものです。それに対して事業者からも要望があったもので、今回追加するものです。

あと補助率ですけれども、県が5分の1以内、市はそれに合わせて県の2分の1ということで、合わせて10分の3以内の補助となるもので、金額が302万1,000円となるものでございます。

続いて、（4）の漁業振興基金の関係です。どういう内容、それから、使うに当たっての条件、使い方というご質疑でした。

こちらについては、まず活用方法なんですけれども、漁業者で構成する海匠漁業協同組合にて、この基金を活用して実施する漁業振興事業の計画を策定していただいているところで、この計画を策定後に漁業振興基金活用委員会というのを設けまして、この中で実施する事業を決定する流れとなります。

実際今伺っているのは漁協で、漁港の中の漁協が管理している施設の中で、やはり塩害を非常に受ける施設です。漁業の安全操業のための施設の修繕等を今検討しているところでございます。

使い方は、基本的に漁協から申請があったものを出して、漁協に使っていただくというもので、市で実施するものではございません。

○議長（宮内 保） 議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について質疑を始めてください。

松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 議案第2号、令和8年度旭市水道事業会計補正予算についてお聞きいたします。

今回の補正では、9,673万3,000円の県からの補助を受けて、市長の提案理由のお話では、上水道を利用している方々や事業所等を対象に、7月から9月の水道料金について基本料金2か月分の4,620円を減免いたしますとのことでありました。

旭市は水道料金がすごい高い自治体でありまして、一般家庭の基本料金が2か月で4,620円なんですね。ですから、9,673万3,000円が——事業所もありますから基本料金が高いところもあると思うんですけれども——約2万937世帯分のものであります。7月から8月、8月から9月と二つに分かれているようでありますけれども、これは全体の戸数についてはどうなのでしょう。

それからもう一つ、水道に入っている場合には、水道の条例を見ますと、基本料金は、使っていなくても頂くということになっておりますね。その方たちは、ちょうど2か月分の基本料金が4,620円なんですけれども、使っていない方たちは基本料金だけは払っているわけな

んですけれども、その分についても4,620円お払いするんですか。そのことをちょっと聞きたいと思って今回質疑をしたわけでありまして、よろしく願いいたします。

○議長（宮内 保） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） それでは、まず1点目でございます。基本料金の減免、7月から9月まで4か月ということで、これについてのお話でございました。

こちらにつきましては、今、請求月につきまして7・8月分の請求というのは9月に行います。今この請求につきまして、旭地域、総武本線を境に北側にお住まいの方につきましては、令和8年9月請求分の基本料金7・8月分をまず減免いたします。続きまして、総武本線から南側、主に海上・干潟地域にお住まいの方が、10月請求時に8・9月分を免除する形で、基本料金4,620円を減免いたします。これが7月から9月までという期間の話でございます。

それで、漏れなく4,620円を減免するのかというお話ですけれども、基本料金の減免でございますので、4,620円につきましては、基本料金がかかっている方は全て減免いたします。

以上でございます。

（「使っていない、基本料金だけ払っている人いますね。その人たちも」の声あり）

○上下水道課長（向後哲浩） はい、その人たちも4,620円を減免いたします。失礼しました。

○議長（宮内 保） 議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について質疑を始めてください。

松本源太郎議員。

○19番（松本源太郎） それでは、議案第3号の質疑に入ります。

今回は、何でこんなことを質疑するんだと言われると私も恥ずかしいんですけれども、行政手続条例の改正でもって、なるほどなと思ったんですが、行政手続条例の中でもって、いわゆる呼出しとかいろんな掲示をするのは、今までは掲示板に貼って公示をやればよかったというんですけれども。今回は何か電子計算機と同時に、それからもう一つ別の方法もあるということで、二つ新しい掲示の仕方が出てきたということなんですけれども、これはどういうことなのか、簡単でいいですからご説明いただきたいと思います。

○議長（宮内 保） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 今回の改正ですが、これまでは市役所の掲示場に書面で掲示していたものについて、今回はデジタル技術を活用するということがありまして、一つは、新旧対照表で第15条の第4項のほうでは「規則で定める方法」とありますが、こちらは規則のほうで別に定めますが、これはインターネットによるホームページによる公開を想定しております。

もう一つは、「電子計算機の映像面に表示したもの」、これは市役所のほうでパソコン上の画面で表示する、あるいはデジタルサイネージなどによって表示するというものを想定しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 松本源太郎議員。

○19番（松本源太郎） そうすると、手続法のいろんな表示が出ている場合がありますね。あそこに限られたのは、これからはあれですか、ホームページか何かのあれなんですか、デジタル表示なんですか。そういうものでもって出して、2週間たてばその本人に通知したよということにだんだんなってくると、こういうようなことを想定して、あらゆるそういう、例えば税の問題についての通知もよく掲示板に載っていますよね、あそこの入り口のところ。そういうものがデジタル版でもって全部やっていく形に変わりつつあると、そういうことを示しているわけなんですか。その点ちょっと確認したかったんでお聞きいたしました。

○議長（宮内 保） 松本源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 今回の条例改正は国のデジタル規制改革一括法、これによって、それを踏まえて行政手続法が改正になって、それによって行政手続条例も改正するというものでございます。

デジタル規制改革一括法については、これだけに限らず、ほかのいろんな書面の掲示、書面によって掲示している方法を見直すということがありますので、これまで特定の場所において書面で掲示されていたものについて、インターネットによる閲覧等を可能にして、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることで、利便性を向上させるというものでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 松本源太郎議員。

○19番（松本源太郎） そうすると、なぜこれを聞いたかという、ということが先駆け

になって、今総務課長が答弁いただいたような、あらゆるものがそういう形でもってやっていくという先駆けになるという、こういうことなんですか。ちょっとそういうことなのかということをお聞きしているわけです。そういう状況に今、国のほうから指針が出ているとか、そういうことがあれば教えておいていただきたいと思うんですけども。

○議長（宮内 保） 再々質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 先ほど申し上げましたように、国のデジタル規制改革一括法、いろんな方面について改正しております。これが先駆けというわけではなくて、ほかにももう既にやっている部分もあります。ほかについても、これからやっていく部分もあろうかと思えます。

以上です。

○議長（宮内 保） 終わりです。

松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） そうすると、旭市においても、そういうような方向でこれから取り組んでいくという……

○議長（宮内 保） 松木議員、終わりましたから、議案第3号は。今度、議案第10号です。続いて、議案第10号について質疑を始めてください。

松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 第10号、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部改正についてあります。

令和2年、公営企業の設置に関する条例が設置された理由は、どういうことなのでしょう。このような規定を設定する法律的な根拠がどこにあるのでしょうか。

今回の変更は、第3条、経営の基本の3項、「公共下水道事業の処理区域等については次の各号に掲げる」となっております。（1）計画処理区域面積「1,010ヘクタール」から「230ヘクタール」。（2）計画処理人口「22,200人」から「4,900人」、（3）計画1日最大処理量「16,500立方メートル」から、「3,650立方メートル」というふうに直すわけです。

まず、令和2年にこの条例をまとめたということは、どういうことかということを知りたいと思います。その中で、1の計画面積の問題でありますけれども、計画面積というのは、下水道受益者負担金として1平方メートル当たり旭市では800円を徴収しております。全てのこの計画区域、地図にあるその中の所有者、畑などを除きますけれども、家が建っている

ところとか、それから新しく家が建つであろうとか、そういう地目によって変わりますけれども、1平方メートル当たり800円を徴収しているわけです。

これと、この計画区域面積とはどういう関係があるのか、これを足すと230ヘクタールになるのか、それとも違う関係になるのかということをお聞きしたいと思います。現在の受益者負担金からの契約面積はどのぐらいなのかということです。

3の、1日の処理量は現在どの程度かということをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮内 保） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） それでは、まず一つ目、経緯・理由についてご説明いたします。

条例制定の経緯につきましては、下水道事業の公営企業会計への移行に伴いまして、地方公営企業法第4条、こちらは設置及び基本に関する事項は条例で定めなければならないということに基づきまして、令和元年12月に旭市下水道事業の設置等に関する条例を制定しまして、こちらで当初、計画処理区域面積1,010ヘクタール、計画処理人口2万2,000人、1日最大処理量1万6,500立方メートルと定め、令和2年4月より適用いたしました。

その後、令和3年4月1日から、水道事業と下水道事業を業務統合いたしまして上下水道課としたことから、旭市水道事業の設置等に関する条例及び旭市下水道事業の設置等に関する条例を廃止しまして、新たに今回、旭市公営企業の設置等に関する条例を制定いたしました。

今回の条例改正の理由につきましてはですが、条例改正の理由につきましては、平成5年3月、こちらで市街地の水質保全を図り、快適な居住環境をつくることを目的にしまして旭市公共下水道全体計画を定めまして、翌年、平成6年から事業着手いたしました。

平成12年3月より順次、公共下水道の供用を開始してまいりましたが、その後、上位計画であります旭市汚水適正処理構想と旭市公共下水道全体計画の整合を図るため、令和6年10月に旭市公共下水道全体計画を改訂しまして、計画面積を旭駅周辺と干潟駅周辺の1,010ヘクタールから旭駅周辺230ヘクタールとしまして、計画人口及び計画処理量についても、計画面積の減少に伴いまして変更をしたところでございます。

あと、負担金の800円についてでございますが、こちらは今回の230ヘクタールの変更に伴いまして、その一部地域で受益負担者が発生することとなります。そちらの概要面積28ヘクタールのうち……少々お待ちください。

○議長（宮内 保） 暫時休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時41分

○議長（宮内 保） 再開します。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） 申し訳ございません。概算でございますが、今整備が終わっている区域が202ヘクタールございます。そちら、202ヘクタールございまして、そちらに新たに28ヘクタールを追加したものが230ヘクタールでございまして、その28ヘクタールの一部にかかる地域に800円の負担金がかかる地域がございます。その面積については今、詳細をちょっと承知してございません。申し訳ございません。

1日の平均処理水量でございますが、こちらは6年度の数字でございますが、2,097立方メートルでございます。申し訳ございませんでした。

○議長（宮内 保） 松本源太郎議員。

○19番（松本源太郎） 突然聞いてしまって申し訳なかったと思うんですけども、なぜそういうことを聞いたかということ、結局、私が前に議員をやっていた平成5年頃に始まったんですけども、その頃、今、下水が引かれている地域の230ヘクタールの中の家が建つところは全部みんな800円払ったわけです。5年の月賦払いもありますし、いろいろありますけれどもね。そこは結局、浄化槽ではなくて下水に入れるところなんです。

ですから、そういう可能性のあるところがどのぐらいあるのかということを確認して、230ヘクタールでいいのかということを知りたいために私は聞きました。

それで、その後、市は努力されて、ご存じだと思うんですけども、こういう条例をつくったんですよね。平成17年の「旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例」ということで、周辺の、例えば「旭市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例」、つまり下水道の地域でないけれども、すぐ下水道が道路1本でつながるところは下水道に入っているだけというところが広がったんですね。

そういう努力もしているんで大変努力されていると思いますけれども、長期的には、これ以上伸ばすと非常にお金がかかるからということで中止されるのは分かるんですけども、



そういう努力をされているということを評価したくて、この質疑をしたわけです。

私も、江ヶ崎から網戸に家を建てたときに、道路の反対まで下水区域だけでも、その道路のこっち側が去年から下水を使えるようになりましたということもあった。そういうようなことで大変便利になっていますんで、そういうことを評価したいということでもって質疑させていただきました。分かりました。ありがとうございます。

○議長（宮内 保） 議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について質疑を始めてください。

○19番（松木源太郎） 事後審査方式制限付一般競争入札というのはどのようなものなんですか。その効果は、こういう入札をした効果というのは、どこにあるのかということをお示しいただきたいと思います。

そして、この入札の方法ですけれども、ご存じのように千葉県全体でやっている公共入札、そこに出したと思うんですけれども、なぜ1者しか応募がなかったのか。これはそんなことを聞いても申し訳ないと思うんですけれども、何者かあるまで待たなければいけないこともないし、また一定の期間が終わったら、1者だったらそこで入札をやって、それでもって入札金額が予定額より少なければ落としていいんですけれども、実際に何者か私は出ると思ったけれども、1者だけというのはどうしてなのでしょう。簡単でいいですから、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それでは、三つほどありました。まず最初は事後審査方式の関係についてお答えいたします。

事後審査方式のあれなんですけれども、通常の一般競争入札、これにつきましては、入札の際に全ての入札参加希望者の審査を行ってから応札を行うんです。そのため参加者、応札する方の事務負担というのは、かなりその分多い部分があります。そのために入札手続の簡素化、省力化の観点というところから事後審査方式というのを採用しているという状況にあります。

事後審査方式では、入札参加希望者は全員が手を挙げたときに入札できるということとして、入札・開札を行って最低価格入札者を落札候補者として、その候補者に対して事後に入札参加資格の審査を行って、資格を確認できたときはその者をもって落札者と決定すると。だから、最初から全部の企業がその作業をしなくて、取りあえず候補者になった人から順番

に。だから、企業としてはそのほうが応札しやすいというところなので、ほぼ一般的な地方自治体であれば、この方式に今移っているのかなというところになります。

事後審査方式「制限付き」というのもついていると思うんですけども、それを加えますと制限付きというのは、一般競争入札では基本的に広く何でもありで公募するんですけども、入札の内容によっては、例えば地域要件として本店が近くにあるとか、あとは公共事業に対する実績があるとか、そういったところで入札参加資格の申請時につけられた後、格付とか企業にありますので、そういうふうなところで参加要件を制限してやったりするという方式がございます。政令指定都市を除く地方自治体は、大体この事後審査方式の制限付きというところでやっているのがほとんどかなというところであります。

それから、効果というところですね。入札制度の全体的な効果というところなんですけれども、基本的には、入札を行うことによって公平公正な調達が可能になること、それから広く公募することによって競争原理が働くというところが効果として挙げられるというところになります。

昨年とか、この議案が出て1者という入札があったときに必ず、去年も6月で、戸村議員も質疑あったと思うんですけども、なぜ1者だけになったというところのご質疑だと思います。

一般的に一般競争入札というのは広く公告をして入札希望者を募集するので、その公募としては広く、うちのほうでは誰でも、登録業者ですけれども、うちのほうに指名参加の願いがあって登録している業者。今回この小学校の統合備品の場合ですと、登録上は184者程度あります。その中で今回要件としては過去の実績というところで縛ってあるところですけども、基本的には広く公募しているというところですよ。

その公募した中でたまたま応札した人が1者しかなかったと、ただそれだけの理由ということになります。

競争が働いているのかどうかという不安だと思うんですけども、この参加したのは1者ということなんですけれども、その入札が終了するまでは競争相手、自分のほかに誰がいるとかいないとかいうのは分かりません。分からない状態なので、その瞬間には何人かの競争者がいるとして自分のところの経営状況を判断しながら、どこまで落とせるかというところで札を入れてくると思いますので、だから、誰も1人しかいないという中でやっているわけではなくて、その瞬間にはほかの候補者がいると想定して入札をかけているので、その段階では競争が働いていると、そういう考え方というところになります。

透明性については、インターネットで公募していますし、先ほど言った電子調達システムなどで、今はみんなパソコンとかで、昔は指名参加入札だと、ここに集まってもらって札を入れたりとか、そういうのは今ちょっといろいろ談合とか、いろんな問題があって、基本的には事務所にいながらインターネットでその場で入札ができるということで、ある意味便利なあれになっているというところ。

以上です。

○議長（宮内 保） 松本源太郎議員。

○19番（松本源太郎） 事後審査方式制限付一般競争入札というのは、大体今の財政課長の説明でもって分かったような分からないようなですけれども、ただ、昔みたいに談合がやっぱり起こることは、まずないだろうということを今の話で感じました。ですから、多くの事業体がこういうことがあるということを知っていて、自分で出していけるけれども、どうするかと決めて出したのが1者しかなかったということですね。分かりました。

それで、執行部から購入の一覧表は頂きました。大変ありがとうございます。これについてちょっと一言だけ聞いておきたいんですね。

今度改装しましたね、小学校全体。改装後の施設全ての備品が大体この程度のものなんですか。ちょっと私は参考のために大変これを、なかなか82種類ありますね。この数になるほどだと、このぐらいの学校だったらこのぐらい使うのかなというふうに思っていたんですけども、これについて簡単に教育委員会から、大体、ほとんど中の装備関係は新調したのかどうか、そこら辺のところをちょっとお聞きしておきたいと思っています。

○議長（宮内 保） 再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 今回購入いたします備品でございますけれども、主なものとしては、1階から3階までの普通教室、特別教室、管理諸室、昇降口などに設置する収納棚や事務用品、椅子などとなります。統合校となります古城小学校、こちらにつきましては平成5年の建設当時からこういった収納棚等を使用しておりまして、経年の劣化が進んでおりますので、こういったものを中心に購入を考えております。

購入をする際には、活用が可能な備品、そういったものについては最大限に活用いたしまして、教育活動に支障が生じないように必要な備品を整備するということでございまして、全てこちらで買い換えるというものではございません。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は自席へお戻りください。

議案の質疑は途中ですが、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時 5分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） それでは、先ほど松木議員の質疑に対して回答のほうで誤りがございました。減免対象件数につきましての検針9月請求分と10月請求分につきまして誤りがございましたので、訂正させていただきます。

まず7月から8月検針、9月請求分につきましては、これは地域でございますが、旭地域のJRの北側と飯岡地域が7月、8月検針でございまして9月請求分でございます。8月、9月検針で10月請求分につきましては、旭地域JR南側と海上地域、干潟地域の誤りでございました。

○議長（宮内 保） 続いて、戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

それでは、議案第1号について、準備が整い次第始めてください。

○3番（戸村ひとみ） お願いします。総括的に質疑をさせていただきます。前者のご答弁で納得できた部分は重複しないようにいたします。

では、第1号からです。

補正予算ですね。地方債起債限度額変更に至った理由について伺います。これは先ほどの課長の答弁の確認なんですけれども、保育所2施設、旧まんざい保育所と旧ゆたか保育所ということでしたよね。松木議員の質疑に対する答弁の中で2回目のときに、まんざい保育所のことしか触れられなかったような気がしたんです。これは確認です。この二つがこの補正予算の中に入っているってことでよろしいですね。

では、その起債限度額の変更についてお願いいたします。

それと、9ページの公共施設等整備基金繰入金、これは関連でございます。起債部分と、

あと基金の繰入れとということになっているんですけれども、これが基金の繰入れが必要だったのかということと、それから、二つの旧保育所のそれでのすみ分けになっているのか、起債部分と繰入れとがですね。そのあたりの関連をお願いいたします。それから、そこにもし基準があるのであれば、お願いいたします。

あと、三つ目、12ページです。漁業振興基金積立金の目的についてですが、先ほどのご答弁の中であらかた分かったんですが、これの原資ですね。つまりその基金積立ての原資というのが……原資の説明というのかな、それをお願いいたします。そんな感じですかね。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それでは、最初の（１）から順番にご説明申し上げます。

起債の限度額変更に至った理由ということです。今回対象としている経費は、補足説明で申し上げましたとおり保育所の統合整備に、それに伴うものであります。その目的に適した起債メニューの中で、地方交付税措置のある公共施設等適正管理推進事業債、この活用が見込めることから地方債を追加したというところであります。

地方債というのは将来の負担を伴う行為であるため、議会の承認を得ること、それから、財政の健全性を確保するという観点から地方自治法の230条で予算に定めるということになりましたので、今回の補正でこれをご説明することになっています。

起債の関係、二つの事業というか、今回の統合で歳出のほうで、ゆたか保育所とまんざいの関係、解体の関係とその撤去。

（発言する人あり）

○財政課長（池田勝紀） 二つの事業それぞれかという話だったんですけれども、まとめてこの起債をかけています。

（「だから二つがまとまった」との声あり）

○財政課長（池田勝紀） そうですね、その事業という。

それから次、（２）でよろしいですかね。公共施設等整備基金繰入金の必要性というところなんですけれども、基金の繰入れの考え方というところにつきましては、まずは国・県の補助金や地方債などの財源、そういうのがあるかどうかというのを見込んだ後に、それらの財源を差し引いた残額に対して充当するという、そういった基本的な考え方になっています。

今回の補正では、事業費が7,051万5,000円ということです。それに対しまして今回は国・県の補助金はありませんでした。なので、まず最初に地方債ですね。今回見込みました。地

方債を差し引いた残額の711万5,000円、ここの部分に対して、公共施設等整備基金を10万円単位というところで繰入れをしているというところであります。残りは一般財源ということです。

以上です。

○議長（宮内 保） 農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 12ページの漁業振興基金の積立金の原資というご質疑でした。こちらは漁業の振興に資する事業の財源としての出捐金で、寄附が原資となります。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 地方債の起債の金額について、なぜこれ全部が起債ではなかったのかとか、基金が起債分を差し引いてということだったので、その割合的なところが気になるわけですよ。公共施設等整備基金、こちらのほうで全部出すということもできたのではないかなとか、あるいは逆に起債で全部やってもよかったのではないかなとか。

ただ、私は起債のほうはお勧めできないなと。市長がこの広報でも述べられていますように、やっぱりその限度が、財源にしても本当に限られたもので、いわゆる財調なんかも本当に適切なかどうかというのもよく分からない中で、起債を増やしていくというのはどうかなというのはあります。それでちょっと聞いているんですけれども、こういう割合になった理由というのが知りたいわけです。

私がちょっと考えたのは、広報にも載っています。これは市民の方よく見てらっしゃると思うんであれなんですけれども、起債した中で、後ほど交付税とかで返ってくるみたいなものがあって、実質負担、実質の起債というか債権というか、実質の金額は実は40%なんだよとここにも書いてあるじゃないですか。もしかして、今回の起債が後々返ってくるもので、返ってくるというか、払わなくていいものであるということでこの金額にしてあるのかなとちょっと考えたんですけれども、そのあたりのところどうでしょうね。

なのでこれ、基金のほうの繰入れの基準と書いてありますけれども、二つ目ね。要するにこの割合をどう決められたのかなというのを知りたいわけです。どっちか一方でもよかったのではないかという。私は基金のほうと思うんですけれども。

公共施設等整備基金、これは今現在、7年度末の金額と、あと8年度末の予測といいたしましうか、これからまたいろいろその基金を取り崩していく可能性というのもありますから、いろいろ統廃合やら何やらであるので、そのあたりのところの金額をお願いいたします。

それから漁業振興基金積立金、こちらの寄附によりますということだったんですけれども、具体的にお願いいたします。大きいところ、これは皆さんご存じと思うんですけれども、ここできちんとその寄附の内容をお願いいたします。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） そうすると、1回目は（１）と（２）が何か混ざったような感じということでしょうか。

割合ということなんですけれども、補正予算書の11ページを見ていただくと補正の財源内訳というのがあるんですけれども、地方債で6,340万円と繰入金で7,100万円と一般財源が1万5,000円ということで。地方債につきましてはいろいろなメニューがあるんですけれども、この起債につきましては、充当率というのがそれぞれ起債にあります。その中でその事業費の中の何%まで充当していいですよというのがありますので、今回の場合は90%充当できるというところで、今回7,051万5,000円のうちの6,340万円を起債で充てました。

その後残ったものをどうするかというところですね。これが一般財源で全部やって、財政調整基金を崩してやるのか、それとも目的財源として公共施設の基金を積み立ててあるので、そちらを使っていくかという判断になると思います。今回は目的基金ということで、その基金の目的にそぐうということで、残りの部分を10万円単位になって端数が出てしまうんですけれども、710万円を今回、公共施設の基金のほうで充てさせていただいて、あと10万円単位以下の端数については一般財源で措置させてもらったと、割合としてはそういう考え方で今回は補正を組んでいます。

あと何か漏れてるのありましたっけ、何でしたっけ。残高。

公共施設等整備基金の残高なんですけれども、7年度の決算上は27億8,617万1,000円ほどですね。今回8年度、当初予算で使っている分と今回の補正710万円、こちらを今回可決されてこれを使えるということになりましたら、8年度末としては公共施設等整備基金の予定では、見込みとしては27億7,403万4,000円程度ということを見込んでいます。

以上です。

○議長（宮内 保） 農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 漁業振興積立金の内容ということでした。こちらは銚子沖洋上風力発電事業に伴う出捐金です。出捐金イコール寄附となります。こちらの寄附なんですけれども、海匠漁業協同組合、それからその出捐者、寄附者と協議に市も入りまして、協議が調

い、今回の基金となったものです。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 私がほら、返ってくるものなんじゃないかなとか、返さなくていいものなんじゃないかなというようなことを思ってこの金額にされたのかなと思いましたというところでの答えがちょっとなかったんですけども、それではないんですね。

いわゆる、ここにある起債といっても実質40%の額なんですよと市民の方に公表してらっしゃるじゃないですか。ここのところを、今回のも戻ってくるんだから、払わなくていいんだから、この金額、90%できる限り起債しちゃおうよみたいな、そういう考え方だったのかというところをちょっと聞いたんですけども。答弁漏れで、はい。いいですか、答弁漏れで。

○議長（宮内 保） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） すみません、ちょっとその部分漏れてたみたいです。

公共施設等の管理推進事業債というのは、先ほど言いました充当率は90%まで使っていいですよ。交付税の算入率としては50%ということで、後々50%が交付税措置で戻ってくるということで、そういった部分で有利だということで、現ナマをそのまま使って財調を今使ってしまったほうがいいのか、それとも後々の交付税措置で半分の金額でその効果が得られるのかとを天秤にかけたところでは、起債を選んだということになります。

ご心配なのは、将来市民への負担になってしまうのではないかとということだと思います。地方債の役割としては、基本的には、いわゆる生々しい言い方ですけども借金という考え方、それからもう一つの考え方、起債の全部の自治体が考えている考え方としては年度間の財源調整、それから要は世代間の負担の公平性ですね。公共施設というのは、後々次の世代、次の世代が使うので、今の世代で全部それを負担してしまうのではなくて、要は、後々の世代にもそれぞれ負担していただく、そういった考え方も一方ではあるということになります。

起債を使えば公債費比率が上がるわけですが、基本的には公債費比率につきましてはうちのほうは今ちょっと、平均すると9.8%程度でちょっと高い、県下では6%ちょっとというところなんですけれども、判断材料としては、夕張市の財政破綻のときに制度設計されたところの早期健全化基準というのが25%、それから財政再建団体、夕張市みたいに財政再建になってしまうのが35%ということで、高めの設定になっているというところがあり



ます。

それを見越しますと、当市の場合はまだそこまでいっていません。ただ、平均よりは高いというのは事実でございます。逆を返すと、旭市は平均の自治体よりも積極的に事業を展開してやっているという考え方も一つあると、そう考えています。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 平均より高いけれども、夕張市ほどではないよということだったんですけれども、実はこういった市長のほうで出されているものとか、あと、つい先日、大きなまちですけれども、財調が令和9年度にゼロになるとかといって公表したところがあるじゃないですか。もう私なんかぎょっとしちゃったんですけれども、そういうニュースとかになるようなことがあると、やっぱりその市民の方って、市の財政、一体どうなっているんだというのが非常に興味を持たれるところだと思います。そこでやっぱりその起債、あれですよ、世代間の公平性みたいのももちろんあります。長く使うものですからね。それはあると思うんですけども、ただそこまでその建物は残っていてもお金がないみたいな状況になってしまったら、それこそとんでもないことになるので。

先ほど伺いましたその基金のこれ、公共施設等整備基金という目的の基金ですから、これが二十七億七千幾らが8年度末でも残るということですから、このあたりでちょっと借金するのか、あるいは、その目的で積み立てているものなので、そこから使うのかという、その割合のところをきちんと確認してみたかったです。市の考え方は分かりました。

漁業振興基金積立金のことなんですけれども、出捐金というのはもちろん補正予算のほうで上がっていますので分かっているんですけれども、この出捐金のいわゆる見通しというんですか、大口ではもちろん洋上風力、あちらのほうからが入っていると思いますので、その事業が今頓挫しているということで、これの見通し。どのように、基金に大きな影響がありますので、一番大きな影響がありますので、この見通しと、あるいは、その出捐金というものがなくなるとしたら、漁業振興のほう、これの基金積立ての行方というのはどうなるのかなというのをちょっと、一般財源のほうから持ってくるのか、どうするのかというのをちょっとお伺いしたいです。

○議長（宮内 保） 再々質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） この基金は、先ほど申し上げましたとおり銚子沖の洋上風力発電

に関するものです。実際は、うちのほうでもこの基金は最後ということで認識しています。

ただ、また今後その銚子沖が再募集もあると思いますので、続いてその協議により、可能性としては、新たな事業者からは、協議により発生する場合もあるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について質疑を始めてください。

戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 第4号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部の改正でございます。

この条例改正の目的と予算への影響についてお願いいたします。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） それでは、ご質疑にお答えいたします。

まず目的ということで、こちら補足説明のほうとちょっと重複する部分もございますが、ご容赦ください。震災によりまして住宅等が半壊以上の被害を受け、新たな住宅を取得した場合における固定資産税及び都市計画税につきましては、まず地方税法の特例によりまして6年間減額するということが定められております。

本条例は、被災者の経済的負担のさらなる軽減を図ることを目的に、地方税法に基づく減額後に残る税額を減免するため、平成24年3月28日に公布・施行された市独自の条例となっております。

今回の改正の目的です。今般の改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、対象となる住宅の取得期限が1年延長されました。現行ですと令和8年3月31日までだったものが令和9年3月31日まで延長されましたので、これと同じく条例のほうも令和9年3月31日まで延長するものとなっております。

それから、影響ということになりますが、現在8年度の課税につきましては本条例の適用を受けている住宅はないため、予算への影響はございません。

続きまして、令和9年度以降につきましてですが、今回の改正によりまして来年、令和9年1月1日、これが毎年1月1日が固定資産税の賦課期日になっておりますので、この日までに取得された住宅につきましては令和9年度から、それから、その後1月2日から同年3

月31日までに取得された住宅につきましては令和10年度から、それぞれ6年間減額となります。

ただ、こちらにつきましては、ちょっと実績のほうも申し上げますと、令和2年度を最後に新規の申請はない状況になっております。ですので、今後どのぐらいの住宅が該当になって申請になるかということにつきましては、それほど予算への影響はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ご説明ありがとうございます。実績についても伺おうと思っていたので。

国のほうで毎年後ろ後ろへ延ばして、1年ずつ延ばしてくるということがあったので、これが市の予算にどのように影響するのかなという、一気に延ばしなさいよみたいなのもあって。なんですけども、令和2年を最後にゼロということですので、影響なしということで、分かりました。ありがとうございます。

○議長（宮内 保） 議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について質疑を始めてください。

○3番（戸村ひとみ） 議案第7号、保育施設の、これ全部読み上げるのは何でございますから、条例改正の目的と保育への影響についてお伺いします。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 本議案は、児童福祉法の一部改正に伴い、国の基準府令が改正となったことから所要の改正を行うものです。改正内容は、これまで原則3歳未満児を対象としていた小規模保育事業において、満3歳以上児の受入れ先を拡充するために、新たに満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、関連規定を整理するものです。

あわせて、民間保育所等の施設型給付費を算定する上で根拠となる認定区分について、「教育認定子ども」、「満3歳以上保育認定子ども」、「保育認定子ども」の定義を整理して、条文上で適用対象となる範囲を明確にいたしました。既存の認定区分を明確に定義したものであり、給付費の算定方法や仕組みが変わるものではありません。

本市では、既存の教育・保育施設での受入れ体制が確保できておりまして、現在、小規模保育事業は実施しておりませんので、特段の影響はございません。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

給付費が変わるものではありませんということです、そのあたりで納得いたしました。

特段の影響がないということで、こちらのほうも分かりました。ありがとうございます。

○議長（宮内 保） 議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について質疑を始めてください。

○3番（戸村ひとみ） 10号です。下水道ですね。前者のほうから条例改正による影響についてのご質疑もございましたので、その中でちょっと……

○議長（宮内 保） 暫時休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時32分

○議長（宮内 保） 再開します。

戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） どこまでいきましたっけ。

○議長（宮内 保） 10号議案です。

○3番（戸村ひとみ） 下水道ですよ。面積として1,010ヘクタールを230ヘクタールにする。でも、実際にもう現在は202ヘクタールが供用されてて、28ヘクタールが今年度中にもう供用開始になるというご説明でした。

あまりにも、この面積とかその供用世帯というんですか、その数字が面積にしたら5分の1で、人数のほうはちょっと書き取れてないんですけども、ここのところで県との協議を重ねた結果みたいなのをちょっとお伺いしたところ、そういうことだったので、どういう協議が行われて、もうこれから先は公共下水道は供用部分というのはやりません、供用はしませんよというようなことになったのかという、その経緯と、あとは徴収されている負担金の話です。負担金、1平方メートル当たり800円徴収されているというこの全体の負担金の金額、それから、あと……。

取りあえず、そのあたりをお願いいたします。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） 先ほど、その1,010ヘクタールから230ヘクタールへの経緯ということで、改めてご説明いたします。

既に平成27年度までに、全体計画面積を1,010ヘクタールと計画しました。このうち事業認可を受けました202ヘクタールの整備完了後、その後につきましては人口減少等、社会情勢の変化を踏まえまして、新規の面整備を休止している状況でございます。

その中で、そのような実情を踏まえまして、平成27年度、28年度から令和4年度にかけて、旭市全体の汚水処理公共下水道から農業集落排水、合併浄化槽等の整備を示しました。まず、旭市汚水適正処理構想というものをまず上位計画として作成しまして、こちらを基に国・県からの指導に基づく協議・調整を実施しまして、既に下水道の整備が進んでいる区域以外は、汚水処理方式を集合処理から個別処理へと見直した経緯でございます。

以上でございます。

すみません。あと負担金に関しての今、総額のほう、ちょっとお調べしますので少々お待ちください。

○議長（宮内 保） では、戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 負担金の額が総額でどれぐらいなのかなというのを、要するに負担金というものがある。それで、ちょっと言い方がよくないかも分からないんですけども、この公共下水道というものがもっているとしたら、それが、これから先増やさないで、この230ヘクタールですずっとやっていくということで、この事業として成り立っていくものなのかどうなのかというところを、ちょっと知りたいわけです。

ちょっと規模の小さいまちですけども、要するにもう公共下水道をやめて浄化槽に戻す計画にしたというところもニュースでありました。事業として成り立たなければ、公共の福祉というところに関して言うとちょっとどうなのかなと、市の負担が増えると、というところがありますので、そこをちょっとお伺いしてみたかったです。

○議長（宮内 保） 上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） 負担金総額について今、お調べしております。

それで、まず負担金の趣旨でございますが、こちらにつきましてはその負担金、下水道整備というものには整備自体多額の費用がかかるということで、こちらを全て税金等で賄いますと、下水道を利用していない区域の方、こういうことについての公平性がちょっと損なわ

れる。そこでまず趣旨としては、負担の公平を図るため、整備された区域の方には一定の負担を、一部の負担をしていただくということがまず負担金の趣旨でございました。

総額については後ほどお伝えするとして、あと、その先のお話でございます。事業の継続というのは年々厳しくなっております。その中で下水道施設管路耐震計画ですとか、ストックマネジメントの計画を今そちらを立てまして、それに基づきまして耐震化・老朽化、こういったものを効率的に実施するというので、今実施しております。

その中でも、コストの縮減と長寿命化を図るということ、まず前提にしております。

昨年度改定しました経営戦略、こちらの中で、その厳しくなる状況について料金改定、こちらを令和9年度を目標に、下水道運営協議会という条例組織の中で諮問したものを今、協議を図っている状態であります。そういうことで年々厳しくなる、そういうものもございすけれども、国のほうにおきましても、広域連携ですとか今回のような下水区域の見直しということを総合的に踏まえたことで、やはり全国的にこういった減少傾向というのは否めないところでございます。

以上でございます。

それで今、負担金について、230ヘクタールで4億404万円ほど負担金の総額を頂いてございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 分かりました。ありがとうございます。

全国的な問題だとは思いますが、やはり旭市のこういった公共下水道をどうするんだというのが、もちろん公共下水道を供用している人、あるいはそうではない方々の、割合的には当然のことながらそうではない方々のほうが多いわけですから、そのところでその税のやっぱりこの公平な還元ということを考えていく上で、とても大切なことなのではないかなと思って質疑いたしました。ありがとうございます。

○議長（宮内 保） 議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について質疑を始めてください。

○3番（戸村ひとみ） 11号です。規約改正に至った背景と市への影響についてお伺いします。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） それでは、改正に至った背景と影響ということでお答えいたし

ます。

本議案は、東総地区広域市町村圏事務組合が設置しております東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏基金について、令和7年度事業への充当をもって残額がなくなる見込みとなったことから、同基金を廃止することに伴う規約改正が生じたものとなります。

この基金は、東総地区広域市町村圏の創造的、一体的な振興整備に資する地域振興事業を実施するため、千葉県及び組合の構成自治体の出資により平成3年に基金を造成し、組合の特別会計により各種事業が行われてきました。この事業の内容としましては職員共同研修事業、中学生海外派遣研修事業、山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会事業の三つの事業がございます。

影響でございますが、基金廃止後の各事業の取扱いにつきましては、中学生海外派遣研修事業については令和7年度をもって廃止となりますが、職員共同研修事業及び山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟事業につきましては組合の一般会計へ移行し、引き続き実施してまいります。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） それでは、基金の廃止に伴うということで規約改正なんですけれども、いわゆる基金がなくなるからって、ゼロになってしまったんですもんね。それで新たな影響というんですか、それは基金があろうとなかろうと、ないということでの認識でよろしいでしょうか。

○議長（宮内 保） 再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 議員おっしゃるとおり基金はありませんので、先ほど申しましたとおり組合の一般会計へ移行して、事業を引き続き実施してまいりますということでございます。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。終わりですか。

議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について質疑を始めてください。

○3番（戸村ひとみ） 12号です。前者のほうからもございました財産の取得でございます。小学校統合備品の必要性和書いてありますが、私としては、いわゆる全てを新しくされるも

のなのか、再利用というのかな。継続して使うことができるものはちゃんとはいっているのかというところを、ちょっと必要性として挙げさせていただいたんですけれども、市長も広報の中で述べられております。やっぱりちゃんと、また使えるものは、使っていけるものはちゃんと使いましようみたいなことでありましたので、そのところをお伺いいたします。

それと、この資料、私プリントアウトしましたけれども、備品の購入の品名とかずらっと全部挙げていただいているわけです。これは議案を提出されるときに、ここを82品目までの詳しいことは必要ないですけれども、必要ない、いいんですけれども、項目分けぐらいにして、どういったものが統合備品なのかということぐらいの資料は出していただかないと、ただ単に備品購入についてでは全く何も分かりませんので、審議のしようがありません。

私が通告した後に、昨日ですか、この購入物品一覧が出てきましたけれども、これはなぜその議案と一緒に出されなかったのかなというのをまずお聞きしたい。それと、これは審議できないですよ、これ分からないと。

それと、この一覧の中に全て、ほぼ全てが、作業用台というところがどこのメーカーか分からないんですけれども、あとのほぼ全てが「ウチダ」というメーカーです。これは市のほうからこのメーカーというのは指定がございますか。あとは……

○議長（宮内 保） 戸村議員。詳細については……

○3番（戸村ひとみ） これ全然詳細ではないです。

○議長（宮内 保） 詳細なんです、言っていることが。

○3番（戸村ひとみ） 入札のやり方です。それぞれは聞いていないですよ。それぞれは聞いてない。

○議長（宮内 保） 駄目ですから。

○3番（戸村ひとみ） では、入札制度の効果について伺います。入札において、同等品とかの扱いというのはありますか。市のほうでメーカー指定とか、あと同等品でもオーケーとかいうのは、そういうことはありますか。そこを教えてください。これが、要するにその応札できるかどうかというところに非常に関わってくると思いますので、そのところを教えてください。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、初めに備品のほうの再利用の関係で回答いたします。教材や管理用の備品につきましては、各学校にて精査や調整を進めていただいております。



て、ひかた椿小学校で使えるものについて、できるだけ活用してまいるとなっております。  
今回、図書室や図工室の木製の机、椅子につきましては、塗装やクッションの補修などを行  
いまして再利用する予定でございます。

統合によりまして使用しなくなります備品につきましては、閉校する中和小学校及び萬歳  
小学校に仮置きいたします。希望に応じまして、市内のほかの小・中学校で活用していただ  
きまして、廃棄物の削減に努めてまいります。

なお、経年劣化によりまして傷んでいるもの、そういったもののうち使用が難しいものに  
ついては、産業廃棄物というような形で処分になっていくものと考えております。

二つ目でございます。今回のメーカーの指定はあるかということでございます。こちらに  
ついては、同等品可ということで示しております。こちらについて、それについての業者の  
ほうからの質問はなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 戸村議員、備品についての資料については善処しますので、よろしくお  
願いします。

戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

○議長（宮内 保） いいですか。議案第……

○3番（戸村ひとみ） ぜひ、前もって議案と一緒に出していただきたい。

○議長（宮内 保） いいですか。

どうぞ、では、戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 議案と一緒に出していただきたいです。お願いいたします。審議のし  
ようがないんで。

○議長（宮内 保） いいですか、12号は。

○3番（戸村ひとみ） 今、何回目だった。

○議長（宮内 保） 1回目です。今度2回目ですから。

戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） メーカーの指定はないということで、同等品可ということで、事前に、  
184者も登録業者さんがいらっしゃるということなので、問合せ等はございましたか。この  
メーカーについてとか、こういった、いわゆる……

○議長（宮内 保） 戸村議員、一応、ないということで教育総務課長は答弁していますので。

○3番（戸村ひとみ） 問合せがないと言われました。そうですか。ありがとうございます。

いずれにしても99.7%でしたっけ。あれっ、ちょっと私の記憶が間違っ。七十何%、こっちが。そうか、そうか。オーケー、分かりました。消防自動車と間違えた。はい、分かりました。

再利用のほう本当に努力してくださっていて、何しろSDGsを大きくうたっておりますので、そのところは本当に教育的観点からしても、しっかりやっていただきたいということでの質疑といたしました。

○議長（宮内 保） 議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について質疑を始めてください。

○3番（戸村ひとみ） 指揮車ということで、この購入の目的と入札制度の効果について伺いいたします。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 消防本部からは指揮車購入の目的、これについて回答をいたします。

現在配備しております消防署の指揮車、これは平成22年2月に配備されまして令和8年2月で16年が経過したところでございます。近年は出動案件、各種災害の複雑多様化や大規模災害への備えといった面から、指揮車の機能を向上させることが重要であるため、車両の更新整備を行うものでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） こちらが応札されたのが1者ということで、これはもう本当に仕方がないのかなとは思いますが、やはり特殊な業種というか、そういうので仕方がないのかなとは思いますが、ちなみにちょっと参考として、業種としてこういう、いわゆる何者ぐらいがあつて、近隣というか、登録されているのというのは何者あるものなんでしょうか。

○議長（宮内 保） 再質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 消防車メーカーにつきましては180者とか、そんなにはないので、5者とか6者ぐらいかと。その中で、指揮車をやっているものとやっていない会社もございまして、ちょっとその辺は数は少ないです。近隣を見ますと、1者か2者ぐらいが近年では入れているということです。あと登録にある業者数に関しては、私のほうではちょっとお

答えできません。

以上です。

○議長（宮内 保） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） すみません。登録業者なんですけれども、これが、いろんな工種ごとに登録はされているんですね。全体で5,000件ぐらいあるのかな。中には、例えば登録が工事と物品委託業とか、それを三つとも出したらそれは3件というカウントになってしまうんですけれども、その車両の登録業者は、ちょっと今数字を持っていません。ごめんなさい。

○議長（宮内 保） いいですか、戸村ひとみ議員。

議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第35号について質疑を始めてください。

戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 35号から37号までは専決処分の承認なので、全部一括は駄目ですよ。私が知りたいのは市民への影響、そのみでございます。お願いいたします。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） それでは、市民への影響ということでお答えいたします。

まず、今回の改正というものが毎年の地方税法の改正によりましての改正になりまして、多くが文言や条項の整理となっております。それらをちょっと除きまして、実際の税額といえますか、金額がある程度見込めるものに関しまして三つほど申し上げます。

まず1点目です。条文での改正箇所が最も多い軽自動車税環境性能割の廃止です。こちらにつきましては、軽自動車を購入取得した際に一度納入するもので、取得価格が50万円を超える車両について、燃費性能に応じまして車両価格の1%、2%といった税率を適用しまして課税されていたものになります。

今回の改正では、米国の関税措置の影響、それを緩和するため、あるいは国内自動車市場の活性化を図る、こういったことを目的に、自動車ユーザーの負担を軽減、簡素化するため、本年3月31日をもって廃止されたものです。

ちなみに昨年度、7年度の環境性能割のほうの実績なんですけれども、台数で904台、金額で2,066万円ほどが県を通じて市に納入されております。なお、こちらの減収分につきましては地方特例交付金、これによりまして全額措置されるものとなっております。

続きまして2点目になります。固定資産税における免税点の見直しです。

地方税法では、固定資産税の算定において、同一の名義人が所有する土地、家屋、償却資産につきまして、課税標準の合計が一定額未満の場合、課税されない基準といたしまして免税点というものを定めております。今回の改正では、この免税点のうち家屋について「20万円」から「30万円」、償却資産について「150万円」から「180万円」にそれぞれ引き上げられるもので、適用は、これは来年度、令和9年度の課税分からとなります。

影響といたしましては、今年度の令和8年度の当初課税の数値を基に試算した場合、家屋につきましては522件、税額で196万円ほど、償却資産で85件、税額で195万円ほどが新たに免税点未満となりまして、課税のほうがなくなる見込みとなっております。

それから3点目です。固定資産税等の課税標準の特例割合を定める、いわゆる、わがまち特例の改正についてです。

こちらも条例改正の中では多い部分になりますが、こちらは正式には地域決定型地方税制特例措置という、この制度は、地方公共団体の自主性・自立性を一層高めるとともに、税制を通じて、地方団体が地域の実情に対応した政策を展開できるようにする観点から、国が一律に定めていた内容を市町村が条例で決定できるようにする仕組みとして、平成24年度から導入されているものです。

今回の改正では、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に関わる特例措置の新設や、再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置が拡充・延長されておまして、適用はこちら、令和8年度課税分からとなります。

こちらの改正なんですが、市内で、わがまち特例に該当する施設は1か所ございますが、今回は該当する条文につきましては改正がございませんので、影響のほうはございません。

以上になります。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。36号にいつてしまってもいいですか。

○議長（宮内 保） 議案第35号の質疑を終わります。

続いて、議案第36号について質疑を始めてください。

○3番（戸村ひとみ） 一括してやりたいですけれども、そんなわけにはいかないの、36号も市民への影響についてお願いいたします。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） それでは、議案第36号につきましてお答えいたします。

今回の改正は、先ほどの市税条例とかぶる部分もあるんですけれども、いわゆる、わがまち特例、こちらのほうの改正があったものを改正しているものでございまして、影響ということでございますが、今回の改正を含めまして、本条例のわがまち特例に該当する施設というのが現状ございません。ですので影響のほうはございません。

以上になります。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

議案第36号の質疑を終わります。

続いて、議案第37号について質疑を始めてください。

○3番（戸村ひとみ） では、同じく37号も市民への影響についてお願いいたします。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） それでは、議案第37号についてお答えいたします。

今回の改正は、令和8年度から始まっております子ども・子育て支援金の課税限度額の追加、それから低所得者世帯の軽減判定における1人当たりの加算額の単価の引上げとなります。

影響についてということですが、改正前の加算額、それと今回の改正後の加算額の場合とで比較した差額についてお答えいたします。

まず2割軽減の世帯が13世帯、金額としまして22万4,500円の増、それから、5割軽減世帯が15世帯の増、金額にいたしまして71万3,500円の増となります。合計では28世帯、93万8,000円の増となっております、今回の改正による負担軽減の効果ということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございました。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

議案の質疑は途中ですが、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 2分

再開 午後 1時10分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

続いて、伊場哲也議員、質問席に移動願います。

それでは、議案第1号について、準備が整い次第始めてください。

伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 今回上程されました議案の多くは、国の法改正に速やかに対応するもので、私が所管する委員会に付託された議案には、国の基準改正に伴う条例の整備が多く含まれております。法令等への適正な対応は当然のことと理解しておりますが、条例の一部を改正する条例が、実際の旭市の現場や市民生活にどう影響するのかという実務的な視点から質疑させていただきます。

なお、多忙な日程の中で11議案質疑させていただきますが、時間泥棒にならないよう簡潔明瞭に努めますので、よろしくお願いいたします。

議案第1号、令和8年度旭市一般会計補正予算、予算書12ページをご覧ください。

もう既に前者から質疑、また答弁がありますので、一部省略し質疑をさせていただきます。省略のことですけれども、銚子沖洋上風力発電事業に伴う拠出金1億2,000万円、漁業振興基金積立基金に積み立てるということでございますけれども、本市としてこの基金を今後どのように活用していくのかと。先ほどの答弁でもございましたので、これにつきましては省略をさせていただきます。よろしくご理解ください。

この議案1につきまして、これも答弁が先ほどあったというふうに記憶はしておるんですけれども、地元業者への還元ですとか、あるいは水産業振興に向けた市としての具体的なビジョン、もしお持ちでしたらお示しいただければありがたいです。よろしくどうぞお願いします。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 本基金は、漁業の振興に資する事業の財源として充当するものでございます。具体的には、海匠漁業協同組合——漁業者で構成している団体です——から提案される事業について、有識者を含めた漁業振興基金活用委員会の意見を伺いながら、使

途が決定されるものです。

今の検討している内容、先ほどもお答えしたんですけれども、漁港の施設、漁協が管理している施設についての改修であったりというのが計画されております。今後それ以外も含めまして、漁業協同組合から上がった計画を確認させていただきながら、この基金を使っていくということになりますので、現在はその状況です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 分かりました。運用ですとか、あるいは来年度になりましょうか、重大な行事が控えているようですので、ぜひ効率的に効果的に活用をいただければと、そんなふうに考えております。

議案第3号に移ります。

○議長（宮内 保） 議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について質疑を始めてください。

伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 勝手に進めてはいけませんね。議案第3号について質疑をさせていただきます。

この議案は、国の行政手続法の改正に伴う所要の改正を行うということでございました。

この法改正並びに本市の条例改正によりまして、市民の行政手続や窓口業務において、具体的にどのような変更や影響が生じるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 今回の改正による実務的な変更は、市側、市役所のほうで行う公示の方法になります。これまで名宛て人となるべきものの所在が判明しない場合において、書面を事務所の掲示場に掲示するという方法で行うことができるとしていたものから、インターネット等により閲覧できるようにするとともに、これまでどおり書面を事務所の掲示場に掲示するか、または事務所に設置したパソコン等によって閲覧できる状態に置く措置を取るという方法によって行うことができるというものに変更するものでございます。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） ありがとうございます。

それでは課長、どのような、この法改正によって効果があるのかということをお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 今回の改正によりまして、これまで特定の場所、市役所の場所では書面で掲示していなかったものについて、インターネットによる閲覧等を可能としまして、いつでもどこでもその情報を確認できるようにするという事で、利便性の向上が図られるものと思っております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 分かりました。

以上で第3号議案については結構でございます。

○議長（宮内 保） 議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について質疑を始めてください。

伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 議案第4号、東日本大震災による被災住宅の固定資産税減免特例の取得期限が、先ほどの答弁でもございましたように、令和9年3月31日まで1年間延長されます。震災から15年が経過する中、本市において現在この特例の対象となっている件数や、この1年間の延長によって新たに対象と見込まれる件数の把握、そして28世帯93万8,000円、先ほどお話がございましたけれども、同じようにこの一部改正の条例の目的についてお伺いいたします。

あわせて、制度延長に伴う市民の実質的な影響についてもお尋ねいたします。よろしくお願ひします。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） それでは、お答えいたします。

まず、この条例による影響ということですが、先ほどの戸村議員のご回答と重複するところもございます。今現在該当となっている件数というのは、令和8年度現在ございません。

今後ということですが、この1年間の延長によりまして、取得期限が令和9年3月31日まで延びます。その間に申請があった方については、繰り返しになりますが、令和9年1月1日までに取得したものについては令和9年度課税から、それ以降、3月31日までに取得した



ものにつきましては令和10年度課税から、それぞれ減額になります。

しかしながら、実績のほうを申し上げますと、この制度による減額というものが令和2年度の3件申請を最後に、ここ5年間というのは申請がない状況です。ですので、仮に申請がございましてそれほど大きな影響はないものと考えております。

そのほか、またちょっと幾つかあったので、答弁漏れがございましたら。

○議長（宮内 保） 目的は。

○税務課長（多田 仁） すみません。こちらの目的ですけれども、まず今回、地方税法の改正によりまして、国のほうの減免の期限というものが1年延長になっております。これは市の条例のほうで平成24年に策定したものなんですけれども、そのときから国のほうでは、地方税法によりまして固定資産税を減額するという特例措置が設けられておりました。この期間に合わせて過去3回ほど延長しております。今回も1年間延長されたもので、それに合わせまして市の条例も1年間延長するということになります。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長、ありがとうございました。

先ほど28世帯云々については議案12号、それとの取り違えでした。また、ご指摘、目的についての説明もいただき、ありがとうございました。

以上で議案第4号についての質疑を終わりにいたします。

○議長（宮内 保） 議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について質疑を始めてください。

伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 議案第5号でございますけれども、3歳以上も預かれる小規模保育所を設け、これまで3歳未満の子ども専用だった小規模保育所に新たに3歳以上限定タイプもつくれるようになるということ。

そして2点目として、性暴力防止が義務化されるということ。保育施設で働く人について、犯罪歴チェックなどの性暴力防止対策をすることが法律で義務になったと。

三つ目として、地域限定保育士として働ける制度ができるようになった。筆記試験に合格、なお実技試験の代わりに、講習を受ければ地域限定保育士として働ける制度が、これまで一部地域限定だったのが全国に広がると、そういう法改正というふうに理解をいたしました。

最初の3年間はその自治体のみ、その後は全国で普通の保育士として働ける。旭市として

この一部改正の必要性をどのように考えているのか、また、市にとってどのような効果が期待できるとお考えか、お尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 本議案は、児童福祉法の一部改正並びに「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」——すみません、この法律名長いので、以降「こども性暴力防止法」と呼ばせていただきたいんですけれども——その施行に伴い国の定める基準府令が改正となったことから、所要の改正を行うものです。

本市では、本条例の改正の対象となる家庭的保育事業や小規模保育事業等の事業はございませんので、現状では本市への直接的な効果や影響はないと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） ただいまの答弁と、先週の説明でもありましたように本条例の改正対象となる事業、四つでしたか。家庭的保育事業、そして小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、その4事業というふうに記憶しております。また、現在旭市にはこれら4事業の認可を受けた事業所はないということでしたが、今後、旭市内で新たに認可申請が行われた場合ですけれども、市としてはどのような審査体制、受入れ体制で対応する予定なのか、お尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 本条例は、その認可をするための基準を定める条例でございますので、この条例に従って審査、認可をまいります。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 3回目の質疑をさせていただきます。

もう既に説明でもありました2026年、本年12月25日から始まる日本版DBS、つまりこども性暴力防止法の、その施行に備えた子どもの安全網の強化というふうに認識しております。この犯罪歴確認義務により再犯防止ですとか、あるいは信頼できる保育・教育環境を全国標準で整える画期的な制度であるというふうに、勉強して思いました。保育・教育現場で働く

者の犯罪歴確認を義務づけることで、子どもの安全を全国標準で守る極めて重要な仕組みであると認識しております。

そこでお伺いしますけれども、本市におきまして、令和8年12月25日の施行に向けて対象となる事業者への周知、あるいは準備支援、これを現時点でどのように進めているのか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） こども性暴力防止法に係る事業としましては、保育所や認定こども園がありますけれども、こちらは所轄庁である県が本制度の実施について監督等を行うこととされております。所轄庁は、対象事業者からの犯罪歴の結果の確認や職員の配置状況等について監督し、問題がある場合は改善のための勧告や命令を行います。

本市としましては、対象事業者に対し制度の周知や国のシステムへの登録のサポートを行い、制度開始に向けて連携して取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（宮内 保） 議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について質疑を始めてください。

伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 議案第6号、こども誰でも通園制度、つまり乳児等通園支援事業でございます。これに関するルールを国の法律改正に合わせて変更する条例の一部改正というふうに理解をいたしました。

変わる点が三つございます。5条との関連もございましたように、性暴力防止が義務化、そして地域限定保育士が雇用できるようになるということ、それから3点目といたしましては、離島などへの特例を新設する、この3点かと思います。この一部改正により、また今回のこの改正が本市の事業運営や乳幼児への支援に対してどのような影響をもたらすのか、市の見解をお尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 今回の条例改正により、子どもたちが安心して利用できる環境を確保するため、保育施設等の事業者に対し利用児童と接する業務に従事する者の犯罪事実確認が義務づけられました。これにより、性犯罪歴のある者が当該事業に就くことを未然

に防ぎ、保護者がより安心して子どもを預けられる体制を構築することができると考えております。

また、職員の資格要件について資格が拡充されましたので、保育人材の確保が全国的に課題となる中で、より柔軟な人材確保が可能となりますので、安定的かつ継続的に保育サービスを提供できる体制整備が図られると考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 再質疑で、効果とか期待している内容について質疑させていただこうと用意をしておりましたけれども、今、課長の答弁でございましたので、2回目の再質疑ということでお伺いいたします。

現在の旭市の乳児等通園支援事業の実施状況、これを踏まえていただいて、特に保育所等に通っていないご家庭もありますよね。そういう家庭からのニーズに対しては、まずはどのように把握される予定でしょうかということ。そして、この影響や今効果が答弁ございましたけれども、それを具体的にどのように生かしていこうと考えていらっしゃるのか、お伺いします。ご理解いただけましたでしょうか。よろしくどうぞお願いします。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 保育所に通っていない家庭のニーズ把握ということですが、現在はニーズの把握については、日頃の窓口相談や子育て支援センターでの相談事業などを通じて把握に努めております。

あと、すみません、もう1点は。

（発言する人あり）

○議長（宮内 保） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時33分

○議長（宮内 保） 再開します。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） すみませんでした。効果や影響ということですが、事業運営の影響につきましては、施設運営の安全性と保育の質が向上することで、保護者の皆様がより安心して大切なお子様を預けられる環境が整うものと考えております。乳幼児への支援面におきましても、職員の資質向上や適切な人員配置が図られ、お子様一人ひとりに寄り添った、きめ細やかな保育環境の提供につながるものと考えております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） ありがとうございます。

ちょっと表面的な、形式的な答弁だったかに思いますので、また詳細につきましては直接お尋ねに行かせていただくということで、終わりにさせていただきます。

○議長（宮内 保） 議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について質疑を始めてください。

伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 議案第7号、5、6、7ですけれども、文教福祉で扱うもので質疑させていただきます。

国の基準府令の改正に伴う所要の整備ということで、これまでずっときているんですけども、この議案第7号におきましても同様で、ただ事務的なルールの変更でも、現場ではそれを受けて実際対応しなければいけないということは確実に出てくると推定されます。現場の保育士や、あるいは事業所に新たな負担はかからないものかと。市は丁寧にきちんとサポートしますよといったこと、常に現場目線を忘れない姿勢、努力、これが非常に大切だと考えます。

そこで、この改正がこれまで同様、旭市の保育現場の実務、施設運営に与える具体的な影響、今、課長のほうでどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 先ほどの戸村議員のご質疑にも回答いたしましたが、今回の改正内容は、新たに満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴う関連規定の整理と、施設型給付費の算定根拠となる認定区分について、条文上に明確に定義するものであります。

現場の保育士や施設等に影響はないのかということでございますが、大きく実務が変わるわけではございませんので、特段の影響はないと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長の答弁で、特段の影響はないということでございましたけれども、でも確実に法改正は行われます。

今後ですけれども、保育のこの法改正に伴って特段の変更はないと今言われましたけれども、しかしながら、この法改正を契機として保育の質のさらなる維持ですとか、さらなる向上に向けて、担当課としてどのような周知ですとか、あるいは支援、これを行おうとしているのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 特定教育・保育施設では、市の条例に定める基準を遵守した適切な運営と、安全でより質の高い保育を提供できる環境整備を行っています。本改正により保育現場への影響等は、先ほど申しましたとおりございませんけれども、保育の質の維持・向上に向けて、各施設と連携を図りながら引き続き支援を行ってまいります。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 議案第7号の質疑を終わります。

○議長（宮内 保） 議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について質疑を始めてください。

伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 議案第8号について質疑をいたします。

令和11年4月の新海上小学校開校に向けて、着々と準備が進められております。ただ、まだ課題が多々あるかと思えますけれども、その中で、統合により閉校となる鶴巻小学校、滝郷小学校、各小学校の跡地利用について、現在市での検討状況ですとか、あるいは今後のスケジュール的なもの、簡潔明瞭にお答えいただければと。よろしくお願いします。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 旭市学校再編の基本方針では、学校跡地の活用については、これまで学校が担ってきた地域の役割も踏まえ、今後も地域の拠点として活用できるよう検討していくとしております。

具体的な跡地活用につきましては、保護者や地域の代表者、学校関係者などで構成する学校再編準備委員会、こちらのほうで地域のご意見を伺った上で、旭市学校施設利活用基本方針に沿って進めてまいることとなっております。

現在は、今月中の準備委員会の設置に向けまして事務のほうを進めているところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 今月の準備委員会の設置と。そうしますと、その設置を受けてその準備委員会の中で話し合われる内容かと思えますけれども、鶴巻小、滝郷小、統合校までの距離が当然長くなります。スクールバスの運行ルートですとか、あるいはスクールバスの停車場、どこで子どもたちをピックアップして学校まで連れていくか等々、細かい点ですけれども、まずスクールバスの確保についてはどうなのでしょう。干潟小学校についてはできているよというふうにお聞きしましたけれども、海上3地域についてはどうでしょうか。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 準備委員会のほうは、総務部会、PTA通学部会、学校運営部会等、各部会において様々な検討を進めてまいります。その中で、スクールバスにつきましてはPTA通学部会というところで、今後スクールバスの利用も含めて検討されていくところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 3回目の質疑でございます。

3校が1校に統合されるということで、当然児童数、学級数が変化してまいります。統合後の教職員の配置、少人数教育の維持、これについてどのようなお考えか、お聞かせください。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 職員の配置等につきましては、校長の学校の経営のほうに関しまして、そういった要望に応じながら今後進められていくというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮内 保） 議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について質疑を始めてください。

伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 議案第9号について伺います。

放課後児童支援員に係る認定資格研修の受講者対象者に、新たに地域限定保育士が追加されるということでございますけれども、この改正の目的は何でしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時45分

○議長（宮内 保） 再開します。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 失礼いたしました。

資格要件の拡充によりまして、保育士と同様に保育に必要な知識及び技能を持つ人材の確保が増えまして、児童の育成支援の質の向上につながるものと考えております。

また、放課後児童支援認定資格研修を受講する者が増えることで支援員の増員が見込めることから、職員配置の改善により児童一人ひとりに目を配りやすく、安全体制の強化、安定した運営に有効であると考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） おっしゃるとおりで、資格要件の拡充と人材確保。それでは、今の最後の言葉にちょっと答弁にあったんですけれども、具体的にどの程度の効果、現場へのメリット、これを見込んでいらっしゃるでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 保育士不足の解消を目指す制度改正でありまして、千葉県の実施する地域限定保育士試験に合格したもの、こちらのほうが児童の保育を行うことができる



ようになります。放課後児童クラブでは、児童クラブごとに放課後児童支援員を配置しなければならないというところの中で、保育士の資格を有するものが千葉県が実施する放課後児童支援員認定資格研修を受講・修了することで、放課後児童支援員として勤務することができるようになります。

繰り返しとなりますが、こちらのほうを行うことによりまして、職員の配置の改善によりまして児童一人ひとりに目を配りやすくなり、安全体制の強化、安定した運営に有効であると考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長、詳細な丁寧なる説明ありがとうございました。

3回目の質疑でございますけれども、地域限定保育士制度、この制度を活用するためには、旭市が認定地方公共団体になる必要があると思われましてけれども、その手続ですとか見通しについて今どのように考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 認定地方公共団体の区域内というところで、認定地方公共団体のほうにつきましては千葉県が団体に当たるということで、県内にある旭市、これの中に入るというところで理解しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について質疑を始めてください。

伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 議案第12号について質疑をいたします。

通告に、なぜ1者応札となったのか、これは先ほどもう答弁いただいております。入札手続の公正性ですとか透明性、これについてどのようにお考えなのかということでございます。この通告の後半部分も含めて、落札率75.6%でしたか。どうなんでしょう。個人的には、もう一つの入札の99.9%というのあったかと思っておりますけれども、どうも比較的低い水準で落札されたのではないのかなというふうに思いまして、この価格が適正水準であったかどうかお尋ねいたします。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） いろいろ落札率というところで、ものによって大分変わってくる部分があります。適正だったかというところで申しますと、3月の議会で8年度の当初予算、可決いただきました。その中の予算の中で予定価格を設定した中での金額の中に収まっているということで、これは適正だと判断しています。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 適正と具体的に判断された、その検証された。雑駁で結構です。どのよう  
に適正で、だよなというふうに検証されたのか、お尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 予定価格を設定した価格の範囲内であるので、それは99%であろう  
と76%であろうと、それは適正に執行されたと、そう判断します。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 単独入札の件につきましては先ほど答弁もございましたけれども、これ  
は今後単独入札が続くか続かないかは分かりません。しかしながら、仮に単独入札が続いた  
場合ですけれども、将来的に価格設定が高くなる、そういう心配はないのでしょうか、お尋  
ねいたします。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 予定価格等の設定価格、予算のときにも協議しなければいけないと  
思うんですけれども、昨今の物価高騰だとか、いろいろ世界情勢、石油の関係の高騰だとか  
人件費の高騰、そういった部分ではいろんな部分で値上がりはしてくる。そういうのを見据  
えながら、予算のほうもある程度見込んでいくという中です。

今回1者の応札というところでは、価格のほうは予定価格は業者は知りませんので、そこ  
は問題ないのかなと。例えば1者も応札がないとなった場合には、そこは価格のほうは別と  
して、例えば制限をつけている部分を緩和したりとか、より応札しやすいように勘案すると  
いうのは考えていかないといけないと思っています。

○議長（宮内 保） 議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第35号について質疑を始めてください。

伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 議案第35号、ここで先週の説明でビットコイン等の暗号資産が申告分離課税の対象になると、たしかそういうお話があったかと、ご説明があったかと思えますけれども、課長、現時点で、この分離課税対象になるその対象者かどうか分かりませんが、市税収入に与える影響、これというのは現時点でどんな、見込まれているのかということをお尋ねしたいということですが。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） それでは、お答えいたします。

まず影響というか、市民へのということなんですけれども、ちょっとその前に、この制度改正で現状と改正後どう変わったかというところをちょっとお話しさせていただければと思います。

暗号資産の取引に係る所得というのは、現在は雑所得というもので、総合課税の対象とされております。これは、ほかの所得と合わせまして、市県民税で申しますと税率は市税が6%、県税が4%、合わせて10%の税率で課税されているものです。これが今回の改正によりまして、議員おっしゃるとおり申告分離課税というものになりますと、市県民税はほかの所得と区分して、税率が市民税3%、それから県民税2%、合わせて5%の税率で課税されることとなるほかに、資産の取引で、株なんかもそうなんですけれども、譲渡で損失が出たりとかいうことがございます。これについても、暗号資産の取引に関しても、この損失の繰越しというものを3年間できるというのが改正になります。それから、この暗号資産の取引業者のほうにも、取引をしたという報告書の提出が義務づけられることになります。

以上申しましたように、業者のほうから年間取引の報告書により所得の状況が容易に早く把握できるというプラスがありますけれども、ただいま申し上げましたように、申告分離課税になると基本的に税率が下がります。それから繰越損失、これを適用される方も一定数いらっしゃると思いますので、この影響もありますので、なかなかこの、どう影響を与えるかというのはちょっと申し上げにくいところがございますので、その辺はご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） ありがとうございます。

この適正な申告に向けた市民への周知ですとか、あるいは注意喚起、これはどんなふうに行っていこうとしていくお考えなのか、お聞かせください。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） それでは、お答えいたします。

適正な申告に向けた周知、注意喚起ということに関してです。この改正の内容ですけれども、施行期日というのが、金融商品の法律というのがございまして、その改正後に施行日が決まるということになっております。

今の予定ですと、施行の日の属する年の翌々年、ですから早くても令和10年1月からということになっております。これはどういうことかと申しますと、恐らく改正の周知期間というのが当然必要になりますので、それを考慮しまして、かなり先の施行日となっているのかなというところがございます。

適正な申告に向けた市民への周知や注意喚起につきましては、先ほど申し上げました取引業者によるその周知というのもございますけれども、これは大きくはやっぱり所得税のほうにも影響してくる改正内容ですので、税務署等と連携して必要な周知に向けまして取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 議案第35号、結構でございます。

○議長（宮内 保） 議案第35号の質疑を終わります。

続いて、議案第37号について質疑を始めてください。

伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 議案第37号、1点だけお尋ねいたします。

市民の負担軽減に向けた実質的な効果、これを担当課としてどのように捉えていらっしゃるのかお答えいただければと思います。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） それでは、実質的な効果というところでお答えいたします。

先ほど、戸村議員へのご回答とちょっと重複いたしますが、令和8年度課税の数値を基にその差額ということで、効果ということで申し上げます。

まず、2割軽減の世帯というのが、改正前の額と比較しまして22万4,500円の増。それから5割軽減の世帯というのが、前と比較しますと71万3,500円の増となります。28世帯合計で93万8,000円、これが軽減による効果と捉えております。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 以上で質疑させていただきました。終わります。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

以上で議案質疑を終わります。

---

#### ◎追加日程 議案第14号～議案第34号直接審議（先議）

○議長（宮内 保） ここでおはかりいたします。議案第14号から議案第34号までは人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮内 保） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第34号まで、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第14号から議案第34号までは人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

議案第14号、旭市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第14号は同意することに決しました。

議案第15号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、  
原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第15号は同意することに決しました。

議案第16号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、  
原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第16号は同意することに決しました。

議案第17号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、  
原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第17号は同意することに決しました。

議案第18号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり  
同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第18号は同意することに決しました。

議案第19号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり  
同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第19号は同意することに決しました。

議案第20号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第20号は同意することに決しました。

議案第21号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第21号は同意することに決しました。

議案第22号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第22号は同意することに決しました。

議案第23号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第23号は同意することに決しました。

議案第24号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第24号は同意することに決しました。

議案第25号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第25号は同意することに決しました。

議案第26号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第26号は同意することに決しました。

議案第27号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第27号は同意することに決しました。

議案第28号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第28号は同意することに決しました。

議案第29号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。



よって、議案第29号は同意することに決しました。

議案第30号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第30号は同意することに決しました。

議案第31号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第31号は同意することに決しました。

議案第32号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第32号は同意することに決しました。

議案第33号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第33号は同意することに決しました。

議案第34号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第34号は同意することに決しました。

---

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（宮内 保） 日程第2、常任委員会議案付託。

議案第1号から議案第13号までと、議案第35号から議案第37号までの16議案を分担表のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、6月22日までに審査を終了されますようお願いいたします。

---

◎日程第3 常任委員会請願付託

○議長（宮内 保） 日程第3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第1号から請願第3号までの3件であります。  
配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮内 保） 配付漏れないものと認めます。

これより常任委員会に請願を付託いたします。

請願第1号から請願第3号までの3件を分担表のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました請願は、6月19日までに審査を終了されますようお願いいたします。

---

○議長（宮内 保） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は15日、定刻より会議を開きます。

これにて本日の会議を散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時13分

## 令和8年旭市議会第2回定例会会議録

### 議 事 日 程 （第3号）

令和8年6月15日（月曜日）午前10時開議

#### 第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第 1 一般質問

---

#### 出席議員（18名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 金 澤 雅 哉 | 2 番  | 高 橋 美千子 |
| 3 番  | 戸 村 ひとみ | 4 番  | 常世田 正 樹 |
| 5 番  | 伊 藤 春 美 | 6 番  | 伊 場 哲 也 |
| 7 番  | 平 山 清 海 | 8 番  | 崎 山 華 英 |
| 9 番  | 永 井 孝 佳 | 10 番 | 井 田 孝   |
| 11 番 | 島 田 恒   | 13 番 | 遠 藤 保 明 |
| 14 番 | 宮 内 保   | 15 番 | 飯 嶋 正 利 |
| 16 番 | 宮 澤 芳 雄 | 17 番 | 伊 藤 房 代 |
| 18 番 | 木 内 欽 市 | 19 番 | 松 木 源太郎 |

---

#### 欠席議員（1名）

12 番 片 桐 文 夫

---

#### 説明のため出席した者

|          |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|
| 市 長      | 米 本 弥一郎 | 副 市 長   | 柴 栄 男   |
| 教 育 長    | 向 後 依 明 | 秘書広報課長  | 寺 嶋 和 志 |
| 行政改革推進課長 | 大八木 利 武 | 総 務 課 長 | 向 後 稔   |
| 企画政策課長   | 榎 澤 茂   | 財 政 課 長 | 池 田 勝 紀 |

|                      |         |              |         |
|----------------------|---------|--------------|---------|
| 税 務 課 長              | 多 田 仁   | 市民生活課長       | 齋 藤 邦 博 |
| 環 境 課 長              | 崎 山 博 之 | 保険年金課長       | 大 網 久 子 |
| 健康づくり<br>課 育 て 支 援 長 | 黒 柳 雅 弘 | 社会福祉課長       | 椎 名 実   |
| 子 育 て 支 援 長          | 八 馬 祥 子 | こども家庭<br>課 長 | 石 橋 康 司 |
| 高 齢 者 福 祉 長          | 杉 山 かおる | 商工観光課長       | 加 瀬 弓 子 |
| 農 水 産 課 長            | 金 杉 高 春 | 建 設 課 長      | 林 一 美   |
| 都市整備課長               | 飯 島 和 則 | 会 計 管 理 者    | 宮 内 和 美 |
| 消 防 長                | 常世田 昌 也 | 上下水道課長       | 向 後 哲 浩 |
| 教育総務課長               | 飯 島 正 寛 | 生涯学習課長       | 佐 野 唯 生 |
| スポーツ振興<br>課 長        | 林 甲 明   | 監 査 委 員 長    | 森 田 貴 久 |
| 農 業 委 員 会 長          | 金 谷 健 二 |              |         |

---

#### 事務局職員出席者

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 穴 澤 昭 和 | 事 務 局 次 長 | 飯 笹 浩 一 |
|---------|---------|-----------|---------|

---

開議 午前10時 0分

○議長（宮内 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（宮内 保） 日程第1、一般質問を行います。

---

◇ 伊 場 哲 也

○議長（宮内 保） 通告順により、伊場哲也議員、ご登壇願います。

（6番 伊場哲也 登壇）

○6番（伊場哲也） 皆さん、おはようございます。議席番号6番、伊場哲也でございます。

令和8年第2回6月定例会におきまして、一般質問を行います。

今回のテーマは、ウェルビーイングの向上、市職員の皆様方、そして中学生の皆さんに達成感・充実感・幸福感を味わっていただきたい、そうした思いを込めて本日の質問を構成いたしました。

まず、大項目（1）職員に対するハラスメントアンケートの目的と改善の進捗についてお伺いいたします。

①といたしまして、全職員を対象にハラスメントアンケートを実施したその目的をお伺いいたします。

2点目ですけれども、アンケートの結果を受けて、再発防止に向けて、現在、見直しをどのように行い、どのような対策を行っているのかお伺いいたします。

3点目といたしまして、あくまでもアンケートの結果でございますけれども、議員によるカスタマーハラスメントを受けたと回答した職員の数字が32人に上りました。私自身、議員

の一人として大変重く受け止めております。担当課として、この結果をどう受け止めているのかお伺いいたします。

次に、大項目（２）中学生のウェルビーイング向上のための休日部活動地域展開についてお伺いいたします。

旭市の休日部活動の地域展開は、いよいよ今年の９月よりスタートいたします。ガイドラインの策定、公式ユーチューブの制作、そして多くの情報発信、担当課長、地域展開コーディネーターをはじめ、旭市部活動地域移行推進協議会委員の皆様方の献身的なご努力と着実な取組に心より敬意を表します。

一方で、見えてきた課題も山積しております。本日は中学校の休日における部活動の地域展開について、しっかりと理解を深めてまいりたいと思います。

まず、基本中の基本として、９月から始まる旭市の休日部活動の地域展開とは具体的に何なのかお伺いいたします。

なお、再質問は質問席より行います。１時間という時間制約がございますので、市長、教育長、関係課長の皆様方には簡潔明瞭なる力強いご答弁をお願いいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

１回目の質問を終わります。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の一般質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） それでは、総務課から１項目めの職員に対するハラスメントアンケートの目的と改善の進捗についてお答えいたします。

まず、（１）全職員を対象にハラスメントアンケートを実施した目的でございますが、これにつきましては昨年度、職員に対し実施したハラスメントアンケートは、ハラスメントに関する職員の意識や職員同士のみならず、市関係者からのハラスメントの有無などの潜在的な案件も含めた発生状況を把握しまして、情報を共有することで今後のハラスメントの発生の抑止、それと発生時の対応の参考とするために実施をしたものでございます。

続きまして、（２）アンケート結果を受けての見直しと改善についてですが、今回のアンケート結果を全職員にフィードバックする際に、改めてハラスメント防止規程と相談窓口を周知するとともに、ハラスメントセルフチェックシートにより、職員自身の行動の振り返り等も行っております。

また、アンケート結果で、回答で挙げられたハラスメントの具体例に関する基本的な考え

方も併せて周知をしております。

ハラスメント防止研修は毎年職層を変えて実施しておりますが、今年度はさらに職層の幅を広げるなどして、多くの職員が参加できるように計画していきたいと考えております。

続いて、（３）議員によるハラスメント32件という事実をどのように受け止めているかでございますが、ハラスメントは職員同士のみならず、議員や各種委員等からもあってはならないものでございます。議員の発言には一定の影響があることも事実ではありますが、ハラスメントであるかの認定に当たりましては、双方への確認をはじめ、当該ハラスメントに係る客観的な事実や、その状況を複合的に考慮する必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） それでは、生涯学習課から、地域展開とは何かというご質問がございましたので、そちらについてご答弁させていただきます。

地域展開につきましては、これまで学校の部活動が担ってきた教育的意義や役割を継承し、地域の文化・スポーツ団体が行う活動に展開していくことで、子どもたちが多様な活動を体験できる機会と、少子化の中でも将来にわたり活動を継続して取り組むことができる環境を整備することを地域展開として進めるものでございます。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 両関係課長、ありがとうございました。

それでは、1番のハラスメントの件について再質問をさせていただきます。

目的については理解をいたしました。また、過日いただきました、事務局を通してのハラスメントアンケートの結果、数値、データ等々を読ませていただき理解いたしました。

課長、このアンケートにつきましては2種類取られました。いわゆる内側に関するハラスメントアンケート、それから外側から、つまりカスタマーによるハラスメント、カスタマーハラスメントアンケート、この2種類を取りました。なぜ内側のアンケート、職員によるアンケート、そして外側によるアンケート、カスタマーハラスメントアンケート、2種類取った理由をお聞かせください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） まず、外側からのカスタマーハラスメントでございますが、こちらは昨年5月から8月にかけて実施をしております。このアンケートを取った理由としまして

は、令和7年6月の労働施策総合推進改正法による職場におけるカスタマーハラスメント防止のための雇用管理上の措置の義務づけ、これを見据えまして、本市における発生状況を把握し、今後の対応等の参考にするために実施をしたものでございます。

そして、内部のハラスメントに関するアンケート、こちらは12月から1月にかけて実施しておりますが、こちらにつきましては職員同士のみならず、市関係者等からのハラスメントの有無など、潜在的な案件も含めた発生状況を把握して、今後の対応の参考とするために実施をしたものでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 今、課長の答弁にございましたように、アンケートの期間でございますけれども、職員ハラスメントにつきましては、昨年、令和7年12月25日から1月30日までの期間、1回アンケートを取られました。期間は延べ日数37日間ございました。

一方、カスタマーハラスメントにつきましては、2回アンケートを取られております。1回目が昨年の5月16日から6月9日まで、2回目が7月10日から8月22日まで、都合トータル69日間の期間をかけてアンケートを実施されております。期間が違う、その理由をお尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） まず、カスタマーハラスメントを2回取った件でございますが、こちらにつきましては、昨年、最初5月に職員向けにアンケートを実施したんですが、回答率が低くて、ちょっと周知が足りなかったというのもありまして、回答率が50%まで行かない程度でしたので、改めて8月にかけて2回目の実施をして、50%以上の回答率をいただいたというところでございます。

内部のハラスメントアンケートにつきましては、そういったさきに実施したカスタマーハラスメントの状況を受けまして、周知に努めまして、1度のアンケートで60%以上の回答率を得たというところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 回答率についての見解、6割を超えたという課長の答弁がございました。回答数は、職員ハラスメントについては418件、カスタマーハラスメントにつきましては426



件、結果、回答率でございますけれども、63.2%と64.7%、これは私ども周知いただいたとおりでございます。

課長、この64.7%というカスタマーハラスメントの回答率、この64.7%についてはまあオーケーだろうというふうにお考えなのでしょうか。この回答率についての見解をお願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 議員おっしゃるように、カスタマーハラスメントアンケートは64.7%で、内部のハラスメントアンケートについては63.2%という回答率でございました。本来であれば職員全体にアンケートをかけておりますので、もっと多くの回答をいただきたかったところでございますが、ただ、アンケートにつきましては、これは強制するものではありません。職員に任意に答えていただくものですので、60%を超えたということで、ある程度把握できたものと考えております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） ありがとうございます。アンケートを取る見解、目的、これが私と若干相違しておりましたので、6割でもオーケーだと。

私は個人的に、こういった類いのアンケートにつきましては、まず記名制があると思えますけれども、これはなくてもいいだろうと。ただ、実態把握が一体どういうものかとお聞きしましたら、初めて今回ハラスメントアンケートを取られたということなのでね。であるならば、実態把握をもっと克明につぶさにという意味合いから、関係課長がアンケート提出をお願いしますと、所属課のほうに提出するという形を仮に取ればの話ですよ。今、任意というお話がありました。しかしながら、私が今言いましたように、関係課長が、はい、アンケートを提出して然的なスタイルでもって回収をし、それを担当課のほうに提出。そうしますと、分かりませんけれどもね。例えば85%以上の回収率、その中身はどうか分かりませんが、回答率を考えた場合には、より多くの回答が得られて、それがさらにデータとして生かされたのではないかというような思いがありましたので私の考えを述べさせていただきました。

このアンケート結果につきまして、市長にお尋ねしたいと思います。

私どもがアンケート結果をいただきましたのは、昨年度、3月28日、議会事務局を通して、アサヒプレスリリースということで情報提供いただきました。本年度4月4日千葉日報紙面

第3面に、このアンケート結果の記事が掲載されておりました。皆様も見られたかと私は思いますけれども、記事のタイトル「旭市 半数がカスハラ被害 職員間も約2割経験」、ちょっと私は衝撃的でした。驚きと同時に非常にショックを受けました。数字の字面を見て、議員によるハラスメント32人、ええっ、市長、マスコミに公表した理由をお尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 公表した理由としましては、組織の透明性の確保や市民への説明責任、そういったものもありますし、ハラスメントの発生というのは、単に人間関係を悪化させるだけでなく、組織運営にも大きく影響する社会的な課題と捉えておりますので、マスコミへの公表を行ったというものでございます。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 結構記事は克明に取り上げております。市民らによる外部からの被害、内部での被害、6割から回答、カスハラ47%、先ほど示したとおりですけれども、課長、具体的な被害内容、職員によるハラスメント被害、外部からのカスタマーハラスメント被害、主な具体的な被害内容、把握している内容で結構ですのでお答えください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 具体的な内容でございますが、新聞のほうにも書いておりますが、内部のハラスメントとしては主に上司から威圧行為や無視などの嫌がらせを受けた、また市議会議員からというのは、威圧行為を受けたというようなものが多いように感じております。以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） これは私なりの分析でございますけれども、職員間ハラスメントにつきましては、申し訳ない言い方になりますけれども、まずはパワハラに近いようなどなり声だとか、威圧だとか、あとは克明にこうやって見ていきますと、ちょっと言葉として大変申し訳ないですけれども、やや陰湿、そういったように取られても仕方ないような、例えば悪口、陰口、プライベートへの介入、こづくとか物を投げるって、私これ見たときに、ええっ、市役所の人間同士でそういうことがあるのと、ちょっと信じられなかったもので、今回これでは市の職員、一生懸命仕事してかわいそうだろうといったことで、ウェルビーイングの向上と、皆様方、一生懸命仕事をされていて、その一生懸命さが、笑顔が消えてしまったら、窓

ロサービス等々、市民の方はどう思われるでしょうかと。駄目でしょう、ハラスメントあっては、根絶しましょうと。内なるハラスメントの根絶、外からのハラスメントの根絶、駄目ですよ、これ。それは認識、共通の方向に皆様方と一緒に向かえることじゃないかなと。

だってそうでしょう。児童・生徒のいじめ駄目ですよ。いじめ撲滅、国挙げて教育界ではやっていますよね。地方各自治体の職場におけるハラスメントってどうなんでしょう。私は仕事をした経験がないので、何とも想像し難いところがあるのですが、ごく一般的に考えたら、公務員の皆様方がそういうふうにはハラスメントって、内側でそういうことをされているの、外側のいわゆる市民ですとか、あるいはいわゆる来庁者、市外の方も含めて、これは以前の市役所、そのときも経験していますし、この新しい議場になったところでも何やっているんだ、お前らってうるさい声で怒鳴っている、怒鳴られている市職員の方を目にしています。駄目ですよ、それね。すぐ始まりますよ。おまえら税金でとかってね、何だよと、税金で仕事をして何でなんて、正々堂々と皆様方自信を持って、やはりカスタマーハラスメントというのは駄目ですよということを訴えてほしいなと。以前からあったのに、何で今ここでアンケートって、私はそれがまず不思議でならなかったんですね。

もっと早くに対応すれば、ちょっと見づらくて申し訳ないですけども、39名の方々が内輪のハラスメントに対して相談できずに我慢したというアンケートのデータ結果が出ていますよね。これはやっぱり担当課も分析されておりますけれども、人間関係を壊したくない、言っても変わらないよという、諦めという、そういった声を上げられない実態というものがもしかしたら旭市役所の組織内に、そういった組織としての改革が必要なのではないかといったところがあると思って、データを克明に私なりに分析させていただいた次第でございます。

原因につきましては、何が原因でそういったことになったかと。市役所内ではやはり発生のきっかけのトップツーンというのが分析すれば分かりますよね。やはり上司から部下に対して、先輩から後輩に対して、日本社会では、ややもするとありがちですね、現実の生活で。しかしながら、その一線を超えてしまうようなハラスメント、これは容認できません。

課長、ちょっと難しい法的なことをお尋ねすることになりますけれども、例えば学校教員、学校教育法第11条は何だと言え、もうすぐ体罰の禁止って出てくるんですよ。地方公務員法第32条、課長、ありますよね。非常に難しいね。なぜかといったら、ハラスメントを見直すためのそのグレーゾーン、ちょっと読んでみますね。「職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且

つ」、この後ですよ。私も教育公務員をしておりましたので、「且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と。これ公務員でしたら皆さん、十分知っていることなんですけれどもね。これ職務命令だからなといったことが、ややもすると、受け取り側としてはパワハラだよとかってね。あくまでもアンケート結果はデータですから、そういうふうに受け取られた、受け取った。私も自分の言動が知らず知らずパワハラを招いているのかって、非常に疑心暗鬼になったんですよ。俺は大丈夫だろうなと。でも大丈夫という確信、確証が持てなかったんだよね。一般質問で取り上げているんですけども、その辺のパワハラと指導のグレーゾーン、これについてはどのような検討をされたのか、課長、お尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 今、伊場議員おっしゃいましたように、地方公務員法第32条に職務命令に従う義務があるというふうに当然書かれております。公務員の職務命令の服従義務というか、そういったものは、これはあくまでも適法かつ正当な業務に限られるものと認識しております。その正当な命令、指導と、あとパワハラの違いを全職員が正しく理解する、これが重要なことだと考えております。

パワーハラスメントの定義としまして、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動というものがございます。ですので、この業務上必要であるか、あるいはその相当の範囲の言動であるか、ここが重要なポイントとなりますので、そういったことをハラスメント防止研修などで実例を挙げながら、皆さんに勉強していただきながら理解していただく、これが重要なことと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） アンケートを深掘りして質問させていただきました。では、その対策として大事なことは具体的に何をやっているんだと。アンケートの結果を受けて担当課としては多角的な視点を持った新たなハラスメント対策を取り組むと、こういうふうに述べていらっしゃるんですね。具体的にどんなことをされているのか。

②のほうに移ります。よろしいでしょうか。お願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 多角的な視点ということでございますが、ハラスメント対策、多角的な視点としまして、まずは市役所内部と外部の両方の視点から、そういったものがあるかと思います。それとあとは制度的あるいは教育的、構造的視点、例えばハラスメント防止規程に基づく対策委員会や相談窓口などの制度的視点、それとハラスメント防止研修や人事考課などの教育的視点、それと互いを支え合う組織づくりなどの構造的視点、そういった視点があるかと捉えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 職員の皆様方は特に若手というふうに、申し訳ないですけども、言わせていただきます。対策マニュアルの策定ですとか、あるいは相談体制の整備、それから外部相談員の活用ですとか、警察との連携、そういったことを希望されておりますけれども、この辺につきましては、どのような進捗状況でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） カスタマーハラスメントの防止措置の義務化が本年10月から施行されることに伴いまして、現在、市のほうではその対応方針、対応マニュアルの策定を進めておりまして、その相談や報告等に対する体制の整備とともに、組織的な対応を原則として盛り込みたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 掲示させていただきますけれども、職場が求めている、皆さんが求めているのは安全に働ける環境整備、これなんですね。相談体制の強化・充実を希望している方が240名、組織的な対応の強化、これが221名。そして、ハラスメント相談などによって不利益が生じることや報復の阻止、厳罰化を求めるというよりも、相談できる環境ですとか、あるいは組織として守ってくれる体制、内部、外部も含めてです。そして特に内部については、やはり人間関係を壊したくないといったことから、報復への恐怖の排除、これが挙げられております。簡単に言うと、やっぱり安全で極力楽しく人間関係の構築された上で、そういった職場環境を求めているということが言えるわけですね。

相談体制の強化充実、課長、もう一度すみませんけれども、お尋ねいたします。進んでいきますでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 相談体制につきましては、現在ハラスメント防止規程のほうで規定をしておりまして、その中では相談員は相談を受ける際には、原則として2人以上の相談員、そして同性の職員が同席するということと、あと相談員以外の者に見聞きされないように遮断した場所で相談を行うなど、あとは相談者がどのような対応を望んでいるか、そういったことも丁寧に聞き取りをしながら、相談者に寄り添った対応をしているところでございます。

今後、さらにこのカスタマーハラスメントの対応指針マニュアルを策定する際に、改めてその相談体制についても見直しをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 自動録音、警告システムの導入、244名の方が希望されておりますけれども、この点についての進捗状況はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） カスタマーハラスメントアンケートの中で、通話記録装置を望む声もあったと思います。通話記録装置の整備としましては、それはカスハラ対策に有効であると認識しております。ただ、市役所内全ての回線、電話機への導入は多額の費用を要しますので、低コストで導入可能なサービスについて検討したいと考えております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 数値、数字、データで実際のところが分からないところもアンケートですからありますけれども、現に困っているという事実、実態はあるし、だからこうしてほしい、こうしてよという希望があり、そのためにアンケートも取ったし、アンケートに基づいて対策を講じた、その具体的な内容ということで、自動録音システムということ、これは担当課のほうで考えられて上げたわけですので、早めに……、確かにお金がかかりますよね。金がなければ何もできません。しかしながら、職員を守ると。そして、もうウェルビーイングの向上というのは、もうずっとこの総合戦略の作成前から、内容を示されたときからずっと言われています。その向上に努めるのが皆様方上司、関係課長のすべきことではないかなというふうに思うんですね。もう金がかかってもどんどん、必要な金だから、そこには金を投ずる、間違っていますでしょうか。これから検討だと遅い。すぐ進めていただければ、泣

なくて済む人、やったと喜ぶ人、早く出てくると思いますが、その点、課長いかがでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 通話録音装置の整備は、カスハラ対策に有効だということは、認識はしております。ただ、それを整備するとなると予算的なものもありますので、全体的に金額としては直ちにに対応できるものではないと思いますので、これについてはできるだけ低コストで導入できるものについて検討していきたいと考えております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 私は早めにやるべきだというふうに思うことをお伝えします。大きい声を出すとパワハラになってしまうから。早めに職員のためにということで動いていただきたい。

市議会議員からのハラスメントって、これ皆さん、そういう議員は、私は誰一人いないと思うんですけども、市議会議員からのハラスメント被害防止、具体的にどんなことをされているのか、3番です。お願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 市としましては、議員を含め各種委員等からのハラスメント対策におきましても、組織的な対応が必要と考えております。市議会議員と面談等を行う場合は2名以上で対応することや、必要に応じて録音をすること、また副課長以下で対応した場合は、内容を課長へ報告するほか、面談の内容は記録をつけることなど、面談時の対応について職員に周知をしております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 分かりました。

課長、この例規集1番、477ページには、ご存じのとおり、旭市職員のハラスメントの防止等に関する規程、旭市例規集に載っております。これについて再読、再度読まれたり、あるいは再度、例規集を手にとって、この旭市の職員のハラスメント防止等に関する規程、これについては見直しされましたでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 昨年度アンケートを取った以降に見直しはしておりません。ただ、先ほど申しあげましたように、今年10月にカスタマーハラスメントの対応措置が義務化されることに伴いまして、カスタマーハラスメントの対策マニュアル指針を策定する予定でございます。その際に、こちらの旭市職員のハラスメントの防止等に関する規程につきましても、どのような見直しが必要なのか検討して対応していきたいと考えております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） ハラスメントに関しては、最後の質問とさせていただきたいと、時間の関係で思いますが、課長から2度ほど既にお話がありましたように、本年11月1日付でもってハラスメント防止法、関係企業にハラスメントは駄目なんだよという法律が施行、いよいよされます。したがって、外部からのハラスメントについては、数的にも劇的に減るのではないかとこのように推測をするものでございます。減るであろうことについて、課長、どのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） ハラスメントにつきましては、カスタマーハラスメント、パワーハラスメント、いろいろハラスメントございますが、これは数が減ることではなくて、あつてはならないものですので、なくなるようにしていきたいと考えております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 私も課長のそのお言葉に大賛成でございます。昨年本市におきましては、令和7年6月2日付で旭市長、米本弥一郎様の名の下に、ゼロカーボンシティあさひ宣言、これをされております。課長、ハラスメントはあつてはならない。ですので、ゼロハラスメントシティあさひ、ゼロカーボンシティで環境を守る、ゼロハラスメントシティあさひで人を守る、ぜひ市長に宣言していただくように、課長の皆様方、元締め総務課長、これ進言されてはいかがでしょうか。提言でございますけれども、ご見解を総務課長、あるいは旭市長にお聞きできればありがたいと思いますけれども、いかがでしょうか、その点。10月1日ハラスメント禁止法に伴って、見解を市長、お願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 市民に信頼される市政を推進するためには、職員一人ひとりが互いの尊厳を守り、持てる能力を最大限発揮できる健全で風通しのよい職場環境が不可欠でござい



ます。ハラスメント行為は、職員の心身の健康を損なうだけでなく、業務の遂行に支障が生じたり、市民の信頼を失う重大な問題となっております。

社会的な課題であるカスタマーハラスメントの防止措置の義務化が本年10月から施行されることに伴い、現在、市の対応方針の策定を進めております。本市においては、これまでもハラスメントの防止に努めてきたところですが、カスハラ対応方針の策定に合わせ、改めてハラスメントは決して許されない行為であることを全職員が強く認識するよう徹底いたします。

なお、市長名での宣言については適切に判断させていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 突っ込んで、適切に判断ありがとうございます。いつ判断されますかとさらに深掘りしていきたいところでございますけれども、時間もありませんので、ぜひ市長、言うまでもなく旭市の未来、これは市をリードしてくださっている職員の皆様方の笑顔、ここからスタートします。働きやすい職場環境の実現、これこそが市民サービスへの、つまり市民の皆様方へのウェルビーイングの向上、もちろん皆様方の仕事をしていて達成感、充実感、幸福感、ウェルビーイングの向上が市民にもつながるんだということを再認識していただき、適切な時期にハラスメントゼロあさひ宣言していただくことを熱望いたしまして、1のハラスメント関係、終わりにいたします。

続きまして、2の休日の中学校の部活動の地域移行（展開）、これにつきまして再質問をさせていただきます。

部活動の学校現場における教育的な意義、そしてその意義を受けて、どうやって地域展開されていくのかということを、最初の質問でさせていただいたつもりです。課長から答弁ございました。再質問いたします。

課長、何で9月からなんですか、お尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） それでは、何で9月からなのかということでご答弁させていただきます。

まず、この地域展開につきましては、国が主導で全国的に進められているものでございます。令和5年度から令和7年度までが改革推進期間、令和8年度から令和13年度までが改革

実行期間として位置づけられているものでございます。その中で、旭市におきましては、令和6年に旭市部活動地域移行推進協議会というのを設置いたしまして、令和6年9月、まずはソフトテニスのモデル事業を行っております。令和7年9月からは陸上部のモデル事業を実施しております。そういった準備もしてきた中でモデル事業の成果ですとか、子どもたち、保護者、指導者等の声も聞きながら、地域部活動のこの推進協議会の話し合いを経まして、令和8年9月からこの休日部活動の地域展開を実行すると話を経て決めてきたものでございます。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長、これは地域移行（展開）、これやらないといけないわけですね。お尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） 地域連携につきましては、子どもたちの少子化による部活動が、例えばスポーツですとか、団体競技とか、スポーツが成り立たなくなるとか、そういった面も出てきていますので、子どもたちが活動できる場を早急に整備していく、そういったことが大事ですので、9月から実行することになっております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） もう課題、問題点、相当先ほど言いましたように山積されていると。私も2か月間つぶさに、数百本のユーチューブですとか、本市の・県の・国のガイドライン、トータルしてずっと調べてきました。そういった中で、私自身、問題点ですとか、メリット、いい点ですとか認識しているつもりなんです。

今、課長おっしゃいましたね。本当に学校現場もチームが編成できなくて立ち行かないと。例えば具体例を挙げますと、ついせんだって行われましたソフトボール部の部活、ちょっと私関係していた関係で、それについて、この場で議論になるような形で質問させていただきたいというふうに思います。今朝の世界ワールドカップサッカーの話ではなくて、大変申し訳ないんですけども、二つの市内中学校、もういきなり市内大会といっても、もう決勝戦なんですね。かつては近隣の中学校も含めて、匝瑳市にあります八日市場の二中と、旭市内には一中、二中、海上中、そして銚子のほうに銚子一中、5校で大会の運営等々で盛り上がっていたんですね。ところが、やはり少子化の波で、今現在、一中も部活動としては存続しておりません。大変心痛いんです。あれだけかつて県で名をとどろかせていた、この東総地

域の部活動の振興ですね。でも先生方も忙しい、教員の学校の働き方改革がスタートして、現状は部活動として立ち行かない、成立しない、そういう学校があちこち出てきていると。

それらを市として集約して、現在ある13の部活動、吹奏楽も含めて室内の部活動は六つでしょうか。柔道、剣道、バレーボール、バスケットボール、卓球、そして体操、旭市のこれ特徴と言ってもいいと思うんです。バドミントンね。この室内の部活動を展開しようと。外におきましては五つ、サッカー、野球、ソフト、陸上、それから軟式テニスと、皆さんが、課長が先ほどお尋ねさせていただきました。関係されてきた、その部活動、これを地域クラブということを展開してくださり、大変ありがたいですね。

A C Cって、課長、これは何なんですか。お尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） A C Cとはということで、ご答弁いたします。

これは簡単に言いますと、あさひ地域クラブという名前のものがございます。部活動の地域展開に伴いまして、生徒の活動の場として市が準備している地域クラブで、学校部活動が担ってきたスポーツ、文化芸術活動に親しむ、上達ができる機会を確保していくためのクラブとなります。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 担当課長、本当ですか。あさひ地域クラブで、地域ですから、CですからA C C、コミュニティクラブ、どっちなの、どちらですか。お尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） 大変失礼いたしました。アサヒコミュニティクラブでございます。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 今回、旭市が展開しようとしている地域クラブ、これ文言で整理したほうがいいと、私、伊場が勝手にというか、個人的に思うものは二つあります。

一つは、もう移行は大事ですけども、大事なのは展開が大事ですので、旭市の部活動の地域展開と、そういう文言で早めに統一して、議論等々取組まれたほうがいいかなと思うのが一つ。

それから、A C C、括弧して地域クラブでコミュニティクラブ、どっちなんだというふう

に、紛らわしいのですよね、課長、おっしゃいましたように、ACCはアサヒコミュニティクラブなんだと、一本化で文言は統一されたほうがよろしいかと、そのように思いますけれども、いかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） ご答弁いたします。

地域移行と、今まで使ってきた言葉ですけれども、地域展開として今後申し上げていきます。あと、ACC、先ほど私のほうが間違えてあさひ地域クラブと申し上げてしまいました。スペルの誤を言ってしまったんですが、アサヒコミュニティクラブということで展開してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） これ皆様方もご存じのとおり、3月の広報に「子どもたちのウェルビーイングのために」ということで、「地域で応援 部活動の新しいカタチ」、これ広報あさひに載っているんです。しかしながら、関係する方はよく見ていると思いますけれども、意外と近隣のあるいは、いろいろ今度、地域でって学校で部活なくなるんだってなという話を聞くんですね。でも、市はいずれ先ほど推進期間が終わって、いよいよ改革実行する期間だと。向こう6年あります、これからね。いずれ中学校の、学校において部活動というのは、課長、なくなる方向でよろしいんですね。それをにらんでいますよね。そこをお伺いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） 部活動につきましては、少子化により子どもたちがどんどん減っているという状況がございますので、まず休日部活動をしっかり展開していきますように整備していきたいと思います。その上で、平日部活動についても検討が必要かと思います。部活動が完全なくなるというのは、ちょっと今申し上げられないと考えております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） ありがとうございます。今現在は言えない。しかしながら、そういう流れ、方向で検討、それは必至だというふうに推測いたします。既に神戸市、政令都市ね、神戸市ですとか京都府、もう学校現場に中学校では部活動はやらないと。そういうふうにもう既に始まっておりますので、いずれ国の流れとしてはそういう方向に行くであろう。それが先生方の働き方改革の実現だと。だってお給料も上げられない、かといって教員の業務は少

なくならないわけです。じゃ、どこを先生方から取るんだといったら、もうそこしかないんですよ。中学校の先生方、私も経験していますから。重々そこはよく分かっているんですね。であるならば、市で、実際そうです。先週、現職の校長と話しました。学校で部活動取られちゃうとは言いませんでしたけれども、生徒指導上の問題等々でなくなるのはメリット・デメリット、デメリットも相当あるんだよというような話を意見交換させていただきました。そういった現実問題を十分アンケート調査等々するなり、もう既にやられていますけれども、しっかりと現実を直視しながら、部活動の地域展開を進めていただきたいと。

課長、何を指すんですか、地域展開することによって、メインとなるものを一つ二つ三つ、お挙げください。お尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） 答弁申し上げます。

子どもたちのことなんですけれども、まず近年の中学生につきましては、部活動の参加だけではございませんで、様々な活動を選択できるようになっております。その中で、地域クラブへの展開につきましては、生徒個々のニーズに応じた多様な活動機会から、生徒自身が選択しまして成功体験を積むことで、自己肯定感を高める契機となると考えております。

また、地域展開をすることで、生徒が自分の学校にはない活動を選択できるようになることや、専門的な知識や経験を持つ指導者から、より専門性の高い指導が受けられる環境が整ってくると思います。そういったことで、地域展開を進めることによって選択の幅が広がりまして、生徒たちのウェルビーイング向上につながるのではないかと考えております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 地域展開してくださるということで、関係の保護者の方は非常に喜んでいる。その一番は選択の幅が広がるということです。これいろいろユーチューブで見ると、今まで学校になかった、中学校になかった部活が地域クラブとしてできるんだと。旭市は今のところ13……、中学校の部活をそのままスライドしても意味がないんです。意味がないと言ったら駄目ですね。要はわくわく、ドキドキで子どもたちがうきうきする、今日行ってくるよ。親の負担も増えるわけでしょう。送っていかなければいけないとか、お金だっかかるんですよ、月2,000円、3,000円予定しているでしょう。指導者には1,600円時給を払うんですよ。もう既に本市がやろうとしている事業者、決まったかとは思いますが、旭市の近隣の11自治体、もうほとんど事業者をお願いして、2者絞れていますよね。多分そのうち

の1者だというふうに思います。入札は一千七百ウン十万円で賃金設定もしておりますし、地域移行については二千五、六百万円の予算、今年度計上しているじゃないですか。そのお願いしようとする事業者が本当に信頼できる、市として本当に任せられる事業者かどうか、私はそこが心配なんです。

ある自治体では、名簿登録するのにすごく時間がかかって、これ操作の仕方が分からないといったような問題が既にありますし、その辺のところをよくよく追求、研究されたほうがいいというふうに思います。

市の特色、目玉、課長、今後展開されていく中で、当然、今子どもたちに人気のある、例えば、文化系、そして運動系、スポーツ系あるかと思いますけれども、例えば市の体育館に行きますと、クライミングですか、あれもうオリンピックにもなっていて、スポーツクライミングって、地域クラブの展開されてもいいんじゃないかと思いますし、旭市の地の利を生かして、私は、子どもたちの安全が確保できない、指導者もということで、例えば飯岡漁港、シーカヤック地域クラブとかね。例ですよ。いろいろ考えれば、15ぐらいすぐ出てきました。

今、高齢者の方が楽しんでいるボッチャ、先週市でスポーツ協会が取り上げておりましたね。私は体育館のほうに行って体験しました。これは非常に盛り上がるスポーツでもありますし、パラリンピックでもう既にメダリストが、3期連続取られた方もいるじゃないですか。我々大人だとなかなか気がつかないような地域クラブに展開すると、市が考えている中学生の人づくり、これがまちづくりになるわけでしょう。ひいては旭市の未来づくりじゃないですか。地域展開というのは、ただ中学校でやっていた部活動をそのまま市が業者に委託してやるんじゃないんですよ。やっぱりまちづくりなんですよ。

私も今日さんざん用意してきてあるんですよ。もう部活さんざんやって、これは目の前の教育長と一緒に。今日、宝物いっぱい持ってきているんですけどもね。この裏側には、この子たちの父親、母親、そしておじいちゃま、おばあちゃま方、特にソフトは言いましたよね。女子のスポーツでしたから、今75歳前後。もう昭和40年代といたら、この東総地区はもう旭一中の県でのオンパレードですよ。これは教育総務課長にお願いして調べていただきました。旭一中は準優勝、県で1回、3位3回、昭和40年代、飯岡中学校は同じく40年代の後半です。県で準優勝1回、3位1回、その後の昭和の50年代後半から60年代にかけて、旭二中、県ですよ、県大会、総合優勝3回、ということは関東に行くんですよ。全国につながるんですよ。全国にも行っていますから。そして準優勝は2回、すごいんですよ、これ

ね。海上中優勝1回、ですから、関東大会行っています。準優勝は1回と整理してあります。

これ私も捨てるに捨てられないで、子どもたちの気持ちが、願いが詰まった、捨てるに捨てられないんですよ。ですから、寢室にこれ実は飾ってあるんですよ。思いが籠もっているんですよ。皆さんも時代が違って、叱咤激励を受けながら夢中でされてきたんじゃないですか。と私は推測しています。先生のおかげで一致団結できました。これやっぱり宝物の一つじゃないですか。当然お返しとして、私もあげます。これはやっぱり、実際私、中学校の指導者として、見せ場というところがあるんですよ。さあ、これから試合やるよって、そのときは格好よくシートノックで決めて、最後はキャッチャーと、すぱーんと、ここまでやっぱり、素人といえども丹念に追求するのは大変な苦労はあった。だからこそ市としても成功させてほしいということでございます。そこをご理解いただき、成功させるためにはやはり人、指導者必要ですよ。持続可能とうたっていますから、お金大丈夫ですか、お金。そして、言われる、物ですよ。会場は大丈夫ですか、システムはつくられていますか。あともう一つあるんですよ。やっぱりよりよくしようとする情報入手、データづくり、それを生かしていく地域展開への活用と、これ本当にあと5分で、私ごとで大変恐縮ですけども、ぜひ課長、地域コーディネーターは旗振り役ですから、地域のキーパーソンですから、参考にさせていただきたいと。

どうもサッカー選手がヨーロッパ、海外に出かけていく。大谷選手ではないですけども、2023年には日本全国の小学校2万校に6万個のグローブを寄贈したと。お金にして単純計算して6億円。でもそれでは収まらないらしいです。

アメリカで子育てしたときに、何を言いたいか、これは地域、国が違いますから、一概に当てはまらないんですけども、いわゆるシーズンスポーツということです。これは野球をやった姿、記念写真、これはサッカーをやった姿、言いたいことは、子どもたちに多種多様な経験をさせていただきたいと。これは年代の違うバスケットボールのチームでの、いわゆる地域スポーツへの参加です。そして日本では相当経験が不可能な、これはアメリカンフットボールの経験です。四大スポーツで一番人気のあるスポーツ、アメフト、ご存じのとおり。やっぱり私も感謝感激、感動をいただきましたので、こういったものについては非常に大事にしているものでございます。

黒人に混ざってのスポーツというのは、これは非常に異様だと言ったら、言葉に語弊があるかもしれませんが、周りが全員黒人の子どもたちと一緒に、相当勇気が要るんです。

教員の兼業、アメリカは今週から夏休みに入っていますよ。9月まで3か月間ね。兼職兼

業、これはもうシステムが違います。しかしながら、教員以外の仕事でスポーツに当たれる。基本的には一緒なんです。しかしながら中身が違うんです。これ大学の先生の、アメリカではね。スポーツキャンプと称して、子どもたちが今年の夏休み、何のキャンプに参加するの、サッカー、野球、フットボール行くよねということで、自分で選択して3か月間、中学校の先生、小学校の先生、高校の先生、大学の先生もちろんですよ。最初の前半1か月ぐらいはスポーツビジネスですよ、兼業です。金もうけですね。地域の小学生、中学生、高校生募って、これはたまたまバスケットボールをやった大学の先生に、そういうふうにして、まずはお金を申し訳ないですけどももうけて、そのお金でもって後半は家族旅行に行くんですよ。そのための兼業。ですから、そういった人たちも一生懸命やって地域貢献して、関係者、皆さんがウィン・ウィンになる関係をうまくつくっているのがアメリカです。

話が横道にそれて大変恐縮ですけども、課長、要綱が教育長の名の下に発出されております。誰でも指導者になれるわけではないですよ。指導者への研修、一つお伺いしますが、けれども、どんな研修を予定されているのかお尋ねします。市独自の研修を受けないと指導者になれないと要綱に書かれておりますよ。お願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） それでは、指導者の研修について予定しているものを申し上げます。

まず、基礎的な研修といたしまして、コーチング研修ですとか、あと子どもたちの安全管理という面からハラスメント、性犯罪の関係の研修、そのほかに事故対応の研修とか、受けることとなります。

あと、専門研修といたしましては、種目別の指導であったりとか、コミュニティづくりとか、そういった内容のものも研修として実施する予定でございます。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 毎度、毎度で本当に申し訳ないのですけれども、時間がなくなっていました。最後の総括を教育長にさせていただいたかったですけれども、また場を改めて私のほうで、お尋ねにお伺いしたいというふうに思います。

最後でございますけれども、Wゴールコーチ、課長、その言葉をぜひ覚えていただき、“You are more than football”、君はフットボールより大事なんだよ、“You are more than sports”、野球よりも大事なんだよ。勝つことだけが能じゃないよ。人間教育を、



ぜひ部活動の地域展開を通して進めていただきたいと、以上に思います。

以上で、まとまりませんでしたけれども、伊場哲也の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の一般質問を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 7分

再開 午前11時20分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 常世田 正 樹

○議長（宮内 保） 続いて、常世田正樹議員、ご登壇願います。

（4番 常世田正樹 登壇）

○4番（常世田正樹） こんにちは。議席番号4番、常世田正樹です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。今朝は早朝より、日本のサッカー、大変盛り上がりました。その勢いに乗って一般質問をしたいと思います。

市民の皆さんの生活の安心・安全のために、未来ある子どもたちのために、4項目、4点の質問をさせていただきます。

1項目めは、快適な道路の整備についてです。

（1）以前より、干潟交差点の朝夕の渋滞が激しいことに対し市民から改善の要望がある。国道と県道が交差する地点であるが、円滑な道路網の整備や市民の安全・安心を守る観点から、市として対応できることはないのかお伺いします。

干潟駅西側にある干潟交差点は、国道126号と県道佐原椿海線が交差する地点です。特に交差点の南北側に位置する県道が大変混雑し、朝夕の渋滞が激しいことに対し市民から改善の要望が多数寄せられております。交差点の北側にあるあさひこひつじ幼稚園への送迎の車、

通勤の車で、平日の朝夕はかなりの渋滞が起きます。また、南側には踏切があり、国道までの距離が数台分しかないため、踏切にかかると通過にかなりの時間を要します。

夕方の混雑時に、幼稚園から干潟交差点までは500メートルほどの距離ですが、車がずっとつながってしまいます。南側についても、旧市役所通りとの交差点までの400メートルほどが渋滞してしまいます。

朝の通勤時間帯や夕方の帰宅時間、多くの人は急いでおります。直進車と右折車がぶつかりそうになる光景は何度も見かけますし、また、私有地へ進入して右折車をよけて直進や左折をすることも度々見かけます。左折を待てずに駐車場をショートカットしている、そういう状況にあります。このような状況が長年改善されないまま放置されております。

行政として円滑な道路網の整備、市民の安全・安心を守るのは当然の務めである。国道と県道という範疇ですから、市としては知りませんと言えるかもしれませんが、住民が困っている、不便を感じていることを国及び県へ強く要望することは可能であり、すべきであると思います。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

干潟交差点がある干潟区から改善策等を求める要望や陳情は今までにございませんでしょうか。

2項目めは、地方版図柄入りナンバープレートの導入について。

(1) 地方版図柄入りナンバープレートを導入することで、地域振興、観光振興の取組が促進されることが期待されている。本市での導入を目指すことはできないのかお伺いします。

ご当地ナンバーの導入は平成18年10月から始まっており、当時は湘南ナンバーの新設が話題を呼びました。ミュージシャンのサザンオールスターズのファンが湘南ナンバー欲しさに当該エリアの駐車場を契約する人が急増し、駐車場が足りなくなるという現象を引き起こしました。

ご当地ナンバーとは、プレートに記載される地名そのものを新設したものです。千葉ナンバーのエリアに新たに「旭」というナンバーが新設されたら、ご当地ナンバーとなります。

一方、図柄入りナンバーとは、プレートの背面にデザインやイラストが入ったものを指します。図柄ナンバープレートは、走る広告塔として地域の風景や観光資源を図柄とすることにより地域の魅力を全国に発信することを目的に、平成30年10月から交付を開始しました。導入地域は、平成30年10月から始まった第1弾の41地域を皮切りに、令和7年5月から開始された5地域までの73地域に広がっております。県内では成田、柏、松戸、市川、船橋、市

原で導入しており、地域の特産品や伝統行事等を図柄のモチーフとしております。

本市は、農業産出額が県内1位、全国においても5位という全国屈指の農産物の宝庫であり、ハマグリをはじめとした海の幸があり、刑部岬灯台、九十九里浜などなど、図柄のモチーフには事欠かない地域です。ぜひ図柄ナンバープレートを導入していただきたいと思いますが、条件や要件等がいろいろあると思いますので順を追って質問させていただきます。

図柄入りナンバープレートを導入するメリットや効果として考えられる点についてお伺いいたします。

3項目めは、農振法の緩和による住居環境の確保についてです。

(1) 新たに住居を建築するに当たり、農振法の制限により建築基準法上の接道要件を満たすことができない事例がございます。農振法の緩和により居住環境の確保をすることができないのかお伺いします。

孫が農家を継ぎたいと頑張っているんだよという、すてきな話を聞きました。しかし後日、孫のために敷地内に新たに家を建ててあげようと思ったら、どうやら建てられないみたいなんだよなという残念な話を聞きました。農業を継承して働きたい孫、そんな孫のために家を建ててあげようとしているおばあちゃん、それを阻んでいるのが接道要件と農振法です。

旭市の農家は、公道から住居の敷地までの私道が長いのが特徴です。「じょうぼ」と呼ばれ、長ければ長いほど家格が高いそうですが、私道の両側は農地になっております。この地域特有の文化が現在の法規制にそぐわず、農業継承を志す若者や3世代同居を望む若者等の定住を阻む深刻な障害となっております。

法律によって決まっているからどうにもできないという見解はあるかと思いますが、農業継承を阻み、多世代で暮らしたいという希望を阻む問題に直面している地方から問題提起をしていかなければ、いつまでたっても課題解決には至りません。県及び国へ窮状を訴えるために、数点お伺いします。

既存の母屋が2.5メートル程度の接道で維持されている場合でも、後継者がその奥に分家住宅等の新築を行う際、特定行政庁の判断により、幅員4メートル以上の接道を新たに求められるケースが多発しております。この接道道路を確保するためには、既存する長い私道の両側にある農地を拡幅分だけ転用、農振除外しなければならないかと思いますが、これらの接道要件についてお伺いします。

4項目めは、青少年の健全育成についてです。

(1) 青少年の健全育成において、家庭・学校・地域がそれぞれ役割を持って子どもたち

に関わることが重要と考えますが、小・中学校においてはどのように環境教育及び倫理・道徳教育を行っているのかお伺いします。

文化の杜公園で娘とウォーキングをしていたママさんがいました。歩いていると、植え込みや、仁玉川沿いの草が茂っている辺りにポイ捨てされたごみがかなり目立ちました。ウォーキングを中断し娘さんとごみを拾っていたところ、自転車に乗った男の子がペットボトルを投げ捨てました。その女性の方は、「お兄ちゃん、ペットボトル落としたよ」と、ポイ捨てしたのは分かっていたのですがあえて優しく言ったところ、返ってきた言葉が「うるさいんだよ、〇〇〇」——伏字にします——一言でした。その子は、別の方向へペットボトルを投げ捨てて自転車で去っていったそうです。悲しみや怒りよりもあきれたようです。そして、私のところへ相談が来ました。旭市の教育どうなっているのと、当然だと思います。

また、話は変わりますが、私は市役所正面玄関の入り口の自動ドアを出た際、自転車に乗った小学生に2度ほど引かれそうになりました。私の体が大きいからではないです。バットとグローブを自転車のかごに載せていたり、コンビニでお菓子を買って、これから友達と遊ぶんであろうという姿でした。1度目は、「危ないな、ここは自転車に乗って走ったらいけない場所だよ、お年寄りが出てきてぶつかったらどうするんだ」と言いました。その際、小学生は自転車を降りて「ごめんなさい」と謝って行きました。

2度目は違う小学生でしたが、同じように言ったところ、「うるせえ、〇〇〇」と言って公園のほうへ走り去っていきました。行き先を確認して、後から追いかけて行って少し説教してあげました。謝ってきたので勘弁しましたが、赤の他人に対してそのような暴言が飛び出してしまうことにちょっと驚きました。

もちろんほとんどの児童・生徒はこのような暴言を吐くこともありませんし、先生や同級生、保護者に対してしっかりした言葉遣いを身につけております。ボランティア活動で海岸清掃を手伝う中学生もおりますし、旭二中では、希望者によるボランティア活動を年に数回行っております。ほんの一部の児童・生徒の行動がよろしくなかっただけです。

ただ、いろいろ心配になりました。家庭環境はどうなっているのだろうか、ふだんから親にこのような言葉を使っているのか、汚い言葉を耳にすることが多いのか。子どもの心の教育は保護者が担っている部分が大半を占めるかと思います。

家庭でのしつけ、善悪の区別など、個人の人格形成は家庭教育が担っている部分が大きいです。公立学校は、学力指導、協調性など、人に対する教育がメインを占めており、心の教育は家庭ですべきだと考えております。

これら二つのケースを踏まえ、学力の向上にはしっかり力を入れている本市ですが、果たして人間形成についてはどのような教育がなされているのであろうかと少し心配に思いましたので、数点お伺いします。

小・中学校における環境教育の内容について、どのようなものがあるかお伺いします。

以上、4項目4点が1回目の質問となります。再質問は質問席にて行わせていただきます。

○議長（宮内 保） 常世田正樹議員の一般質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（林 一美） 建設課からは、1の安全で快適な道路の整備についての（1）について、干潟交差点の渋滞について干潟区から要望があったかというご質問にお答えいたします。

当該交差点の渋滞解消につきましては、近隣住民の方から、右折信号の追加や時差式信号への変更を求める要望が令和5年9月にございました。この件につきましては、信号を所管する旭警察署に要望を伝えております。

なお、当該交差点を管理する県に確認したところ、過去3年間においては同様の要望は寄せられていないということでした。

以上です。

○議長（宮内 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私からは、大きな2項目め、図柄入りナンバープレートの導入について、導入するメリットや効果ということについてご回答申し上げます。

図柄入りナンバープレートにつきましては、国土交通省からこれまで4回の募集が行われており、本年4月からは、第5弾募集として図柄入りナンバーのみの募集と、第6弾としてご当地ナンバー導入と併せての図柄入りナンバーの募集が行われております。

国土交通省が導入自治体に対して実施したヒアリングでは、導入した自治体からは、シティプロモーションの推進につながる、ニュースに取り上げられるなど話題になりやすい、地域振興・観光振興に寄与する、地域への愛着や誇りが高まる、導入地域の一体感の醸成に役立つなどの意見が挙げられております。

以上です。

○議長（宮内 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 都市整備課から、3の（1）新たに住宅を建築するための接道要件について回答いたします。

建築基準法では、日常通行の安全性や衛生環境を守る目的のほか、消防・救急活動や避難経路確保のため接道義務を設けています。建物を敷地に建築する場合、建築基準法上の道路——原則幅員4メートル以上の道路になりますが——に2メートル以上有効に接しなければならないとされています。よって、新たにもう1棟住宅を建てる場合には、さらに2メートル以上の接道が必要となります。

以上です。

○議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 私からは、4の青少年の健全育成について、（1）で小・中学校における環境教育の内容について回答申し上げます。

小・中学校における環境教育の内容につきましては、理科や社会科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間などの授業や学校行事等、日常の学校生活全般に通じて指導を行っております。一例を挙げますと、小学校の社会科の授業におきましてはごみの処理やリサイクルの重要性を、家庭科では物や資源の無駄のない使い方や環境に配慮したライフスタイル等について学んでおります。

中学校の社会科では地球温暖化や森林破壊などの環境問題を学び、理科では環境保全の重要性を科学的に理解するなど、より深い学びの機会を提供しております。

そのほか道徳や特別活動などの時間を通して、公共の場を清潔に保つことや、公共物を大切にする心の育成を目指し、教育活動を実践しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） ご答弁ありがとうございます。

それでは、答弁に対し、順次再質問させていただきます。

1項目めの（1）について、国道と県道の交差点であり、市へ訴えてもどうにもならないという諦めの気持ちが地域住民には強いような感じを、日々の会話から感じております。それにしても過去3年、改善等の要望が県に上げられていないというのは少し驚きです。

では、この干潟交差点の交通を円滑にするためにはどうしたらよいのか、数点伺いたします。右折車線を設置するに当たり障害となることはありませんでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（林 一美） 右折車線の設置に当たり障害となることはあるのかというご質問で

した。

右折車線の設置には道路の拡幅が必要となるため、用地の取得や、建物などがある場合には補償も必要となり、多くの費用を要します。また、事業を進めるに当たっては、地元のご理解と合意形成が必要であります。この2点が大きな課題であると考えております。

加えて、埋設物、例えば通信や電気の管路などがある場合には、構造物の設置により支障が生じるおそれがございます。

また、当該交差点の南側約50メートルの位置に踏切があります。右折車線を追加し道路の幅を広げるとなると、踏切の拡幅が必要となる可能性があります。その場合、J Rとの協議が必要となります。

以上です。

○議長（宮内 保） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） 答弁に対し、3回目の質問をさせていただきます。

道路の拡幅のための用地取得については、交差点の北側、県道沿いの民地の家屋が数軒空き家となったために取り壊され、今は更地になっております。そのため、道路を拡幅し右折車線を設置する絶好の機会であるということで、地域住民からの相談が増えております。そのほかの諸々については、課長の説明で了解いたしました。

干潟交差点の南北側の県道に右折車線を設置することでかなりの渋滞緩和がされると思います。設置すべきであると思いますが、重ねて見解をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（林 一美） 干潟交差点の南北の県道に右折車線を設置すべきであるかというご質問でした。回答いたします。

当該交差点は、道路管理者及び警察などで構成する検討委員会において策定されました千葉県渋滞対策アクションプログラムにおいて、主要渋滞箇所として選定されております。渋滞の緩和・解消を図るべき箇所に位置づけられております。

市といたしましても、交差点における右折する車の滞留が直進や左折する車の流れを阻害し渋滞の要因となるとともに、追突事故のリスクを高めることは大きな課題であると認識しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） 4回目の質問をさせていただきます。

主要な渋滞箇所として選定され、渋滞の緩和・解消を図るべき場所とされているにもかかわらず、ずっと長年放置され改善されてこないというのは少し理解に苦しみます。用地取得等の障害があったためにどうにもならなかったという理由が想像できますが、取り組むなら今のタイミングであると思います。更地が売買され新たな住居が建つことになれば、干潟交差点の渋滞は永遠に解消されません。

右折車線を設置するには多くの費用や時間を要するとのことですが、長年渋滞問題に悩まされている住民の気持ちを考えると、時間や費用をかけず即効性のある対策を検討するべきではないでしょうか。正規の右折車線より幅が狭くても少しのスペースがあれば、一、二台程度の車が右折のためそこに停車することができ、直進や左折する車は円滑に交差点を通過することが可能となり、渋滞の緩和につながるものと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（林 一美） ご回答いたします。

右折車線の設置には大規模な用地取得を必要とする場合が多い中、ご質問にありましたコンパクトな右折待ちをするためのスペースを設けることは、時間や費用を抑えた即効性のある対策であり、一定の効果が見込めるものと考えております。

このほか、信号サイクルの見直しといったソフト対策も渋滞対策として有効な選択肢とされておりますので、これらの手法の導入を含めた渋滞対策を道路管理者である県に対し要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

市内の県道は幅が狭く、雑草等の管理も行き届いていない箇所が非常に多く、センターライン等が消えかかって見えない、ちょっとの雨で冠水してしまうようなそういった多くの改善要望が寄せられております。しかし、県の出先機関へ伝えてもなかなか改善や解消がなされません。今回の干潟交差点の改善の要望について、粘り強く交渉していただけたらと思います。時間や費用をかけずに即効性のある対策、そういったものを提案していただけたら、地域住民はとても助かります。

次の質問へ移ります。



2項目めの（１）について、ほかにも車の外装にこだわるユーザーにとっては、デザイン性を高めるツールの一つとなっている、そういった意見もあります。また、図柄を見ることで優しい気持ちになり安全運転を心がけるきっかけになるという意見もあります。肯定的な意見が多いように思われます。

自動車ユーザーが図柄入りナンバープレートを選ぶには、1,000円以上の寄附金が必要となります。では、この寄附金の目的と使用用途についてお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 寄附金の目的と使途についてご回答申し上げます。

図柄入りナンバープレート交付の際の寄附金につきましては、導入地域ごとに公益財団法人日本デザインナンバー財団が管理し、当該地域における地域公共交通のサービス改善や観光振興、災害復旧・復興支援等に活用するものとされております。

○議長（宮内 保） 常世田正樹議員。

○４番（常世田正樹） ありがとうございます。

もう少し細かく言うと、高齢者や子ども向けの交通安全教室の開催、反射材つきランドセルカバーの配布、観光案内版の整備、特産品や観光地のPRイベントの実施、公共交通機関の利用促進や環境に優しい交通手段の整備、住民の移動を支援する取組など幅広い事業に使われるようです。

では、図柄の基準とその考え方についてお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 国土交通省の図柄ナンバープレート導入要綱では、図柄の選定基準として、図柄の選考に当たり、地域住民及び自動車ユーザーの意向が踏まえられていること、その地域の特色を表現し、地域振興・観光振興に資するものであること、ナンバープレートとしての視認性が十分確保されていること、地域住民及び自動車ユーザーに親しまれるデザインとなるよう、図柄の制作や選考の過程においてデザイナーを活用することなどの要件を全て満たすことなどが定められております。

また、ご当地ナンバーを導入せずに図柄入りナンバーのみを導入する場合は、構成する全ての市区町村の合意が必要とされております。

現状の千葉ナンバーのままで図柄入りナンバーを導入するには、本市以外の千葉ナンバー

を使用している9市3町全ての合意が必要となります。

○議長（宮内 保） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） 千葉ナンバーを使用している9市3町全ての合意を得るというのは、ほぼ不可能であるということが分かります。しかし、まだ方法はあるかと思います。それは後ほどに触れますが、まず、図柄入りナンバープレートが導入されている地域住民の反応として、ほかにもツイッターで「格好いい」等の投稿が上がり、交付前から話題になった、関連のホームページのアクセス数が約10倍になった、市政への関心が高まったという点も挙げられております。

図柄は、市民やデザイナーから公募する人が多いようです。小・中学生に広く公募することでシビックプライドの醸成につながるかと思います。しかし、どんなにかっこよくても、道路上の識別というナンバープレート本来の役割を果たせないようでは採用されない、課長の答弁にもございました。

では、導入の申込手続、概要と流れについて伺いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 導入の申込手続としましては、1点目、図柄の導入意向の表明、2点目、図柄の導入申込み、3点目、図柄の導入地域候補の選定、4点目、図柄の提案に当たっての地域住民及び自動車ユーザーの意向の把握、5点目、図柄の提案、6点目、図柄導入済地域との事前調整の六つの段階が定められております。

このうち2番目の図柄の導入申込みについては、申込みに係る図柄を導入する全ての市区町村が共同で、または当該市区町村の同意を得た上で、都道府県が図柄ナンバープレート導入等申込書を国土交通大臣に提出することとされております。

また、4点目の図柄の提案に当たっての地域住民及び自動車ユーザーの意向の把握では、図柄の選定に当たっては、複数案から地域住民に図柄の導入意向を確認することなどが求められております。

以上です。

○議長（宮内 保） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） 難しい段階の手続を踏むということで、さあやりましょうと手を挙げてもすぐには始められないということが分かりました。

千葉ナンバーのまま図柄入りナンバープレートを導入するのは、構成団体が多く調整が難

しいと思いますが、ご当地ナンバーと併せて導入するならば単独自治体でも導入は可能です。図柄入りご当地ナンバーの要件について、以前は、単独市町村が導入する際、普通自動車やトラックなどの登録台数が10万台を超えること、軽自動車を含める場合は17万台を超えることのいずれかを満たす必要がありました。これが、現在の基準ではそれぞれ7万台を超えること、12万台を超えることと要件が緩和されました。この要件に旭市単独で該当するのか、旭市の自動車の台数等についてお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 旭市の自動車台数の状況を申し上げますと、普通自動車などの登録台数は3万4,352台、軽自動車を含めた場合ですと6万1,828台で、いずれも旭市単独ではご当地ナンバーの導入基準には満たない状況となっております。

なお、台数の基準があるのはご当地ナンバーを導入する場合であり、図柄入りナンバーのみを導入する場合には登録自動車等の台数要件は特にございませぬ。

○議長（宮内 保） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） 旭市単独では要件を満たすことができないということが分かりました。では一方で、ご当地ナンバーの導入基準では、複数の自治体を対象地域として導入する場合には、普通自動車やトラックなどの登録台数がおおむね5万台を超えること、軽自動車を含む場合は8.5万台を超えることとも定められております。

そこで、周辺の自治体、銚子市と匝瑳市の自動車の台数はいかほどかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） それでは、まず銚子市でございますが、普通自動車などの登録台数は2万6,981台、軽自動車を含めると4万9,073台となっております。匝瑳市につきまして、普通自動車などの登録台数は2万266台、軽自動車を含めると3万5,778台となっております。3市の合計では、普通自動車などの登録台数は8万1,599台、軽自動車を含めると14万6,679台となっております。

○議長（宮内 保） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） 3市の合計では導入が可能ということが分かりました。また、銚子市または匝瑳市のどちらか一方の合計とでも要件を満たすことが分かりました。複数の自治体でならば登録を目指すことができるということが分かりました。

では、複数の自治体で登録を目指す際に懸念されることは何なのかをお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 国土交通省の要綱では、ご当地ナンバーの導入基準として、登録自動車等の台数要件のほかに、図柄ナンバープレートをあわせて導入すること、新ナンバープレートを活用した地域振興・観光振興のための方針を有していること、対象地域において地域住民の合意形成が図られていることなどの要件が定められております。その上で、ご当地ナンバーの申込みに当たっては、対象地域を構成する全ての市区町村の合意を得ることが求められております。

以上のことから、ご当地ナンバー及び図柄入りナンバープレートを導入するに当たっては、地域住民の合意形成という点が最も重要であり、また調整が難航することが考えられます。

○議長（宮内 保） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） かなりハードルが高いということが分かりました。

図柄入りご当地ナンバーを導入する際の条件として、行政区画や旧国名など地理的な名称で一般的に広く認知されているものとされております。例えば「東総」「海匠」というキーワードが浮かびます。「九十九里」は九十九里町と混同されてしまうので難しいと思われますが、「下総国」「房州」などは広過ぎてぴんときないと思います。

ネーミング、また合意形成の懸念はありますが、図柄入りご当地ナンバープレートは走る広告塔としての効果が見込まれます。また、シビックプライドの醸成にもつながりますし、寄附金はその地域の交通環境の整備及び改善、観光振興等に活用することができます。銚子市及び匝瑳市も単独では実行することはできませんが、3自治体が共同で申請すれば実現が可能です。旭市として取りまとめを行い、図柄入りのご当地ナンバーを導入するつもりはないのか、市長にお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 図柄入りご当地ナンバープレートにつきましては、地域の認知度向上や魅力を発信する効果的なツールになり得るものと認識しております。

一方、導入に当たっては、地域住民への意向調査やデザイナーを起用した複数案の提示など多岐にわたる準備と調整、そして相応の財政負担や事務負担が生じます。また、地域名称を広域名称とした場合、これまで各市が独自に進めてきた認知度向上のためのブランド戦略

を広域的なものへと転換することにもなってきますので、多くの課題を慎重に整理しなければならないと感じております。

ご当地ナンバープレートは旭市だけでは導入できるものではありませんので、機会がありましたら、銚子市及び匝瑳市の両市長とざくばらんに意見交換を行ってみたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） 市長、ご答弁いただきありがとうございます。できることは何でもして行ってほしいです。図柄入りご当地ナンバープレートを導入すれば、幅広く事業に生かせる寄附金も頂けます。いろいろなハードルはあるかと思います。しかし、銚子市、匝瑳市の市長は意外と乗り気になってくれるかもしれません。ざくばらんな意見交換会を早急に開いていただくことをお願いし、次の質問へ移ります。

○議長（宮内 保） 一般質問は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時 0分

○副議長（井田 孝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き常世田正樹議員の一般質問を行います。

常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） それでは、3項目めに移ります。

都市部の住宅地と農村部の住居を同じ基準で考えること自体無理があると以前から思っているのですが、次の質問です。

農地法の集約化や高度化を目的とした土地改良事業が完了した後、その受益地は原則として8年間、農地以外への転用が厳格に禁止されております。たとえ接道義務を満たすための数十センチの拡張であっても、この8年ルールによって除外が認められず、結果として住宅建設が断念される事態に陥っている現状であると思いますが、土地改良法の8年ルールについて伺います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 土地改良事業の受益地は、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第2号に基づき、農業振興地域内農用地区域内農地——いわゆる農振農用地となります——に指定され、農業目的での利用が義務づけられます。

この農振農用地は、良好な農地を確保・保全し、農業の健全な発展等を目的としており、農振農用地から除外するには、同法第13条第2項に規定される六つの要件を全て満たす必要があります。この中に、土地改良事業完了後8年経過しているという要件も含まれております。

この8年経過とは、同法施行令第9条により、土地改良法に規定される事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることと規定されています。これが8年ルールというものです。

○副議長（井田 孝） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） ありがとうございます。現状、現場では農地を保全するための農振法と担い手の確保というこの二つの正義が正面から衝突しており、農政の自己矛盾を引き起こしていると言えます。

農地保全の面では、土地改良等の公費投入を守るために8年間の転用禁止で地目を固定して制度を遵守した結果、後継者が住めず、数年後に離農や終農による耕作放棄地を増加させるリスクが生じてしまいます。

担い手を確保するために、全国各地の農村では新規就農、事業継承を推し進めるための様々な施策を講じているのに、接道要件と農振法によって住居を確保することができないという矛盾があります。農地という器を守るための手段が、本来の目的である農業という営みを壊している現状がございました。

制度の厳格運用を維持しつつ、真に農業を継続する意思のある後継者を救済するために、地域計画と連動した例外規定を設けるべきであると考えます。例えば対象者を限定し、市が策定する地域計画に将来の担い手として位置づけられること、または認定新規就農者、特定農業生産法人等の事業継承者であることが明確である等の要件を設定すればよいと思うのですが、見解をお伺いいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 農振農用地は、将来にわたって農業上の利用を図るべき土地として設定されており、その除外はやむを得ない場合に限定されるという原則がございます。また、議員のご指摘のとおり、農業後継者の住居を確保するためであっても、現在の要件では除外ができないケースがございます。このようなことから、法令を遵守した上で、農地の適正利用と農業の担い手を確保することを両立させることは、本市において重要であると認識をしております。

○副議長（井田 孝） 常世田正樹議員。

○４番（常世田正樹） 農振除外の６要件にプラスして面積の制限もあります。農家は３世代家族の構成もまだまだ多いです。農業後継者を確保するためにも、柔軟な運用が必要だと強く思います。

特例制度の導入について提言させていただきます。農業経営を継続するために不可欠な居住用施設建設に伴い、建築基準法上の接道要件をクリアするための最小限の拡張に限定する。本件を農地を減らす転用ではなく農業継続のための基盤整備として再定義する。土地改良事業の趣旨に反しない範囲での軽微な変更の解釈拡大、あるいは県独自の弾力的運用指針を策定する、このような特例制度を県及び国へ提言することについての見解をお伺いいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 農振農用地の除外に関して、地域農業の振興や農業後継者の育成を図る上では制度上の矛盾が生じる場合もあると考えております。引き続き、適正な審査を維持しつつも、問題点等を整理しながら、必要な見直しについて国・県へ提言していきたいと考えております。

○副議長（井田 孝） 常世田正樹議員。

○４番（常世田正樹） このまま現行制度を放置すれば、意欲ある若者が知らないうちに建て替え不可物件となった実家を見捨て、市街地へ流出する流れを止められないこととなります。これは、農業の衰退だけでなく地域の消滅にも直結します。旭市から、農業を守るための二つの政策がぶつかり合っているという現場の声を上げ、県及び国を動かす必要があると考えますが、重ねて見解をお伺いいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 現行制度の農地を守るという目的は、農地は農業生産の基盤であ

り、国民に対する食料の安定供給の確保や計画的な農業利用のために優良な農地を保全する役割を果たします。それに対し、農業の担い手を確保するという視点では、農業後継者の住居を確保する必要がある場合など、農振農用地からの除外の特例を認める必要性も感じているところでございます。

農業後継者の住居確保に供するものなど地域農業の振興に直接寄与するものについて除外の特例を設けるなど、国・県へ働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○副議長（井田 孝） 常世田正樹議員。

○４番（常世田正樹） ありがとうございます。農振法の矛盾点について、国や県への働きかけをしっかりとお願いいたします。旭市の農業の火を消さないためにも、しっかりと要望をお願いいたします。

次の質問へ移ります。

４項目めの（１）について、ごみ処理やリサイクル、物や資源の無駄のない使い方、環境に配慮したライフスタイル、地球温暖化や森林破壊などの環境問題、環境保全の重要性と環境に留意した内容を小・中学生がしっかりと学んでいることが分かりました。

公共の場を清潔に保つことや、公共物を大切にするための心の育成は、大人になって必要な心構えを身につけるための重要な内容であると思います。不法投棄等のごみ問題や３Ｒ運動について、子どもたちの理解力を深めるために力を入れていることについて伺いいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 不法投棄などのごみ問題や３Ｒ運動などにつきましては、先ほど回答させていただいた環境教育の学びを踏まえつつ、ごみの捨て方やごみの減量、資源の有効活用などについて、学校における日常生活の中で実践的指導を重視し、理解の深化に努めております。

○副議長（井田 孝） 常世田正樹議員。

○４番（常世田正樹） 環境教育は入り口の学習、ごみ問題や３Ｒ運動については出口の学習だと認識しております。ごみの捨て方やごみの減量、資源の有効活用など、ごみを出さないようにするのが入り口の学習、人間活動によって排出されたごみをどうするのが出口の学習、この出口学習が日本の教育において少し不足しているように思えます。不法投棄が一向に変わらない旭市において、子どもの頃から繰り返し学ぶことでポイ捨てや不法投棄は絶



対にはならない行為であることを学んでほしいと思っております。

春と秋のゴミゼロ運動への参加の呼びかけ方法、参加している家庭数の調査、参加後の感想等の聞き取り調査を行っているのか伺いたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） ゴミゼロ運動への参加の呼びかけや、その後の調査などにつきましては教育総務課としては行っておりませんが、市から回覧板や広報紙、SNS等を通じてゴミゼロの協力依頼を行っております。

また、参加者数等につきましては、ゴミゼロ運動の担当課のほうで把握しているというところでございます。

ゴミゼロ運動以外に各地区で行っている環境美化活動、例えば海岸清掃や花いっぱい運動などへの参加につきましては、各学校が直接地域と連携して取り組んでいるところでございます。

○副議長（井田 孝） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） ゴミゼロ運動への参加の呼びかけについては教育総務課としては行っておらず、環境課から各地区の回覧板や広報紙、SNS等を通じて協力依頼をしているとのことですが、実際にゴミゼロ運動が行われることを子ども会からのLINEで知ったという保護者の方が毎年たくさんいらっしゃいます。何をどうすればよいんですかと、市指定のゴミ袋ではなくビニール袋でも紙袋でも何でもよいので、家の周辺に捨てられているごみを拾って指定の回収場所へ持って行ってください、指定の場所は各区で違いますから調べてお知らせします。そんなやり取りを何度も私は行ってきました。

区へ加入していない世帯の方は、ゴミゼロ運動にほとんど参加していないように思えます。先生方の負担になるかもしれませんが、春と秋の2回しか開催しないゴミゼロ運動をtetoru等で配信したら参加してくれる家庭が増えると思いますので、ぜひ実施していただきたいと思います。

子どものポイ捨てや暴言といった今回の事案に対し、どのような対応、周知をしたのか伺いたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 今回の子どもの暴言、ポイ捨ての情報提供を受けまして、教育

総務課から市内全小・中学校に対しまして情報を共有するとともに、児童・生徒への周知及び指導の徹底について指示をしたところでございます。

各学校におきましては、管理職または生徒指導担当職員から児童・生徒に対して、今回発生した事案について、人としてどのように対応することが望ましいのかを考えて行動するよう指導をいたしました。

そのほか、旭市学校警察連絡委員会が行うパトロールにおきまして市内を巡回し、今回は特に各公園を重点的に回り、子どもたちへの声かけを行いました。その際、ごみは持ち帰りますといったような小学生の発言があったとの報告を受けております。

○副議長（井田 孝） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） 人としてどのように対応することが望ましいのか、どのように行動するのが正しいのか、公園でごみを拾っている人を見かけたら、手伝いますと言える子どもたちをたくさん増やしたいと思います。手伝わなくとも、ご苦労さまですとご挨拶ができるようになってほしいです。もちろんそういった行動ができる子どもたちのほうが旭市には多いと思いますが、「あったか！旭」をさらに広めていきましょう。

本市における小・中学生に対する倫理・道徳教育について力を入れている点について伺います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 特別の教科道徳は平成27年に新たに教科として位置づけられ、正解が一つでない課題について多面的、多角的に考え、議論することを通して、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目的としております。

本市では、道徳教育については、特に郷土愛を育むことと環境教育とを関連づけて進めていくことが重要と考えております。教育総務課では、小・中学校道徳教育研修会を開催し、道徳教育の狙いや指導法についての理解を深めるとともに、ふるさと旭に愛着と誇りを持つよう、実践的指導力の向上を図っております。

○副議長（井田 孝） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） 生きるための力、生き残るための力、そういったことに力を入れているということで分かりました。

今の時代、スマートに面倒くさくなく生きる世の中になりました。人と議論するなんて絶対に無理、話をする事自体も手間、LINEで連絡や用件を済ませたい、できれば人との

関わりを減らしたい、ゲームやSNSは倫理や道徳を育ててくれません、何でもあります。学校における倫理・道徳教育が最後のとりでのように思えます。子どもたちがこれから生きていく上での心構えや思いやりを育む教育をお願いいたします。

地域住民との交流やボランティア活動を実践する機会がコロナ禍以降減っているというか、ほぼなくなったように感じます。社会の一員としての自覚を促す教育について、どの程度重視しているのかお伺いいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 子どもたちが社会の一員として地域とつながり、次代を担う人材として成長していくことは大変重要であると認識し、教育委員会3課で各種事業に取り組んでおります。

特に、地域の方々の協力を得て実施しているぼろぼろや、旭市飯岡しおさいマラソン大会、宿泊体験などの事業は、地域との交流を通じて責任感や協調性、人間関係の構築などを養う貴重な機会となっております。

また、地域の方々の知恵をお借りしながら学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進を図り、地域社会の一員としての自覚を促す教育を推進しているところでございます。

以上です。

○副議長（井田 孝） 常世田正樹議員。

○4番（常世田正樹） 学校運営協議会と地域学校協働活動の取組が今後ますます拡大していくことを願います。少しずつではありますが、地域と学校の相互活動、交流が広がってきていると思います。コーディネーターの皆さんも、手探り状態で迷いながら活動されている方もいらっしゃると思います。事例紹介やアドバイス等も引き続きお願いいたします。

今回の事案から、倫理感が現代の子どもたちに欠けているように感じました。学力や運動能力の向上はもちろん重要ですが、それと同じぐらい子どもたちの倫理感を養うことが必要であると考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（向後依明） 常世田議員おっしゃるとおり、子どもたちのポイ捨てや大人への暴言といった行為につきましては、公共の場におけるマナーとして看過できないものであり、倫理感や規範意識の育成は大変重要な課題であると、このように認識しております。

学校教育におきましては、道徳教育や日常の生活指導等を通じて、公共心や望ましい行動について継続的に指導しておりますが、問題行動などが見られた場合には、個別指導や保護者との連携を図りながら、その改善に努めているところでございます。

教育委員会といたしましても、こうした指導のさらなる充実について、各学校に引き続き指導してまいりたいと考えます。

その一方で、放課後や休日における行動は子どもたちの日常生活の延長にあるもので、基本的な生活習慣や社会的マナーの定着には家庭における継続的な指導、あるいは地域における見守りと適切な関わりが大変重要であると認識しております。このため、地域の皆様からの情報提供を学校と共に共有しながら必要な指導につなげるとともに、保護者の皆様には、公共の場での過ごし方や地域への配慮について、日頃から各学校においても指導いただくようお願いしております。

教育委員会といたしましては、今後とも学校・家庭・地域が相互に連携しながら、子どもたちの倫理感や規範意識の育成に一体となって取り組めるよう努めてまいりますので、引き続き、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（井田 孝） 常世田正樹議員。

○４番（常世田正樹） 教育長、ご答弁いただきましてありがとうございます。

学校・家庭・地域が相互に連携しながら、子どもたちの規範意識の育成に一体となって取り組めるよう努めてまいりますというお言葉、まさにそのとおりであると思います。朝の登校見守りや子ども会、地元のお祭りやラジオ体操など、地域の子どもたちと接する機会が私は多いです。その際、危ないこと、人に迷惑をかけること等をやった児童を普通に怒ります。学校の先生のように穏やかに諭すようになって叱れません。駄目なことは駄目だと。今まで保護者の方からクレーム等が来たことはありません。ふだんは優しいけれども怒ると怖いおじさんでいいと思っております。

小・中学生がいるご家庭の家族構成は、共働きで核家族がほとんどであるかと思います。朝は早朝に起きて家事をこなし、夜は放課後児童クラブのお迎えを時間ぎりぎりに行って、買物をして、子どもたちをお風呂へ入れてと、寝るまでの間に一息もつけないご家庭も多いかと思います。子どもの機嫌を損ねないように気をつける、子どものやりたいようにやらせる、そうすればミッションがスムーズにこなせる。ミッションとは、家事・炊事等のことです。子どもがご機嫌斜めだと、旦那が不機嫌になるか、怒られるから余計に面倒くさいと。

そういった家庭の状況がよい悪いと判断することは難しいです。皆さん、必死に毎日を生きております。基本的な生活習慣や社会的マナーの定着には家庭における教育も重要ではあると思いますが、できない状況に置かれている家庭も多いです。

教育長がおっしゃった学校・家庭・地域が相互に連携しながらというお言葉、家庭でできない部分を地域、そして学校で支えてあげる必要性も感じます。学校に余裕がなければ地域で支える、そういった気概を持って今後も活動していきたいと思います。

私からの質問は以上です。

○副議長（井田 孝） 常世田正樹議員の一般質問を終わります。

常世田正樹議員は自席へお戻りください。

#### ◇ 片 桐 文 夫

○副議長（井田 孝） 続いて、片桐文夫議員の一般質問ですが、本日欠席でありますので、旭市議会会議規則第51条第4項の規定により、通告の効力は失います。

よって、本日予定した通告順を繰り上げます。

#### ◇ 崎 山 華 英

○副議長（井田 孝） 続いて、崎山華英議員、ご登壇願います。

（8番 崎山華英 登壇）

○8番（崎山華英） 議席番号8番、崎山華英です。

議長より発言の許可をいただきましたので、令和8年第2回定例会において一般質問を行います。

今日は県民の日ですが、学校がお休みのお子さんも多いと思います。ぜひ学生の皆さんにも関心を持っていただきたく、初回の質問については、なるべく私も分かりやすい表現で行っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。今日も子どもたち、いっぱい傍聴に来てくれてありがとうございます。

今回は、一つ目に男女共同参画について、二つ目に子どもの意見表明権とウェルビーイングについて、この二つのテーマで質問いたします。

さて、6月5日の開会日に市長からお話がありました、先日公表された令和7年国勢調査の速報値によると、日本全体の人口は、前回調査の令和2年から約309万人減少し、旭市の人口も4,088人減って5万9,657人という結果になりました。少子高齢化や人口減少は、私

たちにとって待ったなしの課題となっています。

しかし、私は人口が減ることそのものだけを悲観する必要はないと思っております。大切なのは、人口を増やしたり維持することそれ自体ではなく、今いる人たちが幸せに暮らせるまちをつくるのが大切と考えています。本日は、そのような視点も踏まえながら質問してまいります。

一つ目の項目です。１、性別にとらわれず個性・能力を十分に発揮できる環境形成について、（１）第３次旭市男女共同参画計画の評価や今後の在り方について伺います。

男女共同参画という言葉は、現在は中学校等で学ぶ機会があるそうですが、実は大人の世代になるほど学校でははっきりと習う機会がなかったため、社会ではまだまだなじみが薄い言葉、価値観だと言えます。男女共同参画というと難しく聞こえますが、簡単に言えば、男だから女だからで役割や生き方を決められるのではなく、誰もが自分らしく能力を発揮しながら暮らせる社会を目指す考え方です。

旭市では、そんな社会の実現に向けて、令和６年度から５年間を計画期間とする第３次旭市男女共同参画計画を策定し、様々な施策を進めているところと思います。今年度は計画期間の中間年度に当たることから、これまでの取組状況を確認するとともに、今後の推進の在り方についても考えていきたいと思っています。

そこで伺います。旭市第３次男女共同参画計画について、本市ではどのような方法で進捗を評価しているのか伺います。

続いて、（２）の質問として、この男女共同参画計画を地域や事業者に向けて推進する取組について伺います。

旭市では、市役所職員に対して、女性管理職割合や男性職員の育休取得を増やすための目標を定め、今年度から特に女性課長の割合が増えるなど、一定の成果があるように感じています。

しかしながら、本来この男女共同参画というのは、市役所内部だけでなく地域や地元企業にも広がっていくことが本来求められます。例えば、地域における自治会役員やＰＴＡ役員の男女比率、市内事業者における女性管理職割合や、育児と仕事の両立支援の状況など、市内の地域における男女共同参画の実態を把握することも重要ではないでしょうか。

そこで伺います。地域及び事業者における男女共同参画の推進と参画機会の確保について、市ではどのような実態把握を行っているのか伺います。

二つ目の項目に移ります。２、子どものウェルビーイングを支える環境づくりについて、

(1) 子どもの意見表明権、まちづくりへの参画について伺います。

子どもたちが自分の意見を伝え、その意見が尊重されることは、子どもの権利を考える上でとても大切なことです。子どもや若者の声をもっと大切にしようという考え方の下、令和5年に国が定めたこども大綱では、子どもは大人から守られるだけの存在ではなく、一人ひとりが自分の考えや思いを持ち、その意見が尊重される存在であることが示されています。子どもや若者が安全・安心に意見を述べることができる場や機会をつくり、その意見を施策に反映するとともに、反映された内容や反映できなかった場合の理由についても丁寧にフィードバックしていくことが示されています。そして、その積み重ねがさらなる意見表明や社会参画につながる好循環を生み出すとされています。

そこで、本市では、子どもの意見表明権やまちづくりへの参画についてどのような取組を進めているのか、確認していききたいと思います。

まずは、子どもたちにとって最も身近な学校生活のルールである校則の見直しについて伺います。

近年、国においては、校則の見直しに児童・生徒が参画することの重要性が示されているところですが、市内の各学校では校則の見直しに現在どのような形で児童・生徒が参画しているのか伺います。

最後に、(2) 児童虐待の予防及び早期支援について伺います。

子どもたちが安心して成長していくためには、家庭や地域の中で安全に暮らせる環境が確保されていることが大前提です。

先日も、旭中央病院において長年児童虐待防止に尽力されてきた医療関係者の方々から学ぶ機会がありました。また、病院における虐待対応チームの取組などに触れる中で、児童虐待は決して遠い地域の問題ではなく、本市においても、医療・福祉・教育・行政が連携して取り組むべき重要な課題であると感じています。

そのような中、本市では昨年、こども家庭課を創設し、母子保健と児童福祉機能を一体的に担う体制へ移行しました。

そこで、まずこども家庭課創設により、児童虐待予防や早期支援の面でどのような連携や対応可能となったのか伺います。

1 回目の質問は以上です。再質問は質問席より行います。執行部の皆様におかれましては、何とぞ分かりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員の一般質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） それでは私からは、旭市男女共同参画計画についてどのような方法で進捗を評価しているかということについてご回答申し上げます。

男女共同参画計画に掲載されている施策を推進すべき事業74項目について、毎年1回、各担当課に対して前年度の実績と評価の報告を求めています。その報告を市民生活課で取りまとめて、委員11人から成る男女共同参画推進懇話会に提出し、意見をいただいております。

○副議長（井田 孝） 総務課長。

○総務課長（向後 稔） 総務課からは、1の（2）についてお答えいたします。

地域社会における男女共同参画の実態把握ということでございますが、自治会役員の男女比率についてお答えいたします。

区などの自治組織の役員については、市の行政連絡事務を委託するため、各自治組織から報告をいただいておりますが、報告をいただいている内容は、行政連絡事務に必要な氏名、住所、連絡先、世帯数などでありまして、男女の別の報告はいただいておりますので、男女比率については把握をしていないところでございます。

以上です。

○副議長（井田 孝） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 私のほうからは、2の子どものウェルビーイングを支える環境づくりについてのうちの（1）でございまして、校則の見直しについて、現在はどうのように児童・生徒が参画しているかというところについて回答申し上げます。

各小・中学校では、児童会や生徒会を通じて学校生活の改善に関する意見交換や提案活動が行われており、子どもたち自身が主体的に生活改善に参画できるように機会が設けられております。

校則の見直しについては、生活の決まりなどについて各学級で議論を重ねた上で、意見・要望を生徒会に提出いたします。その後、生徒会と教職員が話し合いを行いまして、生徒全員が参加する生徒総会場で担当職員から回答しております。

これまでも、髪形や靴下、運動靴等に関する校則の見直しについて、生徒の意見を反映しながら行われてきております。そのほかにも、「わたしたちの手でつくった頭髮・服装の約束」という生徒心得を生徒手帳に掲載したり、生徒自らが非常災害時を想定して自主計画避難訓練を実施したりと、生徒の主体性の育成や企画力、実践力の向上を図りつつ、生活改善に参画する取組が進められている学校もございます。



○副議長（井田 孝） こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） こども家庭課からは、2の（2）児童虐待の予防及び早期支援について回答いたします。

これまで別々に管理されていた母子保健と児童福祉の情報を、合同支援会議によって共有する仕組みを整えました。両機能が連携して虐待リスクのある家庭の状況を把握・分析することで、虐待の早期発見と予防的視点を含めた支援方針の策定が可能となりました。

体制面でも、児童虐待の窓口となる家庭児童相談室は、専門的な研修を受けた保健師1名、社会福祉士1名、相談員3名の計5名が在籍し、充実した支援体制の下、個々の家庭が抱える悩みに対して丁寧に対応しております。また、相談内容に応じて、児童相談所や医療機関などの関係機関と密に連携し、包括的な支援を展開しております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ご答弁ありがとうございました。

それでは、1の（1）のほうから再質問させていただきます。

旭市男女共同参画計画の評価についてどのように行っているかといった最初の質問でした。各担当課への目標に対してどれくらい取り組めたかの確認は毎年、年に1回取りまとめを行っているということで分かりました。

計画を見る限り、今もご答弁はありましたけれども、74項目ある指標、全庁多岐にわたって取り組んでいるものとは思います。

昨年度の実績についても、まさに今取りまとめを行っている最中だと伺っていますけれども、再質問として、直近の実績の中でも目標に対して特に順調に進められている施策や、また反対に停滞しているような施策があれば、代表的なものを幾つかピックアップして挙げていただきたいと思います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 一部今調査中でございますので、一部分かるものは7年度で回答させていただきます。

順調に進捗している施策として幾つか挙げますと、市役所の管理職への女性登用率、令和6年度以前は25%前後で停滞しておりましたが、令和7年度は31.4%に向上しました。

市役所の男性職員の育児休業取得率は、令和6年度、7年度ともに100%を達成していま

す。

それから、市職員以外に関することでは、男性の家庭での子育てスキルの向上を目的とした出張ハニカム及び離乳食講座などのイベントへの父親の参加の呼びかけに対し、20人以上の参加を目標としていたところ、令和7年度は46人の参加がありました。

反対に、停滞している施策といたしましては、家事・育児への知識や技術の習得を目指して行っている料理講座への男性の参加について、男性参加者10人を目指しておりましたが、令和6年度の受講者は7人にとどまりました。

また、市が委員を委嘱する審議会など各種会議の委員への女性の登用について、各会議とも40%を目標となるよう呼びかけておりますが、令和6年度で達成した団体数は74団体中18団体にとどまりました。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 女性管理職の登用など進んでいる点は、市長をはじめ市として着実に取り組まれてきた成果と受け止めております。今後は、登用後のフォローや継続して働き続けられる体制づくりについても、引き続きお願いしたいと思います。

一方で、料理講座への男性参加や各種審議会における女性委員の登用率など、地域社会に目を向けると依然として課題が残されていることも明らかになりました。市民や地域、事業者への取組は（2）のほうで改めて再質問させていただきますが、さて、こういった評価結果を踏まえ、施策内容の改善や計画自体の見直しというものを同時に行うべきだと考えます。例えば千葉市では、国・県の法改正、動向等を踏まえ、令和8年3月に改定がありました。事業の再編や指標の追加などを行っているようです。本市においては、特に令和6年から計画内容の改定等は確認されませんが、そのほかにも評価に応じて翌年の事業への反映等がされているのか、現状を伺います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 計画期間中には、計画の記載内容に関する改正は今のところ行っておりませんが、男女共同参画推進懇話会の会議で委員から受けました指摘や意見を当該事業の担当課に連絡し、以後の目標の立て方や事業内容に反映させるよう指示しております。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 細かな目標や事業内容については軌道修正等の反映を行っているということなんですけれども、近年、男女共同参画を取り巻く環境というのは大きく変化しており、

新たな法律の制定や法改正、社会情勢の変化に応じて、自治体にも柔軟かつ継続的な対応が求められます。そのためには、計画の進捗管理だけでなく、全庁的な取組や地域の実態を丁寧に把握し、必要に応じて施策へ反映していく体制が重要と考えます。

最近では、女性デジタル人材育成など、男女共同参画の視点を取り入れた取組が各担当課ごとの事業で積極的に行われているところですが、本市では男女共同参画センター等が置かれているわけではないので、それらを推進するための独立した事業や予算は限られていると感じます。

現状では、男女共同参画に関する業務は、今答弁いただいている市民生活課の市民生活支援班というところで担ってくださっているわけなんですけれども、そのほかにも行政相談や交通安全関連、市民の地域活動など、多岐にわたる業務の中でその一端を担っていただいている印象を受けます。今後、さらにきめ細やかな対応、施策の充実を図るためにも、男女共同参画を現在の市民生活課の数ある業務のうちの一つとして担うのではなく、専門的に推進するデスクや室を設置することを検討すべきと考えますが、市の見解を伺います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 男女共同参画の専門担当の設置についてでございますが、限られた財源や人的資源の中で、現時点では市民生活課の市民生活支援班で所掌することが最適であると考えておりまして、新たに専門デスクなどを設置する予定はございません。

ただ、こども家庭課創設時のように、今後法整備も含めた国からの要請や、国・県からの政策誘導的な財政支援など、国・県の動向を注視しながら研究・検討してまいりたいと考えております。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ありがとうございます。財政的な面も人的な面も含めてということなんですけれども、国・県の動向というところでしたけれども、現状、県内、実際ほかの市町村はどうなっているのかなということを確認させていただきました。男女共同参画室ですとか男女共同参画センターを置くなど、専門的に推進している部署がある市町村も多く見受けられました。現状の形では、市民生活課による実態把握、DV相談とかいろいろな様々な相談業務もやっていただいていると思うんですけれども、実態把握というのが主たる業務である印象を受けますので、今後の事業の在り方、専門の室を置くなど、積極的な体制を要望いたします。

(1) については以上です。

1の(2)のほうの地域への男女共同参画推進についての質問に移ります。

総務課長のほうから、自治会の状況について伺いました。それでは、1個1個ということなので、PTAの役員の状況について伺います。

○副議長(井田 孝) 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐野唯生) 生涯学習から、PTA関連についてお答えいたします。

令和8年度の旭市PTA連絡協議会代議員における女性の登用率は28.3%となっております。

以上です。

○副議長(井田 孝) 崎山華英議員。

○8番(崎山華英) PTA連絡協議会代議員ということなので、恐らくPTA会長がそれに当たる場合が多いのかなと思うんですけども、PTA会長で女性が約3割に届かないという感じですね。分かりました。ありがとうございます。

続いて、地域の事業所の状況ですとか把握されていることがありましたら伺います。

○副議長(井田 孝) 答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長(加瀬弓子) それでは、市内事業所における女性活躍推進状況で報告いたします。

商工会の数値で回答させていただきます。旭市商工会の本年4月末現在での状況で申し上げますと、市内1,382事業所中206事業所で女性が代表者として活躍されています。割合では14.9%となります。

以上です。

○副議長(井田 孝) 崎山華英議員。

○8番(崎山華英) ありがとうございました。女性の代表の方は14.9%ということで、まだまだ社長の方は男性という場合が多い状況かなと思います。これについては、単に地域活動の男女比率が平等かという問題ではなく、将来のまちづくり、政治分野への参画にも深く関わる問題だと考えています。

実際、旭市市議会に限らず、自治会、消防団、PTA、商工会などで活動する中で地域課題に触れ、その経験をきっかけに議員を目指すというケースも少なくありません。しかし、

現状では自治会役員は男性、PTA会長は父親が担うというケースが多いなど、性別による役割の固定化が見られる場合があります。その結果、意思決定の場に参画する機会にも偏りが生じ、多様な視点が地域づくりに十分反映されにくくなることにつながります。

そこで伺います。こうした固定的な役割分担の状況を少しずつ解消し、地域で女性をはじめとする多様な人材がリーダーとして活躍できる環境づくりについて、市や教育委員会から働きかけを行う考えはないか、見解を伺います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 行政区やPTA役員の選出に当たっては直接的には市が関わっておりませんが、どちらも家事や仕事での多忙を理由に役員の選出に難航するケースが多いと聞いております。

行政区やPTAのような地域活動に女性が参加しやすくするための市からの働きかけという点につきましては、男女共同参画計画の策定に際して行ったアンケートにおいて、自治会などの活動で女性リーダーが少ないということの理由として、就労・家事・育児などに忙しく地域活動に専念できないから、男性がリーダーとなるのが社会慣行だから等の意見が多数となっております。

こうした意見を鑑みまして、女性にとっても男性にとっても活躍しやすい就業環境を整備し、固定的な性別役割意識を解消し、男女とも余裕を持って家事や育児に当たり、地域活動に参加することのできる男女共同参画社会の実現に向けて、関係各課と連携しながら施策を推進してまいります。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 確かに今ご答弁あったとおり、女性に限らず男性であっても仕事や家事、プライベートが優先され地域活動まで手が回らないというのが実情だなと思います。これには男女の差というよりも、年代による分断というのもあるのかなというふうに感じています。

ただ、これにはやはり男性がリーダーとなるのが社会慣行だからという意見が多いということも分かるとおり、世代間のギャップ、若い世代が入らない原因にもつながるように感じますので、自治会やその他の活動の在り方についてもつながる課題だと感じました。

さて、事業所における女性代表者の比率は、今先ほど答弁いただいたところではあります。が、女性の働きをサポートできる企業が増えることも男女共同参画においては重要な要素となります。

国における認定制度として、くるみん認定とえるぼし認定というものがあります。くるみん認定は子育て支援に積極的に取り組む企業を、えるぼし認定は女性活躍の推進に積極的に取り組む企業を、それぞれ厚生労働大臣が認定する制度となっています。他市の男女共同参画計画を見ても、くるみん認定やえるぼし認定の取得事業者数を指標としているケースも見られます。

そこで伺いますが、市内認定事業者を増やすためのこちらの認定制度の啓発、市からもできないかお伺いいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬弓子） 市としましては、仕事と子育ての両立支援や女性活躍の推進につながる事業者の取組を後押ししたいと考えております。商工会や雇用対策協議会と連携し、市内事業者に対し、くるみんやえるぼしの認定制度の周知と取得の促進に向けて啓発を行ってまいります。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 啓発のほう、ぜひよろしくお伺いいたします。

くるみん認定、えるぼし認定取得のためには、申請に際し一定の計画の策定が必要になったりと気軽にはできない印象を受けます。申請の壁を取り除くためのサポートがもしあればなおよいと思いますし、ほかにも例えば入札の場面でそれぞれの認定事業者に対しては加点を行うなどの制度など、旭市独自に取り入れるなど、地域事業者が認定に向けて前向きに動いていけるような、さらなる積極的なアプローチを行うことができないか、市の見解を伺いたいと思います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬弓子） それでは、まずサポートにつきましては、くるみん認定は、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が必須となります。また、えるぼし認定は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が必須となっております。どちらの認定に当たっても、計画書の作成支援などは専門的な知見を有する千葉労働局雇用環境・均等室や商工会で受けることができます。

市としましては、事業者が認定取得に当たってスムーズに必要な支援が受けられるよう、市ホームページやチラシなどで情報提供を図ってまいります。

また、認定事業者に対する入札加点などの市独自の優遇措置については、本市では現在実施しておりません。今後は、参考となる他市の導入事例を調査研究してまいります。

以上です。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 計画作成支援、ぜひそういった情報を積極的に周知、併せてお願いしたいと思います。

入札加点に関しても提案させていただきましたが、それ以外にも認定事業者を広報等で紹介したりだとか、事業者の行動を促すような、もっと地域に広げる取組を積極的に検討いただけたらと思います。

続いて、地域における男女共同参画の観点からにはなりますが、ちょっと話題を変えていきます。これまで、市内における男女別の自殺死亡率に実は私のほうで注目をしております。市では旭市自殺対策推進計画というものを策定していますが、市内の自殺死亡傾向、どのように認識しているのかお尋ねいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 実） それでは、市内で自殺で亡くなられた方の傾向をどのように認識しているかということで、社会福祉課よりご回答申し上げます。

平成28年の自殺対策基本法、この一部改正により、厚生労働大臣から指定された一般社団法人である、いのち支える自殺対策推進センターが都道府県及び市町村の自殺の実態を分析した地域自殺実態プロファイルを作成し、全ての自治体に提供しております。この地域自殺実態プロファイルには、地域の自殺で亡くなられた方の特徴や男女別の人数、年齢等が記載されております。また、議員よりご提示いただきました千葉県における自殺の統計、これについては、千葉県健康福祉部の出先機関である千葉県衛生研究所から公表されております。本市では、これらのデータから自殺で亡くなられた方の傾向を把握しております。

なお、旭市自殺対策推進計画において公表しておりますが、本市の主な自殺で亡くなられた方の傾向としましては、40歳から59歳の男性が最も多く、仕事に関連する複合的な悩みを要因としていることをデータとして示しております。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ありがとうございます。私のほうも千葉県のデータのほうを見させていただいて質問させていただいているんですけども、全国的に四、五十代の男性の自殺死亡

率というのが高いというのは傾向としてあるんですけれども、県内の各市町村を並べたときに、特に旭市の場合は男性の自殺での死亡率が高いという結果が分かりました。

男性が孤立しやすい、個人で問題を抱え込みやすい状況を解消していく背景には、地域での固定的な性別役割分担意識なども一因としてあると考えますが、こういった男性特有課題を解消する取組、市として何か行っているのか、再質問でお伺いいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 実） 議員よりお示しいただいた資料、千葉県における自殺の統計、これは令和2年から令和6年のデータです。これでは、本市の男性の自殺死亡率について県内でも高い数値が見られました。調査期間の少し異なる旭市自殺対策推進計画、これは平成29年から令和3年度での調査です。これでは、国及び県より低い数値を示しております。調査の期間により結果に多少の違いはあるようです。県のデータからは、本市の男性の自殺死亡率が高くなった要因について、多様で複合的な原因を有していることから、明確な特定はできない状況であります。

なお、自殺で亡くなられた方の男女比については、国や県の割合とあまり変わらず、男性2に対し女性1程度であり、男性の自殺者数は女性の約2倍となっております。

本市では、旭市自殺対策推進計画の中で、性別を問わずに自殺リスクを減少させるための三つの重点施策を定めております。その中で、一つとして勤務者・経営者、二つ目としては生活困窮者、三つ目としては高齢者に対して対応を行うこととしております。重点施策の中で実施している内容については、計画にて公表はしておりますが、取組事例の一例を申し上げますと、社会福祉課においては、生活困窮者が抱えている複合的な問題に対しまして包括的な支援や相談業務などを行っております。

自殺の要因につきましては、性別を問わず複合的な課題を抱えていることが多く、様々な理由が考えられます。関係機関や関係者などの協力を得ながら慎重な対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 分かりました。社会福祉課としては、生活困窮者ですとか、四つの分類に分けておりましたけれども、包括的な支援をやっていただいているところだと思います。ありがとうございます。



この課題については、必ずしもこれを行えばよいというものではなく、複合的、重層的な取組を今後も推進していただきたいと思います。

さて、ここまでの流れで、男女共同参画が単に市民のウェルビーイング向上のためだけでなく、選ばれるまちとなるための戦略的な視点であるという認識でもぜひ取り組んでいただきたいと思います。

男女共同参画を本当に市全体の施策に反映していくためには、現状の市民生活分野の一計画として扱うのはなじみがないのではないかと感じています。実際に県内を調べたところ、県内多くの自治体が、企画課など全庁的な政策を担う課で男女共同参画の取扱いを行っているところがほとんどです。

総合戦略やウェルビーイングの向上とともに深く関わるテーマである以上、企画政策課のような、より市全体の政策立案を担う課が全庁的な政策課題として推進していく必要があるのではないのでしょうか。今後、男女共同参画計画を本市のDX推進計画と同様の位置づけで推進する体制へ見直すことができないか、市の見解を伺います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 男女共同参画については、総合戦略においても施策の11、互いに認め合う社会の形成として掲載され、重要な位置づけにあると認識しております。

誰もが互いを尊重して認め合い、固定的な性別役割分担意識を解消し、個性と能力を発揮しながら自分らしく活躍できるまちづくりを目指すため、引き続き各課と連携を図りながら、男女共同参画の推進を全庁的に進めてまいります。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 確かに男女共同参画が総合戦略の中で、互いに認め合う社会の形成という施策の一つとしては位置づけられています。しかし、私は男女共同参画を数ある施策の一つとして捉えるのではなく、市政のあらゆる分野に共通する横断的な視点であると考えています。

実際昨日も、国土交通省が駅や商業施設などにおける女性用トイレの行列改善に向けた指針を示したとの報道がありました。こうした事例からも分かるように、男女共同参画は福祉や人権の分野だけでなく、土木やまちづくりといった一見関係のないように思われる分野にも深く関わるテーマです。だからこそ、今後の総合戦略の見直しに当たっては、一つの施策として位置づけるのではなく、市政全体を貫く基本的な視点としてより一層反映していただ

くことを要望し、この項目を終わります。

○副議長（井田 孝） 一般質問は途中ですが、午後２時15分まで休憩します。

休憩 午後 ２時 ２分

再開 午後 ２時 15分

○副議長（井田 孝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き崎山華英議員の一般質問を行います。

崎山華英議員。

○８番（崎山華英） 続いてお願いいたします。

大きな項目２の（１）です。校則の見直しに関する部分ですね。

様々、今取組を進めていただいていると思うんですけども、いまだに校則が変わらない、子どもたちの声が届いていない、そんな声をまだまだ聞いております。これにはしっかりとフィードバック、どんなふうに子どもたちの意見が取り扱われたかのフィードバックの方法が、適切か、まだ十分ではないように思えますけれども、この意見の集約に合わせて、フィードバックがきちんと行われているのか、教育委員会の見解を伺います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 子どもたちの意見がどのように扱われているかということにつきましては、生徒総会を例にして申し上げますと、学校生活への意見や要望については、事前に生徒会本部と管理職を含めた教職員が協議をいたしまして、総会当日に担当職員が回答しているというところでございます。その中には、意見・要望として認められないような内容もございますが、それらにつきましては、検討結果や理由を丁寧に説明し、また学級担任や担当職員が補足説明をするなどのフォローアップを行っているというところでございます。

教育委員会といたしましても、子どもたちの意見を、単に意見を聞くだけではなくて、どのように検討して、結果としてどうなったかというようなところを、丁寧にフィードバックすることが重要であるというふうに認識しております。

引き続き、それぞれの学校の状況把握に努めるとともに、地域の状況や社会の変化等を踏まえ、子どもたちの主体的な考えなどに対して丁寧に対応していくよう、学校への指

導、助言に努めてまいります。

以上です。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 意見・要望として認められないような内容は、検討結果や理由を丁寧に説明ということだったんですけれども、そもそも大人側の意識のアップデートがまだまだ十分ではないのかなというのを感じております。校則自体、今ホームページで公開されているところなんですけれども、実は校則に書かれていない細かな規則というものが存在したりしています。

中学生らしい清潔感のある頭髪というふうにとくくりにされているんですけれども、実際は男子のツーブロックは一律に禁止ですとか、女子はポニーテールも一律禁止、耳より上の高さに上げて結んではいけない。こういった校則がまだ存在しているということで、子どもの人権を侵害していないかという視点が、近年さらに重視されているところでありますので、現場ではなかなか先生方忙しくて検証し切れない部分あると思いますので、市としてこれはきちんと状況把握しながら、助言を行っていただきたいと思います。

それらを除いても言えることは、大切なのは校則を変えることではなく、子どもたちが、なぜこのルールがあるのか、もっとよくする方法はないかというのを自ら考え、対話し、身近な環境づくりに主体的に関わる経験を積むことです。ぜひ、今後も子どもたちの意見表明権を大切にしながら、主体的な参画の機会をさらに充実させていただくことを期待します。

さて、続いて、もう少し広い視点で、旭市の教育に対する大綱についてです。

現在第3期のものが策定されており、市民や社会全体のウェルビーイングの向上を目指すこと、これは市長が掲げる総合戦略とも連動する形で置かれています。一方、この大綱を踏まえて策定されている学校教育指導の指針については、ウェルビーイングが保障されているからこそ、子どもたちは思考を深め、他者と協働し、粘り強く取り組むことができると示されています。しかし、さらにそこを見ますと、その中で具体的にどのようにウェルビーイングを保障していくかについては、十分に読み取ることができませんでした。

今取り上げた校則の見直しを含め、子どもの意見を聞くことや、子どもの意見表明権、人権を尊重することは、ウェルビーイングを支える重要な要素の一つであると考えます。

そこで伺います。子どものウェルビーイングを学校現場で保障していくためには、今後、この教育指導指針においても、その考え方や方向性をより具体的に示していく必要があると考えますが、市の見解を伺います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 学校教育指導の指針は、第3期旭市の教育に関する大綱の策定に合わせて、その基本理念であります「郷土 夢 未来」を踏まえ、学校教育において、教職員が重点的に取り組むべき内容を示したものでございます。

子どもにとってのウェルビーイングについてですが、子どもたち自身が安心して挑戦できる、自分は大切にされていると感じられる、学びに意味や手応えを見いだせるなど、それらを実感できる基盤として位置づけているところでございます。

この指針は毎年改訂しておりまして、令和8年度の改定では、教職員一人ひとりがウェルビーイングを成果ではなく基盤としていることをイメージしやすいように、文章ではなくイラストで示したものでございます。

具体的な記載が必要とのご指摘をいただきましたけれども、これまで学校が行ってきた生徒指導をはじめとした全ての教育活動、指導、支援は、子どもたちのウェルビーイングの向上につながる大切な取組でございます。このことについては全ての教職員が認識しておりますので、今後も引き続き、子どもたちのウェルビーイングにつながるきめ細やかな支援に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 全ての教育指導、教育活動・指導、支援がウェルビーイングにつながる取組ということで、それはそうなのかもしれないんですけども、であれば、あえて大綱や指針で掲げる意味というのは何なんだろうというのをちょっと考えてしまう、そんな答弁でした。

ユニセフが公表した子どもの幸福度に関する調査では、36か国中で日本は、総合順位こそ14位と高い基準にあるものの、精神的幸福度については32位とかなり低い水準となっています。体は健康でも心は健康ではないお子さんが多い中で、この考え方、ウェルビーイングをどうやって保障していくかというのを、ぜひ考えていただきたいと思います。

さて、今度はまちづくりのほうに、子どもの参画と意見表明反映について伺います。

これまで本市で夏休みの時期に行っていた子ども議会は、子どもの意見を聞き、まちの施策へと反映するための機会として実施されてきたと認識しています。昨年は様々な理由から開催が見送られた経緯がありますが、今年度以降の実施予定について伺います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 子ども議会につきましては、事務事業の見直しにおいて、体験できる子どもがかなり少ない人数に限定されることや、学校における働き方改革が求められていることなどから、今年度から実施を見合わせるとしたところでございます。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 大変残念なことが判明しました。子ども議会、当初は議場体験という形で、行政を知る教育機会の一環であったと思いますが、近年、主権者教育や子どもの意見を聞く場として大切な役割を担っていたように感じます。廃止の代わりの何かができないのか、議会としても可能性を探りたいと思っております。ありがとうございます。

去年も子ども議会ツアーをやって、大変好評でした。市長も来ていただいてありがとうございました。子どもへの機会をつくりたいと私も思っております。とはいえ、子ども議会というのは、子どもの意見表明権の場としてごく一部の方策でしかなく、子ども議会があったとしても、それで十分とは言えないわけです。

そこで伺います。子ども議会見直し後は、子どもの意見を学校運営も含めて、まちづくり全体へ反映する機会を今後どのように確保していく考えなのか、市の見解を伺います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（寺嶋和志） お答えします。

将来のまちづくりの担い手である子どもたちの意見や柔軟な発想は、市政運営において大変重要なものであると認識しております。

そのような中、広く市政に対する意見や要望をお寄せいただく仕組みとして、現在としましては、各課へのお問合せメールや市長への手紙を設けており、年齢を問わずご利用いただいております。実際に子どもたちからもお手紙を頂いております。今後は、さらに多くの子どもたちが意見を表明しやすくなるよう、これら既存制度の工夫など市として取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 市長への手紙とかお問合せメールでの対応ということでしたけれども、子どもたちの声を聞く上で、意見を送りたい人が送る仕組みと、行政側が子どもたちの声を

積極的に聞きに行くという仕組みでは、その意味合いが大きく異なると考えます。これまでの答弁でも、市として子どもが意見を伝えやすい環境づくりや、年齢に応じた方法で意見を聞くことの重要性について言及されてきました。実際に米本市長ご本人からも既存の意見聴取のほか、こども家庭庁が示す様々な手法を参考にして、子どもが意見を伝えやすい環境をつくり、意見をまちづくりや施策等に反映させるよう取り組んでいきたいと、そういった内容で過去に何度か答弁いただいております。

そうした方向性も踏まえた上で、今回の子ども議会の実質廃止というのは、子どもが行政やまちづくりに参加する機会が後退したとも受け止められかねません。ぜひ今後は市長への手紙など、既存制度の活用にとどまらず、行政の側から多くの子どもたちの声を積極的に聞きに行く機会や仕組みについても検討していただきたいと強く強く要望し、次の質問に移りたいと思います。

2の(2) 児童虐待の予防及び早期支援についてのほうに移ります。

最後の項目に移りますが、こども家庭課創設による連携機能について、先ほどご説明いただきました。それでは、実際にこの旭市内でどのくらいの児童虐待相談があるのか、近年の推移をお尋ねいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 相談件数の推移について回答いたします。

本市の新規児童虐待相談受付件数につきましては、令和5年度は52件、令和6年度は65件、令和7年度は54件と推移しています。

以上です。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 件数のほうの答弁いただきました。これは過去の会議録でちょっと確認しかできなかったんですけども、10年前の倍以上の件数を取り扱っていることになろうかと思います。

子どもの年齢や家庭状況によっても関与する機関が様々だと思いますし、虐待以外の問題も複雑に絡み合っている場合もある中、他機関で密に連携して日々対応してくださっているところだと思います。ありがとうございます。

そこで再度質問に移りますが、こども家庭センターでこれまで市が受けてきた児童虐待相談や関係機関からの情報共有を通じ、どのような家庭課題や傾向を把握しているのか。本市

特有の課題認識など、もしあればお答えをお願いしたいと思います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 厚生労働省の令和6年度統計調査によると、全国で心理的虐待と身体的虐待が75%と大きな割合を占めています。同様に、本市でも相談の84.7%がこの2種類で占められています。

支援者がおらず孤立した家庭ほど虐待リスクが高いということを踏まえ、母子保健部門と連携し、リスクのある家庭の早期発見と相談窓口の周知を図っています。

以上です。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 旭市も同様に心理的虐待・身体的虐待が多いということで、傾向のほうありがとうございます。中でも児童虐待というのが、実の母が虐待の主体者となる割合が高いという国の発表データからも分かるとおり、母親の出産・育児上の困難やストレスといった虐待のきっかけになる要因を、いかに解消していくことが何より重要と考えます。

子を持つようになってから、母親が子どもを虐待するような事件報道を見て、何かかけ違いが起きていたら自分もそうになっていたかもしれないと想像してしまうくらい、私も現代のお母さんたちは孤立しやすい環境と言えます。

何よりもそういったことが起こらないための取組として、妊娠期からの切れ目ない母子保健支援こそ最重要であると考えます。このたびのこども家庭課創設の意義を最大限に生かすためにも、保健師等専門人材の設置体制や赤ちゃん訪問、産後ケア等、お母さんとその子どもの育ちの支援に十分な予算の確保が必要と考えるが、今後の市の見解を伺います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 保健師等の専門的なスタッフを雇用し、妊娠届出時からの伴走型相談支援事業や赤ちゃん全戸訪問等を通じて、子育ての孤立を防ぎ、虐待を未然に防ぐ活動に取り組んでおります。

また、保護者が安心して子育てができる環境を整えるため、産後ケア事業や子育て短期支援事業など、子育て支援に必要な予算は確保してまいります。

以上です。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 十分過ぎると言ってもいいぐらいの予算を、ぜひ確保していただきたい  
と思います。

先ほど、本市でも全国の傾向同様に、身体的また心理的虐待が多く占めるということを聞かせていただきましたが、それ以外の虐待が少ないのかといえばそうではなく、実際気づきにくかったり、子ども本人もそれが虐待だと分かっていないこともあると考えられます。性虐待の例を言えば、被害発生時の年齢に対して被害が発覚、相談するまでの期間には何年も後になる場合も多いことから、児童虐待の早期発見のためには、子どもの声を待つのではなく、周りで関わっている大人がいち早く異変に気づくことが重要です。

そこで伺います。本市では、学校や保育園等での職員に対する早期発見、対応に関する研修を行っているのか、お尋ねいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 児童虐待の早期発見及び関係機関との連携強化を目的としまして、毎年、保育所長、小・中学校の校長、教頭などを対象とした研修会を開催しています。具体的には、家庭児童相談室の職員が講師を務め、児童虐待の現状や虐待が疑われる目安、通報や相談先についての周知を実施しています。

以上です。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ありがとうございます。子どもたちの様子から異変に気づいたり、実際に状況を聞くとすると高い技術を要することになると思いますが、これについては様々な視点で繰り返し研修を行っていただきたいと思います。

続いて、多機関連携の状況について伺います。

児童虐待をはじめ、子どもや家庭が抱える問題について、学校や保育所、警察、医療機関など関係機関が情報を共有しながら支援につなげるために、各市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会、本市にも設置されておりますが、こちらの委員構成を伺います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） それでは、初めに要保護児童対策地域協議会、略しまして要対協の目的について説明をさせていただきます。

要保護児童の早期発見や適切な保護、要保護児童及びその家族への適切な支援を図るため、



関係機関、関係団体及び児童福祉に従事するものが個々のケースの情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応するというのが目的となっております。

続きまして、要対協の委員構成につきましては、代表者会議と実務者会議で構成されており、代表者会議の委員は、旭市要保護児童対策地域協議会設置要綱に規定する児童相談所の所長、保育所や医師会の代表等19名で構成されています。

以上です。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） お答えありがとうございました。

こちらの委員の構成について提案なんですけれども、市内における病児保育施設についても追加することが望ましいと考えます。病児保育も子育て家庭を支える重要な役割を担っていると認識しておりますし、お子さんが体調不良時にこそ、家庭や保護者の就労の困難が見えやすくなる場面も多いと考えます。そういったささいな変化や異変に早期に気づける場として、市内病児保育施設も委員に追加する考えはないかお尋ねいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 現在の委員の任期が令和10年1月までとなっておりますので、次回の改選までに検討したいと考えております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ぜひご検討をお願いいたします。

児童虐待は発生してから対応するだけではなく、地域、行政の様々な立場の人が小さな変化に気づき、早い段階で支援につなげていくことが何より重要であることを改めて感じています。今回伺ったこども家庭課の取組や、要保護児童対策地域協議会の活動が今後さらに充実し、地域全体で子どもたちと家庭を支える体制につながることを期待しております。

最後になりますが、本日取り上げた内容以外にも、子どもを主体とした政策については、まだまだ本市では検討や充実の余地があると感じています。米本市長には、こども家庭庁も掲げる「こどもまんなか」という視点の下、誰一人取り残さない、子どもにとってもウェルビーイングなまちの実現に向け、今後もより一層取り組んでいただくことを要望し、本日の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（井田 孝） 崎山華英議員の一般質問を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

◇ 宮 澤 芳 雄

○副議長（井田 孝） 続いて、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（１６番 宮澤芳雄 登壇）

○１６番（宮澤芳雄） 議席番号16番、宮澤芳雄です。旭市議会令和８年第２回定例会において一般質問を行います。質問は３項目です。

１項目め、中学校部活動地域展開について伺います。

部活動を地域展開するには、様々な課題の解決が必要ではないかと推察されますが、どのような部活動が地域に移行され、どのような指導体制の下、行われるのか。また、将来の展望について伺います。

今年の９月に部活動が地域展開される中、生徒の活動機会の確保と教職員の働き方改革を念頭に進めていると思いますが、現時点での課題と対応状況について伺います。

初めに、現在中学校で行われている部活動が全て地域展開できるのでしょうか。地域展開可能なクラブについて伺います。

２項目め、未就学児への医療的ケアの支援についてお尋ねします。

家族の負担軽減や保育の機会均等を図るため実施している、医療的ケアが必要な子どもへのサポート状況についてお尋ねします。

３項目め、災害時の応急給水について伺います。

今期の質問は以上です。再質問は質問席で行います。

○副議長（井田 孝） 宮澤議員、３項目めの内容は。

○１６番（宮澤芳雄） 失礼しました。３項目め、災害時の水の確保は健康被害などに直結する大切な問題です。東京都利島村では、水循環システムを活用した水の確保を行っています。市では飲料水や生活水の確保についてどのように考えているのか伺います。

○副議長（井田 孝） 宮澤芳雄議員の一般質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） 生涯学習課からは、地域展開に関するものになります。現在中学校で行われている部活動が地域移行できるのか、地域移行可能なクラブについて伺うというご質問でございました。ご答弁いたします。

現在、市内の中学校５校の部活動は、スポーツ系が12種類40部、文化系が５種類９部が活

動しております。このうち、休日に活動しているスポーツ系12種類と文化系の吹奏楽部の受皿を整えられるよう、現在進めておるところでございます。

以上です。

○副議長（井田 孝） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 私からは、2項目めの医療的ケア児へのサポートについて回答いたします。

医療的ケア児とは、日常生活や社会生活を送るために、たんの吸引やチューブによる栄養補給等の医療的ケアを必要とする児童です。保育施設で受け入れる場合は、医療的ケアに関する技能や経験を有した看護師等を配置し、主治医などの指示の下、医療的ケアを行っております。

○副議長（井田 孝） 総務課長。

○総務課長（向後 稔） 総務課からは、3項目めの災害時の応急給水についてお答えいたします。

災害時に水道の供給が停止した場合の対応についてお答えいたします。

避難所で3日間、生命の維持に必要となる飲料水4万5,000リットルを、防災備蓄倉庫に保管をしております。災害時には、そのほか給水車を活用し、給水所を設けて飲料水の配布を行います。さらに、飲料水等の物資供給に関する協定も締結をしております。

以上でございます。

○副議長（井田 孝） 宮澤芳雄議員。

○16番（宮澤芳雄） それでは、再質問をいたします。

1項目めの再質問です。スポーツ系が12種、文化系が5種9クラブということでした。それに対しての指導体制はどのようになっているのかお尋ねします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） 指導体制についてお答えいたします。

一つのクラブ当たりの参加者数を30人と想定いたしまして、指導者は1クラブにつき2名体制で活動を行うことを計画しております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 宮澤芳雄議員。

○16番（宮澤芳雄） 当然、この地域展開に当たってはお金が発生すると思います。それに

ついて、保護者の負担する参加費、これはどのようになっているんでしょうか、お尋ねします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） 参加費について回答申し上げます。

本市では、持続的・安定的に取り組が進められますよう、近隣市の状況や、あと運営費等の経費を踏まえ検討いたしまして、参加費は月額3,000円とすることで考えております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 宮澤芳雄議員。

○16番（宮澤芳雄） 3,000円。これはまだスタートしていないので何とも言えないですけども、保護者にとってはいい負担になると思います。この年会費はないんですか。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） 年会費については想定してございません。

○副議長（井田 孝） 宮澤芳雄議員。

○16番（宮澤芳雄） 近隣とか全国のレベルですと、年会費5,000円から7,000円というところもあると聞いています。年会費がないというのはかなり負担軽減になると思います。その分、市のほうの負担がかかるのかもしれないですけども、子どもは地域の宝です、市の宝ですので、ぜひその辺のところは3,000円で貫いていただきたいと、決まったことですからお願いしたいと思います。

では、続いて次の質問をします。これは今からですので将来の展望をお伺いしたいんですけども、現時点で、まだスタートしていませんけれども、どのようにしていけるのか。教育委員会のお考えをお聞かせください。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） 旭市が準備する地域クラブでございますが、学校部活動が担ってきたスポーツ、文化・芸術活動に親しむ機会を確保し、生徒の健全育成を目的とした活動の場でございます。生徒個々のニーズに応じた様々な活動ができるクラブとして、地域展開後も課題の把握とよりよい環境づくりに努めまして、地域クラブの発展につなげてまいりたいと考えております。

○副議長（井田 孝） 宮澤芳雄議員。

○16番（宮澤芳雄） よろしく申し上げます。

令和6年だったのでしょうか。5年から7年までが準備期間というような形で、令和6年に、私も質問したんですけれども、私ももちろん、全国的にどういうふうに進んでいくのか、全くこれは、そのときのことは決まっていなかったと思います。そこまで、今、課長から話があった部分では、本当に随分進展したなというふうに思います。

やはり地域展開が定着していくまでには、それなりに時間が、長い時間がかかると思います。これから地域の代表者としてご指導に当たっていただく地域の指導者の皆さんも、先生方のこれまでの姿に心を打たれ、指導者自らも生徒とともに成長していけることだと思います。

子どもたちは地域にとってかけがえのない大切な宝です。子どもたちはもちろん地域ぐるみで育てていかなければなりません。部活動の地域展開は地域にとっても大変な課題です。しっかりと地域に根づくまで長い目で見守っていただきたいと考えますけれども、今後、教育長のご見解を伺います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（向後依明） 宮澤議員ご指摘のとおり、部活動の地域展開が地域に根づいていくまでには、一定の時間が必要であるというふうに考えておるところでございます。

地域展開を進める上で大切なのは、地域の皆様のお力添えをいただきながら、生徒たちが安心して活動できる環境を整えていくことでございます。これから依頼する地域指導者の皆様には、それぞれの経験や知識を生かして、子どもたちの成長を支えていただくことを期待しているところです。

また、兼職・兼業の許可を受けて活動に携わってくださる教職員につきましても、その経験を生かしながら、地域と学校をつなぐ役割を担っていただければと、そのように感じております。

一方で、地域展開を進めること自体が目的ではございません。受入れ体制や活動環境が十分に整わない状況で見切り発車することなく、生徒の安全や活動の質、これを第一に考え、課題をこれからも一つ一つ確認しながら、着実に進めていくことが重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、学校・家庭・地域が連携し、生徒たちにとってより充実し

た活動環境を整えることが可能となるよう、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（井田 孝） 宮澤芳雄議員。

○16番（宮澤芳雄） ありがとうございます。よろしくお願いします。

中学生は部活動から多くのことを学び、大きく成長していきます。これまで、そのことを一手に先生方が担ってきました。大変ありがたいことだと感謝しています。これからの地域展開に当たっても、可能な限り先生方の力もお借りできればありがたいと思います。この件に関しては要望です。よろしくお願いします。

2点目の再質問をいたします。

旭市内では、医療的ケア児を受け入れている保育施設はありますか。お願いします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 本市で医療的ケア児の受入れが可能な施設は、現在民間保育施設2か所ございまして、うち1か所で受入れを実施しております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 宮澤芳雄議員。

○16番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

医療的ケア児をサポートする体制はどのようなになっているのかお尋ねします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） それでは、サポート体制につきまして回答いたします。

こども家庭課の母子保健班では、6名の保健師が市内全域を11の地区に分けて担当し、医療的ケアの必要な子どもとその家庭に対する支援を行っております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 宮澤芳雄議員。

○16番（宮澤芳雄） 具体的にどのようなサポートをしているのかお聞かせください。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 保健師は個々の家庭に寄り添い、必要なサービスへとつなぐ重要な役割を担っており、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない包括的な支援を行

っております。具体的には、妊娠届出時に全員対面面談、妊娠8か月頃、電話面談、子どもが生まれた後は赤ちゃん全戸訪問を行い、全ての子どもとその家族の現状を早期に把握しております。この訪問を通じ、医療的ケアが必要な子どもがいる場合には、保健師が継続的な電話連絡や家庭訪問を行い、ご家族の不安に寄り添いながら、個々のニーズに応じた支援サービスのご案内を行っています。

また、子どもの成長に合わせた療育や集団保育を開始する段階においては、保護者の希望に基づき、担当課との緊密な連携を図るとともに、関係機関の窓口への同行や入所予定の保育所、療育施設との連絡調整、見学の同行などを行っております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 宮澤芳雄議員。

○16番（宮澤芳雄） 大変すばらしい対応といいたいでしょうか、ちょっと私知らなかったんですけれども、こんなに手厚く子どもに対して対応できるこども家庭課、すばらしい課ができたと思います。

最初、この質問をするに当たって、実は私も内容をよく知らなくて、このこども家庭課の。ある保護者の方から相談を受けて、ちょっと医療的ケアが必要な子どもなんだけれども、役所に行ったらそれは対象ではないと帰された。さる施設というか、そういう子どもさんの手当てをしてくれる施設があるんですね。そこに行って話したら、旭市では補助対象にならないという話だったんですけれども、それで私のところに来たから、前福祉課の課長だったんですけれども話をしたら、私はちょっと聞いていなかった。早速調べますと言って、これはもう全くもう対象であって補助金の対象です。ですからこちらで対応しますと、本当に丁寧に対応してくれて、その後、子育て支援課ですか、その職員との出会いがありました。

11地区をくまなく、子どもさんの手当てをしてくれる。これは子育てをする保護者にとって本当にありがたいことだと思います。その方たちにもお会いしたんですけれども、本当に親切に丁寧に対応してくれる方でありたい。もっとどんどんPRしていただきたいと思いますよ。知らない人がいっぱいいますから、市内でも。こんなすばらしい課があるんであればぜひとも、私も今日ここで話しました。何人かの方、これをご覧になっている方、あるいはいずれ議会だよりに掲載されますけれども、見てもらったら少しPRのお手伝いになると思います。本当にすばらしいですよ。自信持って、これから二つの課、協力し合って、市民のためですから頑張ってください。よろしくお願いします。ありがとうございます。

○副議長（井田 孝） 一般質問は途中ですが、午後３時５分まで休憩します。

休憩 午後 ２時 ５分

再開 午後 ３時 ５分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き宮澤芳雄議員の一般質問を行います。

宮澤芳雄議員。

○１６番（宮澤芳雄） それでは、引き続き、３項目めの災害時の応急給水について再質問いたします。

水道の供給が停止した場合の対応については伺いました。それでは、生活水の確保についてはどのようなになっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 災害時の生活水の確保につきましては、断水時に手を洗うための水やトイレを流す水については、防災井戸や仮設水槽の水を活用いたします。また、生活水の入手が困難となることも想定しまして、アルコール消毒液、ウェットティッシュ、ビニール手袋、携帯・簡易トイレなどを備蓄しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員。

○１６番（宮澤芳雄） それでは、水循環システムについてお伺いしたいんですけども、これは私、去年の令和７年の９月議会で質問するために、８月に東京都利島村まで視察に行っただんですけども、先に市の見解をお聞かせください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 水循環システムにつきましては、上水道の配水管がない場所でも、電源さえあればいつでもどこでも、シャワーや手洗いスタンドなどを使用できるものと認識しております。また、循環式であることから一定量の水を繰り返し使用できるとのことで、下水道管や浄化槽も不要とのことです。



フェーズフリーの観点からも、公共施設に常設して、災害時には避難所などでの活用ということも考えられます。このことから、昨年のあさひ防災フェアでは、防災設備・防災グッズの展示エリアで、この水循環システムを取り扱う業者の出展も予定されておりましたが、残念ながら悪天候のため中止となっております。本年10月に開催するあさひ防災フェアには、改めて出展を依頼する予定でございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員。

○16番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

私が視察に行った理由はね、干潟地域には、水道本管から大分離れていて、水道を引くに500万円かかるとか、そういう話が普通なんですよ。ここに水道を引くのであればもう引越すという方もいてね、これを私が知ったときに、利島村に視察に行ったんですけれども、利島村でよく教えてくれたんですけれども、ヤフーだったかな、スポンサーがついて、コンテナを3台連結して無償で提供してくれて、そこに1棟は住まい、1棟はこの循環システムの機械を全て入れて、もう一棟にはいろいろな機器があると思うんですけれども、これはソーラーパネルで水も要らない、電源も要らない、上下水道も、今課長おっしゃったとおり全くその一つで、今のインフラから切り離して使えるということで、これが価格が安くなれば、いずれ家庭でも取り扱えるんじゃないかなということでよく聞いてきました。

東京都が実は試作的に、離島の場合には水の確保がもう本当に大変な苦勞をされているんですね。雨水を浄化して水道にしているんですけれども、それだけでは水が足りなくて、足りない部分どうするかといったら、海水を淡水化するんですけれども、その装置が非常に高いんだそうです。フィルターの交換だとかメンテナンスにまた非常にお金がかかる。

このお話が来て非常にありがたいと。利島村は300人くらいの人口なんですけれども、ほとんどが外部から島へ越してきた方で、どんどん増えているんだと。町営住宅をつくるんだけれども、これからはそこには全てこのシステムを入れたいと。幾らぐらいかかるんですかって言ったら、まだ試作段階なのでお金の話は分からない。ただ、500万円くらいはかかるようなことは聞き及んでいますという話でした。将来的にまた価格が下がることもあると思います。そういった時点では、市のほうでも検討していただければありがたいと思います。これはこれで回答結構ですから、次の質問をさせてください。

東京都の目黒区で災害……、さっきの話ですけれども一つ言い忘れました。私はこの水循環システムというのは、家庭用の水道の水の確保のためにと考えたんですけれども、もう早

速私が一般質問やったら、すぐ職員が先に先行して、これは災害のときの危機対応に利用できないだろうかということで、去年防災訓練に展示してくれる話だったんですね。ありがとうございます。

東京都の目黒区が、やはり災害が発生したときの帰宅困難者のトイレの、これまで大分トイレで苦戦したらしくて、これを早速導入して対応に当たりたいということなんですけれども、それについて何か市では分かることがありますでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 水循環システムを利用したトイレにつきましては断水発生時の緊急時は有効なシステムとなり得ると思いますが、恒久的な使用につきましてはコスト面による課題もありますので、先進事例を参考にしながら調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員。

○16番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

実は利島村に行ったときにね、もうコンテナハウスの中に設置されていて、人が住んでいるので、残念ながら中は、1年間試しに住んでもらったんだそうです。非常に快適で、全くふだんの生活ができるということ。ただ、家の中を開けて見ることができない、もう個人の家なので、見せてもらえなかったんですね。

去年防災訓練に何か出展してくれるということだったので、楽しみにしていたんですけども、ぜひ今年可能であれば、その業者の方がいらっしゃればお話聞かせてもらいたいと思います。市でもいろいろ、このシステムについて研究していただいて、本当にありがとうございます。これからもよろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

宮澤芳雄議員は自席へお戻りください。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

---

○議長（宮内 保） なお、次回は16日定刻より会議を開きます。

これにて本日の会議を散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時13分

## 令和8年旭市議会第2回定例会会議録

### 議 事 日 程 （第4号）

令和8年6月16日（火曜日）午前10時開議

#### 第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第 1 一般質問

---

#### 出席議員（18名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 金 澤 雅 哉 | 2 番  | 高 橋 美千子 |
| 3 番  | 戸 村 ひとみ | 4 番  | 常世田 正 樹 |
| 5 番  | 伊 藤 春 美 | 6 番  | 伊 場 哲 也 |
| 7 番  | 平 山 清 海 | 8 番  | 崎 山 華 英 |
| 9 番  | 永 井 孝 佳 | 10 番 | 井 田 孝   |
| 11 番 | 島 田 恒   | 13 番 | 遠 藤 保 明 |
| 14 番 | 宮 内 保   | 15 番 | 飯 嶋 正 利 |
| 16 番 | 宮 澤 芳 雄 | 17 番 | 伊 藤 房 代 |
| 18 番 | 木 内 欽 市 | 19 番 | 松 木 源太郎 |

---

#### 欠席議員（1名）

12 番 片 桐 文 夫

---

#### 説明のため出席した者

|          |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|
| 市 長      | 米 本 弥一郎 | 副 市 長   | 柴 栄 男   |
| 教 育 長    | 向 後 依 明 | 秘書広報課長  | 寺 嶋 和 志 |
| 行政改革推進課長 | 大八木 利 武 | 総 務 課 長 | 向 後 稔   |
| 企画政策課長   | 榎 澤 茂   | 財 政 課 長 | 池 田 勝 紀 |

|                      |         |              |         |
|----------------------|---------|--------------|---------|
| 税 務 課 長              | 多 田 仁   | 市民生活課長       | 齋 藤 邦 博 |
| 環 境 課 長              | 崎 山 博 之 | 保険年金課長       | 大 網 久 子 |
| 健康づくり<br>課 育 て 支 援 長 | 黒 柳 雅 弘 | 社会福祉課長       | 椎 名 実   |
| 子 育 て 支 援 長          | 八 馬 祥 子 | こども家庭<br>課 長 | 石 橋 康 司 |
| 高 齢 者 福 祉 長          | 杉 山 かおる | 商工観光課長       | 加 瀬 弓 子 |
| 農 水 産 課 長            | 金 杉 高 春 | 建 設 課 長      | 林 一 美   |
| 都市整備課長               | 飯 島 和 則 | 会 計 管 理 者    | 宮 内 和 美 |
| 消 防 長                | 常世田 昌 也 | 上下水道課長       | 向 後 哲 浩 |
| 教育総務課長               | 飯 島 正 寛 | 生涯学習課長       | 佐 野 唯 生 |
| スポーツ振興<br>課 長        | 林 甲 明   | 監 査 委 員 長    | 森 田 貴 久 |
| 農 業 委 員 会 長          | 金 谷 健 二 |              |         |

---

#### 事務局職員出席者

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 穴 澤 昭 和 | 事 務 局 次 長 | 飯 笹 浩 一 |
|---------|---------|-----------|---------|

---

開議 午前10時 0分

○議長（宮内 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（宮内 保） 日程第1、一般質問を行います。

---

◇ 永 井 孝 佳

○議長（宮内 保） 通告順により、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（9番 永井孝佳 登壇）

○9番（永井孝佳） 議席番号9番、旭市大好き中年議員、永井です。本日は、まだ持病が完治しておらず、ちょっとお見苦しい姿をお見せするかもしれませんが、温かく見守っていただけると幸いです。

本日質問いたしますのは、3項目です。

1項目め、公民連携について。

公民連携ってよく聞くんですけども、いまいちぴんどこないと思うんですよね。よくPPPとかPFIとか横文字を使われるとちょっと分かんないですけども、調べてみると、パブリック・プライベート・パートナーシップ、漢字そのままですよ、公と民間と一緒にやるみたいな。PFIというのは、プライベート・ファイナンス・イニシアチブ、プライベートは民間、個人とかですね。民間がファイナンス、資金、イニシアチブ、率先的にやるとかアイデアを自ら出すとかそんな意味だと捉えております。この事業の場合ですと、公共施設等の建設、維持管理、運営等民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のことを公民連携といいます。

そこで、本年度4月、市長からもありましたけれども、企画政策課内に公民連携デスクなるものが設置されました。そこで、その設置目的と概要をまず教えていただきたいと思います。

2点目です。育英資金の給付について質問いたします。

簡単に言うと、経済的な理由がある家庭に支援しましょうという事業なんですけれども、今年度からちょっと給付の条件が変わったようですので、概要と目的、こちらをお伺いしたいと思います。

3点目、開放学校についてです。

この事業は、学校の体育館とかグラウンドとか、あと武道館とか、学校が利用していないときに地域にも活用してもらおうという制度です。

先日、複数の児童の保護者から、何で子どもからも利用料を取るのという質問を受けました。金額的には微々たるものなんですね、1時間100円とか。団体に借りますので本当微々たるものなんですけれども、子どもの活動にまで受益者負担を求めることが納得できないという趣旨のご意見でした。

私自身も、旭市は子育て支援にとっても積極的な自治体だと思っていますので、そういうふうに思われるのはちょっと心外だなと思って、そんな微々たるお金だったら取らなくてもいいのになと思ってしまいました。

そこで、まず開放学校、施設の利用条件についてお伺いいたします。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私からは、大きな1項目め、公民連携について、公民連携デスクの設置目的と概要について回答いたします。

人口減少やデジタル技術の進化など社会情勢が大きく変化する中、行政のみで複雑化・多様化する地域課題や市民のライフスタイルの変化に的確に対応していくことは困難になりつつあります。そのため、民間企業や大学など多様な主体との連携により、行政や地域が抱える課題の解決に取り組む公民連携は重要になってくるものと認識しております。

公民連携デスクは、地域の課題解決や地域活性化、市民サービスの向上などに資する民間からの提案・相談を一元的に受け付け、庁内の関係部署との調整を行うとともに、提案の具体化や実現に向けた伴走支援を行う窓口として設置したものととなります。

○議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 私のほうからは、2項目め、育英資金の給付について、給付の概要と目的ということで回答申し上げます。

本制度は、経済的理由により修学が困難な学生に対しまして返還義務のない育英資金を給付することで、将来、旭市の発展及び社会に貢献する有為な青年の育成を図ることを目的としております。

高校及び大学や専門学校等の学生を対象とし、一定以上の学力を有し、経済的理由で修学が困難な学生へ、高校生は県立高校の授業料の額である月額9,900円、大学生等は国立大学授業料の3分の1以内で規則で定める月額1万4,400円を支給するものでございます。

本制度を将来にわたり持続可能な制度として維持していくため、近年の国や県の支援の動向を踏まえまして、本年度より制度の見直しを行ったところでございます。

主な見直し点は2点ございます。

1点目は、国や県による高校授業料無償化が令和8年度からは収入要件なく実施されることから、本事業の高校生の募集を休止したこと。

2点目は、大学等の高等教育段階においても国による授業料等免除と給付型奨学金支援が拡充される中で、支援の重複等を避ける観点から支給対象の見直しを行ったところでございます。

今後も、経済的理由で就学支援を必要とする学生が、国・県または市のいずれかの公的支援の機会が得られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（宮内 保） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（林 甲明） 私からは、質問項目3項目め、開放学校について、まず利用条件ということについてお答えいたします。

現在、市内小・中学校の体育施設につきましては、法令等に基づき、市民のスポーツ及びレクリエーション活動に供するため、議員も冒頭おっしゃいましたとおり、教育活動に支障のない範囲において開放しているところでございます。

利用条件につきましては、旭市内に在住・在勤・在学で組織された10名以上の団体で教育委員会に登録し、かつ団体の会員がスポーツ安全保険に加入するものとしてございます。

施設自体の利用料金の設定はございませんが、照明設備を使用した際は電気料の実費相当額として照明電気料を納めていただいているところでございます。



以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） ありがとうございます。

では、公民連携のほうから再質問いたします。

公民連携デスク、相談を受け付ける窓口機能、あとは相談を調整したり提案の実現に向けて協力する伴走機能、あとは情報を共有化する共有化機能、この3点が主な公民連携デスクの機能だと認識いたしました。

では、旭市がこれまでどのような公民連携事業をしてきたかをお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 本市でこれまで行ってきた公民連携事業としては、生涯活躍のまち・みらいあさひやCCDプロジェクト、ロケツーリズムなどの取組がございます。

また、本市では民間企業や大学などとの間で9件の包括連携協定を締結しておりまして、健康増進や人材育成、SDGsの推進など、様々な分野での取組を行っております。

そのほか、高齢者見守りネットワーク事業協定や災害協定など、個別分野での公民連携の取組もございます。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 今までも様々な取組があったということです。公民連携事業には、担当課がまたがるような事業も多々あったと思います。それに横串を刺していくのが公民連携デスクの役割なのかなと個人的に認識いたしました。

そこで、これから行われる、予定されている公民連携事業を教えてください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 今年度を実施を予定しております新たな公民連携事業としましては、まず千葉工業大学との域学連携事業がございます。本事業は、令和6年3月に締結しました包括連携協定に基づきまして、同大学の学生・教員と共に地域課題の解決や地域活性化に取り組むもので、今年度は、市公式LINEの利用促進、道の駅の魅力向上、商店街のにぎわい創出、観光ポスターの作成、この四つの取組を実施いたします。

そのほか、損害保険会社との協働によるSDGsワークショップや、市内金融機関との若手職員合同研修会などの取組も予定しております。

また、現在推進している海業についても、今後、公民連携により取り組む予定となっております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 今後も様々な事業が予定されているということが分かりました。ソフト的な事業が多いのかなと感じております。

他市の事例で公民連携がうまくいった事例など、例えば公園にカフェとか物販を併設して利用を促進するとか、あとは公園の維持管理費を業者に持ってもらうとか、そんな事例も多々見受けられます。あとは、学校の廃校利用なんかも公民連携事業でやっているところもあると聞きます。そういうハード的なものもありますので、これからぜひ調査研究をしていただきたいなと思いました。

ちょっと話がそれてしまうかもしれないんですけども、学校の跡地利用ですね。こちらは地域の意見を聞いて進めていくという見解をいただいておりますけれども、市全体として、ここにはこういうものが欲しいとか、そういうビジョンがないと、地域の意見を聞いてだと適正配置とかがちょっと崩れていくのではないかなと、そういう点もありますので、公民連携も含めて、旭市にはこれが必要で、こういう配置が必要なんだと、そういう長期的なビジョンもぜひ持って公民連携に進んでいただけたらと思います。

次の質問になりますけれども、公民連携デスクは窓口として機能していくと思われそうですが、その先には予算や権限を伴った組織に向かっていくのかをお伺いしたいと思います。

今は窓口とかお手伝いとか、そういう部署というか、そういう機能があると思います。ほかの市ですと、公民連携推進室みたいな形で、独自で予算を持って、担当課に橋渡しをするだけではなく自らが事業を推進していくようなところもありますけれども、そういうところを目指してやっているのか、取りあえず今はデスクを設置しただけなのか、その辺のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 公民連携デスクは、民間からの提案受付や庁内調整、提案実現に向けた伴走支援を目的に設置したものですので、現在のところは他部署からの権限移管や大きな予算を持った組織とすることは想定はしてございません。

今後につきましては、公民連携事業の実施内容に応じて適宜検討してまいりたいと思いま

す。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 課長おっしゃるように、公民連携デスクは4月に発足したばかりですので、今は実績と経験を積み重ねていく段階であると認識しております。

公民連携事業は複数の担当課にまたがるケースが多く、事業を円滑に進めるためには、各部署を横断して調整を行う司令塔としての役割が重要になります。そのため、公民連携デスクには担当課任せにするのではなく、関係部署をつなぎながら事業全体をコーディネートし、しっかりと手綱を握っていくことが求められると考えています。先々ですね、今ではないです。

また、公民連携の取組を一過性のものとせず、継続的かつ戦略的に推進していくためには、将来的に公民連携デスクを、一定の予算と権限を持った公民連携室のような組織へ発展させていくことも必要ではないかと考えております。

では、次の質問です。公民連携ガイドの中に、事業の提案者が必ずしも実施主体にならない場合があるとの記載があります。提案して、それが事業化されることになっても、その後の入札やプロポーザルでほかの方が落札するというケースもあり得るのかなと思っております。特別の企画やアイデアを持っている企業が提案しづらくなるのではないかなと危惧しているんですけれども、その辺のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 議員ご指摘のとおり、民間が提案しやすい環境を整えることは、この事業を推進していく上で大変重要であるとは認識しております。

公民連携を健全に推進する上では、行政としての公平性を確保する必要があります。この点を適切に整理するために、公民連携のガイドライン、これを定めたものでございます。

例えばある公有財産を長期に占有して事業を実施したいとの提案があった場合、先に提案した方に絶対的な優先権を与えてしまいますと、よりよい提案や、より効率的に実施できる方法を排除してしまうこととなります。

ガイドラインでは、これを排他性という言葉で説明しておりますが、排他性の高い提案については、競争入札やプロポーザルなどを実施して事業実施者を選定することとしたものです。提案内容にもよりますが、排他性の高い公民連携事業の提案があった際は、あらかじめ

この点についてしっかりと説明してまいりたいと思います。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） そうですね、早い者勝ちになってしまっても仕方ないとは思いますが。しかし、そのアイデア自体に価値があるとか、あとはアイデアを提案するに当たり、事前調査とか、あとは市場調査とかそういう労力を払って提案する場合もあると思うんですね。そういうところにはやっぱり一定の配慮が必要だなと感じました。個々のケースに配慮していただき、運用をしていただきたいなと思いました。

では次に、こういう公民連携事業をやるに当たり規制緩和が必要になってくるケースもあると思います。例えば、公園とかを何か使うとなったら、いろんな条例に引っかかったりしますよね。そういう規制、あとはその土地の用途地域が指定されてたり、こういう土地ではこれができませんと。そういうのがあった場合に、もし旭市に一定の利益があれば条例を、規制を緩和していくお考えがあるか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 民間からの提案につきましては、原則として既存のルール、制度の中で対応できる範囲内での提案が望ましいと考えております。しかしながら、規制緩和によりまして市民サービスの向上や地域活性化などに高い効果が見込める場合には、事業実施効果と行政としての公平性を総合的に勘案しながら、適切に判断してまいりたいと思います。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） これから市は、少子高齢化とかもあって社会保障費が増加して義務的経費がどんどん増えてきます。ですので、こういう戦略的な支出というのは減っていくと思われるんですね。そこで、やっぱり民間にお金を出してもらわないと攻撃的な施策というのは打てないのかなと思っております。

一方で民間事業者もボランティアで事業を行っているわけではありませので、収益が見込める、企業イメージの向上につながる、将来的な事業展開が期待できるなど、何らかのメリットがなければ人や資金を投入することは難しいと考えております。

財政的な制約がある行政が民間の力を引き出すためには、補助金や支援金だけに頼るのではなく、規制の見直しや柔軟な運用も重要な手段の一つではないかと考えております。

例えば、これまで活用されていなかった土地や建物を利用しやすくする、公共施設を廉価

な価格で貸し出す。先ほど先走って言ってしまったんですけれども、用途地域の運用を柔軟に考える。あるいは既存のルールや慣例を見直すなど、行政だからこそできる後押しがあると思います。必要がある場合には柔軟に対応していただきたいと思います。

では次に、公民連携に精通した職員がいるかをお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 公民連携デスクを設置しております企画政策課には、生涯活躍のまち・みらいあさひやCCDプロジェクトなど、全国的にも高く評価されております公民連携事業に携わりました経験のある職員が現在も配置されております。

こうした経験のある職員を中心にしつつ、ほかの職員についても公民連携事業に直接携わりながら経験を積ませることで、公民連携意識を高く持った人材を育成してまいります。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） ありがとうございます。

行政側にも公民連携に詳しい人材が絶対必要だと思います。例えば民間から提案された事業が、これは採算が合わないのではないかと、そういうちゃんとした見立てができる人材、もしくはこれはチャンスがあるちゃんとした事業なのに、リスクを取り過ぎてその事業を採択しなかったとか、そういうちゃんと見極めができる人材が絶対に行政側にも必要となってくると思います。

ですので、慎重になり過ぎれば、本来であれば地域に大きなメリットをもたらす優れた提案であっても実現の機会を逃してしまった。一方で、楽観的な判断に偏れば、期待した成果が得られず、将来的に負の遺産となったり、費用対効果に見合わない事業を抱えたりする可能性があります。公民連携を成功させるためには、民間からの提案を正しく評価し、リスクと可能性の両面から判断できる職員の知識や経験が非常に重要であると考えます。

そこで、公民連携に関する職員の研修や視察の予定についてお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 市では、これまでも生涯活躍のまち・みらいあさひの取組を通して、公民連携に関するセミナー・研修会への職員の参加や先進地への視察などを重ねてきたところでありまして、昨年度も公民連携に関するセミナーを開催しております。

公民連携意識の醸成には、外の世界を見ることも大事なことでと考えております。今

後もセミナー・研修会への参加や先進地への視察に積極的に取り組み、職員の公民連携意識の醸成に努めてまいります。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 市長も参加されました3月の研修会ですね。そこで市長が、研修に行きたい人がいたら言ってくださいと、予算をつけますみたいなことを、平たく言うとおっしゃっていました。ですので、職員の皆さん、もし、公民連携だけではないですけども、自分をもっと学びたい、ほかの先進事例を見てみたい、そういう方がいたら、ぜひぜひ市長にご要望いただければと思います。旭市もそうですし、議会も、能力を持った職員がいっぱいいたほうが頼もしいですので、ぜひぜひお願いしたいと思います。

それで、近年は、自治体の計画やビジョンづくりをコンサルタントへ委託するケースも増えています。もちろん専門家の力を借りることは重要ですが、将来の旭市の姿を描くのは、やはり市長を中心とした行政職員の皆様であるべきだと思います。そのためにも、人への投資と人材育成は欠かせません。

私は、人への投資こそが未来の旭市を変える力になると信じています。議員も勉強はしますが、日々現場で実務に携わる職員の皆様の知識や経験には到底かないません。

一方で、皆様には失敗できないという重圧、もしくは責任があることも理解しております。そのため、前例踏襲とか、あとは近隣自治体の動向を見ながらとか、そういう回答が多くなっている、安全な選択になることも理解しております。

しかし、全国には十分な調査と検討を重ねながらも新しい挑戦を続けている自治体もごございます。旭市においても、そのようなチャレンジ精神を持った職員がさらに増えていくことを期待しています。

議会には行政をチェックする役割があります。必要な場面では、私たち議員がブレーキを踏みます。だからこそ、職員の皆様には、市長が掲げる目標の実現に向けて、何が必要かを自ら考え、提案し、公民連携なども活用しながら積極的に行動していただきたいと思います。

もしかしたら失敗することもあるかもしれませんが、そのときは米本市長が責任を取ります。もちろんその予算を承認した我々議会も責任を取ります。ですので、職員の皆様は旭市のために、ぜひぜひ自分の意見、自分の思いを乗せて業務に従事していただきたいなと思います。

（「そうだ」の声あり）

○9番（永井孝佳） ありがとうございます。

では最後に、市長から公民連携に対するお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 複雑化・多様化する地域課題を解決し、豊かな旭市を次世代につないでいくためには、民間の持つアイデアを活用した公民連携に取り組むことが、これからのまちづくりの大きな牽引力になるものと考えております。

公民連携を成功させるには、行政と民間が互いを対等なパートナーと認識し、それぞれの立場を尊重しながら、強い信頼関係をもって取り組むことが大切でございます。それには、まずは行政側の意識改革を進めることが必要で、公民連携デスクを担う企画政策課の職員はもちろん、公民連携意識を高く持った人材を全庁的に育成してまいります。

また、近隣では、公民連携アドバイザーを外部から招聘する自治体が増えております。本市でも、必要に応じて外部の専門人材を活用し、より質の高い公民連携事業を推進していきたいと考えております。

さらに、職員だけでなく、地域にも公民連携意識を広めていきたいと考えます。3月に実施したセミナーのように、地域の皆様にも参加いただける公民連携セミナーを今後も開催し、市民の皆様と共に公民連携の意義を共有してまいりたいと思っております。

こうした取組により、チーム旭のまちづくりをさらに進め、市民のウェルビーイングの向上を目指してまいります。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 前向きなご回答ありがとうございます。

必要に応じて公民連携アドバイザーの招聘についても言及をいただきました。ありがとうございます。市長のこと大好きですけれども、もっと大好きになりました。

3月の研修、先ほどからおっしゃっています、いや、おっしゃっていないですね、私が言っています研修会で講師の方が、やるかやらないか迷ったら、市民が笑顔になるほうを選んでくださいという言葉いただきました。これそのとおりだなと思いますので、我々も行政側も共有したい言葉だなと思いました。

お後がよろしいようで、次の質問に移ります。育英資金の給付についてです。

目的の一部に、将来、旭市の発展という文言もあったので、旭市をよくしていきたいというのがこの育英資金の目的の一つになっているのかなと感じました。

あとは、高校生が授業料無償化になった流れとか、あとは国や大学から補助金が出たり、

授業料がちょっと減額になったりとか、そういうかぶらないように制度が変わったというふうに捉えました。

では、給付の財源をお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 給付の財源でございます。本給付金は、市民の皆様や企業・団体等からお寄せいただいた志ある貴重な寄附金、及び基金の運用利子などを積み立てた旭市育英基金を原資として運営を行っております。

実際の給付に当たりましては、一度一般会計から支出した上で、その支出に要した金額の全額を基金から一般会計へ繰り入れる経理処理を行っております。したがって、本事業における一般財源の部分については実質的な負担はないというところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 結構大きな額ですので、私は一般会計、一般財源の中から入っているのかなと思ったんですけども、寄附で賄われているということで理解いたしました。

では、受給者の推移を過去3年分、お伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 直近3か年の受給者数の推移ということで回答申し上げます。

まず、直近3か年の過去で令和5年度からでございます。

令和5年度が、高校生が33名、大学生等が65名で計98名、うち新規認定者が38名でございます。令和6年度が、高校生が51名、大学生等で81名で計132名、うち新規認定者が62名でございました。令和7年度が、高校生が69名、大学生等が94名で計163名、うち新規認定者が81名と、年々、増加傾向で推移してまいりました。

対象者の見直しを行いました令和8年度でございますが、今のところ、新規応募者はございませんでした。支援が必要な学生へ国の支援が届いているものと捉えております。その結果、今年度は前年度までに認定した高校生43名、大学生等70名、計113名への給付となる見込みでございます。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 令和7年度までの3年間はずっと右肩上がりが増えていたんですけど



も、今年は対象者がいないということで減るということですね。ちょっと対象者がいないということは厳し過ぎるのかなとも思ったりもするんですけども、何らかの補助金が当たっているから今回は出す人がいないということです。

そこで、本来は自分はどんどん増えていって、これから財源大丈夫というスタンスで質問しようと思ったので本来の趣旨とずれてしまいますけれども、去年までのペースみたいな感じでいくと財源はどのぐらいもつかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 育英基金のほうの今後の見通しというところでございます。

令和7年度末の基金残高は8,567万8,577円で行っていました。受給者が年々増加する中で、制度の見直しを行わずに継続していった場合に、令和11年度には育英基金だけでは給付原資を賄えなくなると、そういった可能性もございました。

今後、申請者数というのがどのように推移していくかというところはまだ予測が難しいところではございますが、このたびの見直しによりまして、真に必要な学生へ財源を集中させることが可能となり、財政面の安定性が向上したものと考えております。

今後も、寄附の募集と基金の適切な運用管理を進め、本事業が持続可能な制度となるよう努めてまいります。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 持続可能な制度にするためにちょっと基準を変えたということ、あとは市の資金よりももっと割のいい補助金なり資金みたいのを頂いていたり借りれたりしているということで承知いたしました。

では、ちょっと別の視点なんですけれども、数年前の話なんですけれども、私の知り合いでこの給付金をもらっている人がいまして、でもとても経済的に困窮世帯とは思えない家庭が対象になっていたんですね、ランクルに乗っていたりするんで。これ育英資金対象になるんだという疑問が単純にありまして、いろんな要因があるので一概には言えないと思うんですけども、今までに、過去に受給した中で世帯所得が一番高い人の金額を伺いたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 今までで一番高かった人というところでございます。過去5年

間に認定した方の中で世帯所得が一番高かった人というところで回答を申し上げます。

まず、金額でございますが、世帯の総所得で約749万円、ここには両親のほかに生計同一者の所得額も含んでおります。

収入基準でございますが、世帯総所得から扶養する就学者の人数、ひとり親世帯ですとか障害者世帯などそういったものを考慮した特別控除額というものがございまして、そちらを引いた金額が一定の基準額以下であれば認定枠となります。

先ほどの世帯のほうは、育英生のほかに扶養される学生のほうが、兄弟が複数いるということで控除額が大きくなったため認定となったものでございます。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） いろんな事情もありますし、いろんな基準もありますので一概には言えないのは分かりました。しかし、700万円以上となると、私がイメージしている困窮世帯とはちょっと違うかなとは思いました。別にこれが悪いとかそういうわけではなく、その基準でやるとこういう方ももらえるんだなというのが若干あります。

では、受給者の卒業後の進路をお伺いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） こちらのほうも直近3年の受給者の卒業後の進路ということで回答をさせていただきます。

まず、高校生でございますが、令和5年度は12名おりまして、就職者が2名、就職先はいずれも県内でございます。令和6年度は23名中就職者は2名で、就職先は県内が1名、県外で1名、令和7年度は26名中就職者は2名で、就職先はいずれも県内でありました。3年間では市内の就職者はございませんでした。そのほかの方々に対しましては、大学、専門学校等へ進学しております。

続きまして、大学生等でございますが、令和5年度は14名中市内の就職者が3名、県内が1名、都内が5名、その他県外で3名、そのほか進学は大学院で1名おりました。令和6年度は25名中市内の就職者が3名、県内が6名、都内が6名、その他県外で2名、進学は大学院等で3名いらっしゃいました。令和7年度でございますが、20名中市内の就職者が2名、県内が6名、都内が3名、その他県外が3名で、進学は大学院等で3名ということで回答をいただいております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 育英資金の給付制度、目的はやっぱり困窮世帯に学業ができるように支援をするという、この一つは達成できていると思います。ほかの補助金もあわせてそういう補助の対象にならない人が出ないようになっている。

しかしその反面、もう一つの目的であります将来、市の発展及び社会に貢献する青年の育成を図ること、これはぜひぜひ旭市に戻ってきてもらいたいなという考えもございます。全部ではないにしろ、もう少し戻ってきてくれたらうれしいなと思いました。

そこで、もちろん大学卒業後に1回、都心のほうで就職して戻ってくるというケースもありますし、給付金をえさに戻ってこいというのもやばですからちょっと言えないですけども。

ほかの自治体の例なんですけれども、給付金ではなくて返済補助をやっている自治体があると聞いております。育英資金だけではとても大学に通えませんから、ほかの奨学金を借りたりする方が多いと思います。4年間で300万円ぐらい借りる方がいらっしゃるそうです。15年ぐらいかけて返済すると聞いております。

その返済を、例えば旭市に帰ってきたら、年間10万円ずつ返済を補助しますよみたいな、制度があると、旭市にも目的が達成されるし、奨学金をこつこつ返していかなくてはいけない補助にもなる。これ両方ウィン・ウィンなのかなと思いました。

ですので、今の育英資金ももちろんいいんですけれども、そういう制度を取っている自治体もあるので、その辺のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 議員のおっしゃいました奨学金の返済の支援というところでございます。

卒業後の市内定住や地元就職を促す人口減少対策というところで、実施する自治体があることを認識しております。旭市においても、若者定住は重要な課題であると思っております。

旭市といたしましては、まずは現在行っております現行の給付事業の趣旨に基づきまして、学びの機会を均等に保障することを最優先に進め、返済支援制度につきましては、ほかの自治体の状況、そういったものを調査研究してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 承知しました。課長がおっしゃるように、学業支援と返済支援というのは別物ですので、別々に調査研究していただければありがたいと思います。

それから、育英資金とか返済補助とか、それだけで学生がこちらに戻ってくるとももちろん思っていません。こちらにやっぱ、ちょっと課は変わってしまいますけれども、魅力的な就職先、商工観光課長、そちらのほうもぜひぜひご検討いただきたいなど。大学卒業した方が勤められる就職先が旭市には少ないなと感じております。難しいと思いますけれども、ぜひぜひ知恵を出して、何かいい案があればいいなと思います。

あとは、こちらで起業できる施策なんかも今やっておられますけれども、それもいろいろ周知していただき、大学生、もしくは若い旭市出身の若者がこちらに戻ってきってくれるような施策もぜひぜひ継続して行っていただきたいと思います。

もっと話がそれるんですけども、先ほど言いましたけれども、奨学金を借りる学生、今50%ぐらいということです。平均300万円ぐらい借りるそうです。それで15年から20年ぐらいかけて返すと。その後、40歳ぐらいまで返済が続くんですね。それでカップルでもし借りたとしたら、300万円ずつの借金を借りて20代、30代を過ごすわけですね。そうすると、やっぱり婚期も遅れる、それが少子化につながる。そういう複合的な要因もございますので、全庁を挙げて、少子高齢化もそうですし、ウェルビーイングですね、市長が掲げる。それもありますので、ご尽力いただくことをお願いしまして、この質問を終わりにいたします。

では、3件め、開放学校、学校開放。どっちでしたっけ、開放学校ですかね、これ正式には開放学校というらしいですけども、何か自分的には学校開放のほうがしっくりくるんですよ。何かカレーライスとライスカレーみたいな、すみません、話がそれました。

ちょっと事前に言ってなかったんですけども、先ほど、電気が必要となれば100円とおっしゃっていたんですけども、日中、電気を使っていなかったら払わないという認識でよかったでしょうか。これをまずすみません、聞きたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（林 甲明） お答えいたします。

算出方法なんですけれども、利用者から提出される照明設備使用報告というものがございます。そちらを基に使用時間を算出し、3か月ごとに発行する納付書により納めていただいている状況です。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） すみません。ちょっと事前に言ってなかったんですけども、日中は利用料を払わなくていいという感じですかね、そこをちょっと端的に。日中に利用した場合は、電気代はかからないのかどうか。もし分かれば、すみません、事前に言ってなかったんで申し訳ないですけども、いいですか。

○議長（宮内 保） 分かりますか。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（林 甲明） 失礼しました。使わなかった場合には照明電気料は発生しません。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） ありがとうございます。失礼しました。ということは、1名当たり1時間100円が電気代として納入されるということですが、これはいつぐらいから始まったのか、料金を納めるようになったのはいつからかを聞きたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（林 甲明） 照明電気料につきましては、受益者負担の原則という観点から、利用する方と利用されない方の公平性を保つため、令和3年4月から納めていただいている状況です。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） では、その納付方法をちょっとお伺いしたいと思います。先ほどちょっと言ってくださったんですけども、どんな感じで納めるかとか、あとはこちらから納付書を出すのかとか、振込方法とか、その辺をちょっと教えてください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（林 甲明） お答えします。

ちょっと重複する部分がありますが、算出及び納入方法ですけども、使わなかった場合はもちろんかからないんですけども、使った場合は、利用者から提出される照明設備使用報告、そちらを基に使用時間を算出して、事務局——スポーツ振興課——のほうで3か月ごとに集計しまして、発行する納付書で金融機関等で納めていただいている状況です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 分かりました。ありがとうございます。

では、開放学校の電気代収入の総額は幾らぐらいになるかをお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（林 甲明） 総額についてお答えします。

令和7年度はまだ決算前ですので、令和6年度の数字で申し上げます。

令和6年度の決算額は149万7,700円です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） こちらの料金は、一般も子どもも同じ料金か、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（林 甲明） 照明電気料ですけれども、年齢だとか団体の種別、そういったものにかかわらず一律の料金になります。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 社会体育施設だと1時間1,500円とか取られるので、一般はもっと高くてもいいのかなと私は思ってしまったりするんですけども、あとは、先ほど言ったように、子どもはやっぱり守られるべき存在というか、受益者負担の考えからはちょっと外してもいいのかななんて思ったりもします。

もし分かればですけれども、近隣市の状況もお伺いできればと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（林 甲明） 近隣の状況ということで、銚子市と匝瑳市の状況についてお答えいたします。

銚子市については1時間500円、匝瑳市は料金設定をしていないと、こちら照明電気料ですね。なお、銚子市は市内在住・在学の小・中学生が半数以上を占める団体が施設を使用する場合は免除としている状況です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） そうしますと、子どもがチームで使う場合は、銚子市も匝瑳市も無料と

ということです、そういう点で保護者の方は、銚子市も匝瑳市も無料なのに旭市だけ取るんだという感じで、ちょっと残念な気持ちになってしまったのかなと思います。

確かに受益者負担という考えはあると思うんですが、子どもに限ってはなくしてもいいんじゃないかなと私は思っています。いろいろ行政の考え方もあると思いますので、これは私の考えをちょっと述べさせていただきます。

そこで、もし財源が必要であれば、大人から多く取って、子どもは無料にするという考えもあると思います。先ほども言いましたけれども、飯岡体育館とか総合体育館とか、1時間1名1,500円ぐらい取られますので、大人に限って電気代1時間300円、今の3倍取っても全然安いんですよ。逆に言えば、その300円ぐらい子どもたちも払えよと言えばそれまでなんですけれども、それで、旭市の子育てに対するネガティブな評価があるぐらいだったら、ないほうがいいなと私は思ってしまうたりします。

というので、大人を上げて、子どもは無料という意見に対して、ご見解を求めます。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（林 甲明） お答えします。

照明電気料につきましては、地方自治法に規定されます受益者負担の考えということで、利用される方と利用されない方の公平性の維持、それからまた行政改革アクションプランにも掲載してございますが、自立のための財政戦略という観点から、健全な財政運営を行っていくため一律に納めていただいている状況ですので、引き続き、ご負担をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） ありがとうございます。私が今日言ったこと、いろいろとんちんかんなことも言ったかもしれませんが、私が言ったこと、何か一つでも使えるなと思ったらうまく利用していただき、行政を一步でも二歩でも進めていただきたいなと思います。

以上で、一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員の一般質問を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時 5分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 金 澤 雅 哉

○議長（宮内 保） 続いて、金澤雅哉議員、ご登壇願います。

（1番 金澤雅哉 登壇）

○1番（金澤雅哉） こんにちは。議席番号1番、金澤雅哉です。3月議会に続き2回目の一般質問ということで、まだまだ不慣れではございますが、よろしくお願いいたします。

令和8年第2回定例会におきまして、一般質問の機会をいただきましたので、今回は実際に市民の方々の声を基に質問させていただきます。私は、前回の市議会議員の選挙では最下位での当選という結果でしたが、だからこそ誰よりも現場の声に耳を傾け、市民の皆様の負託に応えていかねばならないと考えております。そして、初心を忘れず学び続けることが大切だと思っております。私は現在、行政法解釈研究会という会で行政経験豊富な先生のご指導の下、近隣の市議会議員の仲間と共に週に1度勉強会を行っております。その学びを市民サービス向上に生かすべく、本日の一般質問に臨ませていただきます。

今回は2項目6点、質問いたします。

大きな1番、海上公民館の経緯と現状、今後の運営・管理の方針についてです。

海上公民館は1980年、昭和55年に社会教育法の規定に基づき設置され、合併前は開館時間が県下最長で稼働率の高い社会教育施設として、数多くの講座やイベントが開催される人気のあるシンボリック施設だったとお聞きしました。社会教育施設として地域住民にどのような効果があったのか、お伺いいたします。

二つ目です。本市は、当然ながら2005年、平成17年の合併前との利用状況を比較分析しながら、以後の運営方法の工夫や施設設備の保全管理を行ってきていると思いますが、今後、海上公民館をどのように運営していく方針なのか、お伺いします。

3点目です。これからの公民館の利便性の向上にはオンライン予約、フリーWi-Fiの完備、バリアフリー化など、多様なニーズに応じた柔軟な施設運営が必要です。しかしながら、海上公民館のフリーWi-Fiは利用制限があり、2時間のサークル活動に支障を来し、



不便を感じているとの声があり、使用料の納入もしているサークルですので、早急に改善する必要があると考えますが、本市の考えを伺います。

大きな2番、市道の維持・修繕についてです。

市道A-1006号線の鎌数8915番地地先は車両の通行量が多く、舗装の損傷が激しく陥没している箇所があり、雨天の走行時に乗用車のバンパーが破損したケースもあり、谷町場区長から補修要望が出されています。現時点では、事故には至っていないものの、リスクマネジメントの観点から早急に修繕すべき事案だと思いますが、考えを伺います。

二つ目です。道路法第42条の規定は、道路管理者に対し道路の維持・修繕の義務が定められています。維持は清掃、除草、除雪、その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずることとされ、修繕は道路の損傷した構造を当初の状態に回復させる行為とされています。この必要な措置として、本市は道路維持費として約4億1,900万円の当初予算が計上されていますので、本件はまさに該当する修繕事案と思いますが、考えを伺います。

最後になります。過去には常温合材による補修がなされた経緯があるようですが、すぐに壊れて効果もなかったようです。日々この道路を利用する方々からは、長期間修繕がなされないため、工事費を負担しても修繕をしてほしいとのことで市の建設課に相談したところ、道路法第24条の道路工事施工承認申請書を提出するよう指導を受けました。しかしながら、道路法24条は主に開発行為に伴う申請であって、市道の通常の維持補修に係る費用は、国の地方交付税制度を通じて財政措置されているはずですので、道路法第42条の規定により市が修繕をすべき事案です。

なお、この道路の隣接地の所有者は、この道路の修繕工事に伴う接地部分について、市の修繕工事の施工と同時に適切な道路保護工事等を行ってくれるとのことでした。このような経緯、状況から、本市は道路法第42条第3項の規定により、損傷が軽微なうちに修繕などの対策を講じる予防保全型の維持・修繕を実施することが、安全かつ円滑な交通確保及び効率的な道路管理を実現するために重要であると考えますが対応について伺います。

以上、2項目6点についてお伺いします。再質問は質問席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員の一般質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） それでは、生涯学習課から、海上公民館について3点ご質問がございました。

まず、1点目の海上公民館は地域住民にどのような効果があったのかというご質問についてご答弁いたします。

公民館は、市民ニーズに対応した各種講座、イベントの開催、様々な自主サークル活動の拠点として、これまで大変多くの方にご利用いただいてまいりました。地域住民の学習の場として、教養の向上や健康の増進、また生活文化の振興などに寄与してきたと考えております。

続いて2点目、今後どのように運営していく方針なのかというご質問でございました。

ご回答いたします。公民館では、様々な市民ニーズに対応した各種講座、イベントを開催し、一人でも多くの市民の皆様にご利用いただける機会を提供していくとともに、良好な状態でご利用いただけるよう、施設の維持管理にも注力してまいります。人と人がつながり、自発的な活動が生まれる地域の学びと交流の場として提供してまいりたいと考えております。

続いて、3点目でございます。海上公民館のフリーWi-Fi、利用制限があるので、これが改善できないかということでございます。

ご回答いたします。公民館では、ロビー周辺でWi-Fi通信ができるようにフリーWi-Fiが整備されております。1回30分、1日3回までの利用ができるようになっております。海上公民館をはじめ、公民館施設等の社会教育施設では、個人での利用やサークル活動等においてフリーWi-Fi以上の通信環境が必要となる場合には、それぞれ準備や対応をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 建設課長。

○建設課長（林 一美） 建設課からは、2の市道の維持・修繕についてご回答いたします。

まず最初の質問です。市道A-1006号線の修繕についてのご質問ですが、まず最初に、この場所について簡単にご説明させていただきます。

この路線は、東総広域農道の新川に架かる橋——谷丁場橋というんですけれども——そこから西へ向かって、旭市から匝瑳市側に向かって最初に南へ曲がった先の南北の道路でありまして、延長が約580メートル、幅員が4メートルの旭市市道となり、市道の種別としては、その他市道となります。

では、ご回答いたします。当該路線は老朽化が進み、舗装の傷みが生じている箇所、具体的には舗装に穴が空いているという箇所でございます。そこにつきましては、以前から複数の利用者や地元区長などから修繕の依頼をいただいております。緊急で対応すべき事案と

判断し、職員により常温合材による修繕で対応してまいりました。しかしながら、繰り返し穴ができる状況が続いていることから、専門業者に委託いたしまして対応するというものを検討していた場所でございます。

続きまして、2点目の質問でございます。

本件は道路維持費として約4億1,900万円の当初予算が計上されております。これに該当する事案ではないかというご質問でした。

ご回答いたします。本年度の道路維持費の予算額は全体で4億1,924万1,000円でございます。この予算の中には旭市舗装修繕計画に基づきました舗装修繕の費用や交通安全施設維持補修事業、急傾斜地崩壊対策事業に充てる予算のほかに、常温合材などの道路修繕に必要な資材の購入費や作業車両の燃料費等が含まれております。

当該市道の舗装の損傷を含む緊急的な修繕の対応には道路維持委託料2,850万1,000円を計上しておりますので、本件につきましては、この予算の中で対応をすべき事案であると考えております。

3点目の質問でございます。

道路の維持・修繕に予防保全が重要ではないかといったところでのご質問でした。

回答いたします。本市におきましても、老朽化が進む道路資産を次世代へ円滑に引き継ぐため、限られた予算の中でいかに効率的かつ計画的な維持管理を行っていくかが極めて重要な課題であると認識しております。

本市では、平成28年度に旭市舗装修繕計画を策定しまして、予防保全型の維持管理を進めております。この計画の維持管理の方針につきましては、路線の重要度に応じて使い分けております。市が管理する約798キロメートルに及ぶ舗装道路のうち、市民生活や経済活動において重要な1級及び2級の市道、こちらが約235キロメートルございますけれども、そちらにつきましては、損傷が深刻化する前に計画的な修繕を行う予防保全型の維持管理を実施するものとしております。

予防保全型を導入している路線は、定期的な点検による早期の小規模修繕を重ねることで道路の寿命を延ばし、長期的な修繕コストの縮減と安全で快適な通行環境の確保に努めております。

一方でその他の市道、こちら約563キロメートルになるんですけれども、こちら延長が長いことから、損傷の状況に応じた事後保全型による対応を基本としております。日頃の巡回点検に加え、市民の皆様からの通報やご要望に基づき、現場の緊急度や損傷の程度を精査し

た上で、修繕の方法や優先順位を判断しているところでございます。

本市では舗装の修繕に当たり、損傷の規模が小さい場合には、建設課の職員が常温合材を使用し作業に当たっております。常温合材では損傷を止めることができないような規模・状態の場合には、専門業者へ加熱の合材を使用した修繕工事を依頼しております。

今後も、予防保全の取組を着実に推進するとともに、その他の道路につきましても、限られた財源の範囲内で適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） それでは、海上公民館のほうから再質問させていただきます。

答弁ありましたとおり、海上公民館は公民館友の会によるアジサイの植樹活動や、写真同好会をはじめとした様々なサークル活動が盛んに行われ、多くの市民が交流する地域の拠点としての役割を果たしてきました。また、その取組や運営が高く評価され文部大臣表彰を受けるなど、歴史のある施設でもあります。ですので、その歴史と価値を引き継ぎながら、時代の変化に対応した魅力ある公民館であり続けてほしいと思います。

再質問のほうは、（２）番からさせていただきます。

ご答弁ありましたとおり、ニーズに対応した各種講座やイベントの開催、施設の維持管理のほうも努めていくとのご答弁でございました。

では、最初に合併前と比べて現在の利用状況についてお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） それでは、合併前と比べて現在の利用状況ということでご質問いただきました。

ご回答いたします。まず、合併前の利用状況についてなんですが、すみません、ちょっと資料が見つかりませんで、直近ですと平成21年の利用実績となります。よろしく願いいたします。

合併前の利用状況ということでしたが、合併後の平成21年度と令和7年度の利用状況で申し上げます。平成21年度の利用回数が全体で3,060回、利用者数が6万51人、令和7年度の利用回数は2,184回、利用者数が2万8,173名となっております。

以上です。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） 利用状況のほうは理解できました。半数以下ぐらいの感じで分かりました。現在、利用されている方々から、以前より活気がなくなつたと、若い世代の利用が少ないのではないかと声があります。私たち世代からですと、雰囲気暗いと、あまり行きたいと思える場所ではないという声が聞こえてきました。

そこで、公民館の機能向上のためどのような投資が行われてきたのか。また、どのような施設改善がなされたのかをお伺いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） それでは、海上公民館の施設について、主立ったものとして500万円以上の金額を要した改修工事について申し上げたいと思います。

まず、平成29年6月にホール等の特定天井の改修工事をさせていただきました。こちら天井ですとか内壁の張り替え等、そういったものの工事となります。平成30年11月に空調機の更新をしております。こちら1階の図書室、あと2階の第2研修室のエアコン等になります。続いて、令和5年8月、屋上の防水改修工事をさせていただきました。防水シートの張り替え等になります。令和8年1月です。こちらまた空調設備の改修工事といたしました。こちらホールのエアコン、あと1階のロビー、2階廊下のエアコン新設等になります。その他として、軽微な補修等は随時行わせていただいております。

以上となります。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） ご答弁いただいた修繕工事のほうですね、こちら利用者の安全確保や施設の長寿命化という観点からも、非常に重要なものであると考えます。人口減少や少子高齢化が進む今だからこそ、公民館が単なる貸館施設ではなく人づくり、地域づくりの拠点としての役割が求められるのではないのでしょうか。施設の維持管理というハード面の整備はもちろんのこと、講座の充実やサークル活動への支援、若い世代が参加しやすい新たな取組など、ソフト面にも力を入れていただきたいと思います。

こちら（2）番は以上です。

3番に移ります。フリーWi-Fiについてです。本市は1回30分、1日3回までの利用となっていますが、近隣自治体のフリーWi-Fiの利用制限はどのようになっていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） それでは、近隣市町のフリーW i - F i の状況についてお答えいたします。

近隣市町のフリーW i - F i の設置状況ですが、銚子市では1回1時間、1日3回まで使用でき、使用可能範囲は市民センターとなりますが、こちらのほうは市民センター全体で使えるようになっております。

匝瑳市につきましては1回1時間、1日の利用制限はなく、使用可能な範囲はロビー周辺となっております。

また、東庄町ですが、こちらは一度接続しますと使用制限はございませんで、ただ使用可能範囲につきましては、ロビー周辺というような状況となっております。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） 使用制限の場所の範囲で変わってくると思いますが、近隣自治体に比べても本市の1時間半、1回30分、合計1時間半の制限というのは、少し厳しいのではないかと思います。この1時間半の制限の根拠についてお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） それでは、制限の根拠について申し上げます。

フリーW i - F i につきましては、利用者の利便性、満足度の向上を図ることを目的とし、平成29年3月に整備したものでございます。一度に接続できる数に機械的に上限がありますので、使用については1回当たり30分、1日3回までとした設定といたしました。

以上です。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） 全国的に見ても、接続時間に関しては制限が設けられている自治体もあるのですが、接続回数のほうですね。接続回数のほうは無制限としているところが多く、近隣自治体と比べましても制限が厳しいと思いますが、緩和できないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） ご回答いたします。

接続回数や接続時間につきましては、おっしゃるとおり市民のニーズに沿うよう改善していきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） 市民のニーズに沿うよう改善していくとの前向きなご答弁ありがとうございます。近隣自治体と比較しても本市の利用制限は厳しい状況にあり、長時間利用する講座や会議においては、利用者の不便につながっていることも事実であります。利用者が制限を気にしながら活動するのではなく、安心して学び交流できる環境を整えることが、公民館の利用促進や活性化にもつながるものと考えます。今回のご答弁を一步前進と受け止め、市民サービス向上の観点から接続回数や利用時間の見直しが早期に実現されることを期待し、この質問を終わります。

続いて大きな2番、市道の維持・修繕のほうに移らせていただきます。

先ほどのご答弁では、本市としても、当該路線の損傷状況を認識しており、緊急対応すべき箇所として常温合材による補修を行ってきた経緯があるとのことでした。常温合材での補修を行ってきたものの、損傷が繰り返されるため業者委託による対応も検討していたとのことでありました。本市としても危険性を認識し、それに対応する予算も計上されており、本件もその予算の中で対応すべき事案との認識が示されました。

私は、市民の皆様が安心して利用できる道路環境を確保するためには、損傷が深刻化してから対応する事後保全だけでなく、事故を未然に防ぐ予防保全の視点が必要であると考えております。

1、2番のほうは再質問ございません。（3）番のほうで、1級及び2級市道だけでなく、その他市道であっても予防保全を行うことが必要であると考えますが、対応できるかお伺いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（林 一美） それでは、ご回答いたします。

その他の市道におきましても予防保全の考え方を取り入れることは理想的でありまして、その重要性については認識しているところでございます。

しかしながら、本市が管理する舗装道路約798キロメートルの全てを一律に予防保全型の維持管理へと転換することは、現状の財源及び体制から現実的ではございません。限られた

予算と人員を最大限に活用するためには、路線の重要度に応じた選択と集中が不可欠であると考えております。そのため市民生活や経済活動への影響が大きい1級及び2級市道において、計画的な修繕を推進しております。

もちろんその他市道をそのまま放置してよいというふうには考えているわけではございません。これらの市道につきましては現状は事後保全的な対応が中心となりますが、市民の皆様からの情報提供や日常的な巡回点検を通じ、危険箇所の早期発見と迅速な修繕に努め、安全性の確保を図ってまいります。

今後も、重要路線の予防保全を確実に実行していくとともに、その他の市道についても道路環境の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） 全ての市道を予防保全型の維持管理へ転換することは、現実的ではないとのことでありました。その点については一定の理解をいたします。

しかしながら、今回の路線については、以前から地域住民や区長のほうから補修要望が出されており、市も危険箇所であることを認識している中で応急的な補修を繰り返してきた経緯があります。

そこで、もしこのような道路状況で事故が起きた場合の責任の所在について伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（林 一美） ご質問の事故が起きた場合の責任の所在ということでご回答いたします。

市道上での事故については、道路の穴や路肩の崩れなどの道路管理瑕疵があった場合は、道路管理者が責任を負うことになります。

一方で、事故の全責任が道路管理者に帰されるとは限りません。道路利用者にも前方注視義務や、車両であれば安全速度の維持といった基本的な安全運転義務が課されるため、一定の過失が認められるのが通例でございます。

そのため市道上での事故における責任は、事故の種類や原因に応じて判断されることとなります。市といたしましては、予防保全・事後保全の方針にかかわらず、定期的な道路パトロールなどにより道路状況を把握し、危険箇所の早期発見と対応を通じてリスク軽減に努め



ているところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） 道路上で事故が発生した場合に道路管理瑕疵が認められれば、市が責任を負う可能性があるとの見解でした。

私は、事故を未然に防ぐことこそが道路管理者である行政の最も重要な責務であると考えます。市民の皆様は、安全に通行できる道路環境を求めています。予防保全が困難であるならば、なおさら損傷が深刻化する前に迅速かつ確実な事後保全を実施することが急務なのではないでしょうか。

幸いにも現時点では重大事故には至っておりませんが、事故が起きてからでは遅く、失われた安全や信頼は簡単には取り戻せません。市民の安心・安全を守るという道路管理者としての責任を果たすためにも、当該箇所について早急かつ抜本的な修繕対応を強く求め、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員の一般質問を終わります。

金澤雅哉議員は自席へお戻りください。

#### ◇ 飯 嶋 正 利

○議長（宮内 保） 続いて、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（15番 飯嶋正利 登壇）

○15番（飯嶋正利） 議席番号15番、飯嶋正利でございます。令和8年第2回定例会におきまして議長より許可をいただきましたので、一般質問に入ります。

私、約2年半ぶりの一般質問なので、非常に緊張しております。議員の皆様のお顔、本当にやり終えた方もいるし、まだ不安もある方もいらっしゃると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

旭市におきまして先月、ナイフを使った女子高生を脅したという凶悪な犯罪が発生しております。旭市も当局と連携を取りまして、ビデオの設置ですとか、その辺のところも重々設置を推進していただきまして、市民が安心・安全で暮らせるようなまちづくりを行っていただきたいなと思います。議会のほうも協力いたします。

私は今回、市民が安心して暮らせる、安心して仕事ができるということを念頭に、3点ほど一般質問をしたいと思います。

1 点目、安定した農業への支援についてということで、中東情勢が不安定な状況にある中、原油価格をはじめとして物価高騰による様々な影響が出てきております。この現状に対し、生産者の経営安定を図るため、どのように国と県との連携をしていくのか、見解をお示しいただきたいと思います。

2 点目、津波避難道路の整備について。

5 月に本県周辺の東方沖を想定いたしました地震被害の調査結果が発表され、津波での被害が最大 4 万 2,000 人、関連死も含めると 5 万 7,000 人と発表されております。津波による被害を受けた当市において、津波対策の整備は急務であります。富浦地区の津波避難道路の整備についてお伺いしたいと思います。

大きな 3 点目、都市計画の変更について。

都市計画の変更後、人口減少が進む中で都市計画施設の新設や維持管理をいかに継続可能なものにするか。あわせて都市計画税の課税区域をどのように設定する予定をしているのか、長期的な経営戦略についてお伺いしたいと思います。

以上、3 点よろしく願いいたします。私も一般質問、なるべく短く、再質問もなるべく少なくしたいと思います。どうぞ前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 飯嶋正利議員の一般質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 農水産課からは、大きな 1 番の安定した農業経営の支援について、物価が、あらゆるものが高騰している中で国や県とどう連携して支援をしていくのかという見解というご質問でした。

まず、現在の物価高騰や資材不足に対する支援策について回答いたします。

現在、国や県が行う燃料や肥料の高騰に対する支援策については、まず一つ目が原油価格高騰の影響を受ける施設園芸農業者を対象に、燃料購入費の一部を補填する積立方式のセーフティネットとして、国の施設園芸等燃料価格高騰対策事業、二つ目が肥料価格高騰の影響を受けている農業者の支援として、県の肥料価格高騰緊急支援事業などがあります。

また、省エネに関する施設や設備等の取得に対する支援策については、一つ目が燃料消費を抑えるための設備投資への支援として国の農産産地支援事業、二つ目が計画的に農業経営の基盤強化を図る取組の支援として国の農業経営基盤強化準備金などがございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 建設課長。

○建設課長（林 一美） 建設課からは、2番の津波避難道路の整備について、富浦地区の津波避難道路の整備予定についてご回答いたします。

この津波避難道路、市の計画の中では中谷里仁玉線という仮称を用いておりますので、その呼称で回答させていただきます。

津波避難道路中谷里仁玉線につきましては、旭市復興まちづくり計画の中で優先的に整備すべき路線として位置づけられており、津波からの避難路確保の観点から重要な路線であると認識しております。

本市における津波避難道路につきましては、現在、既に着手している2路線を優先して進めているところであり、中谷里仁玉線につきましては、その後に整備を予定している路線としております。

一方で、津波避難道路の整備には多額の事業費を要するほか、用地取得や国・県の補助制度との調整など、様々な条件整理が必要となります。このため現時点において中谷里仁玉線の具体的な着手時期をお示しできる状況にはございません。

しかしながら、本路線の必要性や重要性について認識していることに変わりはなく、今後とも先行路線の進捗状況や財源の確保などを踏まえながら、着工に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、都市計画の変更後の都市計画施設の維持管理及び長期的な経営戦略についてご回答いたします。

まず、都市計画の見直しの進捗状況からご説明いたします。

都市計画の見直しにつきましては、市全域を都市計画区域とするため、都市計画法に基づき事務手続を進めてまいりました。本年5月には旭市の都市計画区域の見直しを含めまして、千葉県都市計画の案の縦覧を終えまして、今後は旭市都市計画審議会や県の都市計画審議会での審議などを得て、本年夏頃、県において都市計画決定される見込みとなっております。

続いて都市計画税、こちらにつきましては、地方税法によりまして、都市計画事業に要する費用に充てるため課税することができるとされております。したがって、都市計画施設の維持管理、こういったものには利用できないとなっております。ですから、今後、都市計画施設を維持管理していく上では一般財源が必要となってくるものでございます。基本的には一般財源を利用するものでございます。

それから、都市計画区域の市全域の拡大、こちらに伴いまして、新たに都市計画税の課税区域はというご質問でございました。

こちらにつきましては、何回か議会で答弁しているとおり、過去の都市計画事業の起債償還金に現在、都市計画税を充当しておりますことから、今後の課税区域の設定につきましては公平性や必要性、こういったものを考慮しながら慎重に検討を重ねております。

以上です。

○議長（宮内 保） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） ありがとうございます。農水のほうから再質問させていただきたいと思います。

いろいろ支援があるということで、今現状を言いますと、油のほうは今140円近く来ております。農家一般、私も農業をなりわいとしておりますので、80円を超えると大分厳しいなという基本、今、この間この中東状況になるまでは100円、今年はセーフティネットが102円から始まるそうです。今、国の燃油補助が入ってのこの140円に近いわけです。たしか5月、今月の頭に補正予算が出ていました。それによって油の補助も継続になるという話も聞いておりますが、これがいつまで続くのか分からない。

この間も農業関係者とちょっとお話ししたところ、この千葉県旭市の例えばキュウリは、県としても、東京都の関東圏なんかでも指定産地に指定されている。そのキュウリがどこまで生産できるのか分からないような状況になっている。かといって、この間もちょっと課長とお話ししましたが、この今、状況を市と例えば農協あたりが打破しているようなすべがなかなかないということなんですよ。これも含めて、例えば執行におかれましては、国・県にさらなる支援を求めている。どのようにしているのかということも含めて、市長、例えば国あたりに陳情をお願いするということは、市長、お考え少しだけないでしょうか。ちょっとお願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 本当に必要性等々を鑑みながら、できることは全てやっていきたいと考えております。

○議長（宮内 保） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） よろしく願いいたします。

それと肥料・資材の高騰による経営が、非常に油も含めて厳しくなっている農家に対して

あると思います。それに対して例えば油代、例えば毎月これ本当に一冬やったって1,000万円超えてしまったという農家さんも、これから出てくると思います。こういった場合の例えば資金援助ということはお考えでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 迅速に支援できる資金手当として、金融機関の融資制度がございます。まず、日本政策金融公庫では、経営者の責めに帰さない理由で経営状況が悪化した事業者に対して、経営の維持安定に必要な資金融資があります。

また、ちばみどり農協では設備や農機具の購入、運転資金や農業生産コストの負担を軽減するための資金融資制度などがございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） 農家サイドとしては、払いたくても払えないと、こういう状況が少し生まれてくるのではないかなというふうに考えます。去年、千葉県肥料価格高騰緊急支援事業の中でもあったと思うんですが、これは今年も行われる予定であるのでしょうか。また、去年も手を挙げた方には補助を出しますよという形がございました。今年も同じような形で、やはり出るのでしょうか。その辺のところよろしく願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 県の事業です。この事業は千葉県が肥料価格高騰の影響を受けている農業者に対して行う肥料費の支出額に応じた支援で、本年も6月中の募集開始が予定されていると聞いております。申請方法、予算額などは昨年度と変更ありませんが、昨年度申請した農業者にはチラシを郵送するなど、周知の強化が予定されております。

また、この事業は窓口に行くことなくスマートフォンからスムーズに申請できるよう制度が構築され、申請者の利便性にも配慮をされております。

以上です。

○議長（宮内 保） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） 周知のほうをよろしく願いいたします。

農家のほう一番大きなものは、例えば所得補償なんていうのはあるんですけれども、やっぱり物が減ったから、やはりお金をかければ売上げは出ると思うんですよ。ただ、経費が何

倍になったら、これ何もならないんでね、そういうところも市長も含め、十分国の状況に対して注視していただければありがたいのかなというふうに考えます。

この質問に対しては以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 一般質問は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩 午前１１時５６分

再開 午後 １時 ０分

○副議長（井田 孝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き飯嶋正利議員の一般質問を行います。

飯嶋正利議員。

○１５番（飯嶋正利） それでは、避難道の再質問からさせていただきます。

今回の県の公表を受けて、どのような避難対策を考えているのか、お伺いいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 今回の県が公表した予測のうち、房総半島東方沖の地震による津波の予測結果では、旭市には7.3メートルの津波が41分で到達するとされております。現在、本市が策定している津波避難計画や津波ハザードマップでは、想定の高さが10メートル、津波到達予想時間は地震発生後30分としております。

このように本市においては、県が今回示した津波の高さより深刻な状況を想定した地域防災計画、津波避難計画、津波ハザードマップを既に策定しておりますが、今回の予測結果では、その詳細な津波浸水域などは示されておきませんので、今後も様々な情報を収集して、絶えず必要な部分は更新していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 飯嶋正利議員。

○１５番（飯嶋正利） そういうふうに策定されているから大丈夫だということはないと思うんですが、そもそもこの避難道路、地元住民からの希望で計画されたわけではないと思うん

ですね。市のほうが、あの当時、矢指に1本、富浦に1本、飯岡に1本ということで、市のほうが進めていった事業ではないかなと。

今ちょうどそれが15年たちました。今まだこの3本目、影も形も今ありません。地元に見れば、その用地に指定されているある程度のところは、私もこの買収のほうに応じてくれということがありますが、これ今先ほどの建設課長の答弁でございますと、2本目が終わってから、それから考えるということでございます。例えばこの15年たつて説明会も何も開かれていない。これ地元としてはやはり置いていかれているのではないかなという意識が非常に強いと思います。

例えば今2本目の今、飯岡避難道をやっておりますが、これについて私が見る限りは、最近大分進捗はしていないのかなというふうに思うんですが、これが飯岡地域、これがこの地域にとって本当に重要なものなのか、この地域の住民の意見も聞かなくてはいいませんが、これどうしても必要だというところがあれば、やはりやれるところからやっていくというのが筋ではないでしょうか。

やはりこれ万が一大きな地震があつて、被害があつたときには、この計画があつた時点で、これまだいまだにこれひよつとしたら20年何も進捗がないままいつてしまうかもしれない。第2の銚子連絡道になってしまうかもしれないという懸念は、私は持っています。その辺を含めて万が一、震災があつて被害があつた場合、市の責任というのもし出てくると思うんですよ。それを含めてご答弁いただきたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（林 一美） ご回答申し上げます。

先ほどの答弁とちょっと同じになってしまうんですけれども、中谷里仁玉線の事業化に当たりましては、まず現在、整備を進めております津波避難道路2路線の進捗を見極めることが前提になると考えております。こちらの2路線についての整備を推進してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（井田 孝） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） それではお伺いしますが、この飯岡については、ある程度めどが立っているのでしょうか。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（林 一美） ご回答いたします。

めどが立っているという、ある程度の路線の開通ができていますので、めどは立っていると考えております。ただ、まだ一部において用地確保ができていないところがございますので、そちらのほうの用地交渉も現在、鋭意進めているところでございます。

以上です。

○副議長（井田 孝） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） この道路につきましては、やはり言い方は悪いかもしれませんが、喉元過ぎればというところがあるのではないかなというふうに考えております。それを含めて、市民の安心・安全を確保するために、市長どうでしょう、少し英断をいただけないでしょうか。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 津波避難道路中谷里仁玉線につきましては、現在におきましても、本市の津波避難対策上の路線の一つであるとの位置づけに変更はございません。ただし、実施に当たりましては、先行する2事業の進捗状況や財源確保などを総合的に勘案する必要があるため、まずは現在進めております路線の整備に注力してまいります。

○副議長（井田 孝） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） 市長の言っていること、よく私も理解はできるんですが、地元のほうにも説明はしていかななくてはいけない。やりますよと、いつになるか分かりませんよという答弁が地元に通用的のかということも含めて、もう一度ご一考いただければありがたいのかなと考えますが、よろしくお願いいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（林 一美） ご答弁申し上げます。

すみません、現時点ではいつから始めるかとか、具体的に申し上げることはちょっと困難でありますけれども、事業化に向けて内部の調整ですとか財源の整備、事業手法の検討ですとか、先ほど議員もおっしゃられました地元説明会ですとか、そういったものもいずれはやっていかなければしょうがないのかなと考えております。事業着手に当たりましては、その



ような段階を経て進めていくことになるかと思います。そういう時期に来ましたら、また事業を進めていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） なかなか思ったような答弁がいただけないというのが筋なんですが、それであれば今、課長も申ししておりました。説明会だけでも行いませんか。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（林 一美） すみません、繰り返し同じ答弁になってしまうんですけども、今進めています2路線のほうをまず注力していきたいと思っておりますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（井田 孝） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） なかなかいい答弁もらえないようです。やはり市民の命が第一、市民の命が第一だということも含めて、この点につきましては要望させていただきたいと思います。

それでは、3点目のほうに入りたいと思います。よろしく願いいたします。

都市計画税の課税区域についてどのように設定するのか、市のほうでもそろそろお考えがあると思います。よろしく願いいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 先ほど申しましたとおり、過去の都市計画事業、旧旭市の時代に行った都市計画事業の起債の償還金がございます。それとあと、公共下水道事業もございます。そういったのに起債の償還に都市計画税を充てているところでございます。そういったのがある程度期限付で、起債の償還があるわけなんです、そこは慎重に考えていかなければならないというところで、今回広げるとか、現状のままとか、そういった回答は差し控えたいと思います。

以上です。

○副議長（井田 孝） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） どういう課税になるかというのは、この今、後ろにいる議員たち、一

番気になっているところではないかなと。この都市計画税、昭和30年代、旭市に導入された  
と聞いております。当初は0.3%で始まったということで聞いております。

実は前からちょっと私は申しておりますが、矢指、富浦、豊畑辺りには、この計画は何  
もありません。多分当初からのもう納税額というのは数十億円になっているのではないかな  
と。合併してからも、この学区の納税額というのは数億円単位になっているのかなと。

合併して20年以上がたっています。この間、この当議会でも都市計画、また下水道の地域  
の課税を3町から出身の議員も採決しております。ということは、計画も何もない地域から  
も税金は取れるんだというふうに、やはり言っていると思うんですね。今いる皆さんのほう  
に19名の議員、いや、その地域はいいけれども、私たちの地域は駄目だったよ、そんなこと  
は絶対言わないと思うんですが、その辺も含めてやはりある程度出していったほうがいいの  
かなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） まず、都市計画税については、今、旧旭市だけに課税されるも  
のでございます。議員の質問の回答に合うかどうか分かりませんが、納税者が見合うサービ  
スを受けられないというところもあるのかなと思います。現に旧旭市でしか都市計画事業や  
っておりませんし、その中でこれまで旧旭市で都市計画道路、あと都市公園、そういった事  
業の都市計画事業で進めてまいりました。公園とか道路というのは一部の受益者というより  
は、区域全体の受益者という考えで進めてきたところでございます。下水道につきましては、  
受益者が限られる事業でございます。ただ、これも法令にのっとってやっている事業です  
ので、それが問題があるとはちょっと考えておりません。

ですから、税を課税する、しないにつきましては、単なるその事業の有無だけではなく、  
将来を見越した考えの中でやっていくものであるということで、慎重な答弁になっていると  
ころでございます。

以上です。

○副議長（井田 孝） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） 確かに今、課長が言いましたように都市公園、これ旭市内にしかござ  
いけません。これは3町に都市計画がないということで、でも3町の公園は都市課が管理して  
おりますよね。それらも含めて、それはいかがかなというふうには思うんですが、それらも  
含めて、例えば都市計画が全域に引かれているからとか、引かれていないとか、そういった

話ではないと思うんですが、それにこの税が関与する。

例えばさっき言いました矢指、富浦、豊畑、この地域を合わせますと、3町の人口よりはるかに多い地域です、この3町だけで。その今まであった課税、これ固定資産だとか市県民税なら分かります。特定の事業にしか使えない税でございます。それらを含めてどう考えているのか、もう一度お聞かせいただきたいなと思います。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 最初の回答にもあったように、都市計画税は維持管理費用には使えないものでございます。ですから、3町の公園に都市整備課が維持管理を行うことは、別に都市計画税を充当しているということよりは、所管事項で管理しているものでございますので、それについては問題ないのかなという理解でございます。

都市計画税については議員おっしゃるとおり、目的税でございますので、用途がかなり限定されているものでございます。ですから、議員の質問にあったように、かける、かけないであるとか、そういった理解を得るのが難しいものなのかなという認識でおりますが、繰り返すにはなりますが、やはり慎重に議論するところでございますので、安易な発言ということとは、今この場では控えたいと思います。

以上です。

○副議長（井田 孝） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） これについてもなかなか思ったような私の答えではないのかなというふうに思うんですが、これ以上言ってもかけ合いになってしまうでしょうから、違う質問に入りたいと思います。

単にこれ私に分からないから教えていただきたいということなんですが、この下水道が整備されている地域は権利金でしたっけ、ありますよね。平米800円でしたっけ。これに対して、例えばその地域、それは土地についているこの権利金であって、例えばその辺りが一帯で整備された場合、私もいろんな本を読む中で下水道が整備されることによって、固定資産が上がり、資産額が上がりというふうに書いてあるんですが、例えば一帯で整備されたときに、不動産価格が違って固定資産税は変わらないんですか。お願いします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） お答えいたします。

税務課のほうからは、負担金のほうはちょっと上下水道課になりますので、税の賦課につきましてお答えいたします。

まず議員おっしゃるとおり、固定資産の評価額、これを決める際には道路網の状況、それから交通や主要施設等への近接状況、それから奥行や間口といった土地の形状など様々な要素を基に決定しております。議員おっしゃるとおり、下水道の整備の有無についても、その一つの要素となっております。

下水道が整備された場合、住環境がよくなることで評価額を決定する際にプラスの要素として考慮はされますけれども、今申し上げましたように、多くの要素を勘案して決定しておりますため、一概に固定資産の評価額が高くなるかということにつきましては、なかなかお答えのほうは難しいと考えております。

実際問題、この下水道が整備される前と後で、評価額というののちょっと個別に事例のほうを確認してみたんですけれども、高くなっているという事例はございませんでした。ちなみにこの下水道の供用開始になっているところのエリアの中で地価公示価格というものがございます。これ国のほうで公示しているもので、このエリア内で4か所あるんですけれども、その中でも地価公示価格、整備前と整備後で確認しましたところ、いずれも下がっている状態です。幅がございますので、大体3,000円から9,000円程度、平米単価のほうは地価公示価格は下がっている状況です。

以上でございます。

○副議長（井田 孝） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） 頭の中では理解できる。ただ、やっぱり旭市としては、この下水道を今引いている地域に対しては、数十億円の投資をしているということには私はなると思うんですね。だからその見返りがということではないんですが、やはり固定資産の評価額、路線価でのということもありますんで、その辺のところはもう誤差になってしまうということではよろしいでしょうか。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） ちょっと聞き取れなかったんで、もう一度お願いできますか、すみません。

（発言する人あり）

○副議長（井田 孝） 暫時休憩。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時18分

○副議長（井田 孝） 再開します。

答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） すみません。お答えいたします。

すみません。ちょっとお答えになるかどうか分からないんですけども、売買価格と、あと固定資産の評価額というのは、ちょっとやっぱり違う部分がございますので、先ほどの負担金を払っている、払ってないという場合につきまして、評価額自体については、同じような形で評価の一要素としているところです。

以上でございます。

○副議長（井田 孝） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） 基本的には土地についているということで、分かりました。ありがとうございます。

最後に、下水道のことについてちょっとお聞きしたいと思います。

たしか、今回も前回も戸村議員のほうで、下水道のどのぐらいの寿命があつてということで、もちろん延命化、私も下水道が悪だとは言いません。仁玉川とかですね、水質浄化にかなりの効果があつたのかなというふうには理解しております。

しかし、今、国のほうもどうでしょう、下水道から合併浄化槽へ切り替えていこうという話も出ている中で、例えば、今、幾ら延命化してもいずれはやはりある。その部分に、例えばどういうふうな状況で、例えば更新なら更新だと、切り替えるなら切り替えると、そういったものに対して今からもう準備していかなかったら、そう急にはできるものではないと思うんですが、その辺のお考えは今、下水道課としてお持ちでしょうか。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） お答えします。

ご心配ありがとうございます。下水道施設、管路につきましては現在耐震化計画、ストッ

クマネジメントに基づきまして、耐震化と老朽化対策を計画的かつ効率的に実施いたしまして、コストの削減、長寿命化を図ることを進めてございます。そして、昨年度改定いたしました経営戦略においても、今後の経営に際しまして料金改定を視野に入れた上で長期的に収支の試算を行いまして、将来にわたり安定的に事業を継続していく計画を目指しております。

それで、国におきましては、今後広域連携の推進、また人口減少による下水道区域の見直し、こういうものを踏まえまして下水道法の改正、こういうことを令和8年度で予定されております。本市の計画におきまして、今後の国の動向を注視しながら、経営維持の最適化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） あともう一つ気になるのは、これはもう松木議員からも何回か質問ありました。飯岡の下水道施設なんですけど、今この下水の処分については当分やめないということでした。旧旭市は税を負担して下水を処理している。片っ方は市のお金で処理をしている。こういうことでやっぱり不公平は出てこないんでしょうか。例えばそれに伴って、この地域に対して、これ合併浄化槽の普及率なんていうのもやっぱり幾らか取るべきではあると思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（井田 孝） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時24分

○副議長（井田 孝） 再開します。

答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（崎山博之） 飯岡地域の合併浄化槽の普及率ということでございますけれども、すみません、うちのほうで把握しておりません。申し訳ありません。

萩園の排水処理場につきましては、今後、地域の今の排水を受けている状況なんですけれども、水質等を勘案しながら、続けていくのか、やめるのかを検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（井田 孝） 飯嶋正利議員。

○15番（飯嶋正利） 分かりました。たしか松木議員の答えだと、やめないということだったと思うんですが、そういうことであれば、またそれに対しての返事をいただきたいというふうに考えております。

大変いろんな厳しい、なかなかお答えにくい問題ではございましたが、執行部におかれましてはよく精査していただきながら、いい方向に向かっていただきたいと思います。私の一般質問を終わります。

以上です。

○副議長（井田 孝） 飯嶋正利議員の一般質問を終わります。

飯嶋正利議員は自席へお戻りください。

#### ◇ 戸 村 ひ と み

○副議長（井田 孝） 続いて、戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（3番 戸村ひとみ 登壇）

○3番（戸村ひとみ） 戸村ひとみです。

今回私は、一般質問で水産業の振興と発展について、大きい項目1ですね。大きい項目2、学校教育の充実について、3は子どもたちの活動に伴う安全確保についてを質問いたします。

今朝の日経新聞1面のコラムの「春秋」、読まれた方もいらっしゃると思います。結果は引き分けたが格上のオランダを相手に日本代表は初戦から善戦してみせた。オランダで天皇・皇后両陛下も国王夫妻とテレビで観戦したそう。応援タオルを首にかけた写真に、一番必要なことは国民と共にある皇室、国民の中に入っていく皇室であること、という若き日の陛下のお言葉を想起する。分断をあおる物言いが内外で目立つ今、こうしたつながりの連鎖を知ると救われる思いがする。

この天皇・皇后両陛下がいよいよ来年、旭市にお越しになります。それで私、1の水産業の振興と発展についての中で、天皇・皇后両陛下がお見えになる予定なんですけれども、

（1）全国豊かな海づくり大会について、質問いたします。今年度、プレイベントの実施も予定されていますが、現在の進捗状況と国・県との連携について伺います。1回目の質問は、本大会の開催に向けて、現在の進捗状況をお伺いいたします。

（2）です。全国豊かな海づくり大会終了後の九十九里ビーチラインを軸とした観光整備

について、どのようにお考えなのか、市の見解を伺います。1回目の質問は、過去に旭市観光物産協会が観光ツアーを催行したと思いますが、こちら、どのようなツアーだったのか。ビーチラインの観光整備にかなり大きな役割を果たすと思いますので、お願いいたします。

(3)です。海業の計画が策定されましたが、現在の進捗状況と今後の予定について伺います。1回目の質問は、改めて海業の概要を伺います。市民へも公開されております概要をお願いいたします。

大きい項目2です。学校教育の充実について。

私は、旭市に来て2匹目の犬を飼い、この間に子犬が5匹生まれました。また、私は海っぺりに住んでいますので、除草剤をまくと海を汚します。草刈りを人間がするには夏が暑過ぎます。そこでヤギを飼うことにしました。そのヤギたちの中には、今3代目がお腹にいる子がいます。満月当たりに生まれるだろうとヤギの先生の見立てですので、あさって大潮あたりかなと楽しみにしています。

私は、旭市に来てから新しい命が生まれる場面に2回も立ち会うことができ、そして今また新たな命が生まれる期待の中にいます。旭市に、そして飯岡に来なければ一生こうした経験はできなかっただろうと、この境遇といいましょうか、縁といいましょうか、本当に人知を超える力に心から感謝しながら旭ライフを楽しんでおります。

一方で、この旭市には人の命を支えるための、つまりなりわいとして扱われる命もたくさんあります。旭市の産業振興のためにはなくてはならない命です。こうした様々な命に囲まれ、新たな命として生まれてきた旭市の子どもたちにとって、まずは命の大切さを知る、そのことこそが一番大切なことだと思います。

そこで、(1)児童・生徒が現代社会を生き抜いていくためには、命の大切さを知り、生きる力を養うことが必要であると考えます。本市の未来を担う子どもたちの育成に向け、命、食、環境、防災、ふるさと、そして公民教育といった多角的な学びをどのように推進していくのか伺います。1回目の質問は、いのちの教育について、学校ではどのようなことを教えているのかお願いいたします。

大きい項目の3です。子どもたちの活動に伴う安全確保についてです。

旭市では、今後、学校統廃合や部活の地域展開によって子どもたちの活動範囲が大きく変わっていきます。子どもたちがどのような環境にあっても、子どもたちの安全環境を担保していかなければならないと思っております。

そこで、(1)放課後児童クラブや部活動展開、放課後等デイサービス等において、交通



事故や食中毒等の不測の事態が発生しないような対策や、発生してしまった場合の責任の所在について市の見解を伺います。1回目の質問は、放課後児童クラブにおいてです。放課後児童クラブにおいて、交通事故や食中毒等の不測の事態が発生しないよう、どのような対策を取っておりますか、お願いいたします。

以上、1回目です。

私は持ち時間60分、答弁も合わせて60分ということになっておりますので、有効活用いたしまして目いっぱい質問していきたいと思います。簡潔なご答弁よろしくをお願いいたします。

○副議長（井田 孝） 戸村ひとみ議員の一般質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 農水産課からは、1の水産業の振興と発展についての（1）と（3）についてご回答いたします。

まず、（1）の全国豊かな海づくり大会の現在の進捗状況についてです。まず、この大会は県が主催をするものです。その上で令和8年3月27日に、第46回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会の第2回会議が開催され、市長も大会の副会長として出席し、大会の基本計画が策定され、千葉県大会の開催日、1年前に開催するプレイベントの開催日、大会テーマ、コスチューム、放流魚、お手渡し魚などが決定しています。

この千葉県大会は、令和9年11月14日の日曜日に開催され、式典行事が市内の東総文化会館で、放流行事などが銚子の漁港で行われます。また、大会の1年前に行うプレイベントは、本年の11月1日の日曜日、銚子漁港で、海上歓迎パレードや稚魚の放流などが行われる予定です。そして、現在は県の実行委員会において、大会の実施計画や宿泊・輸送計画に関する委託などの準備、安全対策、警備などについての検討が進められております。

続いて（3）の海業の計画です。海業のまず概要についてご回答申し上げます。

旭市の海業は、飯岡地域の自然環境や観光・農業などの多様な地域資源を生かしつつ、民間活力の導入による飲食・物販施設の整備、漁業体験、マリンレジャーなどの取組を推進することで、水産物の高付加価値化や漁業者の所得向上、地域全体の活性化を図ることを目的としております。

また、飯岡漁港は、第3期旭市総合戦略において新たな魅力や強みを創出し、他の地域にはない価値を旭ブランドとして磨き上げるとともに、発信する役割を担っております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬弓子） それでは、私のほうからは大きい質問の１の（２）過去に旭市観光物産協会で観光ツアーを行ったが、どのようなツアーであったかということにお答えいたします。

観光物産協会からの聞き取りによりますと、観光物産協会が実施したバスツアーは、令和４年度に二つのテーマで合計３回実施されております。一つは、「あさひの魅力に触れる地産地消ＢＢＱ＆レザークラフト体験ツアー」と銘打ったモニターツアーで、１０月と１１月に実施されました。内容としましては、ツアー参加者は当日ＪＲ旭駅に集合し、バスに乗車後、市内の宿泊施設で豚革の加工体験、昼食に旭市産の豚肉を使ったバーベキュー、飯岡灯台での観光、市内施設にて豚革のクラフト体験、道の駅季楽里あさひでのショッピングの後、ＪＲ旭駅で解散となっております。

もう一つは、「千葉一族・大原幽学ゆかりの地を巡る地元ガイドと行く！椿海周遊タイムトリップコンテンツ創出事業旭市モニターツアー」です。１月に実施されています。内容としましては、参加者は、当日ＪＲ旭駅に集合し、バスに乗車後、鎌数伊勢大神宮、大原幽学記念館、市内飲食店にて昼食、雷神社、道の駅季楽里あさひでのショッピングの後、ＪＲ旭駅で解散となっております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、私からは項目の２の学校教育の充実についてと、項目３、子どもたちの活動に伴う安全確保について、この２点について初めの回答を申し上げます。

２の（１）の質問で、いのちの教育について学校ではどのようなことを教えているかという質問でございました。いのちの教育は、自分自身や他者の生命を尊重し、大切な命をどのように生きるかを考える人格形成の根幹をなす、極めて重要な教育であると認識しております。各学校では、児童・生徒の発達段階に応じて、道徳を含めた各教科や特別活動の授業等において、命の尊さを学ぶ機会を設定しております。

一例を申し上げますと、小学校４年生と中学校１年生で、自分自身の人権や他者を問わず命を大切にすることについて学習する人権教室を実施していただいております。また中学校３年生では、心身ともに著しく成長するこの時期にある生徒に、心と体の変化に関する正しい理解を促すとともに、自己肯定感の向上や意思決定能力の育成に取り組んでおります。

続きまして、項目３の子どもたちの活動に伴う安全確保についての（１）、初めに放課後

児童クラブにおいての交通事故や食中毒等の不測の事態が発生しないよう、どのような対策をしているかということでございました。

放課後児童クラブでは、児童が安全に過ごせるよう事故防止・事故対応マニュアルを定め、事故を未然に防ぐための職員研修、児童への安全教育、事故が起こってしまった際、被害を最小限に抑えるための訓練を行っています。交通事故に関しましては、放課後児童クラブは、小学校の校舎または敷地内の専用室で実施しておりますので、こちらのほうの想定はございませんが、学校の昇降口からクラブまでの児童の移動、こちらについては支援員が見守りを行っております。

続いて食中毒に関しましては、こちらも事故防止・事故対応マニュアルに基づきまして、テーブルの消毒、食事前の手洗いの徹底といった衛生管理を行っています。1日保育の日に児童が持参するお弁当につきましては、中身が傷まないように保冷をしてもらいまして、室内温度に留意しながら管理をしております。今年の夏からは、お弁当の配達サービスも民間のほうで実施する予定となっております。こちらにつきましては、委託事業者並びに調理業者のほうと連携しまして、食中毒防止に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（井田 孝） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

それでは、大きい項目の1の水産業の振興と発展についての（1）の2回目です。

市長に、前回ですね、献上品のことを私お願いしたんですけれども、献上品ってどのようなにして献上できるのかとか、旭市には世界的に有名な芸術家もいらっしゃいますしということで、市長にお願いしますってお願いしたんですが、市長は大会の副会長にもなられていきますので、ちょっとその辺のルート、きっと調べてくださったのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょう。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） この件は私のほうで確認を取っておりますので、私のほうから回答いたします。

まず、天皇・皇后なんですけれども、あくまでもこれ決定するのは国際情勢であったり、県のあるいは警察の警備の計画を聞いたり、それから天皇・皇后の体調面もあると思います。その上で最終的に、直前に来るか来ないか決定されるものでありますので、まだ来るか来な

いか決まったものではございません。

その上で献上品なんですけれども、まずこの基本として、献上品は都道府県知事から行うものであります。事前に宮内庁に相談し、了解をいただいた上で実現するものでございます。本大会は千葉県実行委員会が中心となり事業を進めておりますので、このご意見は伝えてまいります。よろしくお願いします。

○副議長（井田 孝） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 知事が行うということなんですね。先日、私、ビワ、食べるビワ、あれがたくさん取れるところの、献上品として選んでいるというその写真と記事を読んだんです。これ、じゃ知事が選ばれているんですかね。この全国豊かな海づくり大会ということで、知事が選ばれるということなのかな。

では、それで天皇・皇后両陛下がお見えになるかどうか分からないから、知事のほうにお願いしてくださるのはしてくださるがということだと思うんですけれども、芸術作品にしろ、そういった、旭市にはとてもおいしいものもたくさん取れますのでね、そういったところの引き続きよろしくお願いいたします。

で、この大会において、これはちょっと国または県とどのような連携というのをお聞きしようかと思ったんですけれども、今の感じぐらいなのかな、ちょっと一応お伺いしておきます。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 連携ということで。本市では、実行委員会や県の担当課と連携しまして、大会を盛り上げるために、まず市職員を県に研修生として派遣しております。これにより情報連携を行っております。また、大会に向けた機運醸成を図るため、来月、7月6日、これは平日の月曜日なんですけれども、飯岡小学校の児童を対象として、全国豊かな海づくり大会の目的などの説明や、九十九里浜周辺の海洋学習、ヒラメの放流を行うイベントを県と連携して行う予定です。

またその他、あさひオータムジャンボリー、旭市産業まつりなどの市のイベントにおいても、県と連携して大会のPRを実施する予定でございます。

以上です。

○副議長（井田 孝） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

7月6日、飯岡小学校で、素晴らしいですね。これ、子どもたちも何なんだろうと思いがらそこで学習して、この全国豊かな海づくり大会を通して、自分たちのふるさとのことをよく知ることになるのではないかなと思います。素晴らしいと思います。ありがとうございます。これ、行ってみてもいいですか。大丈夫ですよ。いや、いいです。後で聞きます。すみません。

それでは、(2)の全国豊かな海づくり大会終了後の九十九里ビーチラインの観光整備ですね。こちら令和4年度に二つやられたということで、二つ、3回にわたってやられたということで。ビーチラインのほうの観光ということではバーベキュー、そしてレザークラフトから灯台に行ったり、そして道の駅で買物ですか。その辺りのところ観光バスが巡ったということで、ちょっと理想的って思うわけです。

もちろん、大原幽学のほうも旭市が本当に誇るといいでしょうか、大切にしている大原幽学先生の足跡とかそういうのを回ってということで、とても素晴らしいツアーだったのではないかなと思うんですけども、私は、今回はちょっと九十九里ビーチラインのほうに限定しておりますので、こちらのツアー、これちょっと細かく教えてください。バスが何台で、どれぐらいの予算がかかって、実際に今度同じようなルートを回すとしたら、ちょっと課長では調べられないかも分からないんですけども、どういうふうなことができるのかなというの、ちょっと教えてください。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬弓子） それではこちらのほう、物産協会から聞き取った答えの範囲内でよろしいでしょうか。

まず、このツアー自体は観光庁が募集をしましたツアーでございました。それで、このツアーには国の補助金のほうが出ておりまして、両方のツアーとも一応総事業費は700万円となっております。内訳としましては、総事業費700万円のうち600万円は観光庁からの補助金、残り100万円は観光物産協会の事業費。こちらが、先ほどちょっとタイトルが長かったので、今後はちょっと短めに言わせていただきたいと思いますんですが、まずBBQ&レザークラフト体験ツアー、こちらのほうが総事業費700万円のうち600万円が観光庁からの補助金、残り100万円は観光物産協会の事業費からの支出となっております。

もう一つ、椿海の周遊ツアーと略させていただきますが、こちらは総事業費700万円のうち600万円は観光庁からの補助金、残り100万円は観光物産協会と連携して、このツアーを実

施した事業者が負担してございます。

補助金のほうなのですが、500万円までは10分の10、500万円を超える部分については2分の1国が補助してくれると。上限としては1,000万円ということになっておりますが、総事業費は700万円以上の取組であることというような形になってございます。

こちらのほうなんですけれども、そもそものこの事業としましては、目的が、当時コロナ禍で疲弊した地域経済を支える観光の本格的な復興に向けて、地域の稼げる看板商品の創出を図るという目的で行われておりますので、実際、多くの民間の企業様と協力しながら、こちらのほうはつくり上げたようなツアーとなつてございます。

実績のほうもお伺いされていましてでしょうか。実績のほうなんですけれども、こちらのほうがBBQ&レザークラフト体験ツアーは1回の定員が15名に対して、10月の参加者は9名、11月は7名でした。椿海周遊ツアーの実績は、定員20名に対し参加者は20名でした。バスの台数ですけれども、こちらのほう両方とも1台ずつと聞いております。

今、同じ内容のツアーをやってどれくらいかかるかというのは、ちょっと分からないというところでございます。よろしいでしょうか。

○副議長（井田 孝） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

700万円って私、観光物産協会の総会のときにも、その金額伺ってすごくびっくりしたんですよ。700万円のバスツアーっていうのがどれぐらいの方が参加して、どういう効果があったのかなというのを考えたわけです。

それで、これが本当に国の補助金、それから観光物産協会から出してしているといっても、観光物産協会に市がお金を出していますからね。ほぼ全てが税金です。私たち国民が払っている税金ね。それと、あとは国のほうからということだったら、次世代に負担させるようなものも入っているかも分かりません。それを700万円使ってツアーを組んだわけですから、ぜひとも効果を出してほしいなっていうのと、それを今後、このビーチラインあるいは、今回私はこのビーチラインに特化しているんですけれども、椿海のほうの観光とかにもぜひとも生かしていただきたいという思いで聞いてみたんですけれどもね。

これはその後、令和4年にやられましてそれはコロナ禍でした。コロナ禍から今度、経済回復しつつある中での旭市の観光に、これ何らかの形で生かしていってほしいかな。お願いします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬弓子） では、こちらのツアーのほうなのですけれども、効果ということで。まずBBQ&レザークラフト体験ツアーのほうですけれども、このツアーで実施しました旭市産の豚革を使った加工体験、それからクラフト体験。こちら、このツアー以降も旭市で体験できる観光のプログラムということで、イベント等で定着しております。また、県主催の観光商談会等で、魅力的な旭の観光素材として積極的にPRさせていただいております。

また、このツアーがきっかけとなりまして、市内で撮影されたドラマの中で、豚肉料理を提供する飲食店が取り上げられたと伺っています。ドラマの反響はとても大きく、ドラマを見て旭市を知ったという市外の方も多いですし、現在も作中に登場した飲食店へ、この豚肉料理を目的に訪れる方が市内外問わずに絶えないと伺っております。

椿海周遊ツアーのほうですけれども……いいですか。

（発言する人あり）

○商工観光課長（加瀬弓子） そうですか。こちらも充実しておりました。

以上です。

○副議長（井田 孝） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 分かりました。

やはり、税金を使うからには費用対効果というのを一番考えなければいけない。皆さんが、払いたい人ばかりではない、払いたくない人のほうが多い中での血税を使っているわけですから、それを700万円も使っているってことなので、これは、ぜひともそのフィードバックに期待して今後に生かしていただきたい。

これを商工観光課のほうでもやっぱり、バス旅行会社だとか、そういうところに提案して売り出していただきたいというのが——これ観光物産協会の仕事ですかね。それをお願いしまして次にいきます。

今度、潮騒ホテル周辺の整備のことです。

やはりビーチラインの観光に欠かせないのが潮騒ホテル周辺だと思います。今はサーファーが使っている、私も何回も行ってはいますが、潮騒ホテルの前のあそこに、今朝もいっぱいサーファーがいました。無料のシャワーをじゃんじゃん使っておりました。そこを見ながら私は議会に出かけてきましたが、その潮騒ホテル周辺の一体的な整備が必要だと思います。潮騒ホテルの賃貸借契約、期限が迫っていると思いますけれども、今後の計画、どの

ようになっていますでしょうか。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬弓子） それでは、いいおか潮騒ホテルの土地建物使用貸借契約期間は、平成27年1月22日から令和11年3月31日となっております。本契約での期間満了による土地建物の使用貸借の終了が基本であるものの、市と借受人との間で新たな契約を締結することは妨げるものではないと、契約のほうにございます。このことから、市では昨年から現在の借受人に対して今後の意向について聞き取りを実施しています。

一方で、当該施設の老朽化は事業継続を検討していく上で懸念事項でございます。市としては、引き続き現在の借受人の意向も確認しながら、本施設の在り方も含め様々な観点から検討を行い、今後の方向性を決定していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 先ほども言いましたが、潮騒ホテルの前の駐車場と、そこに無料のシャワーがあるんです。市は、市民向けには水道の基本料金を2か月間ですか、免除するという事で、これも血税から割いておりますけれども、サーファーにはこのまま無料で水を使っていた続き続けるのかというのが、私は非常に問題だと思っております。

あの辺一帯、駐車場も有料にしたほうが市の収入になると思いますし、あと、潮騒ホテルの隣の空き地、夏祭りのときとか花火大会のときとかに使っている。それ以外には草生やしています。あの辺りとか一体的に開発することで、市もこれから先、それこそ債権も随分ありますし、いろんな意味では、もっと収益が上がることをやっていかなければいけない、持続可能のために。そう思っておりますので、あの辺の開発が非常に肝になると思っております。

そのためにはやはり潮騒ホテルが肝になると思いますので、これが借受人の事情のことではなくて、やはり市側からどうしてほしいとか、今後……ちょっと例を挙げてみますと、亀の井ホテルさんとかすごいんですよ、稼働率が10月、11月でも本当90%台すごいです。きちんと整備さえすればとても需要は多いと思われます。ですから、市のほうでもそのあたりのところを参考にしながら、九十九里ビーチラインの観光整備の肝である潮騒ホテル、そしてその周辺の整備ということを考えていただきたいんですけれども、それからもう1点、シャワーの無料はあれか、でも一体的な整備の中で考えていただきたいと思いますが、どう



でしょう。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬弓子） 議員がおっしゃいますように、いいおか潮騒ホテルが市の観光に与える影響というのはとても大きいと思っております。飯岡エリアのブランド力の向上に向けた役割も担っていると考えております。

それも含めまして一帯の、今おっしゃられた整備につきまして、こちらのほうも、先ほどおっしゃいました借受人の都合ではなく市として、早めに何かしら方向性を持ちなさいよということですが、現在、市のほうも経営を継続する場合、それからそうでない場合を、それぞれ考えられるケースを想定しながら検討を、課レベルではございますが進めてございます。

いずれにせよ、現借受人との協力の調整ですとか、庁内の関係各所と意見を交換するなどして、慎重に検討を進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（井田 孝） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） よろしく願いいたします。

次に、千葉県が新たな地震被害想定、これを出しました。このことを受けて、昨年度から始まりました海岸減災林の整備、これに影響がありますか。教えてください。今年度もまた何月に植えるのかとか、そのあたりもお願いいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 今般、県が公表した新たな地震被害想定調査結果では、房総半島東方沖で巨大地震が発生した場合の想定として、本市における最大津波水位は7.3メートルと示されましたけれども、これに伴う県の防潮堤かさ上げ整備及び本市の海岸減災林整備事業計画については、いずれも現在のところ見直す予定はございません。

また、本年度は年明けの3月、年度末ですね、3月に予定をしております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 年明けの3月ね。ついこの前まで草ぼうぼうで、苗が本当に草の中に埋もれていまして、あれたしか3,000本植えたんですけど、今何本あるか分からないですけども、今度年明けの3月に植えられるときには、そのあたりの今までの苗の状況とかをちゃんと確認して、植えられるのであれば植えるという。3月まで時間がありますから、計

画の見直しとかも考えていただきたいと思います。

(3) にいきます。海業の計画です。これまでの取組を伺います。視察場所ですね、お願いいたします。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） これまでの取組と、あと視察先、場所だけですね。視察としてはまず、令和7年8月29日に、県内の内房から外房の漁協や直売所などの施設を視察いたしました。それぞれの事業者からの取組内容についても説明いただいております。

また、これ別に事務局レベルの視察なんですけれども、昨年8月4日、5日に、海業の先進地である伊豆方面の西伊豆町にて、海藻の養殖や漁協の直売所の運営、漁港管理の手法などを視察しております。

以上です。

○副議長（井田 孝） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。すみません、ちょっと時間の都合上。

内房から外房、そして西伊豆町とかを視察して回られたということで、事業が実際に開始されるまでのスケジュール、お願いいたします。もうおとしになると思うんですけれども、最短で5年と言われていたのが、今度オープンというのは一体何年後になりますか。

○副議長（井田 孝） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 旭市が作成した旭市海業推進事業計画に基づいて、千葉県が令和9年10月までに、まず漁港施設等活用推進計画を策定します。その後に県が事業者を公募する形。応募事業者から提案される事業計画の内容等を審査し、事業者が決定することになります。

この漁港施設等活用推進計画の策定に当たり地域の意見を反映するため、地域審議会に意見を伺うことを予定していると聞いております。この公募期間を経て、事業者は令和11年9月までに決定することを想定しています。

最後に、事業者が決定した後、事業開始に向けた工事を実施することになり、工期を約2年と想定しています。結果、開業は令和13年度末を予定しています、早くて。

○副議長（井田 孝） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 分かりました。14年3月ですよ、13年度末という。ということは

今8年でしょう。ええっ、ということなんですね。じゃ、5年どころではないですね、もっとかかりますね、オープンっていうと。分かりました。

でも急いでくださいといっても、民間感覚だとこんな先のことみたいに思ってしまうわけです。でも急いでくださいといっても、県主導ですもんね。なかなか市が思うようなわけにはいかないということです。分かりました。ちょっと気の遠くなるようなスパンだなっているのを感じました。ありがとうございます。

川場村のこととかを提案しようと思っていましたけれども、随分先のことになりそうで、県のことですので。

続きまして、大きい項目3でいいんでしたよね。あれ、2でしたっけ。

○副議長（井田 孝） 今、1の3。

一般質問は途中ですが、午後2時20分まで休憩します。

休憩 午後 2時 7分

再開 午後 2時20分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き戸村ひとみ議員の一般質問を行います。

戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） それでは、いのちの教育についてご答弁ありがとうございました。

いのちの教育、人格形成の根幹をなすということで、1年生、4年生、人権教室とかいろいろ、ちょっと書き取れていない。体験学習なんかもやっていらっしゃると思います。そんなところで詳しく聞いていきたいんですが、時間の都合上、いのちの教育に、学校教育にしましては私ずっと聞いていきたいことなので、フィードバックのことやら何やら、次回お願いいたします。

次の、命の次です。食育、全ては命の学習から派生していることですが、食育についてです。食育で考えなくてはいけないことは給食残渣、こちらいつも委員会でもしつこいぐらい言っているんですけども、給食残渣、食べ残しを減らす取組というのを教えてください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 給食の食べ残しを減らす取組としましては、まず給食を残さず食べてもらえるように、毎月献立の改善を行っております。毎日学校ごと、料理ごとに残菜量を記録しまして、食べ残しの原因を分析しております。また翌月以降の献立づくりに、それらを反映させております。

残菜が多い食材につきましては、味つけや調理方法を工夫して、残さず食べてもらえるような献立に改善しています。献立のほうは、給食に関する興味関心を高めるために、特色あるものとして、毎月和食の日、ものがたり給食、千産千消デー、鉄人給食といったイベント給食のほうも実施しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。以前残渣のことをお伺いしたときにパーセンテージ、私の記憶では16.3%と言われたような気がするんです。すると食材の値上げも伴い、月に3,000万円とおっしゃいましたか、月に500万円ぐらを残している計算になると私計算したんですけれども、それを捨てているのが、乾燥させて、ごみ焼却するというようなご答弁だったと思うんです。ぜひともここは取り組んでいただいて、何しろ命をいただいているわけですから、給食で。旭はその命をなりわいにしている方が多い。そんな中で食べ残しがこんなにあるということに私は衝撃を受けました。

メニューの工夫だとか、あとイベント給食にするとか、そういうのも大事ですよ。ただ、そこまで子どもにおもねらなくても、ちゃんといのちの教育をすれば、残渣は減っていくものだと私は考えております。ということで、細かいところはまた次回も、これテーマですのでお聞きしたいと思います。

環境教育についてです。3Rのどうのこうのとか、リサイクルの重要性とか、昨日もどなたかの質問のご答弁にありました。そのあたりのことを教育していらっしゃるんだと思うんですけれども、お願いいたします。環境教育です。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 学校におけます環境教育の本質は、こちらは自分たちの選択や行動で未来の地球環境は変えられるという希望と当事者意識を育むことだと認識をしております。市内の学校では単に環境問題の知識を学ぶだけでなく、身近な環境課題への理解を深め、主体的に行動できる子どもを育てるための実践に取り組んでおります。

例えばペットボトルキャップの回収や古紙のリサイクルなどによる資源循環など、ごみ問題にアプローチしている取組がございます。またゴーヤやキュウリの栽培によるグリーンカーテンの設置などエネルギーの節約に取り組んでいる学校もございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。ペットボトルの回収とかグリーンカーテンとか、いろいろ学校現場では取り組んでいらっしゃる。実際そういう取組をやって、子どもたちってどういう感想を持ったのかなとか、どれぐらい地球環境に対する知識が深まったのかとかいうことをちゃんとフィードバックで捉えていらっしゃると思いますので、そこをまた次回に詳しくお聞かせください。お願いいたします。

防災教育です。防災教育、いろんな意味の防災ということがあると思うんですけども、海に面しているまちですから津波の被害も受けましたし、そのあたりとか、あと災害というのが、いわゆる災害立国でございますので、いろんな災害がある。それから、旭市で育った子どもが都心に出て行ったときに直下型地震に遭うかもしれないとか、いろいろな意味で防災教育って非常に必要だなと思っております。どういう取組をされていますか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 防災教育ということで、防災教育につきましては、地震や津波、豪雨や台風などの自然災害が多い昨今の状況を踏まえまして、子どもたちが自ら命を守る力を育て、日頃から有事に備えておくことが必要でございます。各学校では、年間3回程度の避難訓練を実施しておりますが、その内容は、児童・生徒の発達段階に応じて正しい危機予測能力の習得に向けて工夫して取り組まれております。

また、総合的な学習の時間を活用しまして、地域の危険な場所や避難場所を確認したり、市の作成したハザードマップを読み解き、危険を予測しながらオリジナル防災マップを作成している学校もございます。このほか生徒自らが非常災害時を想定して自主計画避難訓練を実施している学校もございます。

さらに、津波被災を経験した市民による取組であるトリプル・アイ・プロジェクト、こちらと連携しまして、被災当時の経験を基にした講話などを交えて、防災教室を開催するなど他市にはない取組も行われております。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。私ちょっと一つ提案があるんですけども、神戸に人と防災未来センターというところがあるんです。私は2回行きましたけれども、物すごく恐ろしい映像というんでしょうか、こういう部屋に入りまして、音もすごいです、映像もすごい。実際に直下型みたいなのが来たときには、こういうふうになるんだみたいなのを体験できるところでございます。

そこにぜひとも子どもたち一回は行って見てほしいなと思うわけです。学校で引率していただいて、今の学校にいる子どもたちって津波も経験しておりませんし、いろんな意味で自分の想像の世界でしか災害というものがないので、そうした中でぜひとも神戸の人と防災未来センター、子どもたちには非常に衝撃を持って防災ということに対しての意識が変わってくると思いますので、行っていただきたいなと思います。

あともう一つ、旭市は指定管理でコナミスポーツが入っていると思うんですけども、こちら全国的にいろんな指定管理も受けていますし、いろんな活動をやっていると思います。そんな中でコナミスポーツの学校水泳授業支援というのがありまして、浮いて待つというのをご存じかと思うんですけども、子どもたちが水難に遭わないように、毎年この季節になると、もうちょっと前ぐらいからゴールデンウィークあたりから子どもが川で流されたというニュースが間々あるんですよ。そのたび本当に心が痛みます。旭市の子どもたちが海に入っでそんなことにならなければいいなとか、いつも思います。

コナミはいのちの教育というのをやっています、主に水難事故から命を守る指導、浮いて待てと人命救助——これは救命処置の支援活動——この二本柱でいのちの教育を全国的にやっています。旭市はそれこそ津波の被害も受けております。海辺です。水に触れる機会がとても多い。そういった中で、コナミがせっかく旭市の指定管理とかやってくださっていますので、前者のほうから公民協働というような話もありました。こうしたところでコナミのご協力をいただいて、旭市の子どもたちのために防災教育をやっていただくということをお願いできないか、こちら提案いたします。

それと次、ふるさと教育についてです。どのようなことをふるさと教育としてやっていますか。ふるさと教育というのは、道徳の中で郷土愛ということをお教えているというふうにたしか前者のほうのご答弁のほうであったんですけども、お願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、ふるさと教育について回答を申し上げます。

本市の教育の大綱にも掲げております「郷土 夢 未来」は、子どもたちがふるさと旭の自然・歴史・文化・産業について学び、地域社会とのつながりを深めながら、それぞれがアイデンティティーを確立し、次世代の旭を担っていく人材へと成長していく。そのための生きる力を育成していこうという本市の教育の基盤でございます。

ふるさと教育の一例として、本市の歴史や偉人についてまとめられた「あさひ輝いた人々」や小学校3、4年生の社会科の授業で本市の特徴についてまとめられた副読本「わたしたちの旭市」を活用した授業実践に取り組んでおります。これらによりまして、子どもたちは本市の現状をより詳しく理解することができるようになり、ふるさとについて深く知り、愛着を深める第一歩となると考えております。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。歴史だとか偉人だとか、そういうのももちろん大事だと思うんですけども、農業の後継者がだんだん減っているとか、漁業に関してもそうだと思うんですけども、そういったところで旭市の産業に特化した教育みたいなものもふるさと教育と直結するんじゃないかと思います。そのあたりのこともちょっとまた次回詳しく聞いていきたいと思います。

次、ちょっと急いすみません。公民教育についてです。

どういったことを学校現場では教えていらっしゃるんですか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 公民教育につきましては、学校における公民教育ということで、子どもたちが生きていく上で不可欠な社会のルールを知り、自ら考えてよりよい社会をつくり出していく、主権者となるための土台を築いていくものでございます。

小学校ではごみ処理場や浄水場、スーパーマーケット、消防署、警察署などの社会科見学を通して自分たちの暮らしを支える仕事について理解し、社会の仕組みを学びます。特に6年生では、国の政治の仕組みと日本国憲法について学習し、中学校では身近な社会への関心から一歩進み、現代社会の課題について、自分の意見を持つことを目指した授業を行っております。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。社会科見学とか、あと日本国憲法、大事なことです。あと自分の意見を持つというそういうふうな教育、もうちょっと掘り下げたいので、時間がないので次回にこれもお願いいたします。

公民教育の中でとても大事だと思われませんが、私は税金を納めるというのがとても大事なことだと思います。市としても収税率を上げるとかいうのも大きな課題です。これが子どもの頃から税金を納めることが、自分のその市民としての義務だということを教えることが必要だと思うんですけども、そのあたりのところ、あと政治への関わりについてとかどのように教えていらっしゃるんですか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 税金につきまして、まずは税金の必要性や政治への関わりというところの中で、小学校6年生と中学校3年生の社会科で学習をしております。市内小・中学校では、社会科で学習するタイミングに合わせて、銚子税務署などと連携しまして租税教室のほうの実施をしております。租税教室はそれぞれの学年に合わせた内容で税の仕組みや使われ方を学習し、税金の社会における役割を知る大切な機会となっております。

政治との関わりというところにつきましては、中学校の生徒会本部役員選挙、こちらのほうを実際に行われる選挙に近い形で実施しておりまして、民主的な意思決定のプロセスや社会参画の意義を学ぶ、そういった機会となっております。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。租税教室とかとても大切なことだと思います。税金が社会にどのように使われているのかとか学ぶというのはとても大切なことなんだと思うんですが、そうすると今度ひるがえって、税金を還元する、分配する側というんでしょうか、こちら市側がちゃんとその辺を子どもたちにきっちり教えられるような立場にならなければいけないというところがあると思います。

昨今、市のトップの不倫とか、つい最近もセクハラ辞職というのを市長がやられたまもあります。1週間前ですか、復興のシンボル、新庁舎建設でドンと言われる議員が結託して6,000万円をキックバックというニュースもありました。それからおとといです。おとといはどこの県議会でしたか、3年間毎年ハワイに4人ずつぐらい行っていて、1人当たり約300万円を、県のもちろん税金のほうからですよ、出していました。トータルで2億8,000万



円ぐらいがハワイ視察で使われたようです。

そういうニュースがばんばん上がってくると、子どもたちに税金を払わなければいけないんだよと教えてでも、教える唇寒しというんですか、実際問題として私たちは、ここの議場にいる議員も、職員たちも、皆さん税金で、市民が納めてくださった税金で報酬やら給与やらを頂いております。

そういった状況の中でこんなニュースがばんばん市民の中で、ええっみたいに思われるそういう社会だと、子どもたちに教えるとしても、本当にちょっとうつろな感じがするわけです。ですから、そのあたりのところを、私たちも全員がそのあたりのことをきっちり自覚しながらやっていかなければいけないな、子どもたちに教育していかなければいけないなということを、すみません、これは自分への戒めでもあり、そういうことで子どもたちの教育というところで、ぜひともこれをちょっと皆さんに考えていただきたかったということで、このところは2回目これで終わって、いろいろフィードバックとか細かい数字とかを次回には出していただくようなことをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

急いすみません。3回目に触れますね、3分あるもん。

ということは、大きい項目3です。子どもたちの活動に伴う安全確保についてです。

放課後児童クラブにおいて……これ聞きましたね。夏休みにお弁当の配達とかありますので非常に懸念しております。夏がますますどんどん暑くなりますので、食中毒を一番気をつけなければいけない。間違っても本当に大切な命が失われるようなことが、あと健康被害に遭うようなことがないように、重々これは指定管理の方にもお願いして、市のほうの管理もしっかりやっていただきたいと思います。

それから、放課後児童クラブについては、スクールバスとか将来的には考えられませんか。このあたりのところをお願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 放課後児童クラブにつきましては、先ほど回答申し上げましたとおり、各学校の敷地内等で現在運営しておりまして、今後も基本的にはその体制でいきたいと思っておりますので、今のところスクールバスのほうは考えてないところでございます。以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） それでは、部活動地域展開において、不測の事態が発生しないように、

どのような対策を考えていらっしゃるかお願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） 部活の地域展開のクラブの関係になります。運營業務につきましては、民間事業者への委託を予定しております。事業者に対しまして、法令遵守、事故防止、事故対応の徹底を求めまして、そういった事故防止ですとか、事故対応に備えてマニュアルをつくりまして、不測の事態を抑制していきたいと考えております。

食中毒についてなんですが、部活の地域展開につきましては休日の活動ということで、生徒の健康等を考えまして、1日3時間の活動を考えています。そうした場合に食べるということは想定してございません。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。今、地域展開以前に、もう既に地域展開のような感じで、土日でクラブに、サッカーなり柔道なり参加している子どもたちがいるんですよ。その子たちの交通安全、例を挙げますと飯岡のサッカー場、しおさいスタジアム、あそこの前の横断歩道、あそこが非常に危ないんですよ。子どもたちが横断しているときに、物すごく車が走ってきたりとか、そういったときに今後の地域展開した場合において、恐らくそのクラブがサッカーなんかは受けると思うんですけれども、そうしたときの責任の所在とかいうのは、どこにいくものなのかということをお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野唯生） 責任の所在の関係なんですけれども、運營業務につきましては、民間事業者のほうに委託するということで先ほど申し上げました。その際に、契約書等の仕様書に、事故の範囲を規定して詰めていきたいと思います。基本的には活動中の事故につきましては、民間事業者のほうに担うということになると思います。ただ、重大なものとか出ましたら、当然市のほうも監督責任がございますので、対応していきたいと思います。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の一般質問を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

◇ 伊 藤 春 美

○議長（宮内 保） 続いて、伊藤春美議員、ご登壇願います。

(5 番 伊藤春美 登壇)

○5 番 (伊藤春美) 議席番号 5 番、公明党の伊藤春美でございます。令和 8 年第 2 回定例会において、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回の質問は、3 項目、3 点の質問をさせていただきます。

1 項目め、S A F 推進による脱炭素社会の実現に向けて、2 項目め、低出生体重児への母乳育児支援の充実について、3 項目め、安全で快適な道路の整備についてです。

1 項目め、地球温暖化という問題は、私たちの日常生活に確実に迫ってきています。大雨や猛暑、農業被害や漁業の漁獲への影響、これらは人ごとではありません。市民生活に直結するこの地球温暖化対策こそが安全保障、経済、食料、防災といったあらゆる政策課題の土台となります。

本市は2050年までにCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティあさひを宣言しました。この宣言を市民の暮らしに根差した具体的な行動へと移していくことが大切です。

そこで今回 S A F (持続可能な航空燃料) について取り上げます。

S A F とは、家庭から出る廃食用油、使い終わった天ぷら油などですけれども、それを原料として作られる新しい航空燃料のことで、この略したのを S A F と呼んでおります。

これまでごみとして廃棄されていた油が、従来航空燃料と比べてCO<sub>2</sub>排出量を大幅に削減できるため、航空分野の脱炭素化の切り札として期待されています。国も2030年までに国内航空会社が使用する燃料の10%を S A F に置き換える目標を掲げております。

私たちが日常的に排出する廃食用油が飛行機の燃料へと生まれ変わる。本市はこの資源循環の仕組みを身近に体现できるすばらしい立地環境だと思っております。廃食用油から S A F への転換を目指すフライ・ツー・フライ・プロジェクト、また日本航空は「すてる油で空を飛ぼう」というスローガンの下、公共施設やスーパーなどを拠点とした回収ボックスを設置しております。富里市は既に導入しております。脱炭素社会の実現に向け、家庭の廃食用油を回収し、S A F として循環させる一連の流れを行政の施策として位置づける動きは全国の自治体へ広がっています。

そこで (1) 廃食用油が S A F の主要原料として優れていることから、需要が急速に高まっています。脱炭素に取り組む自治体において、廃食用油の回収事業が行われていますが、ゼロカーボンシティあさひを宣言した本市としても S A F を脱炭素施策の一つとして、政策を位置づける考えはあるか見解を伺います。

2 項目め、低出生体重児等への母乳育児支援の充実について、この問題を取り上げたのは、

赤ちゃんがNICU（新生児集中治療室）に入院し、離れたまま毎日搾乳を続けて届けたお母さんから、我が子の命と成長を願いながらNICUへ通い、退院後も長期にわたって続く肉体的、経済的時間のやりくりは心身を消耗させているというお声をお聞きし、寄り添う支援が必要だと感じました。

特に体重2,500グラム未満の低出生体重児、さらには1,500グラム未満の極低出生体重児や1,000グラム未満の低出生体重児——これをリトルベビーと言いますが——この子たちにとって母乳育児は、母乳は免疫力の向上、発育促進、母子の愛情形成において医学的に推奨されており、こども家庭庁においても、母乳育児支援は産後ケア事業の重要な柱として位置づけられています。

しかし、日本看護科学学会などにおけるNICU、GCU入院時の母親を対象とした調査では、母親に極めて高い心理的ストレスがかかり、産後鬱リスクや不安度が通常より有意に高いことが示されています。原因は24時間、3時間置きの搾乳による睡眠不足と母乳量が目に見える数字となってからの重圧のようです。

NICUに赤ちゃんが入院している間は1日に8回から10回の頻繁な搾乳を求められることがあります。搾乳方法による時間の差を比較しますと、電動搾乳器、両方の胸を同時に搾乳できるのがありますが、これは約10分から15分、手動で搾乳する場合は約20分から30分、手絞りでは約30分から40分以上かかります。岡山大学の研究では、搾乳に30分以上の時間をかけ過ぎることは、おっぱいがさらに張る原因や乳頭を傷める原因になり、短い時間で効率よく絞れる電動搾乳器は、おっぱいのトラブルを防ぐ意味でも有効だと発表しております。

1回当たり搾乳時間20分の差を1日8回に換算すると、毎日2時間半以上の時間短縮となり、母親の睡眠と休息を守る上で非常に大きな差となります。搾乳器を利用することは乳房の張りや乳頭トラブルへの対応、母乳分泌の維持・促進に用いられる医療的ケア用具ではないでしょうか。その必要性は退院後の赤ちゃんの哺乳力が育つまでの数週間から数か月、自宅でも搾乳が継続されるケースは少なくありません。

そこで（１）低出生体重児にとって、母乳は優れた栄養と免疫を得る大切なものである一方、母親にとって搾乳は心身の負担が大きいことから、支援策や環境整備ができないか。そこで対象となる低出生体重児の割合を旭市、国・県の比較で伺います。

最後に、３項目め、今年４月道路交通法が改正され、車が自転車の横を通過する際に、十分な間隔が取れない場合は、徐行の義務、安全に追い越すには1.5メートル程度の余裕が必要とされております。違反すれば反則金と違反点数の対象になります。

市内の道路を見ると路肩に雑草が茂り、車道や歩道の幅が実質的に狭まっている。また自転車や歩行者も本来の走行、歩行スペースを失い、車道へ膨らむことになり、事故に巻き込まれる危険性が考えられます。ドライバーも対向車を避けながら、安全距離を確保しようと大きく中央へ膨らまざるを得ない現状があります。特に通学時間帯の危険性をどう評価しているか。

そこで（１）道路の路肩の雑草繁茂により、道路や歩道の幅員を確保できず、車両や歩行者が大きく膨らまざるを得ない状況が生じ、交通事故の危険性を極めて高めている現状があります。このような現状を市としてどのように認識し、除草や予防をしていくのか伺います。

以上、１回目の質問になります。２回目以降は質問席にて行います。執行部の皆様の答弁を期待いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員の一般質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（崎山博之） それでは、環境課からは、１番、ＳＡＦ推進による脱炭素社会の実現に向けて、ＳＡＦを脱炭素施策の一つとして政策に位置づける考えはあるかという質問に対しご回答いたします。

市といたしましても、家庭から出る使用済み天ぷら油等の廃食用油を原料とした航空燃料のＳＡＦが、温室効果ガスの削減効果があり、地球の環境によいものであるということは伺っております。また廃食用油の回収は、昨年に宣言したゼロカーボンシティあさひの脱炭素社会の実現に寄与するものであり、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） こども家庭課からは、２の（１）低出生体重児の出生数と割合について回答いたします。

本市において、出生児の体重が2,500グラム未満である低出生体重児の割合は、令和４年37名、11.3%、令和５年38名、10.3%、令和６年30名、9.6%です。令和６年の千葉県及び全国は9.8%であり、旭市も全国とほぼ変わらない状況にあります。

以上です。

○議長（宮内 保） 建設課長。

○建設課長（林 一美） 建設課からは、３の安全で快適な道路の整備についての（１）道路の路肩の雑草に関する除草や予防についてご回答いたします。

道路の路肩における雑草の繁茂により、道路や歩道の有効幅員が狭まり、車両や歩行者が進路を大きく変更せざるを得ない状況が生じていることは、交通安全上の課題として認識しております。このような状況に対応するため、職員が週2回の頻度で市内の主要な道路のパトロールを実施し、路肩の雑草繁茂状況を継続的に確認しております。

その中で雑草の繁茂により車両や歩行者の通行に支障が生じている箇所を確認した際には、当該箇所が市道である場合は市が除草作業を実施し、国県道の場合は、道路管理者である千葉県へ速やかに対応を依頼しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） それでは、再質問させていただきます。

1項目めのSAF推進による脱炭素社会の実現に向けてですけれども、SAFに代替することで最大どのくらいのCO<sub>2</sub>の排出量の削減ができるのか伺いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（崎山博之） どれぐらい削減できるものかというご質問でございますが、石油由来の燃料と比べまして、二酸化炭素の総排出量は最大80%削減できるものと聞いております。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） 従来の燃料に比べて最大80%もの削減効果があるという大変優れたポテンシャルを持っていることが分かりました。

それでは、従来の化石燃料と比較して、一体どのような仕組みによってこれほどの削減効果が生じているのか伺います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（崎山博之） SAFの原料である廃食用油が植物由来でございますが、その植物の成長過程で二酸化炭素を吸収し、炭素が循環をしていることから二酸化炭素排出量の削減効果があるということでございます。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） ありがとうございます。まさにカーボンニュートラルが、炭素の循環が削減の根拠であるという仕組みになっておることです。

家庭における廃食用油をSAFとしての取組、循環教育の観点からも意義が大きく、家庭

で出る油が航空燃料として再利用される仕組みを学ぶことは、子どもたちに日常生活の中で環境問題を身近に感じる貴重な機会となり得ます。成田空港に近いという地域特性からも、航空分野における脱炭素化の動きを理解し、地域として関心を高めていく機会となります。

この点を踏まえ、家庭廃食用油の回収やS A Fへの活用は、本市の教育としても重要な取組と言えらると思います。このことから、子どもたちを含めた市民に周知・啓発をし、一緒に取り組んでいくべきではないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（崎山博之） 二酸化炭素量を削減し、地球温暖化防止対策に寄与できるS A Fの事業でございますが、地球環境を考える上で貴重な環境学習機会の一つであると認識しております。市民への周知・啓発の方法につきましては、今後、調査研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） 本市として、S A Fを脱炭素施策の一つとして取り組んでいく場合に、廃食用油の回収はどのように行っていくと考えられるかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（崎山博之） 廃食用油を回収し、S A Fにする取組につきましては幾つかあると聞いております。その中で先進自治体等の先進事例を参考にしながら、本市で実現できる持続可能な取組を今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） 廃食用油の回収は、市民にとって参加しやすい脱炭素アクションです。家庭の天ぷら油が、成田空港が近いから成田空港を出してしまいますけれども、飛び立つ飛行機の燃料になる、そのストーリーは、市民の環境意識を育む強力なメッセージになります。子どもたちにとっても、教科書で言葉を教えることも大切ですが、環境問題、SDG sについても身をもって体験をすることこそ、体験がよい学びであると考えます。市として前向きに取り組んでいただけることを期待いたします。

それでは、2項目めの再質問に移ります。

低出生体重児でNICUに入院中の場合、搾乳器や母乳保存パックは育児用品ではなく、医療的必要物品として位置づけられるものです。購入費用の一部を助成する制度を創設する考えはありますか伺います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 制度の創設について回答いたします。

低出生体重児における母乳の重要性やNICU（新生児集中治療室）入院中の母親のご苦労については、深く共感いたします。医療費助成としては、未熟児養育医療制度や子ども医療費助成制度により、入院中の医療費の多くは公費負担となっております。また出産後には妊婦のための支援給付金制度により、現金給付の形で経済的な支援も行われているため、現時点では費用助成を行うことは難しいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） ご答弁にありました未熟児養育医療は、赤ちゃん本人の入院治療費を公費で負担する制度であります。また妊婦のための支援給付金の主な使途として想定されるのは、ベビーベッドやベビーカー、チャイルドシートといった育児用品あるいは産後ケア施設の家事代行、日常の生活費用などではないでしょうか。

搾乳器や母乳パックはこれらとは性質が異なります。NICUに入院中の我が子に母乳を届けるために、お母さんが毎日自宅で搾乳し病院へ運ぶ。これは通常の育児に存在しない二重の負担です。搾乳器と母乳パックは入院中の赤ちゃんへ栄養を届けるための医療補助具であり、支援の対象は母親であるという視点でご判断いただけないかと考えます。

そこで再質問いたします。財政的に費用助成が難しいのであれば、必要な家庭に電動搾乳器を無料で貸し出すレンタル制度はできないでしょうか。市が備品として数台を購入、保有し、必要な期間に現物を貸し出す形であれば、初期投資は最小限で済みます。使い終われば返却され、次に困っているご家庭へ循環させることができる。出生数が少ない本市の実情にも非常に合致した効率的かつ温かい支援策です。

国の産後ケア事業のガイドラインにおける搾乳支援を、国・県の補助金を積極的に活用しながら現物支援という形で実現し、心身ともに極限状態にあるお母さんたちの負担を軽減する環境整備を行う考えはありますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。



こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 現時点において電動搾乳器の無料レンタルを実施する考えはございません。本市におきましては、現在実施している赤ちゃん全戸訪問、産後ケア事業、オンライン医療相談、伴走型相談支援など包括的な支援体制の充実を図ることで、ご家族に寄り添ったサポートに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） 搾乳器などの物的な支援と同様に、重要なのが専門家によるケアです。産後鬱のリスクが高いこの時期に、専門家が家庭に寄り添う心のケアを行うことは、育児支援の継続のみならず、母親の心身の健康を守る上でも不可欠です。

そこで、子どもがNICUに入院している場合の在宅搾乳期間でも保健師・助産師が自宅に訪問し、授乳技術の支援や母親のメンタルケアを行う体制はあるのか伺います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 本市では、子どもがNICUに入院中であっても、助産師による乳房ケアや心理的な相談を行う訪問型産後ケア事業をご利用いただけます。また保健師による訪問指導やこども家庭センター「ぽけっと」における保健師・助産師の相談につきましても、いつでもご利用が可能です。今後も保健師や助産師による切れ目のないサポートを通じ、ご家族が孤立することのないよう寄り添った支援に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） ご答弁により、子どもが入院中であっても訪問型産後ケアが制度上利用できることが分かりました。好評であるともお聞きしております。1回当たり1,400円の自己負担が発生するのでしょうか。妊婦のための給付金で出産準備品をするのは皆さん共通です。搾乳器・母乳パックは予期せぬ出費としてのしかかります。ストレスが最小限で、喜びで搾乳に向き合えるよう、前向きに検討していただきたいなと思います。

次の質問に入りたいと思います。

市内で授乳・搾乳のできる施設はどのくらいあるのかお聞きいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 授乳・搾乳ができる民間施設につきましては把握ができておりませんが、公共施設としましては、本庁舎1階、2階、ハニカムの3か所、おひさまテラス、道の駅季楽里あさひ、県立東部図書館の計6か所がありまして、入り口には分かりやすい表示がされております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） 全施設に搾乳・授乳ができる箇所、安心して子どもを連れて外出できるように、しっかり見やすいように表示を掲げていただきたいと思います。また、それが優しいまちづくりにつながりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

結びに、低出生体重児を生んだお母さんは、早く産んでしまったという思いを抱えながら、疲れ果てた体で搾乳を続けている場合があります。その行為は我が子を守るための懸命な医療行為です。市として、その努力を個人の問題として放置するのではなく、公的な支援でしっかりと支えていかなければならないのではないのでしょうか。

最も小さく、最も脆弱な命とその家族に寄り添う施策を積み重ねていくことが大切だと思います。低出生体重児で生まれた子どもたちは、懸命な医療と母親の搾乳という愛情に支えられて育っていきます。その子どもたちが将来本市を担う世代になったときに、小さく生まれても、このまちで大きく育てる、そんな言葉が誇りになる日を目指して、この支援に一歩踏み込んだ、踏み出した支援をよろしくお願い申し上げます。

それでは、3項目めの再質問に移ります。

除草作業は定期的な計画に基づいて行われているのか、それとも市民から通報・要望を受けてから対応することが中心なのか、その実施基準をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（林 一美） 除草作業の実施基準というご質問でした。回答いたします。

市では除草作業について計画的な対策と市民からの通報・要望に基づく対策の両方を組み合わせ実施しており、広域農道や総堀線などについては毎年計画的に草刈りを業務委託にて実施しております。その他の道路につきましては、道路パトロールで確認した場合や市民からの通報や要望があった際に草刈りを実施しております。特に交通量が多い路線や通学路などの主要道路を優先的に随時対応を行っております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） パトロールなどを行っているということです。市内の県道や市道や旭市の道路等いろいろと混同しておりますけれども、今はちょうど草もすごく生えている状態で、かなり中央に寄るといような、車を寄せるという状況のところが多く見受けられます。そういう中でしっかりパトロールをし、気づいたところは作業していただきたいなと思っております。

また、繰り返し行う除草作業は、毎年予算を消費し続けなければ根本的な解決にはつながりません。一方除草シートや土系舗装などの予防的対策は、初期費用はかかるものの長期的には維持管理費の大幅な削減につながるのではないのでしょうか。ほかの自治体の実証データで示されていました。さらに苦情対応、職員負担、健康、事故リスクを加味すれば、予防的対策の優位性はより明確になるのではないのでしょうか。

そこで伺います。市として、雑草の繁茂が激しい路線から順次予防対策へ切り替えていくべきではないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（林 一美） 雑草の予防的対策というご質問でございました。ご回答申し上げます。

雑草の繁茂が激しい路線に予防的対策を講じていくことは、対策初期の段階では有効的な考え方であると認識しております。しかし、予防的対策を講じた場合でも、数年が経過したのちに、道路の表面に風によって運ばれた砂が堆積し、そこに草が生え、再度除草が必要となる事例がございます。また防草シートの場合、めくれや破損といった新たな維持管理の手間が生じる懸念もございます。そのため、まずは交通量が多くかつ周囲からの砂の飛散が比較的少ない箇所から導入を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） ぜひ安全のためによりしくお願いいたします。

次の質問です。路肩の雑草など道路上の危険箇所を市民がスマートフォンで撮影し、位置情報と共に即時通報できるシステムの導入など検討する考えはないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（林 一美） スマートフォンで通報できるシステムの導入についてのご質問でした。回答いたします。

現在、市では独自の通報システムを設置しておらず、市道上の草に関する通報は電話が主となっております。その際、聞き取りにより緊急と判断した場合には職員が直ちに現地を確認し、対応しております。現時点ではシステムの導入の予定はございませんが、今後先進事例の調査を行い、システムの構築費用、運用体制、活用状況など課題を整理した上で、導入の可能性について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） ぜひ前向きによりしくお願いいたします。様々課題は山積しておりますが、今後執行部と議会が共に知恵を絞り、一步ずつですが、確実に前へ進めていくことが大切だと思います。

市民の皆様が、このまちに住んでよかったと心から実感できる確かな施策の展開を心より期待申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員の一般質問を終わります。

伊藤春美議員は自席へお戻りください。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

---

○議長（宮内 保） なお、次回17日定刻より会議を開きます。

これにて本日の会議を散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時15分

## 令和8年旭市議会第2回定例会会議録

### 議 事 日 程 （第5号）

令和8年6月17日（水曜日）午前10時 2分開議

#### 第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第 1 一般質問

---

#### 出席議員（17名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 金 澤 雅 哉 | 2 番  | 高 橋 美千子 |
| 3 番  | 戸 村 ひとみ | 4 番  | 常世田 正 樹 |
| 5 番  | 伊 藤 春 美 | 6 番  | 伊 場 哲 也 |
| 8 番  | 崎 山 華 英 | 9 番  | 永 井 孝 佳 |
| 10 番 | 井 田 孝   | 11 番 | 島 田 恒   |
| 13 番 | 遠 藤 保 明 | 14 番 | 宮 内 保   |
| 15 番 | 飯 嶋 正 利 | 16 番 | 宮 澤 芳 雄 |
| 17 番 | 伊 藤 房 代 | 18 番 | 木 内 欽 市 |
| 19 番 | 松 木 源太郎 |      |         |

---

#### 欠席議員（2名）

|     |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|
| 7 番 | 平 山 清 海 | 12 番 | 片 桐 文 夫 |
|-----|---------|------|---------|

---

#### 説明のため出席した者

|          |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|
| 市 長      | 米 本 弥一郎 | 副 市 長   | 柴 栄 男   |
| 教 育 長    | 向 後 依 明 | 秘書広報課長  | 寺 嶋 和 志 |
| 行政改革推進課長 | 大八木 利 武 | 総 務 課 長 | 向 後 稔   |
| 企画政策課長   | 榎 澤 茂   | 財 政 課 長 | 池 田 勝 紀 |

|                      |         |              |         |
|----------------------|---------|--------------|---------|
| 税 務 課 長              | 多 田 仁   | 市民生活課長       | 齋 藤 邦 博 |
| 環 境 課 長              | 崎 山 博 之 | 保険年金課長       | 大 網 久 子 |
| 健康づくり<br>課 育 て 支 援 長 | 黒 柳 雅 弘 | 社会福祉課長       | 椎 名 実   |
| 子 育 て 支 援 長          | 八 馬 祥 子 | こども家庭<br>課 長 | 石 橋 康 司 |
| 高 齢 者 福 祉 長          | 杉 山 かおる | 商工観光課長       | 加 瀬 弓 子 |
| 農 水 産 課 長            | 金 杉 高 春 | 建 設 課 長      | 林 一 美   |
| 都市整備課長               | 飯 島 和 則 | 会 計 管 理 者    | 宮 内 和 美 |
| 消 防 長                | 常世田 昌 也 | 上下水道課長       | 向 後 哲 浩 |
| 教育総務課長               | 飯 島 正 寛 | 生涯学習課長       | 佐 野 唯 生 |
| スポーツ振興<br>課 長        | 林 甲 明   | 監 査 委 員 長    | 森 田 貴 久 |
| 農 業 委 員 会 長          | 金 谷 健 二 |              |         |

---

**事務局職員出席者**

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 穴 澤 昭 和 | 事 務 局 次 長 | 飯 笹 浩 一 |
|---------|---------|-----------|---------|

---

開議 午前10時 2分

○議長（宮内 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（宮内 保） 日程第1、一般質問を行います。

---

◇ 松 木 源太郎

○議長（宮内 保） 通告順により、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（19番 松木源太郎 登壇）

○19番（松木源太郎） 日本共産党、旭市議会議員、松木源太郎です。

2026年、令和8年6月17日、旭市議会第2回定例会に当たり、市政一般に関する質問をいたします。

1番、千葉県におけるCCS事業計画について。

地球温暖化の主な原因は、人間の活動による温室効果ガスの増加です。19世紀の産業革命以後に二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタンなどの温室効果ガスの濃度が急増し、現在も記録更新をしております。日本では2025年、カーボンニュートラルを目指すこととしました。つまり、2030年度のCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）排出量を2013年度比にて46%削減して、世界の平均気温上昇を1.5度C以下にし、地球温暖化を防ぐためであります。

CCSとは、一般質問の通告の下部に記載のと通りの事業で、首都圏CCS株式会社で、主に日本製鉄が発生させる二酸化炭素を九十九里町沖合の地層に埋め込む事業です。事業費の多くは国の予算から支出されます。これについての市の考え方をお聞きするものであります。

(1) C C S事業について市はどのように認識し、本市への影響をどのように把握しているか、お聞きいたします。

(2) 近隣の自治体では、事業者による事業説明会が実施されていますが、本市においても事業者へ説明会の開催を要請する考えがあるか。

この二つの点を中心に、お聞きいたします。

2番目、市職員のハラスメントアンケート調査結果報告についてお聞きいたします。

(1) 今回の調査結果を今後どのように生かしていくか、お聞きいたします。2番目、そのためにどのような取組が今必要であるかをお聞きいたします。

3番目、学校再編基本計画について。

(1) (仮称)北統合中学校新設の問題について、代表者会議で検討されておりますけれども、中学校全体の再編にも影響するこの問題を個別に検討することは、妥当性に欠けるのではないかと考えますが、市の見解をお伺いするものであります。

1回目のご質問はこの程度にし、2回目以降について、記載については再度ご質問いたします。

○議長(宮内 保) 松木議員。今の質問なんですけれども、1の(1)。その質問なんですけれども、二つ質問を今しましたので、まず、本市への影響をどのように把握しているのかということで、まず1回目で、2回目で、またその次で質問してください。分けてください。

それでは、松木源太郎議員の一般質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長(崎山博之) それでは、環境課からは、1、千葉県におけるC C S事業計画について。(1) C C S事業について市はどのように認識し、本市への影響をどのように把握しているかについてご回答いたします。

地球温暖化に伴う異常気象につきましては、将来にわたる重大な脅威であると認識しているところでございます。国においては、2050年までのカーボンニュートラルである温室効果ガス排出ゼロを目標に、全国で対策が進められているところです。

旭市といたしましても、昨年度にゼロカーボンシティあさひを宣言し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいるところです。今後も引き続き、旭市地球温暖化対策推進実行計画を基に温暖化対策を進めてまいりたいと考えております。

以上です。



○議長（宮内 保） 総務課長。

○総務課長（向後 稔） 総務課からは、2項目めの市職員のハラスメントアンケート調査結果についてお答えいたします。

（1）ハラスメントアンケートの調査結果を今後どのように生かしていくのかということですが、昨年度職員に対し実施したハラスメントアンケートは、ハラスメントに関する職員の意識や職員同士のみならず、市関係者とのハラスメントの有無などの潜在的な案件も含めた発生状況を把握しまして、情報を共有することで、今後のハラスメント発生の抑止と、発生時対応の参考とするために実施したものでございます。

社会的な課題であるカスタマーハラスメントの防止措置の義務化が本年10月から施行されることに伴いまして、現在、市の対応方針及び対応マニュアルの策定を進めており、アンケートの調査結果を内容に生かしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 私からは、3項目めの学校再編の基本方針についての（1）北統合中学校新設の問題についてというところで、この問題は中学校全体の再編にも影響するというところで、この問題を個別に検討することは妥当性に欠けるというところで、市の見解をというご質問でございました。

（仮称）北統合中学校につきましては、基本方針に示す琴田小、共和小、中和小、萬歳小、古城小の五つの学区を対象に中学校を新設するということについて、代表者会議のほうで答申をいただきましたが、こちらについては承認に至りませんでした。

現在は、対象地域における生徒数のさらなる減少傾向ですとか、中学校を新設した場合の財源の影響、そのほかに学区の見直しに対する要望への対応などを踏まえながら、代表者会議において、今後の方向性について検討をいただいているところであります。

その中には、一部他地域へ影響する内容等もございますが、これらの資料につきましては、これまで委員の皆様から出た意見を一旦整理するために作成したものでありまして、市の方向性等を示したものではありません。このことについては委員の皆様にも説明し、理解をいただいているものと認識しております。

代表者会議につきましては、個別の地域事情に応じた意見を伺う機会でありますので、市全体の整合性を確保しながら再編を進めてまいりたいと考えておりまして、現在の検討の手法というところについては、妥当性を欠くというものではないと考えております。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 松本源太郎議員。

○19番（松本源太郎） それでは、第1項目めが、二つに分けましたので、1の1についてお伺いします。

まず、CCS事業を日本政府が急ぐわけは、カーボンニュートラルといって温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること、こういう目標になっているわけですね。今回のCCS計画が日本の炭酸ガス排出量の0.15%しか削除できない。それなのに巨額のお金を使って、前例のないリスクを、千葉の私たちの住んでいる地域に押しつけられているというふうに私は考えるわけです。

ご存じのように、合併前の旧旭市は海岸地域の井戸野地先から天然ガスが産出し、市としてガス事業をしていました。ガスの産出が減少し、民間企業に事業を譲り、今ではガス事業が続いております。民間の方のプロパンガスですね。このような事情から、今回のCO<sub>2</sub>を地下2,000メートル近くへ貯留にすることは大変不安があります。つまり、匝瑳市でもって止まるわけではなく銚子手前のところまで影響するのに、なぜCCS会社がこの旭市に説明会を設けなかったのか、これに疑問を持つと思うんです。

次に、たとえ九十九里町の沖といっても、天然ガスが自然に湧き出している茂原市や九十九里町と同じで、南関東ガス田の上にある旭市が影響を受けないわけがないですから、これについて私が一般質問をしたのは、市がどのように考えて、CCS株式会社に説明会を開いてくれと、市がこの話を聞いたら言うのが本筋ではないかと思っているわけです。

ですから、3月22日の匝瑳市での説明会のパンフレットと私ども共産党が作ったこの問題についての資料を、すぐ環境課と市長宛てにお渡しいたしました。それでもって検討していただければ、6月の議会で議論したいということでもって今回の質問に至ったわけです。この間の検討の結果、CCS会社に説明会をお願いしたか、その点を含めてお聞きしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（崎山博之） 説明会をお願いしたかという質問についてお答えいたします。

まず、九十九里沖のCCS事業につきましては、令和7年9月17日に経済産業大臣のほうから特定区域と指定をされております。区域といたしましては、九十九里町沖から匝瑳市沖の一带となっております。また、匝瑳市などの計画区域に関する市町村には、事業者のほう

から説明会を開催していることは伺っているところでございます。

本事業の実施主体は国及び事業者でございまして、事業の安全性や具体的な調査内容につきまして、周辺住民の皆さんへ丁寧に、理解を得ることは必要なことだと考えております。また、国や事業者が果たすべき重い責任であると考えております。

旭市としては説明会の要望はしてございませんが、事業計画区域が近接しているため、市民の皆様に不安が生じないように、国・県や事業者の動向を注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） よく見てくださいよ。これは首都圏ＣＣＳ株式会社が3月20日に配った。これと全く同じようにカラーコピーして、市長と環境課に届けてあるわけですね。それでも何もこの会社とアクセス取らなかったんですか。私は、それは市の執行部として大変不誠実だと思います。

あなた方は、この旭市がこの問題について影響がないと言えるからそういうこと言うんですか、それとも経済産業省がそのことを認可しているから、つまり地域を匝瑳市のところでもって止めているから、私らのところは関係ないんだということなんですか。そこら辺のところが考え方として非常に私は問題だと思うんですよ。そうでしょう。

だって、この地図を見れば明らかなように、もう旭市が入るぎりぎりのところでしょう。それで旭市は、いいですか、私が聞いた話では、今のガス会社を経営している方から聞いたら、どこを掘ってもどこでもガスが出てくるんですよ。例えば、話を聞いたら東部図書館を造るとき、あのときに東部図書館に市ガスを引きたいから工事をお願いしますということを言ったら、その基礎を掘っている段階でもって爆発があったんです。天然ガスです。

つまり、旭市は海岸に近いほうはどこを掘ってもガスが出る状態だと。これがいろんな異変でもって二酸化炭素を九十九里の沖に埋めて、それで地層が変わって、そこは同じところに茂原市で自然に出るようなガスがたまっている地域なんです。そのところの端にあるから何にも起こらないということは考えられないでしょう。

そういうことでも全然旭市はアクションを取らないということは、私は大変不思議に思います。これについて市長どう考えているんですか。簡単でいいですからご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 国が推進するＣＣＳ事業は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた新たな脱炭素技術の一つであると注目はしております。しかしながら、いかに重要な技術・施策であっても、市民の安全な暮らし、地域の産業、そして環境への影響が不透明なまま進められてはなりません。安全・安心の確保と住民の理解が、事業を進める上で大前提にあるものと考えております。

市といたしましては地域住民の理解が最も重要であると考え、今後の動向を注視してまいります。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 私はまだ1回目にあります。

そうすると、2025年のカーボンニュートラル、または2030年の目標に向かって国がやっていることだから、心配ではあるけれども、住民の方々がそういうことを知っても、旭市としては、国がやっている、県も推していることだから構わないということなんですか。そういうお考えでもって、今、旭市はこのＣＣＳ事業に対応していくということですか。そのことについて環境課はどうなんですか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（崎山博之） 確かに、議員おっしゃられていますように、匝瑳市沖までの一帯ということにはなっておりますけれども、事業による影響範囲は貯留される地層によるものと考えられるとも考えております。旭市沖に対する影響につきましては、今後も国や事業者からの情報収集に努め、動向を注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） それは、どういう根拠に基づいてそういう判断を市がされたんですか。どういう根拠か。本当にここまでは、この旭市までは来ないだろうという、あなた方、市の判断でもってそういう判断をされたんですか。そのところなんですよ、問題は。

例えば、先日の地震の問題でも話が、答弁がありましたよね。15年前のあの地震でいろんな問題が起きました。旭市は被害者も出ました。その後、地震の計画を非常にレベルを上げたものに変えてきました。

先日、千葉日報でご存じのように、これからの地震の起こる可能性について記事が出まし

た。それに比べて、今旭市が設定したのが大丈夫だから、今から上げるということはないだろうというご答弁があった、私もそうだと思います。今回全く新しい、旭市に関係することが出たのに、それは国がやることだから、県が承認しているから、今年の7月から九十九里沖でもって検査のための2か所、そのボーリングが始まるってことは聞いているわけでしょう。あなた方、十分知っていますよね。それでも、あなた方はこの地域は影響ないよと、そういう判断をされたんですか。つまり、そういうことなんですよ。

それはね、いろんなこの地域の、例えば千葉県北東部でもっていろんなことが起こる。例えば空港の問題だってそうですね。空港の問題だって、いろんな問題がありますけれども、銚子市、旭市、匝瑳市はほとんど関係ないというふうに見られているけれども、本当にそうでしょうか。そういうことと関係するわけですよ。ですから日本の国、千葉県のこの地域にいる私たちの自治体は、その近くでもっていろんな国がやっていることが起こって、それがいろんな影響があるときはそれなりの判断をして、その関係のところに調査し、住民に知らせていく、そういうことがこの自治体の役目ですよ。

ですから、今回の空港の拡大につきましても、それについては多古町でもってどうするかと議会でもって議論して、受け入れましょうと全会一致でもって決まった。こういうようなことがやらなければならない、本当に住民の方々の生活を守っていくわけにいかないわけでしょう。そこら辺についての考え方がまるっきり違うと思うんです。ご意見だけお伺いいたしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（崎山博之） 影響の有無、あるなしも含めまして、国・県から、事業者から情報収集にこれ以上努めまして、注視して考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） では、2番目のところにいきますけれども、説明会を会社に要請するということは、してみるということはやってみる必要があるのではないですか。国のほうが、この地域だって民間の会社が決めただけでも、そうなのかということも我々は調べた上でね。つまり、専門家に聞く場合もあるでしょうけれども、旭市が調べて、いや、旭市はこういうふうにはガス田の関係でもって影響があるだろうと。それから、海岸地域では、ホテルでもって1,000メートル近くの温泉も湧くようにしているとか。こういうことがあるから、

一度ＣＣＳの会社に、住民が納得するように、また関心を持ってもらうように、説明会を開いてくれないかという要請は一度していいんじゃないかと思うんですけども、その点については市長どう考えます。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 本市は、事業計画区域が近接しているため市民の皆様に不安が生じないよう、国・県や事業者の動向を注視しながら適切に対応してまいります。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○１９番（松木源太郎） 適切に対応してくれるということなので、それを見守っていきたいと思います。

２番目の――全体で言うと３番目になりますか――市職員のハラスメントアンケート調査結果について、ちょっとお聞きいたします。これはちょっと長いので、ちょっと時間がかかりますけれども。

本年３月２３日付アサヒシティプレスリリースで、昨年末から本年１月末までの間に回答を得た旭市職員ハラスメントアンケート調査結果の発表がありました。ハラスメントを訴えていた職員を千葉県自治体労働組合に紹介し、共に旭市のハラスメント対策が不十分であることを痛感しましたので、昨年７月には、会計年度任用保育士が所長のハラスメントで、父母の訴えで警察に逮捕された事件も起きました。この方の事件は、旭市の人事管理がいかにかいどいかに改めて示したものでありました。

これらの事態に対する真摯な反省なくしては、旭市で働く皆さんの労働条件はよくなりません。今回、正規職員のためのアンケートで、会計年度職員が、勤務時間の長短はあれど、８割程度の方がいますから、これらの方々がアンケートの対象になっていないのは十分なアンケート調査とは言えないと思いますけれども、市の見解をお聞かせいただきたいと思います。

この事件以外にもさらに１件、ハラスメント事件がありました。この件は、アサヒシティプレスリリースの内容でしか分かりませんでしたが、もっと隠されているんじゃないかと考えましたので、今回のアンケート結果の発表を今後の指針になるものであると考えております。

なお、ハラスメント問題では、職員にとってお客である市民の皆さんや職員が対応する外部の方との間のカスタマーハラスメントは、今回、市職員が働く中でのハラスメントとは異質なものですから、私の質問対象にはいたしません。

ところで、今回4月15日付で配布された市民への文書は、ハラスメントに関するアンケート調査結果と事務連絡職員ハラスメントアンケートの結果のお知らせと、保育士には保育士の基本ルール、守秘義務、服務規程の文書のようなものを一緒に配っております。これはどういうことなのでしょう。まずこの点についてお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 松木議員にお聞きしますが、一応、一問一答ですので、質問の1問、何をお聞きしたいのか再度お願いいたします。何を、1点です。

○19番（松木源太郎） 今回配った職員向けの文書が、どういう意味を持っているかをお聞きしたいわけです。

○議長（宮内 保） 松木議員、アンケート結果ですか。

○19番（松木源太郎） そうではないですよ。どういう意味を持っているかをお聞きしたいんです。つまり4月15日付で配付された職員への文書は、3種類配られているんですけども、これはどういう意味を持っているか。その内容についても、後でもって紹介いたしますので、どういう意味を持っているかをお聞きしたいのであります。

○議長（宮内 保） 暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（宮内 保） 再開いたします。

松木議員、改めて質問のほう、よろしくお願いします。

松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） それでは、ハラスメント結果の報告についての要項で改めて聞きますけれども、正規の職員だけでもってやって、会計年度職員なんかはやらなかったということはどういうことなのでしょう。ここにはハラスメントがないからやらなかったのか、そのことをまず最初に聞き、2番目がですね……

○議長（宮内 保） 一問一答ですから。

○19番（松木源太郎） では、その点についてだけお答えください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 今回、昨年度ハラスメントのアンケートをしたのは、旭市で初めてアンケートを行ったものでございます。まずは正職員についてアンケートを取りまして、次回以降は、会計年度任用職員についても取るかどうかを検討したいと思います。

○議長（宮内 保） 松本源太郎議員。

○19番（松本源太郎） 今後そういうこともあり得る。つまり旭市の場合は、概数でいうと約600人の正規の職員と、これは短時間の方もいますけれども、400人の会計年度職員その他がいらっしゃるわけですね。ですから1,000人ぐらいいらっしゃるわけですから、その全体の働いている方のことをちゃんと調べなければならぬのではないかと思いますので、今後についてはそういうところにも手を伸ばしていただきたいと思います。

それからもう一つは、32人いる、いわゆる私どもが配られた中にも32人いる議員のハラスメントの問題ですけれども、これも大変私は問題だと思っています。その中身を聞いてみたら、かなり執拗に議員からハラスメントを受けた内容を詳しく知ったわけです。そういうことについては、市としては議会にどのような形での要請をされたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 市としましては、その議員を含め各種委員等からのハラスメント対策においても、組織的な対応が必要と考えております。この議会に対しましては、1月に議長宛てに市から申入れを行っております。その文書は職員へ配布したものと同じですが、内容としましては、市議会議員と面談を行う場合は2名以上で対応することや、必要に応じて録音を行うこと、また、副課長以下で対応した場合は内容を課長へ報告するほか、その面談の内容は記録をつけることなど、面談時の対応について職員にも周知しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 松本源太郎議員。

○19番（松本源太郎） では、今後はそういう形でもって対応していくということで、了解いたしました。

次に、昨年から今年にかけて起こった保母さんのハラスメントや、また逮捕事件についてお聞きしたいと思います。4月30日に千葉県自治体一般労働組合執行委員長の方から、旭市における人事考課制度ハラスメント根絶と保育行政に向けた改善要望書というのが市長宛てに提出されていると思います。



その中には、1、人事制度の問題、2、パワハラを根絶するためパワハラ相談員としての外部相談員の配置。そのためには旭市職員のハラスメントの防止等に関する規程第7条、

(10) その他市長が必要と認めた職員、相談員としてハラスメントに対する知見を有する者（臨床心理士、精神保健福祉士、ハラスメント防止コンサルタント）を外部相談員として配置することが求められます。

さらに、管理職職員全員にセクハラ・パワハラに関する研修の充実、また会計年度任用職員の保育士の割合が50%を上回っており、子どもに寄り添った保育が難しくなっています。また、保育所も保育士も給食担当等でトイレが一緒だったり、トイレの数が足りないなど、保育所は旧式なトイレのままだったりということがあり、そういうようなことについて改善をお願いしたい。この点についてお聞きいたします。

○議長（宮内 保） 松木議員、今の一般質問なんですけれども、非常に内容が広く質問しているものですから、要点だけよろしくお願いします。

○19番（松木源太郎） 今回、ハラスメントの問題とか、それから解雇の問題について、旭市の労働組合では相談を受けられないというので個人組合の、先ほど申し上げました千葉県自治体一般労働組合に私が紹介して相談をしました。これについては、4年ぐらい前にも、旧海上町でもハラスメントがあった問題も相談を受けていたことも、私も聞いております。私はそのときまだ議員ではありませんでしたけれどもね。

そういうことから、その中から、要するに要綱によってちゃんと、つまり、その前の方についてはハラスメント委員会を開いたけれども、弁護士がハラスメントでないとやったからハラスメントでないと認定をした。その方は辞めました。その名前を言ってくれというところがありますけれども、そういうようなことは、名前も市長に対する文書に書いてありますね。

そういう問題もあったので、ハラスメントの問題であればそういう専門家を相談員として市が設置していただけないか、そういうことをお願いしているわけなんですけれども、市の答弁をお願いします。

○議長（宮内 保） 松木議員、要するにハラスメントの取組ということで、答弁でよろしいでしょうか。

○19番（松木源太郎） ちょっと待ってください。

○議長（宮内 保） 松木議員。

○19番（松木源太郎） 取組ですから、そういう専門家をこの、市長が条項でもって設置で

きることがあるから、そういう人を委任して、市の中で課長なんかには相談できない、同僚に相談できない人が、外部の方でこの方に言えば相談できると、そういうものを設置してくれと言っているんですよ。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） ハラスメント相談に専門家をというご質問でございます。

ハラスメントの相談員につきましては、先ほど議員おっしゃったように旭市職員のハラスメントの防止等に関する規程、これによりまして複数部署の職員が対応しておりますが、そのほかに臨床心理士の資格を持つカウンセラーへの相談も実施をしております。また、職員が加入している千葉縣市町村職員共済組合、こちらのほうに相談窓口が設置されておりますので、これについてこれまでも職員に周知をしておりますが、改めまして職員へ周知をさらにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） この項目の最後になりますけれども、46年勤務した保育士がパワハラを受け3月30日に退職されました。この方は警察に逮捕されて、解放されて出てきている方です。この方は6か月間保育士としての勤務を許されず退職、3月30日にですね。同僚である保育士への手紙を渡していただきたと依頼したが、個人名が記されている——私も同席しました——ということで渡せないと言われました。どのように改めればよいか検討していただきたと思いますけれども、これについてご回答いただきたと思います。

○議長（宮内 保） 松木議員にお尋ねしたいんですけれども、その手紙の関連性といいたうか、パワハラに関連性はどういう内容なのか分かりますでしょうか。

○19番（松木源太郎） 話しをすれば長くなりますけれども、昨年7月に逮捕された方がいて、それも事件というか事故があつてから1か月たつて逮捕されて、それでもって逮捕されて起訴されないで帰った方がいらっしゃるのは、皆さんご存じだと思います。

その方が3月31日でもって辞めざるを得ない。46年間、旭市を含めて保育士をやっていたそうです。最後に、皆さん方にお別れの手紙があつたけれども配ってくれないからと相談があつたので、私は担当課の方と相談して、そうしたらば、個人名が入っているから配れないというんですから、じゃ、どうしたら配れますかということをお答してくれと言つたけれども、お答がないので、そのことについてお答いただきたということでございます。

○議長（宮内 保） 松木議員、今の質問なんですけれども、通告の質問に関連しないと思う  
んですけれども。

松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 私は、2番目の通告はハラスメントについてのことについて質問し  
ておりますから、関連していると思います。

○議長（宮内 保） 松木委員、今は手紙ということですから、個人の手紙ですから関連性が  
ない。

（発言する人あり）

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 退職された方からのお手紙ということでございますが、その元職員  
におかれましては、長年保育士として務められ、いろいろとご苦労されて長年保育業務に携  
わったことについては、改めて敬意を表するところでございます。

ただ、先ほど議員のほうでパワハラによる退職という話がありましたが、パワハラによっ  
て退職したものではないものと認識しております。これは事実でないと考えられます。それ  
と、逮捕されたこととパワハラというのは別の問題ではないかと思われま。

それと、手紙を個人名や個人情報が入っているので配れないということで、なければとい  
うことでございますが、その手紙の内容にはその当時の勤務状況に関することや特定の個人  
名が記載されております。そうした個人のプライバシー保護とか組織の円滑な運営という点  
でお断りしたところでございますが、そのほかにも、その当時の具体的な勤務状況の内部の  
やり取りなども記載されております。これは、地方公務員法で定められました守秘義務に抵  
触する可能性がある内容を含んでいるものと、これは組織として配布することは法令遵守の  
観点から重大な問題があると思われま。

たとえ退職されたとはいえ、元公務員が職務上知り得た秘密を書簡の中に入れて公にする  
ことは、公務員倫理及び法律の観点から非常にリスクの高いものと思われま。組織として  
は、そのような情報を公式な経路で全職員に配付するということは、市の情報管理責任も問  
われますので、そういった観点から配付はできないと申し上げたところでございま。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 了解しませんけれども、終わりにします。

次に、3番目に質問しております学校再編基本方針についてであります。

先日こういうのが——これはB 4に大きくしましたけれども——来ました。5月22日の北統合中学校第4回学校再編代表者会議、私、傍聴させていただきました。そのときに大変違和感を感じたわけです。なぜか。まず一つは、北中学校を開設するに当たってまず第一に問題があったと思います。旧干潟町の小学校が一緒に一つになる、それはいいでしょう。ところが、第二中学校の学区の共和と琴田小学校の部分を北中学校に持っていく、これは以前につくった計画でもってようになっておりました。

中学校のつくる問題を代表者会議は始めてしまった。それでもって、私は当然だと思いますが、旧旭市の2校の方たちの地域がその新しい中学校に行くという結論になるのは、なかなか難しいと思っていました。事実、合意ができなかった。その次にどうするかということでは何回か会合が開かれているわけですが、その中で5月22日に出てきた、当時配られたこれはA 3の大きいやつですけれども、これを見てびっくりしたわけです。

なぜか。中学校をどうするかという問題について全く方向が出ていないのに、その北中学校をどこに持っていくかという議論だったらいんですけれども、その中で二中とか一中とか、旭市ですね。それから海上中学校とかにも配分してこうゆうするんだ。中学校の配分の仕方までここで議論されてしまっているわけです。これは、ちょっと順序が違うのではないかと。

つまり、どういうことかという、飯岡町では二つの小学校を統合して、今の中学校のところに持っていくんだと話が出ていますよね。それに大変不安を持っている。それから、今言ったように、この中には、住民の方の意見の中に出てきたのは、中央小学校は一中に行ってもらって、二中の範囲は旧干潟町まで広げて、それで全体に少なくなってきたらば二中にしたらどうかなんて意見が出るような書き方なんです。

これは、皆さん方、教育委員会は本当に努力されているのは私は認めます。ずっと傍聴していますから、いろんな意見が交錯して方向が難しいのは分かりますけれども、しかし順番が違うでしょうと。中学校の問題をやるんだったらば、それできちっと中学校の問題について住民の方々によく知ってもらった上でやるべきだ、こう思うんですけれども、順序が逆でしょう、こういうことでやっていたんでは混乱を起こすと思うんですけれども、教育委員会のお考えをいただきたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは回答申し上げます。

今回、議員おっしゃいますように、資料としまして統合中学校を3校とする案、また2校とする案というようなことで、四つのパターンの資料をお出ししました。先ほどお見せいただいたものでございますが。ただ、これにつきましては、先ほどもお話ししましたとおり、今まで委員の皆さんから出ていた意見、それらを今後の方向性を決めていくに当たって一旦それを整理するため、そのためにこの四つのパターンということで、こういった意見が今まで出ていますというところでお示ししたものでございまして、この四つの中から決めるとか、この方向性を市のほうでこれにしますよという意味ではなかったというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 松本源太郎議員。

○19番（松本源太郎） それは順序が逆ですよ。中学校の統合の問題と小学校の統合の問題と性質が違うわけですから、住民の持っている感情も違うわけですから、そこを無理やりこういう新しいものを出して、提案だったからいいだろうというわけにはいかないです。住民の感情としては、もう飯岡の小学校に行っているお子さんの方々は、何であの中学校に行かなければならないのと、中学校の視点ね。そういう考えになってしまっているわけですよ。

ですから、そこら辺をもっとちゃんと住民の方が納得するような形の進め方を、これから教育委員会で十分に検討していただきたい。特に私は、違和感を持ったのは、私は子どもたちが琴田小学校を出ていますから、それで琴田小学校の父兄たちはずっとよく知っている人がいっぱいいるんですけれども、最初から、幾ら言われたって干潟のほうにつくる中学校には行かないよとはっきり言っているんですよ。

どういう歴史があるかという、ちょうど私があそこにうちを建てた頃は、ここは最後に学校が嚶鳴と分かれて琴田小学校となったから、ここは将来、中央小学校に行くことになっているんだけれども、当座は琴田に進んでくれやと言われていたと親が言っていたわけですよ。そういうのを、それはしょうがないだろうと私は思いましたよ。

しかし、そういうようなところにどんと持ってきたって、これはうんと言うわけないんだ。そういう住民の感情というのをよくつかまえて、もう少し検討し直していただきたいなと思います。

現在もう、教育委員会なりもう1段階上のところでもって、こうでどうでしょうと落とすしかないんですよ。だから、中学校全体の問題を考えると今まで待ってくださいと言えないと思うんです。そういう方向で示さないと、住民に混乱を引き起こすのではないかと

思っ、私はご質問申し上げました。要らないこと言っているなと思うかもしれませんが、住民の考えもそこら辺にあるということをお考えの上、よろしくお願ひしたいと思ひます。私、答弁要りません。ありがとうございました。終わります。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員の一般質問を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

#### ◇ 伊 藤 房 代

○議長（宮内 保） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願ひします。

（ 1 7 番 伊藤房代 登壇）

○ 1 7 番（伊藤房代） 議席番号17番、公明党、伊藤房代でございます。

令和8年第2回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回私は、大きく分けて4点の質問をさせていただきます。

1点目、熱中症対策について、2点目、公園の安全対策について、3点目、運行内容について、4点目、運転免許証返納者への支援について質問いたします。

まず1点目、熱中症対策について質問いたします。

（1）市では、一時的に暑さをしのぐ場所として、冷房の効いた涼み処は設置されているのか質問いたします。

（2）小・中学校や庁舎などの、公共施設への冷水機の設置はできないか質問いたします。近年、夏の温度が高温になり、平常時の体温は37度C前後である体温が、猛暑の近年、水分を補給しない場合1.1度Cも上昇し、汗をかいて脱水が進行し、熱中症の危険性も増大し、体温が39度Cになると疲労感になり、40度Cになると動けなくなるという熱中症の症状が出ます。

そこで、熱中症予防に効果があるとされている水分補給時の適切な水分補給をすることが大事であると結果が出ています。実験で、真夏の高温で運動した場合、体温が1.10度Cも上昇し、水分補給、5度Cの冷水を飲水した場合は0.68度C、15度Cの場合0.77度Cなどで、水分補給の水の温度は5度Cから15度Cの水分の熱中対策補給が適していると研究結果が出ています。

熱中症対策に、夏の季節5度Cから15度Cの冷水器はぜひ必要と考えます。旭市として、ぜひ小・中学校や庁舎などの公共施設に冷水器の設置はできないか質問いたします。

（3）高齢者世帯や区の集会所などへのエアコン設置・購入への補助はあるのか質問いた

します。

2点目、公園の安全対策について質問いたします。

(1) 旭スポーツの森公園の駐車場が夜になると真っ暗で、防犯上大変危険な状況なので、街灯を増やすなどして安全対策はできないか質問いたします。

(2) 旭スポーツの森公園内の樹木が伸び過ぎて見通しが悪くなっているのを、枝の剪定はできないか質問いたします。国道126号沿いの北側の駐車場から西側にかけて、またテニスコート横の西側の駐車場のところの歩道に枝が下がっているのを、歩きにくくなっています。また、線路沿いの南側の樹木も大きくなり過ぎて見通しが悪く、南側の道路に面したところの防犯灯も木の陰になっているので、ぜひ枝の剪定や伐採はできないか質問いたします。

3点目、運行内容について質問いたします。

(1) コミュニティバスの運行内容について質問いたします。

(2) デマンド交通、きらりんタクシーの運行内容について質問いたします。

4点目、運転免許証返納者への支援について質問いたします。

(1) 運転免許証を返納された方への支援はどのようなものがあるのか、質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長(宮内 保) 伊藤房代議員、1の(2)の小・中学校の冷水機のあれと、(3)の高齢者世帯の、別々ということで。庁舎と公共施設ということですか。別々。

○17番(伊藤房代) はい。

○議長(宮内 保) 大きい1番の(2)小・中学校と庁舎、それを、二つになっているから一つずつということね。それと(3)の高齢者世帯と区、これも二つになっていますので、一つずつということで、すみませんがよろしくお願いします。

答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長(黒柳雅弘) 私からは、質問事項1の(1)涼み処の設置状況についてお答えいたします。

市では、熱中症予防のため、一時的に暑さをしのぐ場所として、市役所本庁舎をはじめとする冷房の効いた公共施設9か所を涼み処として開放しております。各施設のロビー等の共用スペースを活用し、暑さを避けて休憩できる場として、どなたでも自由にご利用いただけます。

以上です。

○議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、私のほうからは1項目めの熱中症対策についてのうちの（2）で、小・中学校における冷水機の設置について回答を申し上げます。

小・中学校の冷水機につきましては、現在、各学校の判断に基づきまして、寄附により、小学校では1校、中学校では2校に設置されております。

冷水器を設置し、安全な水質の飲料水を提供するためには、各学校において常に適切な維持管理に努める必要がございます。そのためには、国の「日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準」を満たすことが大切でありまして、飲料水が外部からの汚染を受けないように、毎日の通水確認、ノズル・受皿やタンクなどの洗浄、フィルター交換などの水質の維持管理作業が必要となってまいります。

学校の現場では、熱中症対策の一環としまして、自宅から水筒を持参して授業の合間や体育の授業中など、日常的に水分補給をするといった指導が各学校で定着しておりまして、本市としましては、冷水機を設置する予定はございませんので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（宮内 保） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（杉山かおる） 私からは、1の（3）高齢者世帯へのエアコン設置の購入の補助についてお答えいたします。

現在、旭市におきましては、高齢者世帯を対象としたエアコン設置・購入費に対する補助制度はございません。議員がおっしゃいましたように、近年は記録的な猛暑が続いております。中でも、ご高齢の方は熱中症のリスクが高いため、関係機関と連携いたしまして健康支援に努めているところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、2の公園の安全対策についての、まず（1）駐車場の照明について回答いたします。

旭スポーツの森公園駐車場内の照明につきましては、より広範囲で明るさが確保できるLED化を進めており、全54か所のうち18か所について既にLED化を終えています。公園駐車場の照明につきましては、防犯上の安全対策のほか、近隣住宅への配慮やLED化等による明るさなどを検討しながら進めていきたいと考えております。

続きまして、（2）枝の剪定について回答いたします。



旭スポーツの森公園につきましては、年間を通し委託業者と契約し、計画的に樹木剪定を行っています。また、担当者が定期的に公園内の見回りを行い、危険性がある場合、随時対応もしております。

ご質問の樹木剪定ですが、公園内の木陰や木漏れ日などによる景観なども大切にしながら、計画的に剪定していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（宮内 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私からは、大きな3点目、運行内容についてということで、コミュニティバスとデマンド交通について回答申し上げます。

まず（1）コミュニティバスでございます。現在の運行体制ですけれども、コミュニティバスは市内の交通空白地域を解消し、高齢者などの交通弱者の方の日常生活に必要な移動手段を確保することを目的として運行しております。

運行内容といたしましては、東西線、旭南ルート、海上ルート、干潟ルートの四つのルートを5台のバスで運行しております。

続きまして、（2）デマンド交通の運行内容でございます。デマンド交通、きらりんタクシーは、路線バスやコミュニティバスを補完する公共交通システムとして、交通空白地域における交通弱者の移動手段を確保することを目的として、令和2年度から運行しております。

運行内容といたしましては、市内を旭南地区、干潟・旭北地区、海上・飯岡地区の三つの区域に分けて、それぞれの区域内を運行しております。また旭駅や旭市役所など市中心部の主要施設のほか、令和6年度からは各医療施設を共通乗降場所として設定し、どの運行区域からも利用できるようにしてございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） それでは、運転免許証を返納された方への支援について回答します。

運転免許証を自主返納し運転経歴証明書を取得されている方は、乗車時に運転経歴証明書を提示することにより旭市コミュニティバス運賃200円が100円に、デマンド交通の運賃500円が400円になります。そのほかタクシー・バスなどの旅客事業者や、一部の販売店やサービス事業者が協賛企業として支援措置を行っており、千葉県警のホームページで特典内容をご覧になることができます。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

1点目の熱中症対策についての（1）を再質問させていただきます。

暑さをしのぐ場所として開放している公共施設、先ほど9か所、ロビーで活用しているということですが、入り口付近に涼み処の場所が分かるようなのぼり旗を立ててはと思いますが、いかがでしょうか。安心して市民の皆さんが遠慮なくご利用できるのではないのでしょうか。また、防災無線などでも涼み処の場所を周知できないか質問いたします。

○議長（宮内 保） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） お答えします。

現在、涼み処として開放している施設は、市民の皆様が日常的に利用している市役所本庁舎などの公共施設です。そのため、のぼり旗などを設置して特別な場所として周知するのではなく、ふだんから気軽に利用いただける環境としております。一方で、涼み処をより分かりやすくお知らせすることも重要であると認識しておりますので、ホームページや広報などによる周知に努めているところです。

また、防災行政無線では、熱中症警戒アラート発表時に外出を控えることや、小まめな水分補給、エアコンの適切な使用など熱中症予防に関する注意喚起を行っております。涼み処の周知につきましては、今後も他の自治体の事例なども参考にしながら、より効果的な情報発信について研究してまいります。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員、一問一答ですので一問ずつ質問のほうお願いいたします。  
伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） すみません。涼み処のその場所が分かるようにのぼり旗を立ててはということで、特別しなくてもということですが、やはり市民の皆さんは、安心してその場所でゆっくりと休むことができるには、やはりのぼり旗を立てたほうが分かりやすくいいのではないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 回答します。

繰り返しになりますけれども、周知方法につきましては、他の自治体の取組状況を参考にしながら研究してまいります。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○１７番（伊藤房代） 他の地域でものぼり旗は、皆さんかなり立ててありますけれども、ぜひ旭市のほうでも検討していただければと思います。

また、防災無線などでもその涼み処の場所を、はっきりどこどこというのを周知してほしいんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 防災行政無線は放送時間や内容の制約もございますので、他の情報発信とのバランスを考慮しながら、効果的な周知方法について研究してまいります。  
以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○１７番（伊藤房代） ぜひ、せっかくの涼み処の場所を用意してあっても、そこを利用できないということがないようにしっかりと、しつこいようですけれども周知のほうよろしくお願いして、次の質問に入ります——（１）のごめんなさい、質問です。

涼み処には給水スポットの用意などはされているのでしょうか、質問いたします。

○議長（宮内 保） これは庁舎ですか。

○１７番（伊藤房代） そうですね、庁舎です。まだこの続きですので、ごめんなさい。

○議長（宮内 保） 続き、（１）ですね。

○１７番（伊藤房代） 熱中症対策の（１）の、暑さをしのぐ場所の冷房の効いた涼み処の設置のところに、要するに給水スポットの用意、されているのかということで、次の質問ではなくてごめんなさい。まだ１番の続きです。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 現在、涼み処に給水スポットは設置しておりませんが、総合体育館では既存の給水機が利用可能です。また、その他の施設につきましても、自動販売機などにより水分補給が可能となっております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○１７番（伊藤房代） ぜひ今後検討していただきたいと思います。

次の（２）の小・中学校や庁舎などの公共施設への冷水機の設置の部分での、先ほど別々

ということでしたので、庁舎のほうの公共施設のほうはどうか質問いたします。先ほど小・中学校のほうは回答いただきましたので、庁舎のほうの公共施設についての冷水機の設置についての質問をさせていただきます。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） それでは、行政改革推進課からお答え申し上げます。

公共施設に冷水機を設置できないかの質問でございますが、現在のところ、本庁舎を含めまして公共施設に新たな冷水機を設置する予定はございません。

熱中症対策につきましては、小まめな水分補給が大切だということは十分認識はしておりますが、冷房が効いている建物内では熱中症のリスクが低く、またそれぞれに、先ほど健康づくり課長のほうもご答弁申し上げましたが、自動販売機が設置されておりますので、水分補給につきましては、そちらのほうをご利用していただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○１７番（伊藤房代） ありがとうございます。それでは、また質問させていただきます。

旭市でも、SDGsの推進に市民にマイボトル利用を促し、水筒などのマイボトルを持参すれば誰でも無料で給水できるように、公共施設に冷水器や給水スタンド、冷水と常温水の２種類が利用可能の設置はできないか質問いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 議員おっしゃるとおり、マイボトルを利用することにつきましては、環境に配慮する上で大切なことだということは理解しておりますが、本市の公共施設では、使用済みのペットボトルや空き缶につきましては自動販売機を設置している業者によりごみ箱が設置されており、回収してリサイクルを行うなど、環境へ配慮した取組も実施をしております。

繰り返しにはなりますけれども、現在のところ、本庁舎を含めまして公共施設に新たな冷水機等を設置する予定はございませんので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○１７番（伊藤房代） 再度質問させていただきます。

佐倉市上下水道部では、市民の皆様に佐倉市のおいしい水道水を味わっていただくため、またSDGsの推進や熱中症対策を目的として、佐倉ふるさと広場の佐蘭花テラスに冷水対応の給水スポットを設置しています。ご利用は無料となりますので、マイボトルをご持参の上、ぜひ佐倉市のおいしい水道水を味わってくださいとあります。

旭市でも、小・中学校や公共施設などに冷水対応の給水スポットの設置はできないか、質問いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） お答え申し上げます。

佐倉市の事例をご紹介いただきまして、ありがとうございます。同じ回答になって大変恐縮ではございますが、現在のところ当市におきましては新たな設置の予定はございませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） ありがとうございます。

小・中学校のほうはいかがでしょう。先ほどの質問と同じになりますが。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 小・中学校におけます給水スポットというところでございますが、各学校におきましては、手洗い場や水飲み場等でそちらのほうが整備されておりますので、まずはこれらの衛生管理を徹底しまして、これらを十分に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） ありがとうございます。

再度、ぜひ熱中症対策に、また環境の面からもカウント式給水機や冷水機、冷水対応の給水スタンドなど、幅広く小・中学校や公共施設などへ設置はできないか質問いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、小・中学校の部分で回答を申し上げます。

小・中学校としましては、熱中症対策としまして、本年度、中学校5校と来年度開校となりますひかた椿小学校の屋内運動場に、空調設備を設置するという予定になっております。エアコンを設置することによって、熱中症のリスクが低くなるというところの中で、全ての小・中学校の教室のほうにも既に空調設備を設置しているところでございます。

飲み水以外にも熱中症対策としてどのような対応が望ましいか、教育現場から声を聞いて検討するなど、児童・生徒のよりよい教育環境の整備について考えてまいります。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） ありがとうございます。

同じ質問になりますが、公共施設のほうの設置はいかがでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 何度も同じ答えになって大変恐縮なんですけれども、本市におきましては総合体育館とパークゴルフ場に、カウント式ではございませんが冷水機のほうを設置しております。本庁舎等におきましては滞在時間も短く、冷房も効いているという状態もございますので、熱中症のリスクは低いというふうに思われます。

先ほどと回答は同じになりますが、現在のところ、このような設備の設置の予定はございませんが、いろいろご紹介をいただきました先進的な事例、その辺を十分我々のほうも情報収集しまして、今後の課題として認識させていただきたいと思いますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） ありがとうございました。ぜひ検討のほどよろしくお願いいたします。

次に、（3）の、先ほど高齢者世帯の部分はお聞きしましたので、集会所などへのエアコン設置・購入への補助はあるのか、再度質問いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 区の集会所へのエアコンの設置に対する補助につきましては、地区集会施設修繕事業として、天井に埋め込むタイプのビルトイン型であれば、建物の天井と一体型でありますので補助金を充てることができます。

しかし、壁に取り付けたり床に置くタイプのエアコンは備品の扱いになるため、こちらの補助対象になっておりません。ご理解をお願いします。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） ぜひ今後、集会所などへのエアコン設置・購入への補助は、今後検討していただければと思いますので、次に移らせていただきます。

2点目の公園の安全対策については、ぜひ検討していただければと思います。

（2）のほうの樹木が伸び過ぎてという部分は、本当に今、西側のテニスコートの横はもう歩けない状態なんですね。歩道を歩くと下まで木が下がっている状態なので、ぜひまた都市整備課のほうから伝えていただければと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、3点目の運行内容について質問いたします。

（1）のコミュニティバスの運行内容についての再質問をさせていただきます。

ある中央小学校へ通うご家族の方から、コミュニティバスを学校の登下校に合わせて乗れたら防犯上いいねとの声がありました。また、高齢の方からは、バス停が遠くそこへ行くまでが大変との声があります。もっと細かく路地裏まで入れるよう改善はできないか、質問いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） コミュニティバスは、現在5台のバスを最大限に活用して運行しておりますが、運転手の労働時間などの制約もあるため、路線の新設や延伸、便数の増便など、運行の拡充に対応することは難しい状況でございます。

市では、コミュニティバスで対応し切れない部分につきまして、デマンド交通、きらりんタクシーを運行し、交通弱者の方々の移動手段の確保を図っております。このコミュニティバスときらりんタクシー、二つの事業を継続して対応していきたいと考えております。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） ありがとうございます。

次に、（2）のデマンド交通、きらりんタクシーの運行内容についての再質問をさせていただきます。高齢者の方から、旭中央病院に行くときはよいのですが、帰りは診察がいつ終わるか分からないのでデマンド交通、きらりんタクシーを頼めないとのこと、予約時間の改善はできないか質問いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 診察の終了時間が見込むことが難しい場合などは、予約がしづらい点はあるかとは思いますが。デマンド交通は、乗り合いという性質上、複数の利用者の予約を調整して最適な配車を行う必要がございます。そのため、事前予約を原則としまして、1時間前までのご予約をお願いしているところでございます。

このデマンド交通は事前に利用登録が必要となります。登録をする際には、利用方法などをより詳しく丁寧に説明をしまして、こういった病院帰りの利用などの場合は、受診終了時間のある程度猶予を持って見込んでいただき、その時間に合わせて事前にご予約いただくようお願いをしております。

この予約方法につきましては、昨年、土日でも予約をできるように改善をしたところがございます。利用者の皆様がより利用しやすくなるよう、予約方法や案内の充実について引き続き検討してまいります。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） ありがとうございます。ぜひ検討のほどよろしくお願いいたします。

次に、4点目の運転免許証返納者への支援について再質問させていただきます。今後、運転免許証を返納された方が支援を受けるには、どのような申請をしたらよいのか質問いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 支援を受けるためには、コミュニティバスの乗車時や、サービスを行っている各店舗で、運転経歴証明書を提示する必要があります。運転経歴証明書は運転免許証と同じサイズで、住所、氏名、生年月日、自主返納を受理された日などが記載され、本人確認書類として永年使用することができます。

取得する場合は、お住まいの都道府県の運転免許センターや警察署に申請していただきます。取得に関する詳しいことは県警のホームページのご案内をご確認ください。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） ありがとうございます。ぜひ周知のほうよろしくお願いいたします。

次に、再々質問をさせていただきます。今後ますます高齢化が進む中、運転免許証を返納された方には回数を決めて無料タクシー券を配布するなど考えてはと思いますが、いかがでしょうか。



○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（杉山かおる） 無料タクシー券の配布につきましては、先ほどのコミュニティバスやデマンド交通の支援もございますので、現在のところ導入の予定はございませんが、国や県、他の自治体の支援の動向を注視しながら、また旭市の財政状況なども見据え、研究してまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） どうもありがとうございました。ぜひ検討して、今後ますます高齢化が進みますので、ぜひ検討のほどよろしく願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

伊藤房代議員は自席へお戻りください。

#### ◇ 高 橋 美千子

○議長（宮内 保） 続いて、高橋美千子議員、ご登壇願います。

（2番 高橋美千子 登壇）

○2番（高橋美千子） こんにちは。議席番号2番、参政党、高橋美千子です。

令和8年第2回、6月の定例会におきまして議長より一般質問の機会をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

一般質問の前に、先日6月15日、茨城県の下妻市の須藤豊次市長が亡くなられたというニュースがありました。まず初めに追悼の意を表したいと思います。須藤市長は3月29日に当選したばかり、また、茨城県は県の独自の対策として不法就労通報奨励金を2026年5月11日、先月始めたばかりでした。とても悲しいニュースだったと思います。須藤市長もこれからというところだったかなと思っております。

では、一般質問のほうに入らせていただきたいと思います。まだまだ慣れない点多々ありますが、温かい目で見えていただけると幸いです。

私からは、大きい1項目めとして児童手当の支給についてと、2項目め、農業の担い手不足の解消についての、大きく二つの項目について質問させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、一つ目の児童手当の支給についてです。

先日4月20日に行われました国会、参議院こども・子育て・若者活躍特別委員会にて、こども家庭庁は、昨年全ての自治体に対し平成27年以降に児童手当制度における外国人の不当事例について調査をしたところ、住民票を消去しないまま出国したことによって過誤払いがあった事例が、全1,741市区町村の2割ぐらいであったと明かしました。

児童手当の受給には、子どもが日本国内に住んでいる必要があるとする国内居住要件があります。全1,741市区町村の2割ぐらい、つまり350前後の自治体にこのようなケースが見られたそうです。

そこで、(1)の質問といたしまして、本市でこのような誤支給があったのかどうか、お伺いいたします。

次に、大きい項目の2番目、本市の基幹産業である農業が直面している危機的状況について、農業の担い手不足解消についてお伺いいたします。

農林業センサスの調べによると、農業経営体数は平成22年、2010年には2,519件あったのが令和7年、2025年には1,571件と、この15年間でほぼ1,000件弱の農業経営体が減ってしまいました。また、平均年齢は63歳、従事者のほぼ半数が65歳以上など、高齢化と衰退に歯止めがかかりません。

先日の飯嶋議員の質問にもありましたとおり、物価高の影響もあり、現在、市内、全国の農家の経営はまさに限界を迎えております。夏から秋にかけての本格的な農繁期を前に、高齢化が進む中、収穫期の労働力の確保は一刻の猶予も許されない状況です。しかし、ここで大きな壁となるのが受入れ側である農家の負担です。多くの農家は日々の苛酷な作業に追われており、体験者の募集、移動手段や宿泊場所の確保、契約手続といった煩雑な事務負担に耐える余裕がありません。

その一方で、先日5月18日のニュースでは、千葉県旭市のアパートで不法滞在の外国人14人が摘発されたとの報道がありました。摘発されたのは、タイ、インドネシア、カンボジア国籍の20から50代の男女で、うち13人は短期滞在ビザ、1人は技能実習生として入国しており、中には7年もの間不法滞在していた人もいたという、大変不名誉なニュースで旭市が取り上げられました。

また、そのニュースでは、出入国在留管理庁によりますと、2024年の千葉県の不法就労者数は2,257人で、茨城県に次ぐ全国で2番目に多いと発表されました。こうした人手不足対策の推進に当たり、法的なリスク管理、すなわち外国人不法就労の防止という守りの対策が必要と考えております。慢性的な人手不足や収穫期の焦りから、在留資格が不十分なまま外

国人を雇用し、農家側が意図せず不法就労助長罪に問われる事態は絶対に避けなければなりません。

そこで、まず初めに質問の入り口として、市が主導する窓口において適切な在留資格の事前確認を代行する体制はありますのでしょうか、お伺いいたします。

以上、2項目2点についてお伺いいたします。

なお、再質問につきましては質問席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員の一般質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、私からは1項目めの児童手当の関係についてお答えいたします。

先ほど議員もおっしゃってありましたように、児童手当制度の住所要件において受給資格者及び対象となる児童は日本国内に住所を有する者とされ、住民基本台帳に記載されている必要があります。これは外国人についても同様となります。

支給要件を満たさない外国人へ児童手当を誤支給する事例があるとのことでしたが、本市においてはそのような事例はございません。

以上です。

○議長（宮内 保） 市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） それでは、市の窓口で適切な在留資格の確認が行えるかどうかという点について回答します。

在留資格など外国人に関する管理事務は出入国在留管理庁が行っておりますので、市町村では、在留カードに記載されている内容、国籍や在留期間などを超える情報の確認を行うことはできません。就業が可能かどうかにつきましては、在留カード自体に「就労不可」や「就労制限なし」、また幾つかある例外的な許可について印字されておりますので、在留カードを見て確認することができます。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。

それでは、まず初めに、一つ目の質問から再質問させていただきたいと思います。

旭市では誤支給がなかったとのことで、安心いたしました。次に再質問といたしまして、本市における外国人の児童手当の受給状況について伺いたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 本市における外国人の児童手当受給者数につきましては、直近の支給日時点、これは6月の下旬になりますが65人、全体の受給者数4,043人の約1.6%となっております。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ご答弁ありがとうございます。全体の1.6%いらっしゃるということで理解いたしました。

この点については、国の制度で定められておりますので致し方ないかと思いますが、国では不正受給の件数や総額が把握していないとのことを比べれば、旭市の透明度が理解できるかと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

国では、令和9年3月以降に関連機関の情報ネットワークシステムを整備し、支給事務を担う自治体などが、子どもの出入国や居住の実態を把握できるようにする方針をお示しいただきましたが、整備が整うまで約半年間あります。今後も旭市で外国人への児童手当の誤支給が起きないようにするために、市独自で防止対策ができるかどうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 児童手当は国の制度でありますので、市独自での対応は難しいところがございますが、本市では、外国人の方が児童手当の申請手続きを行う際には制度を正しくご理解いただけるよう分かりやすい案内を心がけるとともに、必要に応じて翻訳機を活用するなど、丁寧な説明に努めているところでございます。

外国人への誤支給の防止に当たっては、受給資格者や対象児童の居住実態の把握等が重要となりますので、関係課と連携し必要な情報を共有するなどして、支給要件を満たさない外国人へ児童手当を支給することがないように、適切な支給事務の遂行に取り組んでまいります。以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。

先ほど申し上げたとおり、国が動き出す令和9年3月まで半年以上あります。また、3月以降とのことですから、きっかり3月に始まるとも限りません。先ほど答弁いただきました、今後も旭市でこのような事例が起きることのないよう、適切な支給を今後ともよろしくお願いいたします。

以上で大きい項目の１の質問を終わります。

次に、大きい項目の２番、農業の担い手不足解消についてに移りたいと思います。

旭市内に転入した際に、市役所の窓口にて在留カードの確認をしていただいているということで、ご答弁ありがとうございました。

次に、再質問といたしまして、外国人が就労を行う場合の注意点をまとめたリーフレットを市独自で作成すべきと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 現在、リーフレットを作成する予定はありませんが、外国人の在留資格については出入国在留管理庁が所管し、農業における外国人雇用については農林水産省が所管し、それぞれの必要な手続等の案内を行っておりますので、必要な場合に依ってこれらの周知を行ってまいります。よろしくお願いします。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○２番（高橋美千子） ありがとうございます。

最初に申し上げましたとおり、千葉県は不名誉にも全国で２番目に不法就労が多いと申し上げました。作成する予定はないという答弁でしたが、外国人の方にも在留期限を守っていただくためには、市独自の判断も必要になってくるのではないかと思います。また、必要に応じて周知を行っていただけるということでしたので、前向きに検討していただけますと幸いです。

次に、視点を変えて再質問いたします。

こうした外国人材だけに頼るのではなく、日本国内で人材を賄えないのかと考えます。新たな担い手や関係人口を呼び込むために、地元の学生や近隣住民、都市部の若者を対象とした農業お試し体験やボランティア、ワーケーション等、どんなことを市で行っているのでしょうか。市で取り組んでいる具体例をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 本市の基幹産業である農業の分野においても、おっしゃるとおり労働力不足が進行しております。このことから、市では労働力を確保するための施策を積極的に展開しております。

具体的には、一つ目が、都内で開催される新規就農を希望する人向けの移住・定住イベン

トへ出展し、本市での就農のPRをしています。二つ目として、農業を知ってもらい、お試  
しで体験してもらうため、市内農業者のもとでの1泊2日の就農体験を実施しています。ま  
た、三つ目として、市内での就農を目的とした地域おこし協力隊の受入れ及び活動支援など  
を行っております。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。

先ほど三つの具体例を挙げていただきましたが、その取組の成果として、参加人数と参加  
者、担当者のイベントの感想などお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 先ほどご回答した順に説明をさせていただきます。

一つ目の移住定住イベントは、令和7年度に2回出展しまして、19人から相談などを受け  
ることができました。このイベントは都内など都市部の住民をターゲットとするもので、就  
農に限らず、旭市での生活、それから各種支援制度などの説明、その後、質疑に答える場と  
なっております。

相談者からは、旭市での生活、農業の実態などの疑問を解消することができたとの意見を  
伺っております。市としても、参加しまして、相談者のニーズなどを把握することができた  
と感じております。

次に、二つ目の就農体験の参加者は、民間事業者と連携した事業の参加者も含めて22人と  
なっております。このイベントでは、旭市での就農に関心のある人を対象に、農業者のもと  
で実際の農作業を体験していただきました。

参加者からは、農業を実際に体験することで就農のイメージを実感することができたとの  
感想をいただいております。また、市としても本市での就農に関心を持つ人を把握すること  
ができ、さらに関係人口としてつながりを得ることができたと感じております。

続いて、三つ目の地域おこし協力隊は、農業分野で現在2名に活動をいただいております。  
令和8年4月に活動がまだスタートしたばかりではありますが、隊員には市のPRも含め精  
力的な活動を現在行っているところでございます。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） 様々なイベントの開催、また感想も好印象であったり、地域おこし隊  
におきましては4月度からスタートしたばかりと。私も議員1年目でありますので、旭市の

PRに非力ながら協力していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、ただPRするだけでは農業者数は増えませんので、人材確保及び経営力強化に対するワンストップの支援など、市でどのようなことを取り組んでいるのかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 農業者の支援には、先ほどの労働力の確保と併せて離職の防止、経営力強化が重要と考え、そのための施策を展開しております。新たに農業経営を目指す人の支援や既存の農業者の経営改善を目指し、担い手の育成・確保を行うため、県の海匠農業事務所、それから、ちばみどり農協、農業委員会、日本政策金融公庫と連携し、旭市担い手育成総合支援協議会を設置し、ワンストップの支援も含めた活動をしております。

具体的な事業として、一つ目が営農技術、経営の相談を協議会内で共有することで、農業者が一つの窓口に行くだけで、それぞれの機関からの支援策の提案を受けることができるワンストップ支援窓口の運営、二つ目として就農計画、経営改善計画の作成指導、計画達成への支援。三つ目としまして、農地の取得や貸し借りの利用調整などを行っております。

また、県では新規就農者を対象とした経営体育成セミナーを3年間にわたって段階的に、基本、専門、総合の順で開催をしております。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。市・県と連携しての施設展開、どうもありがとうございます。

次に、先ほどご紹介いただきました市で行っている三つの施策について、現在の利用状況をお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 先ほどと同じく、順に説明をさせていただきます。

一つ目がワンストップ窓口の令和7年度の実績は、日本政策金融公庫が実施する経営相談として41件の相談を受けました。なお、技術指導については、県の海匠農業事務所や、ちばみどり農協を中心に日常的に行っているため、件数の把握は行っておりません。

二つ目の就農支援の令和7年度の実績は、既に担い手となっている認定農業者の営農計画の作成、更新の支援を行った件数として126件、認定新規就農者となるための相談や就農計画作成の支援件数としては2件となります。

三つ目の農地の利用調整については、農地バンクの利用支援や農業委員会との情報共有等を日常的に行っているため、件数の把握はしておりません。

以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。

技術指導についてと農地利用の調整について、件数が把握できないほどに日々多くの方から連絡が来ているということですのでよろしいでしょうか。再質問いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） そのとおりでございまして、技術指導については農水産課以外の農業事務所だったり農協が行っているため、まさに業務も多岐にわたっていますので、件数が把握できない状況です。農地の利用調整についても、同じように他の機関となります。件数も非常に多いということで聞いております。

以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。

就農支援の実績も合わせまして169件と、それと数え切れないほどの相談が来ているということで、農業経営に困っている農家がいらっしゃるものの現れだと思えます。

そこで、私から一つ提案といたしまして、農家の事務負担を少しでも減らすために、例えば、ワーケーションや遠くから来られたボランティアの方向けに、もっと気軽に参加していただくために市で宿舍を用意することはできないでしょうか。市が保有する空き家、市営住宅等を活用した共同宿舍の整備を推進すべきと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） 現在、市が公有財産を活用し共同宿舍を整備する予定はございません。

以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ご回答ありがとうございます。

なかなか新しい事業を始めるとなると難しい点はあるのかなと思います。



いろいろ質問してまいりましたが、最後の質問といたしまして、外国人材だけに頼ることなく農業の担い手不足を解消するために、市ではどのように農業者を支援していくのか、見解をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（金杉高春） まず、新規就農者への支援事業として、近隣の市ではあまりやっていない旭市独自の支援として、親元での就農者の支援や、市外から移住し、担い手となっている農家に雇用されて就農する人への家賃補助などの支援を、積極的に行っております。

また、先ほどご案内しました旭市担い手育成総合支援協議会でのワンストップ支援や、就農、経営改善、農地利用等のきめ細かな支援を関係機関と連携して行っております。さらに、就農の準備や経営開始などの各段階に応じた国の支援制度や、県が実施する支援等についても積極的に周知してまいります。

まとめとしまして、今後も県やちばみどり農協などの関係機関と連携し、新たな労働力の確保に努め、営農の土台づくりを支援してまいります。また、経験を積んだ農業者に対しても経営力を強化するための支援を行うことで、持続可能な農業を地域全体で推進したいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。

農水産課では、この新規就農ガイドというパンフレット、こちら独立までの道のりでしたりが詳しく書かれていたり、支援制度も、国からのもの、市でも行っているものなど、ほかにもとても分かりやすくすばらしいものを作っていただき、大変感動しております。

また、前回の他者からの一般質問でも、新規就農支援事業や親元就農支援の定着率は100%、97%と、とても高い水準であったと記憶しております。ですが、それ以上に離農者数が多くなっている現状がありますので、大変心苦しく思っております。今後も担い手不足解消については、リスクにも対応しながら、もっとスピード感を持って取り組んでいかねばならない事案かと思います。

緑豊かなまち、この旭市の基幹産業でもある農業を未来に引き継いでいくためにも、旭市の総合戦略にもあります「魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり」のために、今後ともご尽力いただけたらと思います。

終わりといたしまして、私は農業は国防だと考えております。今、日本の食料自給率は38%だと言われております。ですが、農業産出額千葉県第1位のこの旭市だからこそ、全国で見ても5番目ですから、この旭市から日本の食を支える理想のモデルとなるような施策を今後とも進めていけたらと思います。

まだまだ勉強不足で至らない点もありますが、私も非力ながら、先ほど申し上げましたPR活動にも力を尽くしていきたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員の一般質問を終わります。

高橋美千子議員は自席へお戻りください。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

---

○議長（宮内 保） なお、次回は25日定刻より会議を開きます。

これにて本日の会議を散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時 5分

## 令和8年旭市議会第2回定例会会議録

### 議 事 日 程 （第6号）

令和8年6月25日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長請願報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 事務報告
- 第 6 閉 会

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長請願報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 追加日程第1 発議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 質疑、討論、採決
- 日程第 5 事務報告
- 日程第 6 閉 会

---

### 出席議員（18名）

- |      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 金 澤 雅 哉 | 2 番  | 高 橋 美千子 |
| 3 番  | 戸 村 ひとみ | 4 番  | 常世田 正 樹 |
| 5 番  | 伊 藤 春 美 | 6 番  | 伊 場 哲 也 |
| 8 番  | 崎 山 華 英 | 9 番  | 永 井 孝 佳 |
| 10 番 | 井 田 孝   | 11 番 | 島 田 恒   |
| 12 番 | 片 桐 文 夫 | 13 番 | 遠 藤 保 明 |

14番 宮内 保

16番 宮澤 芳雄

18番 木内 欽市

15番 飯嶋 正利

17番 伊藤 房代

19番 松木 源太郎

---

#### 欠席議員（1名）

7番 平山 清海

---

#### 説明のため出席した者

市長 米本 弥一郎

教育長 向後 依明

行政改革推進課長 大八木 利武

企画政策課長 榎澤 茂

税務課長 多田 仁

環境課長 崎山 博之

健康づくり課長 黒柳 雅弘

子育て支援課長 八馬 祥子

高齢者福祉課長 杉山 かおる

農水産課長 金杉 高春

都市整備課長 飯島 和則

消防長 常世田 昌也

教育総務課長 飯島 正寛

スポーツ振興課長 林 甲明

農業委員会事務局長 金谷 健二

副市長 柴 栄男

秘書広報課長 寺嶋 和志

総務課長 向後 稔

財政課長 池田 勝紀

市民生活課長 齋藤 邦博

保険年金課長 大網 久子

社会福祉課長 椎名 実

こども家庭課長 石橋 康司

商工観光課長 加瀬 弓子

建設課長 林 一美

会計管理者 宮内 和美

上下水道課長 向後 哲浩

生涯学習課長 佐野 唯生

監査委員局長 森田 貴久

---

#### 事務局職員出席者

事務局長 穴澤 昭和

事務局次長 飯笹 浩一

---

開議 午前 10 時 0 分

○議長（宮内 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（宮内 保） 議案第1号から議案第13号までと議案第35号から議案第37号までの16議案及び請願第1号から請願第3号までの請願3件を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査の結果は、配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮内 保） 配付漏れないものと認めます。

---

#### ◎日程第1 常任委員長報告

○議長（宮内 保） 日程第1、これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員長、常世田正樹議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 常世田正樹 登壇）

○建設経済常任委員長（常世田正樹） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月18日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部の出席を求め、本委員会を開催いたしましたので、審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

去る6月11日の本会議において本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和8年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第2号、令和8年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、議案第10号、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案であります。

まず、議案の審査結果から申し上げます。

当委員会に付託されました3議案については、別紙報告書のとおり、全て全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第1号の主な質疑について要約して申し上げます。

初めに、漁業振興基金積立金について、その使途はどのようなものになるか、漁業者に対する補助など、漁業に関するものであれば使えるといった認識でよいかとの質疑では、基金は、海匠漁業協同組合から提案される事業について、有識者を含めた漁業振興基金活用委員会で意見を伺い、使途が決定する。漁業振興に関する事業を対象とし、現在、漁業施設の改修について、海匠漁業協同組合から要望を受けているとの答弁がありました。

次に、議案第2号、議案第10号についてですが、質疑はございませんでした。

以上のとおりでありましたので、報告いたします。

令和8年6月25日、建設経済常任委員長、常世田正樹。

○議長（宮内 保） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長、伊場哲也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 伊場哲也 登壇）

○文教福祉常任委員長（伊場哲也） おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月11日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、令和8年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第5号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、財産の取得についての7議案について、審査の結果を申し上げます。

去る6月19日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号について、生活扶助費の追加給付分について、給付額は1世帯当たり幾らになるのかとの質疑では、生活保護世帯の追加給付は、世帯の人数やその状況、障害の有無などによる加算があるため、追加給付額は様々である。国が示した級地による平均的な単価によると旭市は6万4,000円であり、これに世帯数を乗じて計上したとの答弁がありました。

次に、追加給付の手続方法はとの質疑では、現在、生活保護受給中の世帯は、申出等は不要で、プッシュ式で追加給付する。生活保護の廃止世帯は、夏頃に受付を開始する予定であるとの答弁がありました。

次に、扶助費について、どのような世帯の受給が増えているのか、直近の傾向はとの質疑では、現在受給している世帯は477世帯で、内訳は高齢者世帯が293世帯、母子世帯が6世帯、傷病者世帯が93世帯、障害者世帯が59世帯、その他世帯が26世帯であり、高齢者世帯の割合がかなり大きいとの答弁がありました。

次に、議案第12号について、旭市立ひかた椿小学校統合備品の取得に当たり、既存の備品をどの程度再利用、転用し、どの程度を新規取得するのか、選定基準と調整状況はとの質疑では、備品の再利用の判定は、備品台帳から購入年度や規格、耐用年数を確認しながら、破損や劣化状況を教職員と一緒に確認し、安全性を最優先に判断したとの答弁がありました。

次に、今回の備品一覧にあるスライド収納棚や作業台は固定が必要なものと認識している。固定が必要なものは工事、固定が不要なものは備品という区分であったと思うが、今回の区分の基準はとの質疑では、ひかた椿小学校の工事については、入札で不調となり、随意契約で受注者を決定した。当初の入札では、備品も含め建築工事としていたが、不調が続いたことから、工期も限られているため備品を切り分けて発注することとしたとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、全議案とも全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和8年6月25日、文教福祉常任委員長、伊場哲也。

○議長（宮内 保） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員長、崎山華英議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 崎山華英 登壇）

○総務常任委員長（崎山華英） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月11日の本会議において本委員会に付託されました議案第3号、旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、東総地区広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第13号、財産の取得について、議案第35号、専決処分の承認について、議案第36号、専決処分の承認について、議案第37号、専決処分の承認についての7議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月22日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第3号について申し上げます。

不利益処分としてどのような事例が考えられるかとの質疑では、行政手続条例では、行政庁が条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接にこれに義務を課し、またはその権利を制限する処分と規定されており、具体的には道路占用許可の取消しや市営住宅に入居している方への明渡し請求などが考えられるとの答弁がありました。

続きまして、議案第13号について、主な質疑について申し上げます。

指揮車購入による行政効果はとの質疑では、出動案件が複雑多様化、大規模化する中で、指揮車の機能を向上させ、情報収集や統括管理をすることによって、職員の安全にもつながるため、効果は非常に高いと考えるとの答弁がありました。

続きまして、議案第37号について、主な質疑について申し上げます。

子ども・子育て支援金分の課税額の算定はどのようになっているのかとの質疑では、子ども・子育て支援金の課税限度額は世帯当たり3万円であるが、均等割は1人当たり1,800円で、18歳以上の方はさらに100円を負担し合計1,900円であり、所得割については、世帯の所得に0.25%を乗じた額で加算されるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、7議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和8年6月25日、総務常任委員長、崎山華英。

○議長（宮内 保） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。



---

◎日程第２ 質疑、討論、採決

○議長（宮内 保） 日程第２、質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（発言する人なし）

○議長（宮内 保） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

議案第１号、令和８年度旭市一般会計補正予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

議案第２号、令和８年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

議案第３号、旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 4 号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

議案第 5 号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 号、旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号、旭市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり

決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時22分

○議長（宮内 保） それでは再開します。

議案第12号、財産の取得について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、財産の取得について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第35号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第35号は原案のとおり承認されました。

議案第36号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案……、暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時24分

○議長（宮内 保） 再開します。

いま一度、議案第36号について、採決いたします。専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第36号は原案のとおり承認されました。

議案第37号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第37号は原案のとおり承認されました。

---

### ◎日程第3 常任委員長請願報告

○議長（宮内 保） 日程第3、これより文教福祉常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員長、伊場哲也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 伊場哲也 登壇）

○文教福祉常任委員長（伊場哲也） 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る6月11日の本会議において、本委員会に付託されました請願第1号、mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める請願、請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第3号、「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願の請願3件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月19日、付託議案の審査終了後、紹介議員による説明を受け、審査を行いました。

それでは、審査経過につきまして請願第1号から申し上げます。

厚生労働省の発表によると、ワクチン接種後の死亡疑い報告として、5歳から11歳までの

死亡者数が約190人上げられており、国の救済認定は3人であった。大人は接種することについて自身で判断できるが、未成年者への接種についてはすべきではないと考えるとの意見がありました。また、接種を希望する市民の権利も守らなければならないのではないか。中止を求めることで、接種を希望する方の選択肢が失われる可能性もあるのではないかと。基礎疾患がある方にとって、重症化を防ぐには重要な選択肢であるとして推奨されているとの意見がありました。

続きまして、請願第2号、請願第3号についてですが、特に意見はありませんでした。

以上、主な意見について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、請願第1号は賛成少数で不採択、請願第2号及び第3号は全員賛成でそれぞれ採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和8年6月25日、文教福祉常任委員長、伊場哲也。

○議長（宮内 保） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

---

#### ◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（宮内 保） 日程第4、質疑、討論、採決を行います。

ただいまの文教福祉常任委員長の報告に対して、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮内 保） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、ご登壇願います。

（19番 松木源太郎 登壇）

○19番（松木源太郎） 議案番号19番、日本共産党、松木源太郎です。

私は、請願第1号、mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める請願の本会議での採択に反対の討論をいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症が5類に移行して3年目の5月8日の朝日新聞の記事によると、「年3万人超死亡、日本人の死因8位 新型コロナ5類から3年の現在地」とい

う見出しの記事が出ました。この中で日本では年間3万人以上が亡くなり続けております。ウイルスの変異も続いております。5類は感染症法上、季節性インフルエンザなどと同じ位置づけとなるのであります。だが、死亡者数は依然として少なくない。2024年度は年約3万6,000人で、65歳以上の高齢者が9割以上を占めております。23年の約3万8,000人と比べても大きな減少は見られずに、23、24年とも、日本人の死因の8位となっております。

厚生労働省のプレスリリースによると、26年、今年の6月8日から14日の1週間の新型コロナウイルス患者数は、全国で2,147人、昨年は3,455人でありました。今では年間17万人から20万人以上の方々が感染しております。したがって、今後ますますワクチン接種後に死亡者の出ないコロナ用ワクチンの必要性があるのです。

現在、以上のようにコロナワクチン——C O V I D - 19といいますけれども、コロナワクチンは改良を重ねられ、有効性の高いワクチンに改良されることが期待されています。そのためには、ワクチンの有効性、安全性については、専門の医学会から示される知見と政府が承認のときに用いたデータを土台としつつ、国民の生命と安全を守る立場で、行政に的確な対応を求めるのが基本でしょう。

また、添付された資料の中に「旭市のロット別死亡率T O P 100」と記載されております。この観点から、2021年から2025年3月、3年半の間に、旭市でもって29人死亡されたとの記載がありますが、この資料が何のための資料か全く不明のまま添付されております。

ここで、現在のコロナワクチンについては、以下のように考えます。①ワクチンを接種するかしないかは、個々人の自由な意思によって判断されるべき。②ワクチン接種が、新型コロナウイルス感染症の発症、重症化から国民の命を守る重要な手段の一つと考え、希望する人への安全、迅速な接種を政府に求めます。ワクチンの有効性と安全性について、徹底した情報の公開や国民への説明を求めるものであります。3番目は、あらゆるワクチンには、感染症から命を守るメリットとともに副反応のリスクがあります。接種後に起こった有害事象への徹底した原因究明と、被害者への救済、補償を求められます。④ワクチンをめぐってネット上で様々なフェイクニュースが流され、それを利用した勢力がありますが、そのようなデマを許さないことであります。

これらのことを政府に求める請願であれば賛成はできます。しかし、今回の請願は、旭市議会への請願と匝瑳市議会への請願では、同じ請願者が提出したのに、請願の件名が全く違っています。匝瑳市への件名は、「mRNAワクチンを含む予防接種事業に関する検証・情報公開及び住民への説明強化を求める意見書提出についての請願書」となっております。つ

まり、中止の文言が全くないのであります。これは何を示しているのでしょうか。コロナワクチン接種の中止を求めているのではないのです。隣同士の議会に内容の違う請願を出すということとは、全く非常識な話であります。

以上のとおり、この請願、「mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める請願」の採択には反対いたします。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木議員にお伺いいたします。今、議案第19番と……。

○19番（松木源太郎） 議席番号です。

○議長（宮内 保） ですから、議席番号19番に修正してよろしいでしょうか。

○19番（松木源太郎） はい、お願いします。

○議長（宮内 保） それでは修正します。

以上で討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

請願第1号、mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める請願について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成少数。

よって、請願第1号は不採択と決しました。

請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

請願第3号、「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 全員賛成。



よって、請願第3号は採択と決しました。

ここで10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時55分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における2027年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての2発議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮内 保） 配付漏れないものと認めます。

ただいま、発議案に伴う追加日程について議会運営委員会を開催していただきました。その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、島田恒議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 島田 恒 登壇）

○議会運営委員長（島田 恒） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における2027年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての2発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

配付してあります令和8年旭市議会第2回定例会議事日程その2、本日6月25日木曜日、この後、追加日程第1、発議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号、発議第2号の2発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮内 保） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

---

#### ◎追加日程第1 発議案上程

○議長（宮内 保） 追加日程第1、発議第1号、発議第2号の2発議案を一括上程いたします。

---

#### ◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（宮内 保） 追加日程第2、提案理由の説明を求めます。

発議第1号、発議第2号について、文教福祉常任委員長、伊場哲也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 伊場哲也 登壇）

○文教福祉常任委員長（伊場哲也） それでは、発議第1号、発議第2号について、提案理由を申し上げます。

初めに、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討さ

れた経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

続いて、発議第2号、国における2027年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案についても、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

国における2027年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、日本の未来を担う子供たちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化し、教育諸課題や子どもたちの安全確保等の課題が山積している。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生し、災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。

子どもたちの健全育成を目指し、充実した教育を実現させるためには、教育環境の整備を一層進める必要があり、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、以下の項目を中心に、2027年度予算の拡充をされるよう強く要望する。

一つ、災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分に図ること。

一つ、子どもたち一人ひとりにきめ細やかな指導をするため、公立義務教育諸学校及び公立高等学校等の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。

一つ、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。

一つ、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算を更に拡充すること。

一つ、安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制を充実させること。

一つ、多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障するため、必要な予算措置を講じること。

一つ、安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

一つ、GIGAスクール構想を着実に推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（宮内 保） 提案理由の説明は終わりました。

---

### ◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（宮内 保） 追加日程第3、これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号、発議第2号の2発議案について、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（宮内 保） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮内 保） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号、国における2027年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 事務報告

○議長(宮内 保) 日程第5、事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 向後 稔 登壇)

○総務課長(向後 稔) それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

報告書の2ページをご覧ください。

一つ、金10万円を株式会社アドバン様より、3月23日受納いたしました。

一つ、Tシャツほか学校用備品一式を干潟ライオンズクラブ様より、3月31日受納いたしました。

一つ、金20万円を小川匡夫様より、5月11日受納いたしました。

一つ、豚肉259.5キログラムを旭市養豚推進協議会様より5月19日受納いたしました。

一つ、豚肉311.0キログラムを有限会社Pig Fertilize松ヶ谷様より6月19日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長(宮内 保) 事務報告は終わりました。

---

#### ◎日程第6 閉 会

○議長(宮内 保) 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は終了いた

しました。

これにて令和８年旭市議会第２回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会 午前１１時 ８分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 宮内 保

副議長 井田 孝

議員 伊藤 春美

議員 伊場 哲也